

特秘

外事新聞紙

第三五號

第一十五百第

④ 国立公文書館	
分類	警察庁
類	9
排架番号	4 E
	15- 1
	134

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100



昭和十年 外事警察報 第五百十一號 目次

◇ 滿洲國に於ける中國共產黨の狀況(上).....一

一 總 說.....一

二 滿洲に於ける中國共產黨の沿革.....四

三 黨及び團の組織系統並に其の現勢.....九

外國事情

〔滿洲國〕

中國共產黨滿洲省委員會の三箇月計畫.....六

〔中華民國〕

中國共產黨内部の派別狀況.....七

中國に於ける共產主義運動取締狀況.....七

中國共產黨最近の工作方針と上海に於ける活動狀況.....八

中國民族武装自衛運動.....八

中國共產青年團の鬭争綱領.....六

目

次

一

〔ソウエート聯邦〕

第十六回全露ソウエート大會……………七
 ジノーウイエフ、カメネフ等の告訴狀と判決……………七
 ジノーウイエフとカメネフ……………八

〔獨逸〕

獨逸の強制收容所……………八
 獨逸猶太人の近狀……………九
 第三國家改革法案……………九

〔澳地利〕

澳地利聯邦議會初會議に於けるシューシュニツク首相の演說……………九

〔西班牙〕

西班牙はファツシストとなるか……………一〇

〔北米合衆國〕

コミンテルン第七回大會に提出する米國共產黨の議案……………一〇

研究資料



◇露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國ソウエート及ソウエート大會選舉

ニ關スル訓令……………一三
 第一章 選舉委員會……………一四
 第二章 選舉人ノ範圍及選舉權ヲ失ヒタル者ノ範圍……………一七
 第三章 選舉權ヲ剝奪セラレタル者ノ調査及名簿ノ作成……………二一
 第四章 選舉權剝奪ノ決定ニ對スル市民ノ訴願裁決ノ手續……………二三
 第五章 選舉權複權ノ手續……………二四
 第六章 選舉會……………二六
 第七章 ソウエート大會……………二八
 第八章 ソウエート選舉ノ無効……………三〇
 第九章 ソウエート議員ノ補缺及選舉……………三一

彙報

獨逸ミイタ利のファツシズム……………一三
 反戰反ファシズム世界學生大會の聲明……………一六
 全ソ聯共產黨中央委員會總會の決議事項……………一六
 極東地方若干の企業及小區の改正に就て……………一六

人事動靜

駐日メキシコ公使の歸國……………一四

新任駐日メキシコ公使の着任……………四
 神戸駐在英國領事の轉任……………四
 東京駐在キューバ國領事へ御認下狀御下付……………四
 比島總督一行の來往……………四
 駐日西班牙公使の轉任……………四

雜報

中國に於ける革命紀念日……………一四
 ソ聯に於ける映書祭ミ上山草人の入露……………一四
 ソ聯中央執行委員會所屬機關員の氏名……………一五
 エチオピア國ミ日本の關係……………一五
 滿洲國の總人口ミ在滿外國人の人口……………一六

〔附錄〕

一 在京外交團員名簿……………一三
 二 浦鹽市重要機關其他所在地圖……………一三
 三 獨逸に於ける政治社會各種運動に對する制限及び取締(第二輯ノ二)……………一三

埋草
 ソ聯に於ける新聞の種類ミ發行部數……………一三
 ソ聯邦法令解説……………一三

目次終



滿洲國に於ける中國共產黨の狀況 (上)

一 總說

滿洲國內て行はれてゐる共產主義運動としては北滿に於て北鐵ソ聯人従業員を主とする全聯邦共產黨の一部があり、南滿では邦人の間に極めて僅かではあるが共產主義運動が行はれた事例があるが、北滿の全聯邦共產黨は極度の秘密活動方針を取つてゐるため其の活動は表面に現はれず、邦人間の運動は殆ど問題にするに足らぬ程度のものである。従つて滿洲の共產運動の主流をなすものは中國共產黨の系統のものである。

中國共產黨の滿洲に於ける活動史は比較的近年に始まるものであり、全滿の黨活動の指導的中心たる滿洲省委員會が奉天に設置されたのが漸く昭和三年であり當時奉天、大連等南滿の一部に黨組織を有したに過ぎなかつた。然るに昭和五年に至り滿洲に於て古い闘争經歷を有してゐた朝鮮人共產主義者の火曜派、M・L派、上海京城合同派等の各派を中國共產黨に合流せしめ滿洲に於ける中國共產黨の組織は全滿的なものになつた。而して昭和五年には鮮人共產黨を合流せしむるに共に間島其他で暴動を起して中國共產黨の滿洲に於ての存在を明かにした。滿洲事變勃發後は一時事情の急變の爲活動狀態が沈滞化せる觀を呈してゐたが、最近では反日革命統一戦線の結成ミ其の指導權獲得の方針に基き活動して抗日反滿兵匪の指導權を共產系部隊が握らんとする形勢に在る。

従つて近く北鐵が賣却されて北滿よりソ聯の勢力が退却したる後は中國共產黨、殊に間島、磐石、北鐵東部線方面に占據してゐる共產系兵匪が滿洲國の治安對策上最大の問題となるに至つたのである。

滿洲に於ける中國共產黨は支那本部黨活動に比し異なる條件下に活動して居り黨活動自體も多くの特異性を有してゐる。滿洲が日本の支持下に在つた張作霖政權の治下に支那本部に比して遙に平和な安定せる狀態に在つた事、滿洲の社會、經濟狀態が支那本部に比して遅れた狀態に在る事、滿洲が一九二五年——二七年の南支、中支に於ける革命運動の高潮期を経

験せざりし事等を理由として満洲の黨活動を支那本部の共産主義の性質を有するものとす「北方落伍論」「關外特殊主義」等が中國共產黨内部でも主張された事は決して理由のない事ではないのである。

今満洲の中國共產黨の特殊性を認めらるゝものを擧げて見るに次の如くである。
 一 黨内部に於て朝鮮人共産黨員の数が非常に多く爲に黨内の融和を欠き又黨が滿人大衆の間に發展するのを妨げてゐる。而して中國共產黨の地盤たる地が若干の大都市を除き主として磐石、開島等古くより鮮人共産主義者が據つて活動してゐた地たる事も見逃せない事である。

二 共産主義運動の主體たるべき労働者の間の活動が極めて薄弱、緩慢である。浦鹽の太平洋労働組合書記局の側面的援助により、省委は聲を大にして主要企業内の支部（細胞）建設、赤色工會の活動發展を叫んでゐるが殆んど効果を擧げてゐない。直接ソ聯人と共に従業して赤色工會等も相等發展して居る筈の北鐵の滿人労働者、下級従業員の間にも黨、赤色工會の組織は殆んど皆無である。

三 農民運動も開島、磐石、珠河、湯原等鮮人黨員の古い根據地たりし方面でバルチザン遊撃運動を結合して展開せる他純粹の滿人の農民運動が中共の指導下に起つた例はない。東亞勸業会社の土地商租問題に端を發した依蘭事件の如きも地主たりし謝文東が起つたので、事件勃發後も中國共產黨は之を利用して農民運動を激發すべき何等有效なる方策を取り得なかつた。

四 労働運動、農民運動が見るべき發展を示してゐないのに反して、抗日反滿の義勇軍を反日の旗幟の下に共産黨の指導下に置かんとする工作は或程度の成功を収め、純共産系の東北人民革命軍を中心に多くの抗日反滿部隊を聯合せしめて満洲國東部の各地でバルチザン運動を展開してゐる。

五 満洲がソ聯と直接國境を接してゐる事は満洲の黨活動に尠からざる影響を與へる。黨滿洲省委が最近吉東局なる組織を北鐵東部線の綏芬河より横道河子に至る方面に作つたのもソ聯内と連結の意味を有し、浦鹽の太平洋労働組合書記局も滿洲の労働運動の指導に直接干與せんとし又昨夏ソ聯側と共産系の色彩を有する兵匪との提携により北鐵東部線で幾多の破壊工作の行はれたのは周知の事實である。
 ソ聯側が直接に政治上軍事上の見地よりして満洲の中國共產黨を利用するのを便利とする地位に在る事は今後の満洲の

中國共產黨の發展上重大なる意味を有するもので、此點は北鐵讓渡によりても何等の變りもないのである。

満洲の中國共產黨の活動其他の點で支那本部の其に比して特殊な點は以上の如くであるが、其他満洲が満洲國として政治上全然別個のものとなつた爲に生じた諸事情（日本側警察力の充實及び滿洲國警察力の向上の結果、共産黨に對する壓迫の強化せる事等）が黨活動上に及ぼす影響も見逃し難いものがある。

満洲に於ける中國共產黨の現勢力に關しては正確なる數字を擧げる事は困難であるが大略は次の如くである。
 黨 員 約一、七〇〇名（昭和九年六月の中央に對する報告による）
 共産青年團 約一、五〇〇名 右 同
 反日會 員 不 明（右報告の數字によれば、六八〇〇名なるも之は非常に多く見積りたるものにして實際はより少かるべしと想像される）
 赤色工會員 約一、〇〇〇名
 人民革命軍 約一、〇〇〇名
 共産系兵匪部隊 約一〇、〇〇〇名

併し乍ら黨員等の多くは赤色區域、遊撃區域、武裝部隊中に集團的に居るので、都會地に於ける産業支部（企業細胞）等の黨員、團員は極めて僅かであるを推察して差支へないのである。
 満洲の中國共產黨及び其の附屬團體は哈爾濱に存在する黨滿洲省委員會を最高指導機關として居り、省委員會は中國共產黨中央の直接指導下に立つてゐる。満洲は地理的にソ聯に接近してゐるため在ソ聯の中國共產黨員を直接満洲に派遣したり、浦鹽の太平洋労働組合書記局が直接浦鹽から援助を與へる事はあるが、コミンテルンより直ちに満洲省委を指導する事はなく、又北滿のソ聯共産黨も直接の連絡を有してゐない様である。

又満洲國成立後一部鮮人黨員は事情急變に満洲の特殊性を理由として、満洲の黨を中國共産黨より分離せしむべき事を説いて黨内に紛争を起したが、中央では之に絶對に反對し分離論者を抑壓した爲、現在では黨内で分離を主張する者なく、今後も他迄中國共産黨の一部として黨活動を續けんとする模様である。之は満洲國住民が大部分漢人より成れる事、満洲の黨を分離獨立せしむる事は間接に満洲國獨立を認める事になり、反日民族革命闘争に主力を注ぐ中國共産黨に取つて一の自滅的行動に外ならぬから之は當然であらう。

然らば滿洲に於ける中國共產黨は將來如何なる程度に發展するであらうか。
現在支那本部では中國共產黨の活動は一九二七年頃に比して下火になり、江西省の中央蘇維埃區も戰略的退却であつたことは言ひ乍ら南京政府軍に攻略され、上海、漢口、天津等大都市では政府側の徹底的壓迫に手も足も出ない状態にある。其故に支那本部で中國共產黨の活動が近い將來に非常に發展すると言ふ様な事は豫想せられないのである。又假令支那本部で共產黨が大進出をしたとしても、地理的に遠隔の地に在り政治情勢を全く異にする滿洲が之に捲込まれる事は想像し得ないのである。

次に滿洲國內で労働運動、農民運動等が著しく發展する事も現在の處では豫想されない。目下の處日滿軍隊、憲兵、警察力の充分なる都會地、鐵道沿線では共產黨系の労働運動等は少くも表面に現はれ、ば徹底的に彈壓される状態に在り、一般の労働者も共產主義を受入れて根強く組織を擴大強化すると言ふ程に意識が高くなつてゐないのである。

農民運動も農民の意識が労働者よりも一層低く殆んど發展せず、將來も其の急激なる發展は豫期されない。
共產黨の反日民族革命の旗の下に各種の抗日反滿義勇軍を全部黨の指導下に置かんとする政策は、情勢に應じて一應共產黨系部隊が抗日武力行動のヘゲモニーを握る迄になつたが、何れも舊吉林省東部地方で小部隊に分れて各個に分散的バルチザン行動を行ふ以上に出ない。

之を徹底的に討伐し剷滅し去る事は地勢上の關係其の他の事情に依り非常に困難ではあるが、交通、通信網の開設、日滿軍警の警備力の充實に従ひ之が滿洲國の基礎を動搖せしめる程に發展擴大し得る事は想像し得ないのである。

以上の如く近き將來に於ては滿洲の中國共產黨の活動は著しく發展する事を豫想し得られないのであるが、滿洲國內に小規模なりは言へ赤色區域が存し、共產黨武装團體が存在する事は治安維持上重大なる障害であり、殊に滿洲國が對外戦争を行ふ様な場合には絶大の不利を招致するであらう。

二 滿洲に於ける中國共產黨の沿革

一 大連時代

中國共產黨が支那に於て成立せるは一九二〇年であるが、之が滿洲に迄觸手を延ばしたのは大正十四年（一九二五年）である。即ち五卅事件が上海に勃發して世界が支那に於ける共產主義の勃興に驚かされた一九二五年は又滿洲で中國共產黨の萌芽が生じた年でもある。

大正十四年四月より六月に亘り行はれた大連の福島紡績の罷業は大正十二年頃より大連市の支那人労働者間に組織されてゐた大連中華工學會なる労働者半修養的團體を利用して中國共產黨が生起したものであり、其の煽動は遂に罷業を暴動化するに至り又罷業期間中に中國共產黨大連地方委員會が組織された。

大連地方委員會は中國共產黨北方局が北京より指導せるものであり、未だ滿洲に於て獨自の黨活動を行ふに至らず北支の黨活動の一部として行はれてゐたに止るのである。

大連地方委員會は福島紡績罷業後關東廳當局の徹底的彈壓を蒙り未だ其の根を廣く張るに至らざる内に刈り取られてしまつた。

二 黨、團滿洲省委の成立

昭和三年張作霖倒れ國民黨の勢力北支より滿洲に延ぶるや、此れを前後して中國共產黨の勢力も東北四省の政治的中心たる奉天に及び、昭和三年秋奉天に中國共產黨及び中國共產青年團の滿洲省委が設置されるに至つた。

昭和三年の十一月に至り黨滿洲省委は『時局に對する宣言』なるものを發してゐるが、之が文獻上に滿洲省委なる名前の現はれた最初である。此の『時局に對する宣言』は當時學良の青天白日旗への易幟以來急激に昂つた滿洲の排日熱、利權回收熱に乗じて滿洲の民族主義的インテリゲンチヤを共產黨に獲得せんとの意圖の下に發せられたもので、次の如きスローガンを掲げて居る。

- 一、旅大、滿鐵及び一切の鐵山、森林の回收
- 二、日本との一切の不平等條約廢棄
- 三、日本軍警の境外驅逐
- 四、賣國賊奉天軍閥打倒

滿洲國に於ける中國共產黨の狀況

- 五、賣國賊國民黨打倒
 - 六、農、工、兵、學生、中小商人解放萬歲
 - 七、満洲の獨立自由萬歲
- 當時の中國共產黨満洲省委は南支に於ける三同様の戦術を用ひ、叙上の宣言に見る如く國民主義的學生インテリゲンチヤに働きかけると共に撫順、本溪湖等の労働者を目標とし又關東州内の支那人労働者に働きかけるべき黨關東州委員會なるものを組織した。而して鮮人の共產主義者は全然別個の運動を行つてゐたのである。

三 朝鮮人共產主義者の合流

中國共產黨の満洲進出前満洲には鮮人の各派の共產主義者が對立、抗争しつゝ、其の運動を行つてゐた。鮮人の満洲での運動は山來する處古く露西亞革命の直後ハバロフスクにて成立せる高麗共產黨、イルクーツクにて發生せる全露韓族共產黨が満洲に向け活動せるを濫觴とする。爾後朝鮮人の共產運動は火曜系、M・L派、上海派、ソウル派、李雲燾派、伊市派、北風派等に分立して行はれてゐたが、昭和四年頃に至り北鐵東部線を中心とする火曜系、磐石地方のM・L系、吉林敦化地方のソウル上海合同派の三分派に集結して來た。而して此の分裂抗争の爲朝鮮共產黨なるものは一九二七年（昭和二年）にはコミンテルンから承認を取消されてゐたのである。

併して奉天に中國共產黨満洲省委が設置されるに及び

イ 満洲に於て特殊の事情を有するソ聯共產黨は別として、中國共產黨と鮮人共產黨の各派との對立はコミンテルンの原則とする「一國一黨」に背馳する事、併して此場合中共がコミンテルンの承認なき鮮人共產黨を合併せるは當然なる事

ロ 中國共產黨側にて鮮人共產黨各派を併せ勢力を急速に擴大せん事を欲したる事

ハ 鮮人共產主義者側にて其の分派對立を中國共產黨に加盟する事により解消して共產運動其物の發展を期せんとする事

氣運動きたる事

等の諸理由により昭和五年三月より六月にかけてM・L派、火曜派、ソウル上海合同派の順序にて各自其の組織を解消して中國共產黨に加盟し、此處に中共満洲省委は全滿に亘り其の勢力を伸張し殊に新に農民運動分野に大いに地盤を擴大するを得た。

四 李立三主義と東滿暴動

朝鮮人の共產主義諸團體を其の傘下に收めて一躍中共満洲省委が全滿的組織となつた昭和五年は、中共中央に於て李立三が實權を握り性急なる暴動主義の下に黨を動員して直接武力行動を各地に於て行はしめんとした時である。

満洲に於ても同様の方針の下に黨活動が行はれ未曾有の激烈なる活動が見られた。而して此の間共產青年團、互濟會、赤色工會、反帝同盟等の黨外團體は黨の内に吸収せられ黨省委を満洲總行動委員會とし、凡てを一擧に行動委員會に依りて指導する事にしたのである。

李立三方針の具體的現はれを摘記すれば

イ 昭和五年四月の哈爾濱赤化學生の國際協報社襲撃事件

ロ 四月奉天に於ける哈爾濱反帝同盟員たる學生の國民外交協會講演會に於ける騷擾事件

ハ 五、卅記念日より半年に亘る間島一帯の暴動

ニ 八、一反戰デーよりの敦化地方の暴動

ホ 農民協會の開原公安分隊襲撃事件

ヘ 十二月十一日（廣州暴動記念日）の全滿の赤色工會中心の暴動計畫

等であり就中間島及び敦化の暴動は執拗且つ深刻なるもので、間島の一部ではソウエートなるものを作り同年秋に入りては土地革命を稱して地主に土地分配を要求し、秋收運動を云つて地主の收獲物を掠奪放火する等を行つた。

此等は何れも東北政權及び日本側警察の彈壓で昭和六年に入つて鎮靜したのであるが、之が後の間島及び磐石の赤色區域赤色遊撃隊の基礎となつたものである。

五 満洲事變と中國共產黨満洲省委

満洲事變の勃發は一時日本軍の駐屯地以外を敗殘兵匪の横行に委ね満洲全體に亘りて治安紊れ共產黨側の活動に絶好の機

會を興へたのであるが、開島方面で兵匪との聯合工作が行はれた他共產黨の活動は表面に現はれなかつた。之は第一に昭和五年の大活動の後徹底的な弾壓に遭ひ、破壊されたる組織を未だ恢復し再建するに至らなかつた事を主たる原因としてゐる。

事件發生直後の九月二十日に黨及び開滿洲省委は『日本帝國主義の滿洲占領に對し全滿朝鮮人勞働者、農民、學生及び一切の勞働大衆に激す』なる檄を發して中央の指導下に支那人勞働大衆を聯合して闘争すべきことを激し、又二十三日には『兵士工作に對する緊急決議』を發して支那軍隊を赤化し、兵變を起さしめ兵士委員會を作らしめ中共の指導下に反日武力抗争を行はしめんとした。

併し乍ら十一月二十一日に至り奉天で省委主席、宣傳部主任、軍事部主任等の幹部が檢舉せられ中央滿洲省委は頭首を失つて全滿的に統一ある活動が取れなかつた。

六 滿洲省委の哈爾濱移轉

奉天に於ける省委の檢舉後其の殘部は哈爾濱に省委を移して再建せんことを決心して其の準備を進め、昭和七年十一月十八日哈爾濱に移轉した。

省委の哈爾濱に移つた理由は次の四點に歸する。

- イ 南滿では日本の武力警察力強く自由に活動が出来ない事
 - ロ 北滿は當時尙反日的舊軍閥の支配下に在り比較的活動自由なりし事
 - ハ ソ聯に接近して或程度の援助を期待し得る事
 - ニ 北滿では浦鹽を通じて南支との連絡を自由に行ひ得る事
- 省委の哈爾濱への移轉直後の日本軍の哈市進出に際し省委は反日武裝暴動を激發せんとして次の様なスローガンを掲げて民衆を煽動したが全く効果を擧げなかつた。
- イ 罷業、罷工、罷校して日本帝國主義及び其の新工具獨立政府の哈市進攻及び民衆屠殺に反對せよ
 - ロ 民衆は即刻武裝して日本帝國主義の哈爾濱及び滿洲進出に反對せよ。日本帝國主義の領事ハ爾濱攻撃の指揮を行つた

土肥原を驅逐せよ

ハ 日本帝國主義の便衣隊を逮捕せよ

ニ 日本帝國主義義勇隊の武裝を解除せよ

ホ 即刻停虜として保護中の白系露人を銃殺せよ(以下略)

省委は其の脚下の哈爾濱に於てすら見るべき指導力を示さず單にスローガンを發したに止り、全滿的に共產運動を指導する等の事は思ひもよらぬ状態に在つた。僅かに吉林省磐石に於て滿洲國軍隊を昭和七年四月叛變せしめて討伐に向へる日本領事館警察を撃破せる磐石事件を起したるに、開島に於て敗殘兵匪との聯合工作が相當に進み共匪兵匪が提携して開島に横行する状態になつたのが特記すべきものたるに止る。

七 中國共產黨北方各省聯席會議と滿洲省委七月擴大會議

昭和七年六月上海に於て開催されたる中國共產黨北方各省聯席會議は北平、天津を中心とする北支那の共產主義運動が支那の共產主義運動初期に比して沈滞せるを恢復せんことを其方策を議せんがため開かれたものであるが、同會議に於ては事變の勃發に伴ひ運動の全面的轉換期に直而せる滿洲の黨の問題に就ても討議する處があつた。同會議の決議『深まり行く革命危機に北方の任務』はソ聯に對する于涉戰爭の近迫に蔣介石のソウエート區域攻撃、日本の滿洲上海進出の情勢下に於ける北方の中國共產黨の任務を述べたもので、決議中凡ての情勢を反ソ戰爭の接近に結付けて説き、北方各省聯席會議がコミンテルンの特別指令で日ソ戰に對して特に重要な役割を演ずべき北支那及び滿洲の黨を動員せんとして開かれたものたるを推察せしめる。

同決議の主旨は北支那の共產主義運動の客觀情勢は遅れたりしなす所謂「北方落伍論」を機會主義的なりとして排し、反ソ戰爭接近の情勢下に北支那に於て反帝國主義闘争、就中反日闘争展開するの急務なるを説いたもので『今後北方黨の任務は最大限度に北方の反帝國主義闘争を發展せしめる事である。其には全力を傾注して群衆の指導權を我等の手中に收め國民黨、改組派の欺瞞を暴露し多數の勞働者及び有力なる幹部を動員して滿洲の反日戰爭に参加せしめ、且つ之を指導して益々勞働大衆の反日罷工組織に努力し、又日貨排斥運動を發展し同運動の指導權を我等の手中に歸して反帝及び反日の廣大なる

群衆を組織し、此等組織内の無産階級の中核及び指導權を把握し労働者及び勞苦大衆を武装して武装民衆の民族革命戰爭を發展せしめ、組織し、指導せねばならぬ』と言つてゐる。

北方落伍論に關しては『陝西、甘肅、山西、河南、河北、山東の各省に於ては歴年の軍閥戰爭や封建的搾取及び帝國主義の侵略により四年の長期間に亘り災荒を受け、(中略)經濟的恐慌と困難とは北方に於て殊に甚しく、苛斂誅求は北方に於て最も兇暴を極めてゐる。故に今次の會議に於ては北方特殊論及び北方例外論を排斥した譯である。此の論は全く根據なき機會主義の出鱈目であり實際には革命危機の北方に於ける存在を否定せんとの企圖に外ならぬ』と言つてゐる。

而して北方の黨の直接の當面の具體的任務としては

イ 労働者の反帝、反日ストライキの組織

ロ 農民遊撃戰爭の發動

ハ 軍隊の叛變を誘致

を三大任務として擧げてゐるのである。

滿洲に就ては特に項目を分つて説いてゐないが『滿洲に於ては機會主義的指導により別に見るべき成績ではないが、尙幾多の黨員が積極的に勇敢に日本の侵略に反對する闘争を續けてゐる。然るに此等の成績と雖も決して満足し得る程度のものではない。黨の工作は一般に群衆が積極的なるに比して甚だ劣り、尙重大なる缺點錯誤及機會主義的動向を包蔵してゐる。茲に最も重視すべきは民族革命戰爭に對する指導權獲得を輕視し、反帝闘争中明確なる階級的立場を志して時々黨の口號及び綱領を改めたり曲解したりする事である』と批判して滿洲の黨活動の不振を責め、又滿洲の黨に對しては部分的な注意として大刀會、紅槍會其他一切の秘密的宗教性的農民團體の積極的活動を認識し、黨は必ず此等の組織に参加して彼等の下層大衆を把握し、猛烈に其等の指導分子の反革命的な面目を暴露する事を説き、又回教徒蒙古人等少數民族に對する工作に注意すべき事を説いてゐる。

北方會議直後滿洲省委は幹部を全部更迭し七月哈爾濱で北方會議の決議に基いて省委擴大會議を開いた。

此の擴大會議にて決議せる『中國共產黨滿洲省委の工作決議』は

イ 軍隊の兵變を省委が一回も實際には組織的指導をしなかつた事

ロ 東滿其他外縣との連絡を數ヶ月絶つてゐた事

ハ 奉天、哈爾濱にソウエート政權樹立の如き輕率なる計畫を立てた事

ニ 盤石に對する省委の指示に遊撃戰爭實行、土地革命發展の如き重大なるスローガンを脱落するの誤謬を犯したる事

ホ 鮮人問題、婦人運動を無視し互濟會運動を放棄せる事

ヘ 日本軍兵士に對する工作を忘れたる事

等の誤謬、錯誤を擧げて自己を批判し、其の結果

イ ソ聯擁護の意味で鐵道、船舶、鑛山、軍事企業の罷業を煽動組織しソ聯國境の北滿外縣の農村及び兵士工作計畫を立て之を發展する事

ロ 反日民族革命戰爭の獨占指導、盤石義勇軍其他の義勇軍中に労働者を送り込み、國民黨系其他の反日闘争に黨が参加して指導權を奪取する事

九月に滿洲反帝代表大會を開催すべく準備する事

ハ 農民貧民の闘争の指導、遊撃戰爭發動、東滿遊撃區域の擴大

革命的兵變を農民貧民の闘争とを連絡して遊撃及び民族革命戰爭の發動、黨指導下の義勇軍遊撃隊よりの紅軍の創造

ニ ブロフィンテルン第八回中央評議會會議の決議、北方會議の労働運動決議、中共中央の労働運動に關する指示、太平洋労働組合秘書處の滿洲労働運動に關する指示により目前の具體的労働運動工作を決する事

ホ 大連市委の再建、東滿特委の改組、全地方黨組織との連絡恢復を一ヶ月内に行ひ省委巡視員制度を完全に勵行する事

(以下略)

等の方針に基いて活動したが全體として滿洲の黨活動は、昭和七年中是不振で東北軍閥系の兵匪が跳梁跋扈し高粱繁茂期には滿鐵沿線すら頻繁に襲撃される有様であり、一方世界的農業の恐慌の影響による農作物の價格暴落と北滿の廣汎なる地域に亘る大水害と治安状態の紊亂により農民が非常なる窮狀に在り、且つ滿洲國新政權が確立せず、之に對する信頼も民衆間には見られず、寧ろ一般民衆間に反日反滿の感情が相當激烈なりしに拘らず不振であつた。

滿洲事變後昭和七年末頃迄は黨の活動進展に取り最も有利なる事情に在り、此の時期を失した滿洲の中國共產黨は將來に

於て大發展をする可能性を失つたのである。

其の原因は多々あるが就中(イ)黨が漸く昭和五年に全滿的組織になつたばかりで、内部的に緊密なる組織が確立せざりし事、(ロ)兵亂のため交通杜絶して中央ニ省委、省委ニ地方黨組織との連絡が行はれず、省委の指導徹底せざりし事、(ハ)黨が斷乎として一般の反日武力闘争と合流して戦ふ決意なく、其れ丈の實行力を缺きたる事、(ニ)黨の大多數が鮮人共產黨との合流後は鮮人に占められ人種的反感、言語の相違により一般滿人大衆に對する煽動力宣傳力薄弱なりし事等が主なるものである。此の間、間島では昭和七年春より夏にかけて、日本軍の討伐を受けて共產系遊撃部隊は壊滅し、殘部が間島奥地の山間に逃亡して集結し、後のソウエートの基礎を作つた。南滿では撫順、大連の工業地帯では官憲の壓迫により全く活動を行ひ得ず、唯北滿で當時牡丹江以東が叛軍の治下に在りしたため王德林部隊等の中で黨は比較的に自由に活動し得た。當時横行せる大刀會、紅槍會等の中の黨の影響の程度は不明であるが北方會議の決議にも拘らず全く黨の働きかけは行はれてゐなかつたと言つても良いだらう。

滿洲の中國共產黨の中心たる哈爾濱の滿洲省委は幹部の分派的抗争に惱み、又一部鮮人黨員の間で滿洲の黨を中國共產黨より全然獨立せしめんとして策動するものありて、動搖を續け僅かに各種記念日等に於ける黨、團省委署名の傳單の撒布により省委の存在を示してゐたが、之も昭和七年十月十五日省委印刷部が檢舉されたる事により中絶するに至り、滿洲省委は充分に其の指導力を發揮するを得なかつた。

八 コミンテルン執行委員會第十二回總會と中共中央の滿洲に對する新指令

昭和七年九月開催されたるコミンテルン執行委員會第十二回總會は「極東の戦争及び帝國主義戦争並に對ソ聯軍事干渉に對する闘争に於ける共產黨員の任務」なる決議を行つたが、之は中國共產黨の任務として次の如く指示してゐる。

『中國共產黨は國民政府統治下の支那に於て大衆的反帝國主義運動に於けるプロレタリアートのヘゲモニーを確保するたに將來も尙全力を傾注しなければならぬ。此の目的のために中國共產黨が自己の任務をせざるべからざる事はソウエート運動の一層の展開と深化、中國ソウエート紅軍の強化及び國民政府統治下の支那に於ける大衆的反帝國主義闘争とソウエート運動との結合であるが、其のためには大衆的反帝國主義闘争に於て下からの統一戦線戦術を廣汎且つ徹底的に適用

し又支那の獨立、統一、不分割の達成、一切の帝國主義者反對、帝國主義の代表者國民黨の打倒と云ふ民族解放戦争のスローガンの下に大衆を組織すると言ふ方法に依らなければならぬ』

即ち白色區域に於ける大衆的反帝國主義運動の展開、赤色區域に於けるソウエート紅軍の擴大強化を其の主要なる任務とし支那の獨立、統一、不分割と言ふ民族解放的スローガンを掲げてゐる。

次いで中國共產黨中央は第十二回コミンテルン執行委員會の決議に基き昭和八年一月二十六日付を以て『滿洲各級黨及び黨員全體に與ふる書翰——滿洲の情勢と我が黨の任務』なる指令を發した。

此の指令は滿洲國成立後の滿洲の最新情勢に應じての滿洲に於ける中國共產黨の戦術戦略を説いたもので、爾後滿洲の黨活動は大體之に範つて行はれたもので最も重要視すべきものであるから以下其の大意を記さう。(此の中遊撃運動に關するものは六に詳細に引用してある)

(一) 日本の占據後に於ける滿洲の一般狀況

國民黨、東北軍閥の投降政策を攻撃し滿洲は未曾有の經濟恐慌裡に在り、滿洲に於て政治上は軍閥打破に藉口して眞の植民地制度を實施し、一切の舊軍閥官僚の機構を殘置し更に日本軍閥より直接流血の慘酷なる統轄を受けてゐる。

日本侵略軍の民族壓迫と廣汎なる民衆の政治經濟的地位が日増しに悪化しつゝ、ある事は滿洲に於ける工人、農民、苦力、小資産階級をして日本侵略者及び其の走狗を極端に敵視するに至らしめた、又一部分の有産階級の中には現在に至るも侵略者を敵視してゐるものがある。日本帝國主義は今に至るも滿洲國の社會を安定せしめ得ず之が中國共產黨の影響と組織とが全く薄弱なるものたるに、滿洲の遊撃隊が漸次大衆的性質を帯び來りつゝ、ある原因となつてゐる。

(二) 滿洲目前の反日遊撃運動の性質と其の前途

當時三十萬と云はれた反日部隊を (一) 舊軍閥殘黨(馬占山、丁超) (二) 進歩的なる反日部隊(王德林) (三) 農民武装隊(大刀會、紅槍會) (四) 赤色遊撃隊に分つて説明してゐる。

(三) 我等の黨の滿洲に於ける戦闘任務
反日大衆闘争の指導を自己の掌中に納むる事が中國革命發展の現段階に取りては第一の基本的任務である。而して之には一九二五年—二七年—經驗を巧に利用して反日統一戦線を廣汎に組織せねばならぬ。

此反日統一戦線結成上注意すべきは

- イ 政治上組織上の獨立性の保持
- ロ 統一戦線戦術實行に際しては客觀的環境に主觀的要素に具體的に注意するを要する
- ハ 下よりの統一戦線を常に基礎とする事
- ニ 反帝國主義統一戦線戦闘は同時に統一戦線中に於て農民、小ブルジョア階級をプロレタリアの指導下に獲得するため闘争であり、プロレタリアを中心としての統一戦線を作るためプロレタリアの廣大なる大衆革命組織、(赤色工會、罷工委員會、反日會、工人糾察隊、工人義勇軍)を作らねばならぬ
- 併して全力を擧げてプロレタリア、農民、小ブルジョア階級を政治的に教育し組織し其の政治闘争經濟闘争を發展せねばならぬ。
- (四) 我等の黨が政治的及び組織的に鞏固となり發展する事は滿洲の大衆闘争の勝利を保障する所以である。戦時狀態下に在り連絡が絶たれ易い故に、大都市、遊撃區域其他各地に強固にして獨立せる自發的工作能力を有する黨委員會を建設するを要するに凡ゆる抗日反滿部隊、重要企業、大衆團體内に入入する事を要する。滿洲の警察權が日本に統一されんしつ、ある故に益々秘密工作に注意するに同時に、遊撃地域では公開工作の可能性をも利用し秘密工作と公開工作とを巧に連繫して行ふ。

九 中共中央の新指令受領後の狀況

中國共產黨滿洲省委は上記の中央の指令を受けたる後反日統一戦線を結成し、黨員が其の指導權を把握する事を目標として新たに其の活動を全面的に展開せんに至つた。

イ 昭和八年四月吉東局を設置した、之は始め綏芬河に置かれ北鐵東部線以東の綏寧中心縣委、虎林、饒河特支部、東滿特委に對して省委との間の中間機關となり、浦鹽の太平洋労働組合書記局と滿洲の赤色大會との連絡を行ひ、就中共産系兵匪の操縦を中心任務として吉東局内には軍事委員部が置かれてゐる。之が省委の武装行動上反日統一戦線結成に積極的に乗り出した第一歩である。

ロ 五月十五日には中共滿洲省委は中央の一月二十六日付決議に基き「反帝統一戦線と無産階級領導權爭取に關する決議」を發して反日統一戦線結成及び遊撃運動展開に關する詳細なる具體的指針を與へた。

- 一、目前の滿洲の形勢
- 二、滿洲反日遊撃運動に對する黨の總策略の方針
- 三、滿洲左傾機會主義の錯誤
- 四、無産階級の領導權爭取に關する黨の具體的任務
- ハ 六月に至りコミンテルンより派遣されたる李耀奎來哈して指導に當る事になり黨の活動は積極化せんに至つた。李耀奎(昭和九年四月被檢學)の陳述によれば昭和九年二月モスクワに於てコミンテルン東方部主任ミフより中國共產黨代表邵與列席の上で與へられたる滿洲の活動に關する指令は次の如くであると言ふ。
- 一、南支に於けると同様の中華蘇維埃共和國及び紅軍を滿洲に於て組織するは不可能なる情勢に在る、南支の事を其儘滿洲に實施せんとするのは誤謬である。
- 二、人民革命軍及び人民革命政府を滿洲に組織せよとの指令は既に中央に傳へてあるに拘はらず實行せぬ故に滿洲に赴いて後直に之を實行せよ。
- ニ 一般民衆、一般抗日反滿兵匪を黨の指導下に獲得せんがため共產黨、紅軍、ソウエートの名を出さず反日、民族解放闘争の旗幟を表に出す方針は奎耀奎の著任後全般的に行はれた。
- 即ち、從來黨機關紙たりし東北紅旗は東北民衆報と改稱され、八月一日には人民革命軍成立宣言を發し先づ盤石に於て紅軍を人民革命軍と改稱する事を決定した。
- 次いで滿洲青年反日同盟及び滿洲青年反日義勇軍の組織を決定し、中國共產黨青年團滿洲省委は昭和八年六月十日付で滿洲反日青年同盟綱領及び滿洲反日青年同盟簡章を發表した。
- 之は共產黨青年團を中心として多數の反日的青年を集結せんとするもので、反日會の青年組織たるものである。
- ホ 六月奉天特委檢舉されて組織壊滅し、七月より奉天特委は滿洲省委より分離して中央の直接指導を受ける事になつた。

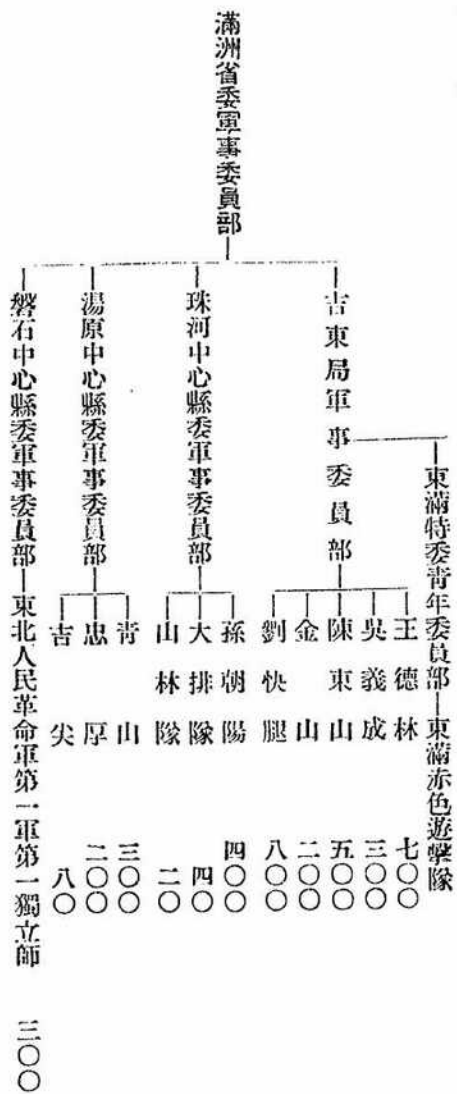
其の理由は滿洲省委が全滿を統制するのは余りに範圍が廣大に過ぎるに云ふに在る。爾後滿洲省委は其の活動を吉林省に限る事となつた、併し送金の如きは中央に奉天特委を省委が中繼し又文書も中繼する事があつた。又九月には中央よりの命令で張有才を奉天特委再建の責任者として派遣したのである。併し之も十月に檢舉されて奉天の組織は再び破壊された。

尙奉天特委は其後昭和九年に入り又滿洲省委の指導に復したるが如くてある。

四月モスクワより來哈せる李耀奎は實際上新方針に基いての指導を行つたが地位は省委宣傳部長であつた。八月に至り省委主席魏某上海に歸り、李耀奎主席となり其の下に省委秘書は馮仲雲、組織部主任は何湘、宣傳部主任は老馬、宣傳部幹事は王頂山、老姜、軍事委員部主任は老李、軍事委員部幹事は老張が擔當した。

李の主席となつた當時は遊撃運動に最も適當なる高粱繁茂期に當り、反日統一戦線戦術に基く抗日反滿兵匪を聯合しての武力行動は急速に發展した。昭和八年十月頃は滿洲省委軍事委員部の直接間接の指導下に在つた。

武装勢力は次の如くてある。



而して昭和八年末には開島のソウエート區域及び革命委員會は東北人民革命政府に改稱するに至つた。又其の間上海の極東反戦代表大會には滿洲省委より代表三人を派し、瑞金の第二回中國ソウエート代表大會には代表一人を派遣してゐる。

一〇 昭和九年二月の中共中央指令と最近の状況

昭和九年二月二十二日に至り中共中央は再び滿洲省委に對して全般的指令を發した。其の趣旨は昭和八年一月の指令と同様で二月の指令は其の末尾に『滿洲一年來の時局の進展は完全に昨年中央の爲せる指令の正確なる事、且つ一般的總方針は今日も依然として有効なる事を證明する。故に中央の此の指令は單に一年來鬭争の發展中に於ける特點及び滿洲黨の困難なる鬭争中に於て犯されたる幾多の誤謬に關する分析及び指令を行ひたるに過ぎない』と言つてゐる。

従つて反日統一戦線鬭争に主力を置く處は同様で、昭和八年一月の指令以後の滿洲の反日鬭争の發展過程に付て次の三の特異點を擧げてゐる。

- イ 塘沽停戦協定後に於ける日本の反日大衆を遊撃隊に對する討伐の加重
- ロ 反日義勇軍中に於ける國民黨の勢力は減退し共產黨の影響が著しく擴大された
- ハ 併し乍ら反日遊撃隊は依然として散漫且つ不統一であり、相互の聯絡がなく其の多くは自然發生的であり日滿の討伐隊に各個撃破される危険に直面してゐる

而して反日革命鬭争の一般方略としては次の様に言つてゐる。

『滿洲反日革命戦争を有利に展開し具體的にソ聯武装擁護の任務を實行するため滿洲黨は積極的に一切の大衆反日運動に参加し、廣く統一戦線の策略を運用し其の實際運動中の凡ゆる具體的諸問題を取り上げて我等の主張を綱領を提出し、實際に國民黨並に其他一切の反革命派を曝露して孤立に陥らしめ、散漫且つ自然發生的なる遊撃隊を無産階級の政策を以て組織し統一的なる真正の反日武装部隊に變成せしめ、之に依つて人民革命軍を擴大し、臨時人民革命政權を建立し労働者農民大衆の革命鬭争を組織し彼等を團結せしめて反日戦争に参加せしめ、滿洲反日民族革命運動中に於ける無産階級の』

指導権を戦ひ取らねばならぬ。此の無産階級の指導権爭取が實現されて後始めて遊撃運動及び各種革命大衆運動中に於ける共產黨の獨立指導が實現され、滿洲反日民族革命運動に徹底的勝利が齎らされるのである。」

更に滿洲の黨活動上關門主義（黨活動を先進的労働者農民及び都市の小ブルジョア大衆間にのみ限る事）の弊害があり、又滿洲省委が反日革命統一戦線内部に於ける階級闘争の根本方針を理解せず、反革命分子（國民黨、東北軍内殘黨）を孤立せしむるに緩慢なりし且つ全黨運動中に於て『我等の指導下に於ける武装力量が比較的に固定せる區域を獲得する』と云ふ適當なる條件を戦ひ取つて臨時革命政權を樹立するを要し、臨時革命政權の創立に擴大は全滿の反日遊撃戦争と反日大衆運動とを團結し組織する最も有力なる關鍵たるに拘らず、省委は革命根據地建設問題提出は尙早なりし或は革命政權樹立前に大衆の反日又は農民委員會を樹立して之を事實上の政權としなければならぬと云ふ政權段階論の誤謬に陥つてゐるに指摘してゐる。

次に遊撃隊運動に付て昭和八年一月の指令中に現はれたる四種の遊撃隊の區別を鷓呑みにして具體的事情を考慮せず機械的に之を當て嵌めんとする誤謬に陥つてゐる事及び反日部隊の首領の性質に付てのみ研究して部隊の下層隊伍に就て研究せざる事を責め、聯合戦線を結ぶに當つて磐石の抗日聯合總指揮部の如くに『上層勾結を以て下層統一戦線に代へてゐる事が屢々ある』と攻撃してゐる。

次に労働運動に關しては極度に落伍してゐる事を認め、『要之滿洲省委は労働運動に對して極端なる蔑視的態度を持つてゐる。之は諸君の滿洲無産階級の力量に對する認識不足の結果に依るものである』と云つて若干の主要企業に於ける赤色工會の建設の急務なるを説き、且つ反日會による大衆の吸收、糾合を叫び『反日會は現在黨が其の誤れる方針により第二黨の如きものになつてゐるが、必ずしも反日會の名稱を要せず民衆の欲する名の下に事實上の反日會を組織すべく能ふ限り之を大衆的なるものとせねばならぬ』と云つてゐる。

而して最後に『健全且つ獨立自働的なる工作能力を持つ地方黨委員會』を速に各地に樹立する事を要求してゐる。

此の指令に接し滿洲省委は哈爾濱に於て省委擴大會議を開催し大要次の如き指令を滿洲各地の黨に發して黨活動の積極的展開を期した。

一、組織活動を更に一層緊密ならしめ凡ての低き階級層を吸收する事

二、各同志は過去の宣傳方法或は同志徵募運動に鑑み一層全力量を注いで活動する事

三、北鐵の東部線、西部線、南部線及び松花江沿岸其他交通便利の地帯に設定されたる集團農場（鮮人）の内部に於て必死の活動を以て集團農場の一切の不法搾取を大衆に曝露して罷業罷耕並に大衆の示威運動を指揮指導すべきである。

四、年關闘争（舊正月年末闘争）を指導して滿鮮人大衆の一切の關係を融和せしめる事、不法なる掠奪、或は壓迫を受けつつある滿洲の労働大衆に對し凡ての事實と現在の状態とを説示し年關闘争に参加せしむる事

五、ソ滿國境に於ける各縣の黨團は特別なる連絡工作を行ふ事

然し乍ら四月に入り共產青年團滿洲省委の幹部の殆んど全部を黨滿洲省委の幹部の一部が檢舉され、滿洲に於ける中國共產黨の活動は絶大の打撃を受けるに至つた。昭和八年匪賊として滿洲國官憲に檢舉されてゐた黨滿洲省委の主席李耀奎が省委主席たる事が曝露したのも省委に取つて大打撃であつた。

爾後黨、團は省委其他の組織の再建に努め檢舉後は一時滿洲總工會籌備處の責任書記伯陽が主席となり、最近では上海より中國共產黨幹部劉少奇が來哈して指導に當つてゐる言はれてゐる。

檢舉後省委の活動の不活潑となりしに反し、東滿、磐石其他の地に於ける兵匪と共同しての遊撃活動は省委の指導如何に拘らず相當旺盛に行はれた。間島の人民革命軍による老頭溝襲撃事件、磐石の人民革命の柳河、通化、撫松等の東遼道各縣の縣城占領、趙尚志兵匪の双城、河城、珠河等の横行或はソ聯側と通謀しての北鐵東部線襲撃等である。昭和九年秋には日本軍を中心とする共匪目標の大討伐が行はれ、本年に入つては滿洲國軍を主力として治安工作が行はれてゐるが、未だ完全には絶滅されるに至らず、春に入るに更に再び其の活動を活潑化するのではないかを憂慮されてゐる。

三 黨及び團の組織系統並に其の現勢

一 黨組織狀況及び其の現勢

一九三四年四月より五月に亘り、全滿に及ぶ日滿官憲の協同彈壓は、憲兵隊の區處を受けた哈爾濱總領事館警察署を主動として開始せられ、黨員、團員及影響下分子二百名、内有力分子五十五名を檢舉した。然しその檢舉も、團の組織破壊に相

當なる成果を収めたのみで遂に黨省委の中樞を衝く能はず省委を驅つて地下に追ひ、早くも五月二十日省委は一部破壊せられたる組織の收拾整備のため、中央よりの派遣員を迎へて哈爾濱に再建大會を開いた。其の結果大略次の如き決議を得て之を隸下機構に通告したのである。

◇満洲省委再建設に關する通告

一九三四、五、二〇 中國共產黨滿洲省委員會

各級黨部同志に通告する。

本年四月省委發行の過失により一部幹部に犠牲者を出し、省委の活動に支障を來たした。依て中央は急遽巡視員を派遣して之が整理に奔走中の處、此處に省委再建を完了した。

爾後諸子は一層奮勵努力して所期の勝利を獲得せん事を期待する。

以來八、一反戰鬭争、九、一八反日鬭争に宣傳ピラを全國各地に撒布する等果敢な記念日鬭争を展開し、他方七月十四日隸下機構に對して黨工作の全般に亘る指令を發し客觀的にも省委陣容の整理成れるを認めらるゝに至つた。

(一) 中國共產黨滿洲省委員會の組織及び現勢

省委は中國共產黨の滿洲に於ける最高の黨機關で省委主席書記を上班さし

組織部、宣傳部、軍事委員部、秘書處、職工部の五部門より成り各部門共、委員會を持ち一名乃至二名の責任者が居る。

一 主席

現在は馬某を代理主席としてゐる、而して情報に依れば昨年十一月中央より派遣せられた劉少奇が之を補佐してゐる云ふ。

主席は各部を統制指導し各工作につき一切の責に任ずる。又主席は會議を招集して議長となり、會議に於て決議せる事項の實施に關し各部を監督し工作の實績を監査する。會議は月二回乃至四回開き各部代表一名及團代表も參加する。

二 組織部

組織部は下級機關の組織を擔任し、黨員の入黨、除名等の手續を執行し、同志の共產主義的訓練と教育を掌る。尙下級機關の工作状況を監査するため巡視員を附置する。

今參考迄に組織部の指令を見よう。

◇各地の黨部組織状況に關する指令

今や客觀状況は刻一刻急迫を告げ、各地黨部の科學的、ボルシエウイック的組織工作なくしては絶対に當面の任務を果し得ない状況である。

茲に於て省委は左記要綱に基き黨部組織状況を調査し以て組織強化の資に供しようせられる。

一九三四、四、一〇 中國共產黨滿洲省委組織部

各地黨部組織状況報大綱

一、黨部の組織概況

1 人數(A總數、B成分、C性別、D國別)

2 支部數及類別

3 區委數及名稱

4 組織の状況

二、支部の状況(支部の異なる毎に別記すべし)

1 支部構造の一般(人數)(小組數)(支部幹部會の有無及其の分工等も併記)

2 支部の會議

(イ) 毎月の回数、(ロ) 集會の状況、(ハ) 召集手段、(ニ) 議題、(ホ) 同志參加の状況及び會議に對する熱意等

3 支部の工作

(イ) 鬭争中生活状況

(ロ) 支部の指導に係る民衆組織

滿洲國に於ける中國共產黨の状況

(ハ) 支部の宣傳工作 (標語、傳單、工廠報等)

(ニ) 黨員募集狀況

4 支部工作に對する困難及び之が對策狀況

三、幹部の狀況

1 幹部の成分

2 幹部の選任狀況及び新幹部の指導工作に参加の有無並に彼等に對する訓練幫助の辦法

四、秘密工作狀況

1 指導機關自體の工作狀況

2 支部の秘密工作

3 同志間の融和關係、他支部に對する關係

4 秘密工作に對する檢査

五、團、部に對する指令狀況

1 團に對する指令狀況

2 經常的團會議に出席の狀況

3 支部間の黨團に對する關係等

六、産業支部組織狀況

1 人數、分布、區分、成分

2 組織及び工作に對し繼續的に行はるゝや否や

3 具體工作を進行しあるや否や

4 内部の訓練の方法等

5 黨部指導小組の有無及び同志と工人大衆との關係

七、組織部自體の狀況

1 責任者の有無

2 組織工作に對する日常の討議及び計畫

3 下級組織に對する狀況等

八、結 論

1 當地組織狀況の計畫

2 組織上の缺點錯誤及び其の原因

3 缺點及び錯誤の矯正方法

4 當面の具體計畫

年 月 日

何々特市、縣委、區委名

以上

三、宣傳部

宣傳部は常に鬭争に必要な資料を蒐集し、黨員及び大衆に鬭争材料を供給し黨活動を行ふ。

現在では曝露戰術により滿洲に於ける日本帝國主義の野心を曝露して民心の安定を破るを最上の戰術としてゐる。

四、軍事委員部

武装鬭争こそ中共独自の鬭争形態で、義勇軍工作委員及び其の下級機關、東北人民革命軍、其他の共產系抗日反滿部隊を指導してゐる。

現在下級機關で軍事委員部の組織あるのは吉東局、東滿特委、磐石中心縣委、珠河中心縣委、湯原中心縣委等である。

五、職工部

山東王なるもの責任となり滿洲總工會籌備處及び哈爾濱反日會を指導し工人運動を指導した。

六、秘書處

財政及び委員の通信連絡を管掌し併せて機關紙の發行等文書活動を擔當する。

下部に印刷部、發行部、抄寫部を屬せしめ現在は變則的組織として、哈爾濱西區及び東區委員會を統轄してゐる。

滿洲國に於ける中國共產黨の狀況

(二) 満洲省委指導下の下級組織

黨満洲省委に直屬してゐる機關は吉東局、奉天特委、磐石南滿中心縣委、湯原中心縣委、珠河中心縣委、遼寧縣委の六つあり、又哈爾濱市内の黨組織たる東區委員會及び西區委員會も省委に直屬してゐる。黨組織の下級單位は細胞に當る支部であり支部の下には支部員の多數あるときは小組が置かれる。支部の上級は區委員會であり區委員會の上級機關は縣委員會である。其の他の黨組織が縣委員會を設置するに至らざるものに於ては特支部なるものが置かれる。

縣委員會の上級機關は中心縣委員會又は特別委員會である。

中心縣委員會又は特別委員會は省委に直屬するのが原則であるが綏寧中心縣委及び東滿特委は吉東局を通じて省委に隸屬する。

以下吉東局、各特委、各中心縣委に於て其の組織狀況を見よう。

一、吉東局及隸下機關の組織及び現勢

1、吉東局

一九三三年一月二十六日中共中央部は『滿洲各級黨部及び全體黨員に與ふる書翰——滿洲の狀況と我等の黨の任務』を題する指令を下し其の中で吉東局の設置を命じた。依而省委は指令に基き同年四月北鐵東部線横道河子以東を活動範圍とする吉東局を設け省委の次級機關とし匪賊工作を主要任務とした。

其後現在に至り特委一、中心縣委一、特支部二、縣委九、支部二一を擁護し昨年六月上海より得たる中央文獻は黨員一千有餘を記し省委隸下機關中最大のものとなつた。今その組織經過を見るに次の如くである。

初め黨幹部、孫某が組織に當り、本部を綏芬河に置かんしたが、當時該地方は、皇軍の駐屯をありて警戒嚴重を極め組織進捗せず、省委は更に關某及鮮人一名を増派して漸くその運びを見、孫を初代の主席書記とし、次いで哈爾濱西區責任王某を派し之を補佐せしめた。其後本部は、牡丹江、磨刀石等彈壓の手を潜つて轉々してゐる。

内部組織は、宣傳部、軍委部、組織部に分れ、上班に主席書記ありて主要任務は次の如きものである。

(一) 東滿特委、綏寧中心縣委、虎林、饒河各特支部に對する省委との中間機關として併せて横道河子以東の北鐵沿線未

組織地域に黨活動を行ふ。

(二) 管轄區域殊に東部沿線地方に於ける兵匪を獲得操縱して反滿抗日運動を發動する。

2、綏寧中心縣委員會

綏寧中心縣委は吉東局の指導下に、穆稜、東寧、密山、寧安の各縣委及勃利の未組織地黨員を統轄する吉東局の中級機關で、一九三四年六月の吉東局報告第三〇號は、支部七三、黨員四五〇を報告してゐる。

3、東滿特別委員會

特別委員會は現在東滿特委、奉天特委の二あり、奉天特委は省委直屬で、東滿特委員は、吉東局の成立後之に隸屬するところになつた。

東滿特委は、安圖、和龍、汪清、琿春、延吉の各縣委を統轄し、敦化の未組織黨員を指導する。

一九三四年四月吉東局報告第二七號は、支部一四九、黨員五八、九名、工會員三六〇名、反日會員一五五〇名を記してゐる。

二、南滿中心縣委員會 舊磐石中心縣委を改稱せるものにして、隸下機關として海龍西安の二特支部を有し、當面の任務として人民革命軍を指導し、目下黨軍事行動の策源地となり、二箇の赤色地域及遊撃地域ありを稱してゐる。

而して最近海龍を中心縣委に改組せりとの説あるも實勢力は未だ特委としても不十分な位で、只黨員に多くの不逞鮮人を有し之を強味としてゐる。

黨員二九二名、團員二二三名、反日會員三三九〇名を稱してゐるから全滿反日會員の約半數は此處にあることになる。

三、奉天特別委員會 一九三二年七月省委を哈爾濱に移轉するに共に奉天に南滿特委を置き、次いで奉天臨時特別委員會を改稱せるものなるが、一九三三年六月特委及本溪湖特支は張柏生以下三九名、同年十月更に三名を關東廳に檢舉せられて潰滅状態に在りし處、一九三四年四月奉天滿蒙毛織會社の一職工が業務上死亡せるを機に、奉天總工會名儀の不穩傳單を貼付し黨組織の片鱗を見せたが、間もなく同年五月、滿蒙毛織特支部、造兵廠支部、電燈廠支部、請安軍支部、清原縣特支部、本溪湖特支部の各部に亘り、組織準備委員會楊兆映以下十七名の檢舉に遭ひ又復致命的打撃を受けたのである。而して奉天特委は滿洲に於ける有数の工業地帯を包括するより、黨組織の階級的基礎を工人に求めつゝある中共中央部は

其の地位を重視し、破壊せられたる組織の收拾強化に狂奔せるは想像に難くないのである。

同年六月省委巡視員は早くも黨員二十一名、影響下分子二〇〇名を報告した。

四 珠河中心縣委員會 珠河中心縣委員は黨員約一一〇名餘を傳へられてゐる。珠河中心縣委の軍事委員部は、趙尙志匪を中心とする兵匪部隊を糾合して活動してゐる。

五 湯原中心縣委 湯原方面は古くより鮮人黨員の活動があり附近に鶴立崗炭坑があつて勞働運動も行はれてゐる。

又同中心縣委の軍事委員部は其の指導下に共匪部隊を有してゐるが其の勢力は微弱である。

六 遼寧縣委 遼寧縣委は一時はその活動の手を遼西地方に迄延したこともあるが昨春の檢舉で致命的打撃を受けた。現在省委の直轄になつてゐるが、奉天特委の確立を俟つて奉天特委の指導下に置かれるだらう。

(三) 熱河、龍江及び黑河省並に興安各省に於ける中國共產黨の組織と其の現勢

一 熱河 熱河に於ける黨組織は皆無の状態なるが、熱河は其の地理的歴史的關係よりして、中共河北省委員會の管轄に屬するもの、如く、昨年六月河北省委員會の中央部に爲せる報告は、林西に黨員五名を記してゐる。

二 龍江省及び黑河省 兩省とも目下の處黨員少く、賓北線沿線以外極めて交通不便で爲に黨活動振はず、僅かに賓黑線従業員數十名、安達、海倫、巴彥に各數名を有するに過ぎない。併し其の賓黑線従業員も昨春數名の檢舉を見、續いて身遂の危険を感じ、職務を放棄して逃走せる者亦數人を出したのである。

然し同鐵道は下級滿人従業員五八三四名を有し、之を苗床として兩省に亘る黨活動は明日に残された滿洲省委の大きな課題となつてゐる。

三 興安各省 興安各省即蒙古に於ける黨活動は一九三一年一月士兵運動の形態を執り、興安嶺博克圖駐屯支那兵の兵變を發動し、遂に一味十七名逮捕され内五名は銃殺された。

以來黨省委は手を延ばす餘力なく放任してゐる。

二 中國共產青年團滿洲省委員會の組織系統及び其の現勢

中國共產青年團滿洲省委員會(略稱團又は團省委)は共產青年インターナショナルに隸屬せる中國共產青年團の指導下に

在る。故に黨省委は全然別箇の命令系統を有するのが建前であるが、中央との連絡關係よりする團省委の特殊性の爲に黨省委の補助機關として、黨省委の指導下に置かれてゐる。

團省委は黨省委と同時に創設され、一九三一年黨省委と共に哈爾濱に移轉する等常に黨省委の所在を一にし、又其の組織及び隸下機構も略酷似し、大體黨の線に沿つて設けられてゐるのである。只團省委は、學生層及び工人階級に深く喰ひ入り組織並に機構共に著しく大で、従つて活動も黨省委のそれに比して強力活潑である。即ち黨省委の當面の任務たる反滿抗日の反帝戰線の如きも、團省委の勢力を中軸として展開され團省委は黨省委の工作請負所の觀さへありて、實に滿洲に於ける中國共產黨の主力が此處に集中されてゐる言ふも過言ではないのである。

而して昨年四月頃行はれた日滿官憲の彈壓に、團省委主席胡彬、宣傳部長楊安仁、秘書同向南等の多くの高級幹部を失ひ吉東局、長春特支部、雙城特支部、奉天特別委員會、清原支部、遼台支部等の隸下機構も夫々一名乃至三名の有力團員及び影響下分子約百名檢舉せらるゝありて一時潰滅状態に陥り、爲に紅色五月の諸記念日闘争も休止の已むなき窮狀に在つた。然るに早くも檢舉を逃れたる殘黨は、中共中央部より派遣員を迎へて再建を遂げ、同年八月一日『九・二國際青年デー』に關する中國共產青年團滿洲省委の決議』を題する獨り青年デーに止まらず團今後の一般工作方針に關する廣汎な決議を爲し昔日の威容なれるを示したのであつた。

今、昨年六月團省委が中央に至せる報告に基き、團省委の勢力關係を見るに次の如くである。

團員一四六九名、青年義勇軍七八七名、青年反日大同盟員三〇〇〇名

但し以上の數字に誇張のあるは勿論、團員にして、青年反日大同盟員たるもの、或は青年義勇軍を兼ねる等一人にて二重に籍を有する者もあるが、大體其の分布状態及活動力量より推して事實甚大なる數を否定できぬのである。

三 黨省委及び團省委の機關紙

機關紙は何れも哈爾濱に於て發行され、騰寫版刷りの不態裁なもので月刊としてゐるが、印刷機能充分でないため時々状況により、確實な發行はしてゐない。

配付方法は哈爾濱市内は各區委により、磐石及び吉東局は交通員に托送し、他の外縣は密送するものにして各機關は必要

に應じ更に再騰寫する仕組になつてゐる。

(一) 黨機關紙

黨機關紙としては「戰闘」及び「東北民衆報」の二がある。

一 戰闘 戰闘は黨外秘として黨員の領導に用ひ、毎月五十部乃至八十部を印刷する。而して昨年末迄に僅か第十五號を出したに過ぎない。

參考迄に其の第一期、一九三二年九月二十日附發行掲載發刊の辭を掲載するに次の如くである。

「戰闘」は黨内の教育並に訓練を目的とする刊行物にして、省委が具體的に下級同志の政治上、理論上工作を指導する方式方法を掲載する他、同志の共產主義的教養に資すると同時にインターナショナルシヨナルシエウイーキ路線に則り、一切の不正確なる路線に對し慘酷苛烈なる戰闘を敢行せんとするものである。(中略)

我等はボルシエウイーキの路線なる武器を以て同志を教育訓練し、政治上理論上我等の同志を武装し、縦横の自己批判を發展して初めて我等の戰闘任務を完成するを得るのである。

同志達よ躍起して闘へ!

二 東北民衆報 一九三一年九月十五日「滿洲紅旗」を題して一號を發行せるが、其の後「東北民衆報」を改題し昨年末迄に六十七號を發行した。

本機關紙は「戰闘」の對内的なるに對し、對外的使命を帯び、大衆に働きかけるもので記事も通俗平易を旨とし、發行部数は三、四百部が普通であるが、特に記念日活動のある月は一千部位に迄増刷してゐる。

(二) 團機關紙

團機關紙も黨機關紙同様に對内的對外的の二つあり、前者を「東北列寧青年」を言ひ、毎回五、六十部を發行し、後者を「反日青年」を題し約三百部、記念日活動ある月は千部位宛刷つてゐる。

「反日青年」は團の外廓團體、「青年反日大同盟」の機關紙をも兼ねてゐるのである。然し目下「東北列寧青年」及び「反日青年」の雙方共休止状態に在る。

二 黨及び團の技術工作狀況

一 連絡

連絡方法を以て、交通員を稱する傳書使を設け之に黨文書を托送し或は記憶せしめて口頭で傳へる人的連絡、郵送を以てする通信連絡及相互の責任者の會見會議等による直接連絡等の種別あるも、彼等は事實上信書の自由を有せず且つ信書の檢閲嚴重なるため重要連絡は主として人的連絡に據つて居る。而しその何れにせよ地下運動の決定的要件であるから實に周到なる用意を以て連絡工作に従事してゐる。

今事實に基き項を逐ふて述べて見よう。

(一) 連絡文作成方法

黨團共に暗號等を用ひず、工作諸報告は極めて薄手の半紙に複寫紙を用ひて細書し、其他の通信は一般商用又は隨意の假裝用件を記し、其の裏面に米の焚汁を以て通信文を記載する。該文字は乾くと共に文字が見えなくなるので假令他の者に開封さるゝも前記假裝文を讀まれることはない。受信者は其の裏面にヨジムチンキを塗れば文字が浮び出て、又時として雜誌の記事に頁を追つて點を附し以つて通信文を綴り送付する等の方法を探つて居る。

(二) 人的連絡

一 黨、團と中共中央部の連絡狀況

人的連絡の好箇の例を黨團省委と中共中部の連絡狀況に見る事が出来る。之に關し昨春檢舉されたる秘書周向南は次の如く陳述してゐる。

「黨及團省委が夫々別個の革命系統に立てる以上、中央との連絡も當然別個の線に據り行はれるのが原則ではありますが、事實は黨中央部派遣の交通員による人的連絡を主としてをりますため、多くの日子に費用を要します上に、最近官憲の警戒が嚴重て之を潜つての往來は非常に危険でありますので其の交通員が黨及び團の連絡を兼ねる事になつてをります。

その連絡員は特殊使命なき限り女黨員でありまして普通中流旅客に扮して月一回位の割合で、大連又は山海關經由て來ます。そして黨秘書に會つて黨、團雙方の資金又は指令文書等を渡す直ぐ、上海へ歸へるのであります。即ち之による人的連絡と言ふ技術的理由により、團省委は中共團部の指令や資金を黨省委の手を経て受取つてゐるのである。

二 黨團下部各級との人的連絡状況

例を最も連絡の困難な吉東局に取つて見るに、吉當局下諸機構は討伐等の影響を受けて勢力の消長、人事の移動常なく、加ふるに交通極めて不便で、吉東局と東遼道地方との連絡は北鐵東武線掖河より小東溝を経て寧安に徒歩連絡し、更に奥に行くので、一ヶ月を費す事も稀でなく、以前は殊に甚しく、省委と東滿地方との連絡は三四ヶ月を要したこの事である。此處に滿洲に於ける共產主義運動の特殊性の一端が現はれてゐる。即ち邊境にある下級機關は常に、省委の檢舉ある時は知らず、再建成つて後初めて過去の事實として省委の檢舉を知ると言ふ奇現象を呈してゐるのである。

(二) 通信連絡

黨及團と中共部の通信連絡状況に關しては昨年九月十五日中共部は大要次の如き指令を發してゐる。

『通信連絡の完全なる實施は地下運動闘士の缺くべからざる任務である。』

最近に於ける滿洲全黨の通信連絡状況を觀察するに、中央より發したる文書は完全に到達するも、滿洲よりの發信は中途に押收せらるゝ、情況にある。

右は發信者の不注意により山海關に於て信書檢閲の際押收せらるゝもの認めらるゝ。之は所定の方法を嚴守せず普通々信の如く記載せる爲めにして黨の蒙る損害は甚大である。

同志に回覽する黨報、傳單、指令等も相緊密に期限を附し閱讀するは勿論其の連絡は革命運動の決定的要件である。

通信連絡は相互に發信發行及受信工作を留意する他特に左の事項を實行した。

イ 各級黨部は發信發行工作の徹底を期するため、發信發行工作心得書を過去の工作檢査の状況及體験により再檢討し黨の發行物、刊行物、賣捌用の傳單に至る迄其の方策を定め責任を重じて實施した。

發信發行擔任者は單に口頭を以つて注意するに止めず實際に就き行動を以つて其の缺陷を指摘矯正した。

ロ 各級黨部は收發部を設置し無責任なる臨機的收發を避けることを要する。

收發部は宣傳部組織部等の他部門より一層重要性を有するにも不拘、從來稍もすれば却つて輕視するの風さへあつた。

ハ 受信人の居所及び氏名は一ヶ月一回宛交換し受信所は其の地方により三箇以上のアドレスを持たねばならぬ。

發信名は記入せざるを普通とするも便宜有識者の氏名を利用するもよい。

尙指揮後の收發部より下級支部の收發部に至る迄健全なる收發系統を設け大連、山海關等の必要なる地點に收發中繼所を設けねばならぬ。

ニ 祕密文書と合法文書を區別し、合法文書收發のため祕密文書の收發に害を及ぼさざる様注意しなければならぬ。

ホ 收發に要すべき雜費は充分に之を計上し、收發工作の費目を全經費の科目中に設け、經費困難に名を藉りて收發工作の施設を放棄してはならない。

ヘ 船員及び郵便局員に收發部員を獲得するは最上の策にして、過去二年に亘る營口船員の利用は優秀なる成績を挙げた。

各地黨團部は本指令に基き收發工作を實施し若し不便不利を認めたる時は其の旨を即報せよ。

(四) 其他連絡上必要なる諸工作

イ 黨省委の所在 省委は一定の所在及び事務形態を有せず、各部責任者の住居を以て各部の所在を以てする。之を昨年の被檢舉者徐乃建の陳述に見るに、當時の主席書記李耀奎は妻劉櫻花と同棲せず哈爾濱支那人街の一安宿を居所とし轉々に移り、省委の會議は前記徐乃建が呼海鐵路書記として社會的に信用あるより同人宅を黨省委の會議所とし、徐は其の住所を時々移轉してゐた。即ち主席に非らざる徐の住所に主席が赴き主席の居る間だけが徐の宅を黨省委の場所の所在としてゐるのである。

ロ 黨員の住所關係 彼等の居室の多くは畏れ多くも 天皇陛下の御眞影若しくは滿洲國皇帝の御寫眞を掲げ奉り、或は日本風景畫、日本映畫俳優の寫眞等を掲げて居る。

ハ 通訊所 (アドレス)

▲ 哈爾濱省委より奉天特委宛のものは奉天南市場詩書里、張鴻生宛となし居りたる事發覺せるも、前記張は全然黨に

滿洲國に於ける中國共產黨の状況

關係なく特委の責任者楊非順が少しの知己を幸ひにアドに利用せるのである。

B 假裝人名を以て奉天郊外田舎の簡易郵便局氣付ミせる事實、東武線磨刀石郵便局長長男を團員に獲得し該郵便局をアドにしてゐる。

C 哈爾濱法政大學、同馬家溝電工學校、同南崗教育廳内の實在せざる人名宛にし、取残されたるものを團員が入手して居た。

ニ 住機關(ハウスキーパー) 奉天特委責任者楊非順は三歳の童子及一婦人ミ同居外見夫婦並に親子の如く装つて居たが後婦人は未亡人にして住機關なる事が判明した。

ホ 警號 昨春の檢舉は第二次以後之を逆用し屢々奇功を奏せる模様で、黨員徐乃健の如き、逮捕ミ同時に施錠を受け所定警號を爲す暇なく、窓硝子を破壊して同志に訪問の危険警號に替へんミしたのである。

A 煙草内の挿繪紙(支那煙草にあり)の繪の方が通路より見える窓にある時は不在又は訪問謝絶、文字を示せる時は在宅若しくは訪問支障なき意思表示である。

又物差の立掛けてある時倒れてゐる時等により危険信號を爲すこともある。

B カーテンの閉してある時は訪問を許し、半開の時は謝絶する。

C 高粱穀(長さ八寸位)にインキ瓶を釣して危険信號させる例もある。

二 資金

資金が黨、團の闘争力量を決定するは論を俟たざる處である。今諸種の資料を綜合検討して黨、團の資金活動を見るに、黨團省委中央部は、隸下下級機關より資金を調達する能はず、學て中共中央部に仰ぎ略定額の支給及び特別工作の場合には別途支出を受け其他黨、團員の有識者等より若干の寄附あるも常に不足勝て黨活動は不自由なる状態にあるが、下級部殊に勢力旺盛なる磐石中心縣委等では彼等の所謂土豪劣紳より没收したる資金で自給自足して省委より資金の配給を受けず活潑に闘争してゐる。

又本來資金の一部であるべき黨團及び外廓團體の會費の納入は殆んご實施されてゐないのである。今參考迄に最近の黨指

令及び昨年檢舉當時押収された會計簿に基き黨及び團の經濟状態を概いて見やう。

(一) 黨、團及び外廓團體の會費

黨費徵收に關する問題

一九三四、二、一 滿洲省委組織部

一 黨費の納付は黨員の負ふべき當然の義務にして黨章も亦之を明示す。然るに過去に於ける状況は各級黨部は之が工作を怠り爲めに不納者續出し、甚しきは指導級の黨員にも其の例を見るに至つた。

今後黨費納入の工作を重視し、黨員をして黨費の納入は黨への忠誠の表現であり黨資金活動の重要部門たる事を自覺せしめ、省委より支部に至る過去の錯誤を匡正して現在より確實なる黨費の徵收を開始せり。若し納付せざるものは黨章により處罰する。

二 中央組織部の百分の一比例制に従ひ黨費徵收を左の如く定める。

毎月収入五元以内	一 錢
毎月収入五元以上十元以下	二 錢
毎月収入十元以上十五元以下	五 錢
毎月収入十五元以上二十元以下	十 錢
毎月収入二十元以上三十元以下	大洋一角
毎月収入三十元以上五十元以下	収入の百分の一
毎月収入五十元以上百元以下	収入の百分の二
毎月収入百元以上百五十元以下	収入の百分の三
毎月収入百五十元以上の者	収入の百分の五
定額以外の収入(臨時収入)ある者	其の百分の二十
高等小學生	五 錢
中學生	一 角

大學生

二角

三四

失業者は免費す（但し支部書記に通知せるもの）人民革命軍、遊撃隊、義勇軍中の同志は免費す。

- 三 黨費は支部を經由して組織部幹事之を徵收す（組織部幹事なきときは支部書記が代理す）
- 四 支部は毎月徵收する黨費を直屬上級黨部（區委縣委等の組織部）に交付する。

各地黨部は毎月徵收する黨費を以つて其の經常の一部に充當し且つ上級機關に經常報告するものとする。

(二) 中共中央部給與の資金

一 黨資金狀況

黨資金の八割は中央部給與に係り、毎月天津大洋一千元程度を交通員に依り送付し來るが、時として金城銀行扱て來た事もあつた。

月額出資大約次の様である。

五、六百元 黨維持費 (黨幹部衣食住全部の支出で生活程度低く一人當り十七、八元程度)

百 元 交通費

四、五十元 印刷費

六、七十元 團省委に補助

百 元 吉東局外縣委

百 元 奉天特委

三、四十元 湯原縣委

但し收入の範圍によりて配給され過不足は免れない。又特殊工作ある場合は、一九三三年世界反戰大會に代表出席を指令すると共に百元送り來りたるが如きを指すのである。

二 團省委の資金

昨年春の檢舉に秘書周南名儀團省委資金通帳殘高百九十九圓七十錢が押收された。之によりて見るに極めて嚴格なる出納を行つてゐたことが判かるのである。

團中央部より一九三四年以降國幣約六百五十元、黨省委の補助、團員の寄附等の收入合して月八百圓程度のもので、支出費目の割合は大體黨のそれに似てゐる。

三 黨員及び團員採用狀況及び其の懲戒

一 黨員及び團員採用狀況 屢次の檢舉が常にスパイの潜入に依るを以て、反スパイ鬭争及び各種工作の秘密嚴守の一段必要なるを痛感せる黨省委組織部は、客年十二月十日之に關する指令を發したが、其の一節に黨員採用に付て次の如く述べてゐる。

『黨及び團員は嚴重なる階級路線を執行し、多數の工農勞苦民衆を吸收するの要あるは論を俟たざる處なるも農村富農の子弟都市有識分子インテリの採用には特別の注意を拂ひ、上級黨部の決定による外、同志三人の保證なきものは絶対に採用すべからず、經歷不明なる幹部や工作中に於て消極的態度を爲す幹部及韓國の派争分子は即時指導機關より驅逐せり』

之に依るに近時檢舉直後の事にて相當黨員及び團員の採用に留意せる模様なるが、現在尙幹部級並に巡視員中に日滿官憲のスパイ數名潜入せるは事實にして、實際問題として到底斯くの如き條件では黨員及び團員の採用は困難なるもの認めらるゝのである。

A 黨員採用狀況 黨員採用は主として上級黨部の決定により行はれてゐるが、上級黨部の決定は幹部個人的朋友關係に基くもので此種採用は何等の形式を踏ましめてゐない模様である。

他の方法は團員中より採用するので之には二十歳以上にして團員たる事六ヶ月以上に及ぶ品行方正なるものも定めてゐる。

B 團員採用狀況 團員は同志獲得のため新加盟者を勧誘する義務を負ひ、常に加盟の可能性ある人物を物色して之を特委なり黨部の組織委員に紹介するのである。紹介された組織部員は之に簡單なる使命を授けテストして其の成績の如何により、採否を決し若し入團を許す場合は

- 一、團に於て決議されたる事は必ず實行する
- 二、團の秘密を嚴守する

三、團の民主的中央集權を遵奉し忠實を盡す等を誓約せしむる事もあるが、或る者は全然斯かる形式を踏まず、單に團員一名の紹介により入團する事もあり左程嚴格ではないのである。

此の實際活動に於ける團員採用状況を中國共產青年團の團章（規約）に照して見るに著しき相違を發見するのである。即ち團章に依れば團員の採用は入團願書及び團員二名以上の紹介者を必要とするのであるが事實は前記の如く、願書の代りに口頭を以つて氏名を告げ、紹介者は一名を以て足り、又入團承認の如きも所定の機關に諮らず一幹部の獨裁で行はれてゐるのである。

斯くて入團せる團員中、優秀なるものは隨時中央部の命により、ソ聯邦又は中國ソウエト區に留學又は見學に赴くのである。全主席李耀奎、現主席（事實上）劉少奇等も曾ての此種學生であつた。

最近に於ても昨年十月左記條件により留學生派遣方指令あり、哈爾濱東區海員支部船夫樊某及び電業局又は呼海鐵路より一名派遣したるの事である。

一、滿十四歳以上二十歳迄の青年工人

一、團員たる事六ヶ月以上に及ぶもの

一、ソ聯邦及中國ソ區へ二年乃至三ヶ年留學す

二 黨員及び團員の懲戒 黨員及び團員は所定の規律に違ひ、又過失により秘密を漏洩する等の場合、其の輕重に應じ一定の懲戒處分を受けるのである。その種類を記して見るに、

一、警告

二、查看 (一定期間の監視處分)

三、剝奪 (與へられた地位、使命)

四、除名

等があり其他裏切行爲に對する暴力的制裁を怖れてゐる黨員もあるが、武装團體内に於ては別として黨及び團省委では未だリンチの行はれた例はない様である。只昨年の檢舉後該檢舉の端緒が多數プロパカトルの介在にあるを察知した黨及び

團省委は、同年九月秘密工作の再検討を爲すに共に、賣黨的行爲は單なる除名にては手緩らしし、革命裁判に附して銃殺のリンチを加へる旨決議せり。傳へらるるも、從來して彼等は爲さざるに非ずして爲し能はざりしものなれば、其の眞香は黨團省委今後の行動に見る他はないのである。

四 秘密工作

黨省委は昨春の大檢舉の跡を検討して其の對策を決定せるが、同年十二月組織部の名を以つて次の如き指令を發したのである。該指令は相當に細微に亘り彼等の共產主義運動に對する熱意を周到なる用意を窺ふに足る資料として掲げて見やう。只本資料は前記連絡上必要な諸工作の項を重複の點あるは、本指令が黨工作の全般に伴ふ結果で省略せずに轉載した。

秘密工作に關する決定

一九三四、一二、一〇 中國共產黨滿洲省委組織部

一 日滿強盜は全滿農村に於て冬期大討伐を強行する一方、重要都市殊に哈爾濱に於て、白色テロ及フアンツシヨの勢力を動員して革命的勢力の中心黨組織の破壊を企圖した。

即ち哈爾濱に於て、大戸口調査を實施し暗夜街頭及び自宅の捜査を行ひ、又各種工場、産業中心組織内にスパイを放ち、走狗を訓練して偽革命組織を作り、或は國民黨系分子及スパイを利用して、十月記念日には反共闘争のピラを撒布したのである。之は日滿官憲のソ聯進攻及び中國武力併呑の第一歩を踏み出した事を物語るもので、今や客觀情勢は黨の奮起を求むる事切なるものである。

二 中共一月二十六日の來信は早くより滿共秘密工作任務の嚴重性を指摘し、日本警察直接の統治下に在る滿共は特に秘密工作を進行し指導及び組織の安全を確保せねばならぬ。

三 ボルシェウイキ地下黨の秘密工作原則に則り、秘密工作は合法工作の連携を巧にし、之に照し全黨は新に自己の秘密工作を再検討し、左の指示に原則の下に當面の客觀情勢に應ぜねばならぬ。

一、各個小組支部は工作の決議を討論する上に於て嚴に秘密を遵守し、秘密工作の原則に反する官僚的方式に反對し大衆中に於ける談話行動等秘密工作關係を切實に検査し、秘密主義工作の習慣を養成せよ。

2、同志の日常生活、談話、行動、衣類、住居、飲食物等に至る迄注意し、自己の職業は能力に應じて就け。

滿洲省委自身の秘密工作條例

- 一、省委及び其の同志は勿論、各個同志並に機關員は必ず一定の職業を有し、住居届を怠つてはならない。
- 二、各機關は必ず警號を定め道路に面せる以外の行路より窺知し得る装置させよ。
- 三、同志は職業に應じて、住居、食事、服裝を定め身分に留意せよ。
- 四、常に警察官の取調べを受くる時の口實を用意し、本籍、住所、氏名、生年月日、職業、結婚年月等虚偽を答へるに支障なき様にせよ。
- 五、各同志は往來の時期を一定するは危険であるが、夜間十時以後往來して、不審訊問を受くる事なき様注意せよ。
- 六、同志間連絡は突發的事項なき限り一週二回以下にする。
- 七、一人の同志は同時期に二以上の機關を往來せねばならない。
- 八、文献の保管は集會の場所を分離し、一定の場所に匿藏し、普通機關以下は平素文献を存置してはならない。
- 九、同志の宅は屋内装置を普通にして佛、耶穌を祭り、特に女同志は封建女性を装ひ、新年等の明節には相互、贈物する等に留意せよ。
- 一〇、新聞雜誌家賃其他の支拂遲滞により喧嘩してはならない。
- 一一、市街往來中、密偵等に尾行せらるゝ事あるも平靜を失はず往來繁き場所に連れて行つて脱走せよ。
- 一二、密會合地點は再度同一地點を撰んてはならない。
- 一三、他人に悪感を與へてはならない。

(H・K)



外國事情

滿洲國

中國共產黨滿洲省委員會の三箇月計畫

中國共產黨滿洲省委書記、組織部責任、宣傳部責任の三名は、一九三四年十二月十日哈爾濱埠頭區の某所に於て會合し、一九三五年一月より三月末迄に至る黨省委の活動計畫を協議し、十二月二十日黨滿洲省委會議に於て「滿洲省委三箇月工作計畫」なるものを可決して全滿の各黨組織に配布した趣である。

滿洲省委三箇月工作計畫

(一九三五年自一月一日至四月一日)

一九三四年十二月二十日通過

外國事情 滿洲國

三九

一、黨三箇月工作の總任務

- 一 總ての中心都市(哈爾濱、奉天、大連)及主要産業機關(滿鐵、北鐵、呼海、奉山、吉海、拉賓等の各鐵道、撫順、西安、穆稜、鶴立崗等の各炭坑及奉天兵工廠、烟廠

酒廠、大連碼頭、油房、滿鐵大廠、哈爾濱海員、烟廠、同記工廠)等の工作を緊密に實施し其の經濟政治闘争を發動し、工人の廠内組織を建立し、滿總の獨立組織を工作系統を健全ならしめ、黨の工人工作中に於ける落伍性を克服して滿洲反日游撃戰爭中に於ける無産階級の領導作用を強化せしむべし。

二 反日統一戦線を活潑に運用し國民黨系の遁逃投降主義に反対し黨の游撃隊の領導下に反日部隊を爭取し活潑に游撃戰爭を進行して日滿軍の第二期討伐に有力なる反撃を與ふべし。

又此の戰爭中主要赤色游撃隊を擴大強化し(南滿、東滿、珠河等)強力なる作戰攻撃力を鍛練すべし。

尙革命根據地を擴大強化して鞏固なる人民革命政權を建立し湯原、密山、寧安等游撃隊を地方の工作を配合して人民革命軍を編成し、或は新游撃隊を創造し斯くして實際的に紅軍の北上抗日ソ聯の擁護に響應せしむべし。

三 反日反ファシスト宣傳を赤色游撃隊及人民革命軍擁護の工作を擴大し、反日綱領署名、募捐の運動を進行し反日會を民族武装自衛委員會を組織し殊に之等の工作を工人群衆に於て進行すべし。

又主要鐵道(哈爾濱東部線、吉海線)の工人は反運兵、反運械の闘争を反日軍討伐に對する怠工、罷工の闘争を

八 全黨の宣傳工作を健全ならしめ個々の新事件を蒐集して正確なる通俗的宣傳工作を進行すべし。

殊に帝國主義戰爭の危機、日帝のソ聯進攻、華北内蒙古の占領、國民黨の買賣新戰略採取後の紅軍の勝利、滿洲人民革命軍、赤色游撃隊等の宣傳を行ふべし。

尙省黨委以下各級黨部は經常的に對外新聞を計画的に發行すべし。

九 黨内の反傾向に對する闘争を緊密にし以上任務の勝利を完成する必要上、計画的に紅五月工作を準備し本年の五月をして革命的進攻の五月たらしめ、實際的に日本強盜のソ聯進攻を華北察哈爾及び外蒙人民共和國の進占に反對して日滿統治に有力なる動搖を與ふべし。且つ此工作に依り滿洲黨をして如何なる大事變に遭遇するも白色恐怖に動搖せざる様堅固たらしめ、數百數千萬革命群衆の偉大な革命組織者に領導者たらしむべし。

一 具體工作

一 工人工作

(1) 現有の基礎に基き工人本來の反日闘争を準備すべし
A 哈爾濱に於ては各工廠の舊曆歲末闘争を緊密に發動し老巴奪、同記は減俸反對、水夫は結氷期間手當金要求、呼海路は加重労働反對、東鐵は裁人反對、減俸反對、日本人及び白系露人採用反對及び退職金即時支拂

展開し、在職或は失業の工人を徵集して人民革命軍、赤色游撃隊中に送り義勇軍を工人自衛隊を組織し、武装奪取を行はしめて赤色游撃隊に参加せしむべし。尙日滿隊伍殊に討伐中の隊伍に参加して『反動長官を撲殺し光榮ある反日戰爭に参加する』の闘争を展開し游撃戰爭擁護の運動を擴大すべし。

四 游撃區に非游撃區の農民工作を緊密ならしめ春荒闘争を反日闘争を領導發動し農民協會、反日會等を擴大組織し、農民自衛隊の工作を進行し、農民委員會(吉東、珠河、湯原)を擴大強化して人民革命政權樹立を促進すべし。尙其他の地域にも農民委員會を組織して漸次農村の中心革命政權たらしむべし。

五 多數の工農新黨員を吸収して滿洲黨組織上の基本弱點たる民族比例に階級成分比例の顛倒的現象を改善し、主要産業機關中に強固なる黨の堡壘を建立して大量の工農新幹部を養成すべし。主要外縣工作を健全ならしめ(南滿、東滿、東部線)外縣黨部は如何なる大事變に遭遇しても影響を受けずして獨立工作を行ふ様豫め準備を爲すべし。

六 省委に各級黨部との關係を改善し緊密に聯絡せしめて活潑なる具體的領導を行ふべし。

七 互濟會を青年團を緊密に領導して廣大なる革命群衆の組織を包括せしむべし。

の要求等の闘争を準備すべし。

B 奉天兵工廠に於ては軍警の工人監視反對、増員増俸要求の闘争を準備し、英、米烟工廠に於ては男女の同等労働、同等賃金要求、出入検査反對、工頭の罵詈雑言反對、減俸反對、舊曆年始一週間休暇要求の闘争を準備すべし。

C 大連油房に於ては増俸、工頭の壓迫反對保證金反對資本金増加要求の闘争を發動すべし。

D 南滿の吉海路を中心として西安煤礦及び伐木の闘争を佈置し討伐に反對する反日游撃戰爭を配合すべし。

E 珠河は必ず石頭子××一面坡××の基礎を捉へて工人闘争を組織し武装を奪取して反日戰爭に参加すべし。

F 吉東は東滿吉會路の炭坑、金坑の闘争を反日罷工、穆稜に於ては東鐵工人及修道工人並炭坑夫を中心として闘争を發動すべし。

(2) 赤色工會の組織擴大を新しき主要産業部分の工作開始

A 哈爾濱に於ては東鐵呼海路の工會を三倍以上に擴大し海員ロバード電業の工會を恢復し突撃隊五人以上を組織して拉賓線の工作を開始すべし。
B 奉天に於ては兵工廠烟廠の工會を二倍に擴大し奉天

路支部を組織して毛織工廠、滿鐵の工作を開始し奉天總工會を成立すべし。

C 大連に油房赤色工會を建立し棧橋、滿鐵火工廠の工會を新に組織し、省委より派遣せる組織員を具體的に援助し大連より二名の突撃隊を組織して大連總工會を組織すべし。

D 南滿東部線、東滿、松花江下流地方は各該中心産業對象中の赤色工會を擴大建立し、殊に南滿、西安の工會、松花江下流鶴立崗の工會は責任を以て過去の關係を恢復し其の工作を建立すべし。而して各地現存の赤色工會は二倍以上に發展せしむべし。

E 各地工人工作は必ず工廠、委員會代表會等の方式を運用して闘争中の臨時性質の組織に由り經常的に全工廠工人の統一戦争の組織を轉變すべし。

且つ以上の工作を基礎として二個の中心城市殊に哈爾濱工人群衆の飛行集會罷工及び示威を準備すべし。

(3) 失業工人工作

A 各級黨部は積極的に失業工人中に侵入して救済及び給職要求の運動、日滿官憲強迫勞動及び賃金不拂反對の闘争を發動し、哈爾濱に於ては殊に馬船口避難民、東鐵失業工人の工作に注意すべし。尙哈爾濱は少くとも二個以上の失業工作突撃隊を組織して二月記念日

の飛行集會乃至飢民大示威遊行を準備すべし。

其他各地黨部は自身の環境に基く具體的計畫を定めて切實に之を進行すべし。

B 失業工人の日常闘争に武装失業工人の運動を展開して多數の失業工人群衆を人民革命軍(南滿、東滿)赤色遊撃隊(珠河、湯原、寧安、東部線、密山、方正)中に送り以て無産階級の領導權を強化すべし。

(4) 工會の新幹部を養成し、工會の領導機關を健全ならしめ職工工作の獨立系統を建立す。

A 哈爾濱總工會は以上の工作進行中尠くも五人以上の新幹部を養成して滿洲總工會に送るべし。南滿總工會は省委職工部宛二人以上の新幹部在職者を送り各地に於ては計畫的に新幹部を拔擢して奉天總工會、大連總工會及び主要外縣總工會を建立し滿總の領導能力を健全ならしむべし。而して名實相付獨立工作組織系統を有せしめ以て滿洲反日戦争中に於ける無産階級の革命作用を強化すべし。

二 反日戦争の領導組織を強化し人民革命政權を建立す

(1) 南滿人民革命軍は第二期討伐の粉碎に依りて自己の戰鬥力を強固にし、 $\times\times\times\times\times\times$ 隊の下層工作を強化する基礎上人民革命軍獨立團を正式に編成して政治員制度

を切實に執行し隊員を二倍に擴大すべし。

$\times\times$ 新根據地を鞏固ならしめ正式に民選の反日人民革命政權を成立すべし。

(2) 東滿の人民革命軍は山間を逃げ廻り冬季討伐に因りソ聯に逃げる等の右傾機會主義に反對して遊撃戦争を進行し第二期討伐を粉碎すべし。又周圍に於ける $\times\times\times\times$ 隊 $\times\times\times$ 等隊伍と密接なる關係を結び其の反動首領を驅逐して下層兄弟を奪取すべし。尙 $\times\times$ 隊等を改編して第三軍(註第二軍の誤?)第二師第三師とし遊撃區を擴大して $\times\times$ 隊及 $\times\times$ 隊及 $\times\times$ 隊は $\times\times$ 方面の南滿人民革命軍と連絡し結ぶべし。又 $\times\times$ 隊は $\times\times$ 方面の南滿人民革命軍と連絡し多數の中國工農分子、反日軍兄弟等を吸收して $\times\times$ 人以上の隊伍に擴大すべし。尙且つ人民革命政權の領土を二倍以上の地域に擴大すべし。

(3) 珠河赤色遊撃隊は省委政治員の制度、地方群衆工作の指示信を執行し現存の遊撃區を鞏固ならしめて隊伍中の不純分子を淘汰し隊伍を擴大すべし。而して地方工作を展開し人民革命政權を成立する條件の下に人民革命軍を正式に成立して群衆に表示すべし。

(4) 寧安赤色遊撃隊は $\times\times\times\times\times\times$ の隊伍を速に改編して自身の隊伍とし遊撃戦争を善良に進行して遊撃區を擴大すべし。

尙密山、東滿が連絡協助して地方工作を進行し $\times\times\times\times\times\times$ 等國民黨の欺騙に反對し、勝利を奪取して正式に人民革命軍を成立する準備を行ふべし。

(5) 方正、湯原、密山等の赤色遊撃隊は討伐に依り山間を逃廻る等の現象に反對し、盲目的攻撃に反對し活潑に遊撃戦争を進行して地方工作と並んで三個月の工作中に隊の數量を二倍乃至五倍に擴大すべし。尙隊伍の政治訓練に注意し浮浪分子を淘汰して新工農分子を吸收し、湯原は多量の中國隊員を吸收すること、密山は饒河と連絡を取る事に夫々留意すべし。

(6) 中央を經由して河北省委と打合せたる上熱河に本部を派遣し $\times\times\times$ の領導關係を建立すべし。尙義勇軍工作を組織して、三人以上の突撃隊を遼西に送り以て反日軍工作を開始。

三 反日反ファシストの運動を強化し人民革命軍赤色遊撃隊を擁護する工作

(1) 反日反ファシスト闘争綱領の宣傳鼓動反署名運動を擴大し、一個銅貨の募捐を進行して反日運動を擁護すべし。

尙此の工作中反日會等の組織を形成し哈爾濱に於て進行したる經驗に基き三個月工作中全滿各地黨部を擴大す

- A 哈爾濱に於ては一千名以上の連署者ヲ募捐者ヲ獲得し内に五百人以上の反日會ヲ人民武裝自衛委員ヲ組織し尙之れが組織は半數以上の工人成分ヲ獲得すべし。又洋車夫等既存の反日會も自身の工作を健全ならしめて其の鬭争を發動すべし。
- B 奉天に於ては二百人以上の募捐ミ署名者ヲ獲得し百人以上の反日會及び人民武裝自衛委員ミ半數以上の工人ヲ獲得すべし。
- C 大連は三百以上ヲ獲得し二百人を組織して半數以上の工人階級ヲ占領すべし。
- D 珠河は五千人以上ヲ獲得し三千人以上ヲ組織して百分の三の工人ミ百分の七十の雇農貧農ヲ占領すべし。
- E 綏寧は四千以上ヲ獲得し二千人以上ヲ組織して五%の工人ミ七〇%の雇農貧農ヲ獲得すべし。
- F 東滿は一萬人以上ヲ獲得し武裝隊ヲ組織し金坑及び炭坑の工人五十人以上ヲ占領し、工人義勇軍に隊ヲ編成して人民革命軍に參加せしめて人民革命軍第二師及び第三師ヲ成立すべし。
- G 南滿に於ては尠くも二千人以上の武裝隊ヲ獲得し吉海、奉海路工人三百ミ鴨綠江伐木工人百名ヲ占領する精銳部隊十隊以上ヲ編成して人民革命軍に參加せしむべし。

- H 下江に於ては二百人以上の武裝隊ヲ獲得し鶴立崗炭坑夫五十人以上ヲ占領して其の三十人以上ヲ赤色遊撃隊に參加せしむべし。
 - I 其他の地方に於て反日會總數中の三分の一ヲ占領すべし。
 - (3) 日滿匪軍に對する工作を緊密に進行し先づ哈爾濱の×××を基礎として東部線×××騎兵隊及×××山林隊ミ連絡し反日工作ヲ進行すべし。而して兵變ヲ起して反日軍に參加する工作ヲ進行すべし。尙全滿各地黨部は其の附近の滿洲國隊伍殊に討伐に從事する隊伍中に反日工作ヲ建立すべし、又中央ヲ經由して太平洋秘書處より其の示す處の×××幹部(日本人幹部ならん)の派遣を受け以て奉天、旅大、哈爾濱の日軍工作ヲ進行すべし。
 - (4) 日滿のファシスト宣傳ミ活動ミに反對して協和會、正義團、協助會(韓國)、民生團(韓國)、農民互助會等の組織の宣傳及び其の活動を突毀し、群衆力量ヲ以て其の會場ヲ毀損し主要分子ヲ逮捕して群衆の力量ヲ以て審判ヲ行はしむべし。
- 殊に遊撃區中に於ける日「滿」の宣撫工作に反對し其の工作人員ヲ逮捕し群衆大會の開催に依り其の賣國罪惡ヲ宣佈して死刑に處すべし。

(5) 各國の新政變即ち日帝の華北強占、外蒙進攻、ソ聯進攻、滿洲反日軍の討伐、人民革命軍及び赤色遊撃隊討伐紅軍北上抗日に於ける新勝利等の事實ヲ持出して工人談話會、車間會議、飛行集會、群衆大會等ヲ開催し之れに依り反日討伐大罷工及示威遊行ヲ準備進行すべし。

四 農民年關鬭争、春荒鬭争及反日鬭争ヲ領導して組織ヲ形成し、殊に土地沒收反對、地價強定反對(哈爾濱)強迫勞働反對(哈爾濱難民等)集團農場反對、修道強要反對、立會強要反對、婦女強姦反對、捐稅強要反對、任意搜查反對(遊撃區)年關抗捐抗債、春季農資金貸借要求、農牛要求、種子要求、雇傭要求、賃金增加要求等の鬭争に注意すべし。

又各地に於ては自身の具體情形に照らして農民大會及び示威ヲ切實に舉行し以て地方暴動ヲ高唱すべし。
尙農民協會、農民委員會乃至革命委員會ヲ組織して反日政府ヲ成立し且つ哈爾濱の農協を三百人以上に其他各遊撃區、雇農工會、農協農委を現數の三倍乃至五倍以上に擴大すべし。

五 青年團工作を緊密に領導し之れが計畫精神に依據して其の獨立工作計畫を規定し省委同意の下に力量ヲ集中して哈爾濱工作ヲ展開すべし。

六 互濟會の工作ヲ領導し殊に哈爾濱の工作を緊密ならし

めて××、××及××等醫院、監獄××科地方××院(地方法院ならん)高等××院(高等法院ならん)律師公會學校等の中の工作ヲ恢復し目前に於ける戰爭の環境に順應せしめて廣大なる群衆組織ヲ形成すべし。(別に決議)

七 新工農群衆ヲ吸收して三個月間内に多數の新黨員ヲ獲得すべし。

- A 哈爾濱二百人(工人五〇%農民一〇%)
 - B 奉天五十人(工人五〇%)
 - C 大連六十人(工人七〇%)
 - D 珠河百人(雇農五〇%工人五%)
 - E 南滿一千人(鐵道工人二〇%、炭坑夫及伐木工人一〇%雇農五〇%)
 - F 東滿一千人(工人一〇%雇農五〇%)
 - G 綏寧三百人(工人二〇%雇農四〇%)
 - H 下江二百人(工人一〇%雇農五〇%)
- 其他各地黨部を原數の二倍乃至三倍以上に發展せしめ吉東は責任を以て饒河ヲ恢復し、奉天は責任を以て遼西ヲ恢復し、東部線及下江は河城並江北の各地工作ヲ責任を以て恢復し、本計畫の精神に根據して工作ヲ展開すべし。又各地黨部は自身の巡視工作ミ交通工作(區委は毎月平均二回、省委は毎月一回)ヲ計畫的に建立し支部生活ミ教育訓練ヲ健全ならしむべし。工作中組織ミ組織間

の革命競争を運用し兩條戦線の闘争を緊密にして組織上政治上一個人の如く一致團結すべし。

八 宣傳工作を健全ならしめ各地黨部は必ず定期對外刊行物を發行すべし。

又散布方法を改善し組織系統的散布網を建立すべし。尙各地刊行物は責任を以て省委に交付し以て検査並に指導に便ならしむべし。

九 以上の一般任務を遂行する原則の下に「リ、ロ、レ」(三リーダー)一・二八、二・七、二九、三・八、パリー・コンミューン紀念日、四・二二等特殊工作を準備進行して之等工作に適當に配合すべし。

一〇 省委自身の工作

(I) 巡視工作

A 奉天に特派員を派遣して工作を領導する期限は二個月です。

B 大連一回の巡視期限は一ヶ月です。

C 吉林、新京に省委より組織隊を各二、三名づゝ派遣して三個月間工作を開始するものとす。

D 吉東は綏寧を一回、綏寧は饒河を一回夫々巡視し又吉東は綏寧を經由、東滿を一回づゝ巡視す、各工作期間は三個月です。

E 南滿人民革命軍は省委に代表一名を派遣して検査工

作を行はしめ、尙省委よりは巡視員一名を三個月間派遣す。

F 哈東支隊は省委及び珠河縣委に各代表を一名づゝ派遣して検査工作を行はしめ且つ二回巡視す。

G 下江に一回づゝ、巡視員を派遣し期間は一ヶ月半です。

H 双城、扶餘に組織員を各一回宛派遣し期間は一ヶ月です。

(2) 新幹部の選抜及び訓練工作

A 職工運動の訓練班を二回開催して新幹部を養成するが、其の期限は毎回一週間以上とし被訓練者は少くも十人以上とす。

B 軍事訓練班を一回開催し期限は一週間、遊撃隊より半数以上の人員を送るものとす。

C 新巡視員三名以上を省委組織員及び突撃隊二十人以上を選抜して訓練を行ひ工農を以てす。

(3) 「戦闘」及び「民衆報」を定期的に出版すべし。又組織隊に哈爾濱黨を領導して列寧研究会、政治競争等の運動を進行して政治教育を高唱すべし。

(4) 以上の精神に基づき省委各部は均しく自身の領導上の詳細なる獨立計畫を有し省委の検査と許可を経て工作を進行すべし。

各地黨部は前述の全省工作計畫の精神に基づき各個に具體的工作計畫を規定し工作を進行すべし。

而して之が結果は省委に報告し検査を受くべし。

一九三四、一二、一五起草(II・K)

中華民國

中國共產黨内部の派別狀況

一 概況

一九二七年四月國共分裂以來中國共產黨は一九三一年一月の四中全會前後に於ける内部の派別は極めて多く其の軋機抗争激烈であつたが、其後漸次肅清され當時の所謂陳獨秀取消派、李立三路線派、或は非常委員會議派(何孟雄、羅章龍派等)等の各派は大體中共黨外に驅逐されたことは云へ尙且現在の幹部間に派閥存在し内訌を續けつゝある。即ち一九三四年一月の中共五中全會及び中華ソウエート第二次全國代表大會等に於て共產黨は「一致團結」「一致對外」のスローガンを提出して内訌消滅を希求したが、事實上共產黨内部の派閥抗争は依然存在して居り其の實狀は次の如くである。

二 四大派別と其の基本勢力

現共產黨幹部の派別を大別すれば左記四大派閥なるべく、更に之を分類すれば多數の小派別あり、其の相互抗争は前記第二次ソウエート代表大會後今日に至る一年來の事實に徴し明かであるが、然し昨年十一月江西省内の中央ソウエート區放棄の如き重大なる失敗は、共產黨をして自ら一致團結以て國民黨に對抗せざるべからざる教訓となり従つて多少内訌を緩和するに至つた模様である。

一、毛澤東派

二、周恩來派

三、陳紹玉派(留俄派)

四、朱德派(軍事領袖派)

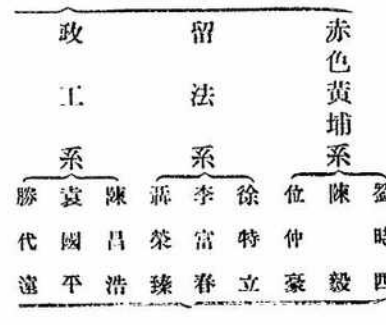
更に之等各派の内容を圖示すれば次の如くである。

一 毛澤東派

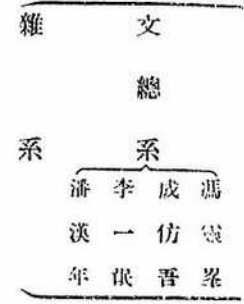


- 力 勢 本 基
- 一 各地ノ區
 - 二 赤衛軍の大部分
 - 三 紅軍の一部(方志敏部)
 - 四 湖南全省共産黨及び赤色群衆組織
 - 五 C Y 中の一部
 - 六 湖北、四川、河南、廣東各地のC P、C Yの一部
 - 七 C P 中央及び各地方 C Y 組織中の一部
 - 八 第三國際主席團の一部(毛の同情分子)
 - 九 C P 中央特務隊

二 周恩來派



- 力 勢 本 基
- 一 C P 中央軍委及び中央軍事部
 - 二 C P 中央政治局一部
 - 三 紅軍の一部
 - 四 ソ區の一部
 - 五 文總の大部分
 - 六 C P 江蘇省委、河北省委及び福建、山東、浙江の一部
 - 七 紅軍中に於ける政治工作全權
 - 八 反帝大同盟の一部



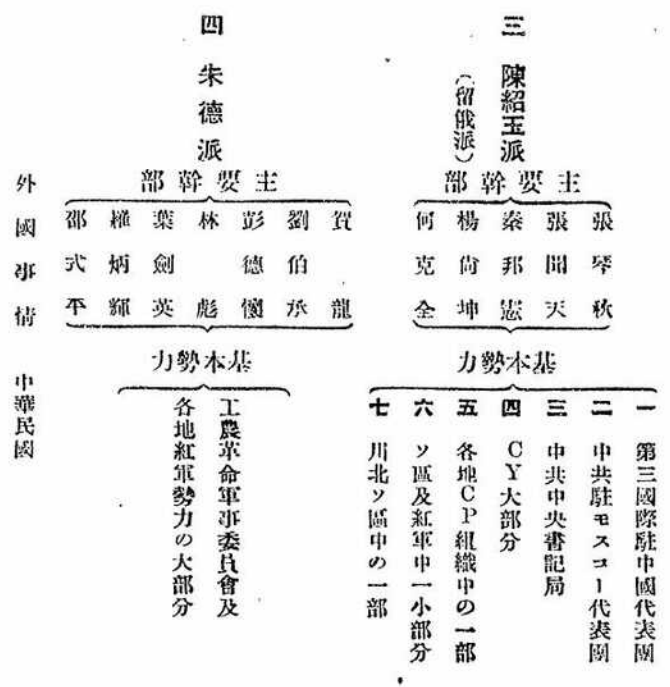
三 五小派別と其の狀況

以上四派は現在中共中央に於ける最有力なる派閥であるが、尙此外幾多の小派別がある。其中主なるものは左記の五小派である。

一 劉少奇派

重要黨員として現に中共中央上海分局責任者にして前中華全總責任者たりし關係もあり、上海中央分局及び中華全總中共黨團(フラクション)は其の勢力下に在る。然し彼は黨内の歴史の古さに依存する勢力に過ぎないので、前記四大派には未だ及ばず、又彼の工人運動方面に於ける指導經歷は久しく従つて一派を形成して居るが未だ獨立的行動を爲す能はず毛、陳、周等の各派に頼つて居る狀況である。其中でも毛澤東も最も接近して居るので毛派に屬する一支派云ふことを得る。

二 項英派



一九二七年の後半に於ける中共中央の反機會主義闘争開始後、それまで主要の地位に無かつた項英は俄かに衆望を集め頭角を露はすに至り一躍党内重要分子となつた。

當時共產黨は工人群眾分子拔擢の口號を以て工人なる項英を拔擢したものである。而して彼は地位の上るに共に直に上海總工會黨團書記となり次で中央委員に昇任し、更に中央政治局委員となつた。其後上海に於ける環境思はしくなかつたのでソ區に入り紅軍總指揮及び政治分局常委等の要職に就いた。現在に於ては黨中央書記局書記の一であると同時に、中華ソウエート中央の副主席にして、中華ソ政府人民委員會工農人民委員を兼ねて居る。

彼は勞働運動中及び紅軍中に一部の勢力を有して居る。項英の党内に於ける歴史は劉少奇に比し劣るに雖彼の紅軍中に有する勢力に依り一派を爲し、事實上劉少奇より大なる勢力を有する。然し毛、陳、周、朱等には勿論及ばない。彼は比較的周恩來派に接近し陳紹玉派よりは好からざる模様である。

三 張國清派

中共党内に於ける歴史最も古き一人で、一九二七年以前より中共中央の工作に従事して居る。彼の党内に於ける歴史及び地位は劉少奇に比し古く且高きは勿論である。党内に古き關係上一勢力を有する、即ち川北の紅軍（徐向前

部）中に主として勢力があるが、該勢力は實際は陳昌浩と兩人にて領導するものであるから、前掲劉項に比し更に大なるものがある。然し四大派に及ばざるは明かである。

現在中共中央委員中華ソウエート中央副主席で、西北工農革命軍事委員會主席（川北共産軍領袖）の職にある。而して張は比較的毛朱に接近して居る。

四 瞿秋白派

中共黨員中著名の元老で、一九二七年八・七會議後（即陳獨秀下台後）一時中央代理總書記に任じたることがある。現在黨中央委員ソ中央委員兼ソ政府人民委員會教育人民委員で黨中央に古き故を以て自ら一派を爲して居る。然し勢力としては前掲四大派に及ばざるは勿論前記劉、項、張等にも遠く及ばざる模様である。

五 立三路線派殘黨

立三路線派殘餘分子中には比較的知名の人物がある、賀昌、李維漢、任弼時等即ち之である。但し李維漢は既に毛派に歸し、賀昌、任弼時は朱德派及び周恩來派に接近して居るので、立三路線派殘餘分子は自ら一派を成すに雖、其の勢力は極めて微弱である。

四 四大派の内部及び各派相互の關係

之を要するに現在中國共產黨中央は大體前述の如く四大派五小派に分別することを得るのであつて、以上の外党内部に存在する多數の小派別は其勢力分野として擧ぐる程のものがないので之を省略する。更に此の四大派内部及各派相互の關係を觀るに凡そ次の如くである。

四大派中最も有勢なるは毛澤東派である。即ち歴史的に觀て中國共產黨中地位最も高かりしは陳獨秀であつたが一九二七年八・七會議後黨外に驅逐され、瞿秋白が中央代理總書記となつたが、瞿は名義上最高の首領たりしに過ぎず、瞿の聲望實力は共に黨の最高領袖たるの資格に缺けて居た爲め、其の下台せざる間に向忠發が代つたが、向は亦頭腦簡單なる一工人分子であつたので聲望手腕共に全體を統率號召するを得ず、從つて又黨の重心たる能はざりしを以て當時實際上は李立三が黨の大權を掌握して居た實狀で、李の手腕力量は極めて大であつて實際に黨の重心を爲して居た。

然し久しからずして李立三路線は推翻せられ、モスクワに召喚（一九三〇年末）されたので黨は又重心を失ふに至つた。即ち陳紹玉代りて中央代理總書記を繼任したが、陳は黨中央幹部中後輩で、只當時の第三國際駐華代表ミフの信任に依りて重職に就いた迄のものなので、黨の重心たる資格が足りない。然し陳が總書記となつて後一九三一年十一

月江西省瑞金に中華ソウエート第一次全國代表大會を舉行し、中華ソウエート共和國臨時中央政府を樹立したが、之にて李立三當時よりの企圖の實現に過ぎず、當時より黨内の派別は漸次形成化し、遂に一九三二年九月に至り陳紹玉は下台し其の系統に屬する秦邦憲を代理總書記に讓るの已むなきに至つた。秦邦憲も亦黨中後輩で、黨員を號召統御するの資格に不足ある人物であるから亦黨の重心たること能はず、中共黨中他に人物がないに云ふのではないが陳紹玉派が第三國際の信任厚く、中國共產黨第三國際との關係及び中共ソウエート政府の關係等極めてデリケートなる關係連鎖の爲め、現在秦邦憲を代理總書記と爲して居るものであるが、現在中共黨の重心は實際上毛澤東に在る實狀である。

以上の如き事實に鑑み中共黨の過去及び現在に於ける實際の黨の重心は其の歴史上次の三人の様である。

陳獨秀（過去）——李立三（過去）——毛澤東（現在）

右の如く毛澤東が中共黨現在の唯一の重心なることは黨員の均しく公認する處である。

毛は湖南人て湖南黨員は彼に對し絕對に服従して居る。又彼は曾て農民運動講習所々長たりしこと久しかりしを以て、現在農民運動に従事しつゝある者には亦均しく彼の子弟多く從て彼に服従するものである。

彼は又中華ソウエートの創始者の一人である。故に「中國レーニン」の稱がある。彼の黨に於ける勢力の最大なるは之に依りても疑なきもので、陳紹玉派は最も好からず毛は陳、秦等後輩に對しては極めて輕視し居り、朱德派とは比較的接近して居るけれども周恩来派は常に對立して居る。次に前述の如く黨中最大の勢力を有する毛澤東に次ぐは周恩来一派である、周は中央軍事工作の創始者（彼は中共中央第一次軍事委員會書記に任じ其の儘現在に及び中央の軍委は彼の手中に在る）にして共產黨軍事方面の勢力は朱德に劣らざるものである。又各組織中にも大なる勢力を有して居る。

而して陳紹玉、朱德兩派の勢力は略ぼ相等しく、即ち陳紹玉派はC P内には固より實際勢力なしと雖、第三國際の信任厚く、此の方面の聲望勢力は極めて偉大なるものがある。故に毛、周をして其の勢力上聊か不安を抱かしたるものである。即ち陳紹玉は現在中共駐モスコ代表團主席に任じて居り、而して中共中央總書記の職は陳派の秦邦憲の擔任する處で、陳派はソ區方面には勢力なしと雖、中ソ第二次代表大會に於ては陳派の張聞天が中ソ政府人民委員會委員長に當選せるを以て、其の勢力は黨内よりソ區に發展する可能性がある。（一九三四年一月の第二次全國ソウエート代表大會以前は人民委員會委員長は毛の兼任であつ

た）而して現在の黨中央書記局は殆んぞ陳派の勢力内に在り、陳派は下層群衆中に基礎なしと雖實際上黨の活動上には極めて有力なる權能を有するものである。然れども陳派は現在周、毛、朱三派の共同反對する所で僅かにC Y中一部の擁護存するに過ぎない。朱德は紅軍中最高領袖で彼の勢力は全紅軍中に在る、然し普通C P組織及び群衆中に大なる勢力なく、朱德は一軍事専門家て群衆の領袖ではない。現在紅軍の失敗（中央ソ區放棄の如き）は朱德一派によつては其の勢力上の損失尠からざるもの、様である。毛派は比較的接近を保つて居る。

五 結 論

如上の狀況に依り之を要するに、現在中共黨内部の主要派別は實に毛、周、陳、朱の四派となり、而して其勢力の最大なるものは毛澤東、周恩来の二派である。蓋し毛、周兩名は其の歴史、手腕力量共に黨領袖の最高者にして下級組織及び群衆中に勢力を有する。

陳紹玉一派は現在黨の大權を掌握して居るけれども、之れ全く第三國際特にミソの扶植に依るものにして陳紹玉派自體の實力は極めて薄弱なるものである。故に此の派は毛、周兩派に對立して居る。朱德一派は僅かに紅軍中に勢力あるのみにて群衆中に勢

力なく、且軍事勢力も毛澤東、周恩来兩派の軍事勢力あるを以て自然鞏固なるものにあらず、爲に其の勢力も亦毛周には及ばざる處である。

從て現在中國共產黨中前述の如く四大派五小派ありと雖

最も主要なるものは即ち毛澤東、周恩来兩派で將來共產黨内部の派別内訌は此の兩派の對立を中心として衝突激化するものも考へられる。

(S・U)

中國に於ける共產主義運動取締狀況

中國に於ける共產主義運動取締は一九二七年四月國民黨が從來の國共合作を破毀し、所謂清黨運動を起して以來嚴重となり最近に於ては益々嚴密に勵行せられつゝあるが、其の狀況は次の如くである。

一 概 説

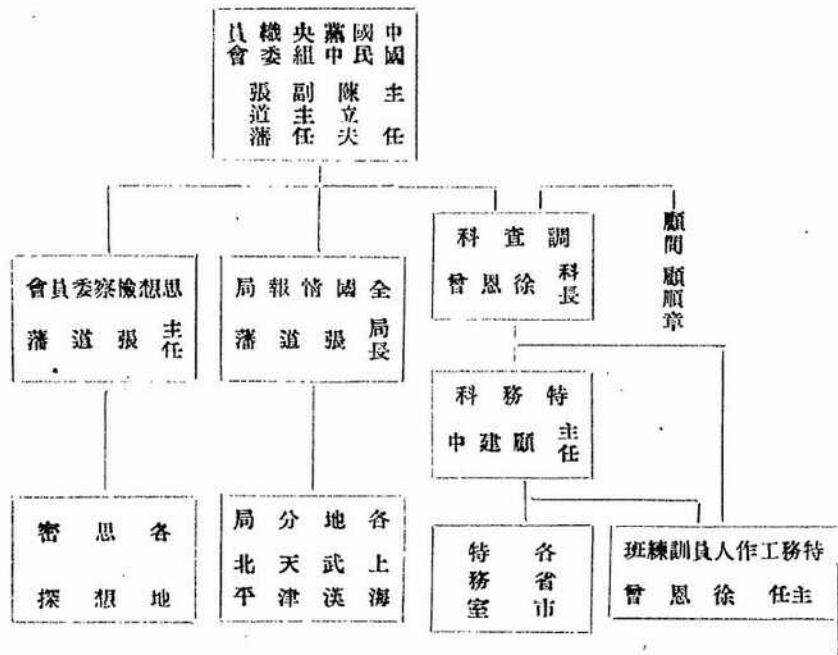
一九二七年四月國民黨が共產黨員驅逐（國共合作打ち切り）の爲め所謂清黨運動を起して以來、國民政府の共產運動取締は終始嚴重に勵行せられて來た。從て逮捕したる共產黨員に對しては殆んぞ銃殺を以て臨み、中國全國中、湖南、湖北、廣東及び廣西の各省が最も甚しかつたが、一九三一年四月李立三コース是正の爲め漢口に赴き、同地に於て逮捕されたる中央政治局委員兼特務部主任顧順章が蔣介石に買

收されて以後、國民政府は共產黨員に對する取締方針を變更し、逮捕したる共產黨員も從來の極刑は已むを得ざる場合（自首を肯ぜざるもの又は改悛の見込なきもの）に限り一般に共產黨員には自首法を設けて自首せしめ、而して之等自首黨員を利用して共產黨員懷柔策を講じたるを以て、其の成績益々見るべきものあり、被銃殺者は極めて少く共產運動取締勵行は益々徹底するに至つた。

二 共產運動取締施設

國民黨中央組織委員會特務科

現在中國に於ける共產運動取締は形式的には國民政府當局によつて行はれつゝあるも、其の實權は國民政府機關にあらずして國民黨中央組織委員會にある。從て各地方に於



ても各省、市國民黨部に於て實権を掌握して居る。即ち國民黨中央組織委員會は主任陳立夫の指導下に大規模の秘密的特務隊を組織し、顧順章を顧問とし主として前記自首黨員を利用して共產系分子の逮捕に専任せしめ、各地方にも亦、省、市黨部特務室を設けて全國的に活動網を張つて居る。而して右特務組織に附隨せる秘密機關として南京に「特務工作人員訓練班」なるものを設け、共產黨員其の他反動分子の偵緝専門員の養成を爲しつゝ、ある。各地方にも亦同様訓練班の組織がある。

三 各地方に於ける共產運動彈壓の現状

全國中北平に於ける取締は最も峻烈で、同地現在の憲兵副司令兼憲兵第三團々長蔣孝先（浙江奉化人にして蔣介石の甥、廣東黃埔軍官學校第一期卒業生）曾て北平に於ける共產分子は盡く肅清するを誓言した由て、同地に於ては聊かにても嫌疑ある青年、學生等は悉く拘引せられ、燕京大學教授馮友蘭（哲學者）の如きも亦拘引せらるゝ等、茲一二年來北平地方に於ては所謂空前の白色恐怖を現出しつゝ、ある。書籍刊行物等も上海、南京に於ては發賣せられつゝ、あるものにては禁止を受ける現状である。北平の外武漢、長沙、南昌、上海、江蘇各地等も亦極め

て嚴重なる取締が勵行せられつゝ、ある。

武漢に於ては陳立夫の信任ある嚴靈彰なるもの湖北省黨部特務室主任となり特務隊員を指揮し、又長沙に於ては同省黨部特務室並に省政府第二科の支配下に特務工作を進めつゝ、ある。南昌方面に於ては軍事委員會南昌行營特務科及び江西省黨部に於て取締の任に當り、江蘇省黨部（在鎮江）特務室は徐錫根（一九三二年秋自首せる中共中央委員）の主とする處で、前記兩湖及江蘇三省には特に中央組織委員會直屬の特務專員を派して取締を勵行しつゝ、ある。最近之等地方の共產黨組織は殆んど破壊せられ、重要黨員の被捕、連絡の遮斷等に依り其の活動機能は全く停頓の状態に陥つて居る。尙上海には中央組織委員會特務隊駐滬辦事處を置き上海市黨部特務室と共に特務工作を指揮し、更に各地公安局督察處員を督勵して偵緝に當つて居るので、現在の處此等所謂白區都市に於ける共產運動は往年の旺盛に比し今昔の感があり、最近益々衰微するに至つた。但し其の潛勢力は依然各地共侮るべからざるものありて地下運動を繼續しつゝ、ある。

以上の外安徽、山東、河南、陝西、甘肅、浙江、福建の各省に於ける特務工作も亦中央の指揮に依り嚴密に勵行されつゝ、あるけれども、廣東、廣西兩省に於ける共產運動取締

締機關は南京政府の權力の及ばない地域であるから、國民黨中央には無關係である。從て其の取締方針も同じからず南京中央が自首を獎勵するに反し兩廣地方に於ては殆んど銃殺しつゝ、ある。最近廣東に於て逮捕せられたる中共交通機關責任者某（紅軍首領葉劍英の甥）の如きも直に銃殺せられた。

貴州、雲南兩省地方は未だ共產系組織發展せず從て取締も臨機に行はれて居る模様である。

四川、山西兩省に於ける取締機關は稍不統一の嫌ありて取締も不徹底なる模様である。

四 思想剷匪——思想檢察委員會

次に陳立夫は一九三四年一月以來「文化剷匪」「工場剷匪」を實行したる後、更に共產思想を主とする凡ゆる反動思想取締の目的を以て、同年九月「思想剷匪」の口號を提出し、特に上海には「中央宣傳委員會圖書雜誌審查委員會」なるものを設けて出版物の検査を勵行し多少なりとも左傾的色彩あるものは悉く出版頒布を禁止せり。

尙陳立夫は其の直接指導下に秘密的組織として「思想檢察委員會」なるものを設け張道藩を主任として左翼思想を目標に全國的に各種反動思想の調査を爲しつゝ、ある。全國

重要都市には「思想密探」を密派して居る。又張道藩を主任とする「全國情報局」なるものあり、均しく共產運動取締上多大の効果を収めつゝある。従て共產黨員は其の活動極めて困難なる状況下にある。

以上の如く國民政府の共產運動取締施設は陳立夫を首魁として全國的に極めて綿密に、而も積極的に實行されつゝあるを以て、目下の處中國に於ける共產運動は現在以上に發展の見込なきものと観測せられる。(S・U)

中國共產黨最近の工作方針と上海に於ける活動狀況

上海地方に於ける中國共產黨は、最近殆んど見るべき活動なく且時々滬西區委又は新署名を用ひた左翼宣傳印刷物等の少數が現はれる程度である。中國共產黨中央に於ては一九三四年末來、上海地方に於ける黨組織の回復強化に努めつゝあるもの、如くであるが、其の活動に統制なく全然地下運動を續け居る状態である。

一 中國共產黨中央の最近の工作方針

一九三四年十月中共中央政治局擴大會議に於て決定したる活動方針は左記の如くである。
一 紅軍を西北、西南邊省區に發展せしめ四川省に新中心ソウエート根據地を建立す。
中共中央は江西省の中央ソ區放棄決定後紅軍を四川、貴州、陝西、甘肅邊境に全力を擧げて發展せしむることに決

定し、江西、福建中央ソ區より退出せる紅軍は全部四川、貴州省境附近に集中し、而して一部幹部を分派して陝西、甘肅及び川北(四川北部)の發展を援助せしめた。此の計畫の目的は四川省南部の中心地たる瀘州府を新根據地とし同地に新中央ソ區を建立し同地を中華維埃共和國の國都と定むるに在る。
二 微生物政策を用ふるに在る。
共產黨員を國民黨軍隊に潜入せしめて軍隊の赤化工作を爲さしめんとするもので、中共中央政治局の決定せる「微生物政策」なるものは即ち紅軍中の健全分子及工場工人中の積極分子を選抜し、國民黨軍隊に兵士として潜入せしめ同志を獲得し共產黨に加入せしめ、以て國民黨軍隊を内部より崩潰せしむるに在る。政治局に於ては此の微生物政策

實行上特に「白軍工作委員會」なるものを組織し積極的に進行しつゝ、ありて右政策は軍隊を主とするも尙警察、民間及び一切の反共產黨的武裝組織に適用する。

三 重要工業部門に黨の基礎を建立すること

中央政治局は前記軍事方面に對する活動方針決定後特に重要工業部門に黨の基礎建立を決定した。黨の最主要是にして最基本的任務たる重要工業部門、即ち鐵道、鑛山、航業、紗廠、電氣及び市政交通機關内に黨の基礎を建立する。

四 黨の工作

黨の工作は全國的に平均發展を期すべく差當り滿洲、河北、江蘇、四川、廣東の五省委を中心工作區域と定める。

五 各種災害、兇作等を利用して農村鬭争及び都市失業運動を擴大せしめる。

六 反帝國主義反ファシストの鬭争を強化する。中國共產黨は以上の各綱領に依り工作を進行しつゝ、ある模様であるが、第二項以下の實行は極めて困難な模様である。

二 上海地方に於ける活動狀況

一 概況

中共中央に於ては上海方面に於ける活動の全般的に不振なるに鑑み之が恢復發展に全力を傾注し居る模様だが、上海に於ける群衆運動は極めて困難なる現状にある、即ち上

海は全國産業の中心地にして、新式工場が多數あるけれども、國民黨の黄色工會及びファシスト工會運動の發展官憲の取締峻烈なるに依り左翼工人運動は全く封ぜられたる状態にある。

二 工會運動

赤色紗廠總工會の如きも殆ど有名無實にて、比較的活動しつゝ、ありたる絲廠方面も最近工場閉鎖相續ぐ状態にて、勞資鬭争も殆ど物にならず、之亦紗總と同様である。而して印刷工人方面も亦先年に比し全く活動力を失つた。

三 學生運動

學生運動に於ても先年の優勢は一・二八事變以來ファシスト學生運動の發展に依り致命的打撃を蒙り現在は殆ど活動をして居ない。

四 外兵赤化工作

更に共產黨は一九二九—三〇年上海に「外兵工作委員會」なるものを設け江蘇省委軍事委員會の指導下に上海駐在の外國兵士警察官の赤化工作を進行したが、一九三〇年五月一日該機關は破壊され、責任者たる同委員會書記葉世良(江西人)の被捕(徒刑十年)に依り其の後は暫く餘喘

を保つて居る模様があつたが漸次停頓して今日に及び、江蘇省委は一九三四年夏再び此の工作を開始した様子があつたが、同年秋又復檢舉せらるゝに至り現在は其の活動殆んぶなき模様である。

五 反帝運動

反帝運動に於ても現在上海に在る左翼反帝闘争機關たる中華全國反帝大同盟、上海反帝大同盟又一昨年九月末組織したる世界反戦同盟の支部たる遠東反帝及反戦反ファシスト大同盟の如きも僅に歴史的名稱として残るに過ぎず、又反帝運動の表現機關として客年六月頃より現はれたる中

國民族武裝自衛委員會も最近に於ては殆んぶ活動なき模様である。

上海に於ける共産黨の活動状況は大體以上の如き情勢で中共中央は民族武裝自衛を強調して民衆の抗日反國國民黨の情緒を煽動し、更に三四年夏以來福建省内に於て羅炳輝の組織したる北上抗日先遣隊擁護を宣傳せしむべく企圖し居る模様なるも、左翼文化團體が機關紙又は宣傳物を密發して抗日反國國民黨宣傳に努めつゝあるの外上海に於ける共産黨の運動は概して停頓の状態に在る。(S・U)

中國民族武裝自衛運動

中國共産黨中央に於ては、中國民族武裝自衛運動の初期に於て各級黨部「秘密通知」(A)を、又中國共産青年團中央に於ては一九三四年末「同國民衆に告ぐるの書」(B)を發出した。前者は黨中央の對内的秘密指令で、國內各種抗日組織のみならず、一切の群衆を發動して中國民族武裝自衛委員會に合流せしめ、抗日反國國民黨の一大運動を起し以て紅軍の北上抗日運動を擁護すべきことを強調し後者は

團中央の對外的宣傳にして黨中央の提出せる抗日綱領を實行し、紅軍の北上抗日を擁護すべきことを煽動して居る。又中國民族武裝自衛委員會上海各區分會(註中共黨滬西滬東兩區委に於て各紡績工場内に本分會組織運動中の處、一九三四年十月七日兩區共各工場内に公開的組織を強化することに意見が一致した)にては一九三四年末黃郛の内政部長轉任説傳へらるゝや『華北賣國の任務を完了した黃

郛、内政部長に昇進す』と題し、日本は華北賣國の任務を完了せる黃郛を擁護し、同人を國民政府内政部長に就任せしめ一層大なる賣國任務を授けんとしつゝある。我々は此上國國民黨より賣らるゝならば亡國奴となるの外なく、依て共産黨指導下に民族武裝自衛委員會を組織し、革命戦争を起し日本帝國主義を中國より驅逐し賣國賊國國民黨を打倒せざるべからず云々の印刷物を發出した。(C参照)。

其の他中華反法西斯大同盟會では、本年一月一日付「對日作線の基本綱領擁護」を題し中國民族武裝自衛委員會の宣言を基本綱領は、我等の同意する所にして我等は今後抗日統一戦線の一歩を希求し、右自衛委員會を擁護するものである云々の傳單を發した。

A 秘密通知(號外)

各級黨部へ

ソウエート中央政府と中央革命軍事委員會は日本帝國主義の華北、福建侵略に抗爭し、國國民黨の華北に於ける賣國に反對して、民族革命戦争を展開し『紅軍は抗日の後方を攪亂す』『中國は抗日の力なし』等の國國民黨の勝手な宣傳を反駁するために部隊を派し、中國工農紅軍北上抗日先遣隊を組織して北上抗日せしめ、日本帝國主義を直接戦争することを決定した。各級黨部は其の他の紅軍北上抗日の行動を一般群衆の抗日、反帝、反國國民黨賣國及び紅軍北上抗日

擁護の運動に展開して行かねばならぬ。中央は抗日、反帝運動の展開及び民族革命戦争の策略につき已に一九三四年四月二十日秘密指示の通知を發したが、此の外紅軍北上抗日の行動に對し更に各級黨部の工作を左に指示する。

一 各級黨の組織は各種の文書、口頭を以て紅軍北上抗日先遣隊の政治意義を群衆中に廣く宣傳解釋し、中國工農紅軍ソウエートは中國唯一の民族武裝であり、唯一の民族革命戦争指導者なることを立證しソウエート紅軍の一貫徹底した抗日政策を解釋し、國國民黨が九十萬の大軍を以て、國刺せんとするにも屈せず、ソウエート紅軍は一切の武裝隊聯合の抗日提議——一九三三年一月の三個條件の下に訂立した抗日戦争協定の提議——を號召し、紅軍はソウエートの領土を保護するために帝國主義の方先棒(譯者註)國國民黨を指す)の侵入を阻止すべく、凡ゆる優勢なる敵と交戦することを辭するものではないことを明にせねばならぬ。但しソウエート紅軍は國國民黨が自由に中國を賣るに任じ中國が日本のために滅亡さるゝことを坐視する能はざるが故に一部の我部隊を派遣して抗日先遣隊として北上抗日せしめ同時に此の事實を利用して徹底的に國國民黨の無恥なる宣傳——『紅軍は抗日の後方を攪亂する』『中國には抗日の力無し』——等を以て彼の無恥なる賣國を隠蔽せんとすることを反駁暴露し、群衆中に於て大々的に抗日、反國國民黨の

運動及び紅軍北上抗日擁護の運動を起し、群衆を推動して國民黨の紅軍「圍剿」反對運動を起し、國民黨の無恥な紅軍北上抗日先遣隊攻撃を排撃せしめねばならぬ。

二 黨は上述の宣傳方針を人民の對日戰爭基本綱領の具體的宣傳により、紅軍の北上抗日擁護の大々的群衆運動を組織し、中國民族武装自衛委員會準備會を組織し、抗日會等一切の群衆抗日團體、及抗日義勇軍等一切の群衆抗日武装を組織して群衆の抗日行動を展開すべく、黨は即時機械的ならざる紅軍北上抗日後援會等を組織し、色彩の已に赤きものにして其の他の群衆運動に合致せるもの及び群衆にして國民黨の通車通郵に關する現地交渉事件に痛恨し居るもの等々を捉へて廣汎なる各種異なる階級層を包含する一大行動組織を作らねばならぬ。

之等一切群衆の抗日運動、反國民黨運動の進展は凡て紅軍北上抗日の行動を援助するものである。目前の形勢は先づ第一此の種の群衆運動を展開し之等の群衆運動中に於て紅軍が已に北上抗日中なることを周知せしめ、群衆を發動して即時國民黨をして内戦「圍剿」の停止を爲さしめ、斯くて群衆運動を指導し黨を圍繞擁護せしめねばならぬ。

三 黨は速に一切の國民黨各反革命派の指導する群衆的の抗日會、抗日義勇軍、各學校、黄色工會、群衆を有する

開し、其の運動中に於て彼等は平和妥協の半途にして破壊したことを證明せねばならぬ。

四 白軍士兵中の工作を大々的に強化する爲めに先づ剿共隊、華北福建等日本帝國主義侵略の直接脅威下に在る白軍士兵中に於て、黨は群衆一切抗日の組織を動員して士兵に宣傳し士兵と關係ある群衆を通じて士兵及び中下級幹部を煽動し、前線より撤退することなく飽くまで日本帝國主義と交戦せしめ、ソ區の四圍に於ける白軍士兵の北上抗日紅軍攻撃反對に北上抗日要求の運動を煽動し、廣く群衆中に凡ゆる抗日部隊活動の不阻止を徹底せしめ、秘密に白軍士兵中の組織工作を進め、白軍士兵を指導して國民黨の命令に反抗せしめ、自發的に抗日せしめ革命兵變を誘發し、紅軍北上抗日に呼應せしむること、各地黨部は白軍瓦解の工作を以て黨工作の第一とし各地方黨部は兵委或は工作専門の同志を以てする組織を建立し、募兵區域多數の特科兵の學校及び下級軍官の學校に對しては立入つて民族的抗日煽動をなし、自覺分子を爭取し黨及び抗日の組織を建立せねばならぬ。

五 各省の遊撃區域は一層全力を傾注し廣く抗日の旗幟下に民衆を武装し群衆を自己の周圍に團結せしめねばならぬ。但し之れは決して黨の地位を降下するものではない。群衆を發動して一錢の税金、一粒の穀税をも納めしめず以

抗日、愛國の組織或は鋤奸團等の群衆組織中に到りて活動をなし、群衆の各種抗日行動、例へば抗日義勇軍の恢復建設、募捐隊、日貨検査隊の組織、宣傳等々を發動するを要する。

目前の民族危機に反日的民族革命戰爭を基準に之れが打開し勝利の可能なことを政治信念の異なる一切の反日中國人に説明解釋し、之を一團として抗日せしめ、反革命派の勢力範圍に在る群衆組織を動員し下層群衆の要求を脅威下に在る各團體各工會の聯合會を代表會を召集公開し、之等組織中の我が黨員一切の我々の指導に係る群衆組織は之等の群衆中、會議中に於て活動し、計畫的に且つ極めて通俗的に群衆情緒に適合する我等の觀點を解釋し、同様の態度を以て常に群衆の面前に於て我等の主張の正確なることを證明せねばならぬ。我等は最も大膽に各種反動派が夫々指導する群衆組織一切狹隘なる愛國主義の團體を以て、反日的民族の戦線統一を達成して以て群衆の抗日運動を展開し、同時に此の統一戦線中に在りて常に方法を盡して我々の主張に反革命派の主張を群衆中に確然と對立せしめ運動中に於ける黨の指導權を爭取せねばならぬ。之等反革命派が群衆革命の情緒に脅威され左翼行動を選ぶ時は我等は單に口先許りてなく、彼等一切の左翼的詞句を最もより良く利用して眞の群衆の偉大なる行動を發動して運動を展開

て開き國民黨豪紳地主が中國工農を攻撃し、工農の抗日を阻止するの費に充てざらしめ反對に彼等の土地、家屋、財産を没收して貧困なる農民に分配し抗日の費に充てねばならぬ。黨は最も優良なる幹部を派し或る都市に於て敵の迫害を受け居る幹部を遊撃區に誘導し、其の工作に當らしめ遊撃區に於ける政治上軍事上の指導を大々的に強化せねばならぬ。

中央

一九三四年七月二十六日

B 紅軍の北上抗日を擁護し國民黨の賣國に反對するため中國共産青年團中央委員會の全國民衆に告ぐる書

全國の青年工農士兵並に一切の青年労働者よ!

強盜日本帝國主義は滿洲熱河を完全に強奪し更に現に反逆者ファシスト國民黨の手により完全に全北支を略取した。野獸の如き日本帝國主義は飛行機大砲を以て青年を殺戮活埋せしめ、毒藥を用ひて兒童を毒殺し青年を強迫して日本の言語文字を學ばしめ、青年婦女を姦淫する日本帝國主義の飽くなき貪慾の眼は中國に注がれ、その第一着は福建、續いて滿洲、華北青年の遭遇した亡國奴の運命は今や全國青年の頭上に覆ひ掛らんとしてゐる。ファシスト國民黨は帝國主義の忠實なる犬であつて一貫

した投降賣國の政策を奉じ中國民衆最後の國土まで賣らん
とし、國民黨は二百萬の兵馬を擁し幾億の借款を歳入を持
ちながら尙且つ『中國は抗日の力なし』と云ふ。想ふに斯
は「無力抗日」の言葉に隠れて賣國の責を回避し「新生活」
運動によりて日本の爲めに人民を懐柔し、刀を揮つて青年
を殺戮する外更にフアシスト網の青年強制は軍事、體育に
まで及び軍事化とフアシスト化の訓練によりて青年の胸中
に燃え上れる反帝抗日の憤怒を揉消せんとするものであ
る。

國民黨は一切の財力と兵力を以て帝國主義指揮の下に狂
奔的に已に帝國主義統治から離脱したソウエト區域に反
帝抗日の唯一の武装紅軍を「圍剿」せんとして居る。ソウ
エト中央政府は早くより對日戦争を宣布しソウエト及
び紅軍は唯一の反帝抗日の力量であり、且つ左記三條件の
下には如何なる部隊も抗日共同作戦に應ずべき旨を表明
した。

一、即時ソウエト區に紅軍の攻撃を停止すること。
二、民衆に許すに民主權利を以てする。
三、民衆を武装し武装義勇軍の隊伍を組織すること。
然し反逆者國民黨はソウエトの此の號召に對しては只
フアシスト的攻撃を以て全國的に唯一の反帝抗日たるソウ
エトを攻撃し、極力紅軍の北上抗日を阻止する計りてあ
る。

る言つてゐる。

中國民族の眞の獨立と自由の爲めに徹底的に奮闘中の紅
軍は現に已に國民黨の重圍を突破して先鋒隊伍を派遣して
北上抗日せしめ、正義神聖なる民族革命戦争を進め失地を
恢復し中國の獨立を擁護し領土を保全する爲めに戦つて居
る。

全國青年は自らの政治經驗により紅軍は唯一の反帝抗日
の民衆武力であり、且つソウエトに紅軍のみが民族革命
戦争を敢行し、中國を守り中國の獨立自由と領土の保全を
爭取することの出来るものであることを知つてゐる。

全中國の青年工農士兵及び一切の青年勤勞者よ、諸君の
團結と統一は明かに中國民衆の帝國主義に對する抗争の力
量であり勝利の保證である。一切の勞働者、並に亡國奴た
ることを厭ひて帝國主義に反對する人々は起ちて共產黨中
央提出の抗日五大綱領を擁護實行し紅軍の北上抗日を擁護
し國民黨の賣國に反對し日本其他一切の帝國主義を中國
から驅逐せよ！

青年工人よ、國民黨の斯る行爲を止めしめ罷工に参加し
て國民が抗日紅軍攻撃に用ふる銃砲の製造を國民黨の爲め
にする兵卒の輸送を止め紅軍の北上抗日を擁護せよ！

青年農民は國民黨の抗日紅軍攻撃の爲には斷じて納税
せず、抗租、抗税、抗債を以て紅軍の北上抗日に呼應せよ

青年士兵は國民黨の命令を斥け紅軍に向けた銃口を賣國
長官に向け變へ紅軍と抗日作戦協定をなし前線に到つて日
本を打て！

青年學生及び知識勞働者は國民黨の學校包圍に反對し、
試験制度の國民黨政府に反對し、フアシストの文化統制に
反對し、紅軍の北上抗日を擁護せよ。

青年の工農兵及び一切の青年勞働者は見當り次第武装を
奪取して自らを武装し、賣國辱國の國民黨政府を顛覆する
ことを對日戦争の先決要件となし、唯一反帝抗日のソウエ
ト旗幟下に團結して日本帝國主義の中國侵略に反對し、
賣國の逆賊フアシスト及び國民黨を打倒してソウエト政
府の對日作戦を擁護し紅軍の北上抗日を擁護せよ！
中國革命唯一の指導者中國共產黨萬歳！

中國共產黨青年團中央委員會
C 華北賣國の任務を完了した黃郛内政部長に昇進す
全國民衆は擧げて亡國奴の悲哀に直面して居るがそれは
民族革命戦争を敢行することによつてのみ始めて救はれる
のである。

國民黨は刻々凡ゆる方法を以て東三省熱河を賣り數千萬
の人民は牛馬にも劣るが如き亡國奴の苦痛を嘗めて居る。
然るに現に蔣介石は北平に到り好條件を以て日本と商議し

實に柔順に全華北を賣つた。走狗黃郛は兩年來豫て日本帝

國主義の爲めに大勢に順應して抗日青年及び義勇軍を彈壓
逮捕し、日本を援助し天津に大飛行場を造り、河北省政府を
保定に移し北平市を擴大して現任務を完了した。日本帝國
主義は限り無く彼を寵愛し更に其の大走狗蔣介石を使つて
彼を内政部長に擧げ一層大なる賣國の任務を授けしめ全中
國の獨占に着々として歩を進めて居る。日本の滿洲に於け
る傀儡政府は華北の傀儡政府成立を確固ならしめ、已に蔣
介石を首領とする國民黨創造を開始し、各國帝國主義に對
し二億元の借款を起し西北に別荘を作り其の主人を保護し
支持せしむるために、西北民衆を彈壓し帝國主義のソ聯攻
略路線に合流して其のお先棒任務を完うせんとして居る。

日本帝國主義の艦隊司令高橋は『隣邦中國も亦吾人に共
鳴し眞の中日滿三國の共存共榮を提議して來た』と言つて
居るではないか。揚永泰(？) 王揖唐、唐有玉は其の何れ
が黃郛の後を繼ぐも第二の鄭孝胥、黃郛と同じもので此の
上華北の第二滿洲國建設を完成するものである。日本帝
國主義の所謂共存共榮は生意氣にも中國革命を鎮壓し、ソ
聯を攻略することであるが之れが共存共榮と言へるであら
うか、即ち中國を彼等の植民地となし全中國民衆を亡國の
民たらしむるものでなくて何んであらう。日本帝國主義は
臺灣、朝鮮、滿洲が凡て共存共榮であり何んの問題も起る

ものではないとは言はない。假りに若し我々勤勞群衆が此の上國民黨から賣られるなら亡國奴なることは必定である。我々は大學團結して共產黨指導の下に我々自身の抗日指導機關たる民族武裝自衛委員會を組織し、工農、兵、學、商、其の他一切の勤勞民衆を聯合して民族革命戦争を起し日本帝國主義を中國より驅逐し蔣介石黃郛其の他各様の賣

中國共產青年團の闘争綱領

中國共產青年團中央は最近次に掲げる如き闘争綱領を密發したが、之は中共青年團の活動の重點が那邊に存するかを推知し得べき資料である。

一 青年工(在業と失業)闘争綱領

- 一 青年工の給金は一錢も減少するを得ず。青年工の給金を増額し青年工にして成年工と同一工作をなすものは同一の給金を渡せ。
- 二 失業保険は雇主と政府より出資し年齢に依らず一切の失業青年工を救済せよ。
- 三 緊急救済金は政府より失業工人及び戦禍を蒙りたる貧

國賊を打倒せねばならぬ。斯くして始めて局面を開するこゝが出来ぬ！

上海中國民族武裝自衛會各區分會

(S・U)

民に供給し、一切の外債を取消し、外債基金を以つて失業者に貧民を救済し紅軍を攻撃する軍費を以つて即時失業工人を救済し、且つ失業工人に於て選出せる委員會をして管理せしめ資金を分配する時は失業青年工人も亦同等の利益を享受するものとす。

- 四 仕事を與ふることを要求し國民黨の中央政府、市政府が勤勞大衆に對する社會事業、工人宿舍、休憩所、學校等の建築に着手したるときは失業工人を雇傭し、且つ充分なる給金を支給することを要求す。
- 五 家賃未拂を口實に工人を立退かしむるを得ず。未拂家賃は市政府より補給し失業青年工を寄食所或は住

居より驅逐するを得ず。失業せる青年工のための住居、休憩所を食堂を建築せよ。

- 六 工人を減首するを得ず、解雇せられたる工人の仕事を恢復せよ。
- 七 十八歳以下の青年工の工作を四時間或は六時間とし、毎年一回(四週間)休養せしめよ。
- 八 女工には産前産後八週間休養せしめ工賃は定額通り給與せよ。
- 九 十四歳以下の少年を雇傭することを禁止す。既に雇傭せられ居る少年工は政府より其の生活費を給し青年工、少年工、女工を雇傭して夜業をなさしめ又は身體を毀損する工作をなさしむるを得ず。
- 十 工作の加重に反對し青年工に關する一切の奴隸的勞働の形式を廢除するを要す。
- 十一 見習期間を短縮し見習工も集體契約により工賃を規定することを得。
- 十二 一切の十八歳未満の青年工は工廠内に於て作業時間中職業教育を受くることを得、其の費用は雇主に於て負擔す。
- 十三 青年工は集會、結社、言論、罷工の絶對自由を有す。

二 青年農民と雇農の闘争綱領

- 一 一切の苛捐雜税と高利貸制度を廢棄しソ連紅軍攻撃のために國民黨政府と軍閥には一錢の税金も納めず。
- 二 青年雇農の賃金は一錢も値下げせず。青年雇農の賃金を増額し労働時間を短縮し成年と同一の労働をなす。青年雇農には同様の賃金を給すること。
- 三 青年農民と雇農及び牧童に對する強制労働と奴隸制度及び封建的契約の廢棄。
- 四 即時救済金と米穀より借款せる「麵粉」を災民より選出せる委員會に交付して災民と飢民に分配し國民黨と軍閥が救済金を紅軍攻撃に流用するを許さず。一切の外債公債を取消し之を以て災民と飢民を救済せよ。
- 五 地代未拂によつて赤貧の農民を追放するを許さず。一切の共有家屋は災民と飢民の自由居住に任せ政府より出資して衣服と糧食を供給せしめ災民貧農の子女に給與せよ。
- 六 農村の青年と兒童のために無料學校と休養所を建築せよ。
- 七 地主と寺院の土地及び大私有財産家の土地を沒收して農民に分配せよ。青年貧農と土地を所有せざる青年も亦同様の利益を享受すべきものとす。

三 反動軍隊中の士兵に呼び掛ける闘争

- 一 未拂給料を精算し新たに給料を増加し食事を改良し操

- 一 練習時間を短縮し休養と讀書の方法を改善せよ。
- 二 言論、集會、投票及び民衆大會を組織し並に参加するの自由を有す。
- 三 士兵が選舉せる委員會に於て軍費を管理す。
- 四 死刑と毆打惡罵を廢止せよ。
- 五 兵士中に反日會を組織せよ。
- 六 家族を有する士兵に特別手當を支給せよ。
- 七 地主、寺院の土地を沒收して農民出身の兵士に分配せよ。
- 八 士兵裁判を組織し反動長官の審判をなし一切の權力を士兵と革命的長官が選舉せる革命委員會に歸せしむること。

四 學生群衆に呼び掛ける闘争綱領

- 一 積極的に工農大衆の闘争に参加せよ——
- 二 政治に於て教育資金を調達し、公立學校と大學を維持し新校舍を建築し休校中の學校を恢復せよ。
- 三 現金を以て貧困學生に補助をなし食費宿舍學用書籍文具等を供給し、政府は對日外債により上海に於て日本軍に毀壞せられたる校舍教育機關を再築し政府に於て公立學校内の學費免除の權利を保障すること。

- 三 教育基金を紅軍攻撃や軍閥混戦に流用することに反対す。
- 四 言論、出版、教師の選擇、革命學生會の組織の自由を要求す。
- 五 學校中に於て國民黨其他の反動思想を傳播することに反対す。
- 六 勤勞青年と兒童は學費を免除して初等教育を受けしむ。

五 被壓迫民族と少数民族に呼び掛ける闘争綱領

- 一 一切の被壓迫民族と少数民族は總て自決權あり各分區内獨立するを得。
- 二 被壓迫民族の青年と兒童の爲めに學校を設立し彼等自身の方言によつて彼等を教育せよ。
- 三 民族の壓迫と不平等の形式に反対し狹隘なる愛國主義の表現に反対し少数民族に加ふる侮辱に反対す。
- 四 諸君の民族戦争と民族擄取者と裏切者に反対する闘争を捉へて中國工農群衆の國民黨帝國主義統治に反対する闘争に聯繫せしめよ。

(S・U)

ソウエート聯邦

第十六回全露ソウエート大會

一月下旬に開催された第七回ソ聯ソウエート大會に先ち一月十五日より一月十八日まで、モスクワにおいてソ聯邦内露西亞共和國(露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國)の第十六回ソウエート大會(第十六回全露ソウエート大會)が開催された。先づ露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國人民委員會議長たるア・エ・スリモフの報告が行はれ、續いてこれに對する討議が續行され、十八日大會は同報告に基いて決議を採決し閉會した。

次に掲げるのはソ聯邦共產黨浦沙市委員會機關紙クラリスノエ・ズナーミヤに掲載されたソウエート大會におけるカリーニンの開會の辭及びカムチャツカ州執行委員會議長メリニコフの演説である。

一 カリーニンの開會の辭

(一九三五、一、二二)

同志諸君！ 私は先づ第一に、ロシア社會主義聯邦ソウエート共和國の第十六回ソウエート大會を代表して、セル

ゲイ・ミハイロウイチ・キエロフの背信的殺害によつて、我國の全國民を捉へた深甚なる憤激の情を茲に表明するものである。

敵によつて我國は深傷を負はされた。何されば、セルゲイ・ミハイロウイチは、偉大なる才能を持ち、それらの才能全部を、更に又自己の生涯を、ソ聯邦の勞働者階級と其の全國民のために捧げた人間であるからである。

同志諸君！ 私は我々の傷を刺戟することはいしまい。この傷はなほ長く残るであらう。セルゲイ・ミハイロウイチ・キエロフは、革命家、ポリシエウイク、偉大なる國家的活動家、又勞働者階級の完全なる勝利をその唯一の目的とした理想的人間の美事なる藝術的畫像として、プロレタリアートのために奉仕するであらう。彼は勞働者階級の完全なる勝利のために、自己の精神的並びに肉體的な精力を捧げ、そのために又自己の生涯を打ち込んだのであつた。私は起立をもつて、彼の記憶を尊ぶことを提言する(全

員起立)

同志諸君！第十五回大會と第十六回大會との期間中は政治的諸事件に富んでゐた。これらの諸事件は、疑もなく全世界の情勢に對して影響を與へたし、又與へるであらう。この期間中に、我共和國の國民は、根本的に活動を開始した、そして此の活動の結果は、満足すべき結果以上のものであつた。私は云ひたい。

本日は人民委員會議長同志スリモフの定期報告が爲されるであらう。彼は我々の活動の範圍及び活動の結果について述べるであらう。故に私は、相互に固く結びつけられてゐる個々のモメントについて語るに止めておかう。

第十五回ソウェート大會は、國の工業化、農民經濟の集團化等々の第一次五年計畫完成の爲の尨大なる諸課題を、解決すべく提起した。

今私はこれらの諸課題の範圍内で、個々の既に解決済みの諸課題、即ち運轉を開始した諸企業をあげてみよう。

第十六回ソウェート大會前に、白海・バルチック運河、シベリヤ横斷幹線の四分の三、モスコ地下鐵の第一期工事の如き諸工事が完成され、マグニトゴルスク——スターリンスク間の直通路が開かれた。スヴィルスカヤ、ニフスカヤ、ドンスカヤの各水力發電所が運轉を開始した。化學方面は非常に發展した。ヒビヌイ、キロフスク、アパチト

ウイ、ソリカムスク、ベレズニヤキ、スタリノゴルスク等の工場がそれである。機械製造方面では、モスクワ市、ゴリキー市の自動車工場、チェリヤビンスク・トラクター工場、ウラルの大機械製造工場がある。

天文學者が、星によつて、星のスペクトル、其の運動のメカニックによつて、星座の體系を決定するやうに、政治家・經濟家は、我々によつて既に解決された諸問題及び完成された諸企業によつて、勤勞者大衆の製作品全體たる動くソウェート社會主義國家——ロシア共和國を理解するであらう。

我ロシア共和國は、強力なる冶金工業の根據地となりつゝある。昨年我々は、ソ聯邦全體の計畫の四割に當る鉄鐵を産出した。これに應じて、コークスの産額も増加しつゝある。

以上の總決算は、感銘深きものである。然るに私は、四ヨロツバにおいて、この期間に一つも建設されたことのないやうな企業のみを、數へ上げたに過ぎないのである。根本において、集團化は完成された。この偉大なる仕事はパン及びその他の物産の切符制廢止と共に、現に完成されつゝある。

勿論、私が數へ上げた諸達成は、我國の經濟計畫によつて、決定される勤勞大衆の尨大なる仕事の基礎の上に、高

い塔の如くに、安定してゐるのである。而して同志諸君、この尨大なる仕事のイニシアトル、激勵者、組織者であるのは、同志スターリンである（嵐の如き拍手、大喝采、全員起立し、スターリンに挨拶。「スターリン萬歳！」「萬歳！」の聲あり）。今日、之等の結果は、「指導者により緊密に」なる我々のスローガンの正しさを、益々強く裏書する（騒然たる拍手）。彼の指導の下に、黨の指導の下に、我々は種々の困難を克服した。この同じ指導の下に、我々は新なる勝利へ進まう（鳴り止まぬ拍手）。

本大會には決議権を有する代表千百二名が出席してゐる即ち大會は有効である。

全露中央執行委員會の委託により、茲にロシア社會主義聯邦ソウェート共和國第十六回ソウェート大會の開會を宣する（鳴りやまぬ拍手）。

ニ メリニコフの演説

(一九三五、一、二二)

八十以上の民族を統一してゐる極東の勤勞者の名において、本大會に熱誠なる祝意を傳へることを許して頂きたい。

極東地方は我國の巨大なる建設の一般的テンポから立後れず、著しい成功を収めた。前期間中に極東地方において

は、一連の新たな工業部門が創始された。製糖工業が始まり、セメント工業が發展し、石炭工業が成長しつゝある等々、自轉車修繕工場、石油製糖工場及び一連の大發電所等々が建設された。コルイム、ウオロチヤエフ等々の新たな道路が開通した。これと同時に、極東地方の鐵道經營も亦著しく改善された。新都市が建設された。即ち工業都市コムソモリスクがそれであつて、この地は最近まで密林地であつた。ノガエウオリマダガン灣に、立派な町が建設された。新たな労働町が増大した。

一九三四年には我々は、野菜問題を解決した。一九三三年には、野菜は西シベリヤ及び東シベリヤから移入されてゐた。一九三四年には我々は、他地方からの移入を俟たずして、野菜を充分に得ることの出来るようになった。

我々は我々の地方を愛し、此處に新たな生活、即ち社會主義的生活を建設しつゝある。

私は今から、私とその代表者であるカムチャツカ州の發展について述べる。此の州は極北に位する尨大な地域をなしてゐる。此の州は、經濟的並びに文化的發展において大成功を収めた。

魚獲高は、一九三〇年の二十萬セントル（一セントルは五十疋）から、一九三四年の八十四萬セントルに達した。我々は捕鯨云ふ、我々にまつての新しい事業に成功した。

本年中に、四百頭以上の各種の鯨が捕獲された。捕鯨船隊の計畫は豫定以上に遂行された。

柔毛獸經濟計畫の遂行も劣悪ではなかつた。一九三三年度と比較して、一九三四年度においては、柔毛獸の捕獲高は五割六分増大した。黨中央委員會及び全露中央執行委員會の援助によつて、我々は、カラガ區（在カムチャツカ）に大禁獵區を創設し、又コマンドル島における臘納獸の保護令を設定した。

カムチャツカの様な所で農業方面でも大成功が達成された。一九三四年には、千ヘクタール利用されたものが、一九三四年には千七百ヘクタールが利用された。各ホルホズの馬鈴薯の收穫は、一ヘクタール當り二百センチに達した。カムチャツカは、本年中に、野菜の移入を免れることを其の一課題としてゐる。

大麥、裸麥、燕麥の移植と共に、小麥を成熟させることにも亦成功を収めた。カムチャツカの島には、十二畝のトラクターが活動して居り、尙に本年中に十臺のトラクターが購買される。第二の機械トラクター配給所が設置されつゝ、ある、農民でホルホズに加つてゐる者は、七割六分につてゐる。

年々養馴鹿業は盛んになつて行く。富農や坊主の影響の下に、我々の州の諸地方で、馴鹿を多数屠殺したなきさい

ふ時代は、昔のこゝになつてしまつた。馴鹿の屠殺は止んだ。ウイソチンスキー區の如き區は、一九三四年には四割二分方馴鹿群を増加させた。我々の任務は、第二次五箇年計畫の終までに、馴鹿群の増加率を少くとも三割五分まで引上げ、將來において地衣類の完全なる利用の範圍まで馴鹿群の發展を計ることである。養馴鹿業世帯及び地方諸民族の一分は、共營化された馴鹿群を所有してゐる。養馴鹿業の國營農業は増加し、馴鹿業の國營農業は増加し馴鹿總數の七分は國營農場に統一されてゐる。

遠隔の地たるカムチャツカのソウエート化は、極端に立後れてゐた。この地は容赦なき搾取、種々なる居住民族に對する極端なる壓迫のみを知つてゐた。然るに今やこの地は、強力なるソウエート・カムチャツカとなり、文化的並びに經濟的立後れの克服の道程を急速に進みつゝある。

現在カムチャツカには、十七の小學校、八つの中等學校二つの技術學校、二つのソウエート・黨學校及びその他の學校が存してゐる。ロシヤ人にして初等教育を受けてゐる者の率は、九割八分に及び、北方主要民族のそれは、七割五分に及んでゐる。カムチャツカは、病院網をもつて蔽はれた。成程この病院網は未だ不十分なものであるが、併し今日においては最早、妖術僧は地方の生活における決定的勢力ではない。諸民族の兒童四千八百名以上が、我々の學

校で學んでゐる。種々の技術學校及び北方の専門學校における、諸民族の學生數は増加しつゝある。

遠隔のコマンドル諸島は、發電所の建設を完了し、その運轉開始時期を第十六回ソウエート大會前までしてゐる。發電所は開設された、今日では、アレウト人の住家を照すのは、極光のみではないのである。コマンドル諸島においては「イリーチのランプ」は最早事實となつた。

北方地方の小民族の文化的並びに政治的水準は、無限に向上した。このこゝは、彼等小民族が、州の活動者たる我々に現在提出してゐる諸要求によつて、極めて明かである。

『改善された病院、學校、醫者を與へよ。黨によつて提出される政治的諸課題を、より多く我々に解明し、それら諸課題を如何に實現すべきかを指示し得る如き人を、我々に與へよ。』斯くの如きが彼等の諸要求の特徴である。多くのエスキモー人及びチュクチ人は、彼等の醫學専門學校及びその他の専門學校への入學の問題を提起した。

ラムート、コリヤーク等の諸民族が、我赤軍の國境警備隊に志願兵として入つたことは偶然ではない。彼等は赤軍部隊で、銃を手にしてソウエートの國境を守りながら遠隔のツンドラ地方及び山地々方に於いての仕事のための知識を得るこゝが出来るであらうといふこゝを知つてゐるから

である。

併し乍ら、カムチャツカの仕事には、まだ多くの缺點が存してゐる。東部ツンドラ地方及び他の邊境の地においては、階級敵の反抗は未だ打碎かれてゐない。ツンドラの地にまだ我々が入り込んでゐないのを利用して、階級敵はこれらの地で、黄教僧と共に社會主義建設に對して反抗を示してゐる。現在我々は民族指導員を養成しつゝある。東部ツンドラ地方は、本年中に彼等によつて確保されるであらう。

我々の仕事の缺點は、我々が生産物の質向上と原價の低下の問題に、必要なる注意を拂はなかつたといふこゝの中にも存してゐる。此の方面においては、我々は同志スターリンの六つの指示事項（前回黨大會における）を完全には遂行しなかつた。

我々は漁業方面の缺點を克服しなければならぬ。我々は十九の漁業綜合工場を持ち、そのうち十八は大なる魚肉罐詰工場を有してゐる。併しこれら工場の生産品の質は未だ低劣である。

カムチャツカにおいては、勞働者の移動が甚しく、勞働者に對する日常生活上の奉仕も劣悪である。現在これらの缺點は除去されつゝある。勤勞者に對する日常生活上の奉仕を改善するこゝ、移住民のためにより良き條件を創り出

すこに、力點を置かなければならない。土着民及び登録労働者中から、幹部を養成することに、特別の注意が拂はなければならない。本年中に、我々は五千人以上の機關士、班長、漁夫の養成を完了するであらう。

カムチャツカ大陸との連絡も薄弱である。ソウエート商船隊の活動は未だ不充分である。郵便は三月に一度さいふ有様である。海路による連絡を秩序立て、カムチャツカと樺太のために定期航路を作り、又カムチャツカとの航路連絡を確立しなければならぬ。

我國の北方海岸の海象、熊、北極狐、その他の動物の狩獵者に對して良質の銃を配給しなければならぬ。今日まで彼等狩獵者は非常に舊式の銃を持つてゐる。海獸狩獵を一層の成功をもつて、發展させるためには、ソウエート製の良銃が必要である。

同様に又、沿岸航行の小船によつて、我々に援助を與へるこが必要である。我々の持つてゐる海上狩獵のためのモーター船は、非常に少數である。我々は多く、カニュータミ稱する帆船に乗つてゐる。我々には、もつ堅固なモーター船が必要である。此の點に於いて、北方地方に援助を與へるこが必要である。

カムチャツカは、停滞状態を脱却し、石炭採掘、木材工業の發展に於いて、大成功を収めた樺太の範にならつてゐる。

極東の達成は大きい。黨、全露中央執行委員會、特に我々の敬愛する同志スターリンの側からの、日常の實踐的な援助によつて之等の達成がなされたのである。

私は又、此のソウエート大會の席に於いて、次のこを指摘しておくのも、余計なこにはあるまいと考へる。即ち極北の地カムチャツカの開發に於いて、我々は同志ミコヤンから多大なる援助を受けたのである。カムチャツカ州が、其の州ソウエート大會に於いて、同志ミコヤンを極北地方の功勞者中に加へたこは偶然のこではない。

我々の前には、尙大なる諸課題が存してゐる。極東、極北地方の功勞者は、自己の食糧の根源を開發するこ同時に我ソウエート國境の國防のこを一刻も忘れてはゐない。極東の功勞者は、赤軍及び國境警備軍と共に、次のこを保證してゐる。即ち若し敵がソウエート國境を犯さうとするならば、彼等は、同志スターリンが第十七回黨大會に於いてその威力について語つた如き反撃を與へられるであらう。

ジノールウイエフ、カメネフ等の告訴狀と判決

昨年十二月キエフ暗殺事件に連座して逮捕されたるジノールウイエフ、カメネフ、エフドキーモフ等所謂ジノールウイエフ反對派の巨頭にては其後ソ聯檢察官憲に於て審理を行ひつゝ、あつたが、一月十六日のソ聯紙はジノールウイエフ、カメネフ以下十九名に關する告訴狀を發表し、逮捕されたるジノールウイエフ一派の者ミ暗殺犯人ニコラエフとの關係を明らかにした。

右の告訴狀に依ればジノールウイエフ、エフドキーモフ、ゲルチツク、バカエフ、クレークリン、カメネフ、シヤロフ、フョドロフ、ゴルシエニン等によりモスコーフスキー・ツエントルなるソ聯現政権、ソ聯共產黨現指導部に對して反對闘争を行ふを目的とするジノールウイエフ派の秘密組織がモスクワに存在し、之がキエフ暗殺犯人ニコラエフの屬したるレーニングラードスキー・ツエントル其他ソ聯各地の都市に於ける反ソ聯政権の秘密團體を指導する政治的中心たるの役割を演じたのである。而して右告訴狀中に引用せられたる被告フョドロフ、バカエフ、サファアロフ等の陳述に依れば、モスコーフスキー・ツエントルを中心とするジノールウイエフ派は其の指導分子をして表面黨幹部派の指導に服従

したるが如く裝はしめて黨内に殘留せしめ、他方「情報」なる秘密印刷物を發行してソ聯國內及びソ聯の對外政策上の凡ゆる事件を捉へて現政権の失敗、五ヶ年計畫遂行上の錯誤を曝露し、ソ聯政権が農業共營化の強行に行詰り又全般的に第一次五ヶ年計畫時代への過度期に立ち、對外的にも現代に比しては孤立的の地位にあり、滿洲事變の勃發により極東よりする危機の到來に脅えたる一九三二年秋には最も頻繁に會合を行ひ活潑に地下運動を行ひたるも、同年末ソ聯政府がリューチン一派の反革命陰謀事件を摘發しジノールウイエフ、カメネフも之に連座して黨籍剝奪の處分を受けたるため急に活動を消極化したと言ふ。

キエフ暗殺事件ミジノールウイエフ、カメネフ等の直接の聯關に於ては告訴狀は暗殺事件に對するトロツキー・ジノールウイエフ派の道徳的責任、政治的責任を強調するも、キエフ暗殺に於てモスコーフスキー・ツエントルが豫め承知して居り又之に對して指令を發せるが如き事實は未だ判明せずと記し、唯だジノールウイエフ派全體に反革命的テロル氣分の横溢せる事を充分知悉し、此の氣勢を煽りたるこは否定するを得ずとして刑法上の責任を問ふに止つた。

此の點非常に曖昧にして眞にジノウイエフ、カメネフ一派がニコラエフの犯行に關係ありしやを疑はしむるものである。

尙右告訴狀に基きて一月十五日、十六日の兩日レーニングラード市に於て行はれたる聯邦最高裁判所軍法會議の裁判の決果、ジノウイエフ、ゲルチク、ククリン、サホフの四名は首魁及び最積極的分子として十年の禁錮、シヤロフ、エフドキーモフ、バカエフ、ゴルシエニン、ツアリコフの五名はジノウイエフ秘密團體の積極分子として八年の禁錮、フヨドロフ、ゲルツベルグ、ゲツセン、タランフ、ペリモフ、アニシエフ、フアイビロウイチの七名は秘密團體加盟者として禁錮六年、カメネフ、バシニキロフ、ブラボは比較的積極分子に非ざりしものとして五年の禁錮に處せられ、尙被告の個人所有物は凡て沒收を宣言された。

右告訴狀及び被告の一人エフドキーモフの陳述(特にソ聯新聞紙上に發表せられた)の翻譯は次の如くである。

一 告訴狀

本告訴狀はゲ・エ・ジノウイエフ、ゲ・エ・エフドキーモフ、ア・エム・ゲルチツク、イ・ベ・バカエフ、ア・エス・ククリン、エル・ベ・カメネフ、ヤ・ウエ・シヤロフ、ゲ・エフ・

フ・フヨドロフ、イ・エス・ゴルシエニンたる事判明せり。彼等は自己の周圍に從來の反ソウエートのジノウイエフ・グループの中の最積極分子を集め、キーロフ暗殺事件により一九三四年十二月二十八日二十九日全聯邦最高裁判所軍法會議により裁判せられたるレーニングラードの團體を組織的に連絡せる事判明せり。

豫審の結果、所謂モスコーフスキー・ツェントルは只單にレーニングラード其他の都市のジノウイエフ一派及び同じ思想を奉ずる者共と管に聯絡を取つたに止まらず、多年に亘り、モスクワ、レーニングラードの反革命的地下活動を指導する政治的中心たるの役割を演じた事フヨドロフの供述によりて判明せり。

此はモスコーフスキー・ツェントルの重要指導者たるジノウイエフ、ゲルチツク、カメネフが飽迄否認的態度を取るに不拘レーニングラードスキー・ツェントル事件の被告レーウイン、ルミヤンツエフ、ミヤスニコフ等の供述(殊にレーウインは彼がモスコーフスキー・ツェントルの全權たる事を白狀した)並にモスコーフスキー・ツェントルの委員たるバカエフ、エフドキーモフ、ゴルシエニン、フヨドロフ、シヤロフ、サハロフ、ブラウオ、アニシエフ、ゲツセンの供述によりて判明せり。

モスコーフスキー・ツェントルに指導さる、反革命地下

フヨドロフ、イ・エス・ゴルシエニン、ア・ウエ・ペリモフ、イ・イ・タランフ、エル・ヤ・ハイウイロウイチ、ア・ウエ・ゲルツベルグ、エス・エム・ゲツセン、ベ・エヌ・サホフ、ア・エフ・バシキエロフ、エヌ・ア・ツアリコフ、ベ・エル・ブラウオ、ア・イ・アニシエフに關するものにして、以上の者はロシアソウエート社會主義共和國刑法第十七條、第五、八條第八項及び第十一項の規定により告訴するものなり。所謂レーニングラードスキー・ツェントルの指導下に一九二四年十二月一日レーニングラードに於てソ聯中央執行委員會幹部會、黨中央委員會政治部長、黨中央委員會及び黨レーニングラード州委員會書記キーロフの暗殺計畫を準備、遂行せる反革命的地下テロル團に關する豫審及び公判の結果はモスクワに於ても所謂モスコーフスキー・ツェントルなるものが存在し、右ツェントルは從來の反ソウエートのジノウイエフ・グループの指導者を構成員とし、嘗つて黨への服従を誓ひしに拘はらずジノウイエフ及びトロツキーの綱領の下に反革命的目的の遂行のため依然として地下活動を續行せる事明になれり。

右モスコーフスキー・ツェントルに關する豫審の結果、其の構成員はゲ・エ・ジノウイエフ、ゲ・エ・エフドキーモフ、ア・エム・ゲルチツク、イ・ベ・バカエフ、ア・エス・ククリン、エル・ベ・カメネフ、ヤ・ウエ・シヤロフ、ゲ・エ・活動の根本的任務の一つは自己の「幹部」を維持し、自己團體の勢力を蓄積し、團員間に黨及びソウエート政權に對する敵意を公然たる憎惡の念を強むる事に存せり。フヨドロフはジノウイエフの反革命團體の活動に關し次の如く述べたり。

『ジノウイエフ・グループの基本的任務は黨内に反對派の幹部を殘存せしめつゝ、組織的に地下に移り其の活動方法を再建する事に存したり。此等の幹部は黨の凡ゆる決議に表面上賛成する事により黨内に殘存する事を得たり。』

斯かる二股分子的、變節的反革命的活動はジノウイエフ反革命團が會得し廣く實踐したる特有の闘争手段たるものにして、彼等は目的達成のためには如何なる手段を選ぶのも躊躇せざりき。

被告バカエフは本年一月四日の供述に於て『ジノウイエフ・グループ加盟者が其の指導下に立ちたるモスクワのジノウイエフ反革命ツェントルが如何にして結晶化されたるや』に就て次の如く述べたり。

『我がツェントルは黨中央委員會に對抗し得る何等の積極的の綱領を有したるに非ず。只黨の重要諸方策に對する敵意に充ちたる批判がありたるのみなり。而して此の批判は巴里にて刊行さる、ボスレドニー・ノヴオスチ紙の白衛軍的動物共に類似するものたりき。』

此處に黨との抗争に於ける我々の地位の悲劇が存する。我々は黨に向けられたる憎悪に於て白衛軍的泥沼、反革命的泥沼に迄陥るに至りたり。レーニンが「闘争の論理は凡ての反対派を公然たる反革命に導く」云ひたる時彼は完全正しかりき。余の承認すべきは以上の如し。

此のグループの加盟者にして更に諷問を續けらるべきゲ・イ・サハロフは反革命團がソウエート政權に對する闘争に於て使用したる手段に就きて次の如く供述せり。

『レーニン・スターリン黨に反對する反革命的陰謀者が第一次五ヶ年計畫から第二次五ヶ年計畫への過度期の困難を考へて特に盛んに頻繁に會合せる一九三二年の後、凡ての地下的グループはリューチン一派の檢舉に脅えて普通の生活、地下の墮落に潛みたり。此の地下グループ加盟者の間に廣く散布されたる故意に事實を曲げ、公然たる反革命的取扱をなしたる國內政策及び對外政策に關する各種の事件に付ての情報も此の目的のために作成されたるなり。』

此に就て被告バカエフは次の如く述ぶ。『情報はその本質に於て常に反革命的なりき、情報は國內對外政策の全問題を取扱ひたり。』

斯くして漸次政治的連絡網はジノウイェフの住宅より我々の住宅を経てモスクワの同志に次いでレーニングラ

腐敗を強め、我々自身を濕地に引き込み偉大なるプロレタリアの攻撃の前に我々自身を死人に等しき國內亡命者の地位に投げ込みたり。

『凡ての思想、考へ方は社會主義に對するブルジョア帝政復興派的反動へこ赴けり。反黨的地下工作に於て政治的な凡ての反革命的反黨的グループは一の反動的な塊に集結せり。我々は搾取階級の残存者の反革命的敵意憎惡の蓄電池となりたり。』

此のジノウイェフの地下活動に中毒せしめられたる地盤の上に眞のファツシヨの闘争方法、テロルの氣分が醸成され強められ遂にキーロフの殺害に導かれたるこゝは決して偶然に非ず。

ジノウイェフ派の地下活動の全性質及び全内容が論理的に準備せる此の種のテロルの氣分の必然性に付ては本件に關する被告並に更に諷問を續けらるべき被告が共に語る處なり。此に關してはジノウイェフ反革命的見地の地盤より生じたる「過激主義的氣分」によりニコラエフの暗殺に直接關係を有する被告ツァリコフも語り又被告バシユキロフは次の如く陳述し居れり。

『ニコラエフの射撃は彼が反革命トロツキー・ジノウイェフ組織に加盟し其處に於て教育されたる結果にして、至トロツキー・ジノウイェフ反革命組織はニコラエフの

下其他の都市へこ延び、鞏固なるジノウイェフ反革命地下團體が作らるゝに至れり。

右反革命的「情報」はジノウイェフ及びエフドキーモフに最も接近し且つ自己の職務上の地位を犯罪目的に利用せる反革命的分子によつて普及されたり。

此の種の反革命的分子としてモスコーフスキー・ツェントルの活動家たるクークリン、デルチツク、エフドキーモフ、シャーロフを擧げる事を得。彼等は組織的にレーニングラードに赴いてレーニングラードスキー・ツェントルミ連絡を取りたり。

右反革命的地下團體は反ソウエート闘争に於ては手段を撰ばざりき、此は被告フョドロフの以下の如き供述によりても明かなり。『反革命團體の黨に對する中傷、悪口は極端に達せり。』

其の活動の全期間に於て、反革命の陣營内に見られたる黨幹部に對する憎惡は絶大のものなりき。又反革命の陣營は中傷、虚偽の宣傳、事實の曲解に於ては殆んど手段を選ばず、ファツシズムの行ふ共産黨攻撃手段は凡て利用されたり。

地下ジノウイェフ・グループの反革命的退化に付てはゲ・イ・サハロフも同様語り居れり。

『我々は益々強く自分の偏見を強め且つ益々自己の分解

行動に對して政治的責任を負ふべきものなり。』

審査の結果、未だモスコーフスキー・ツェントルがキーロフ暗殺のテロ行動に就いて承認し乃至は指令を與へたるが如き事實は判明せざるもモスコーフスキー・ツェントルの反革命的地下活動の全般より推して彼等が團員の間にテロルの氣分の横溢せる事を知り又この氣分を煽動せる事は否定し難し。

故にモスコーフスキー・ツェントルの委員、殊に被告ジノウイェフ、エフドキーモフ及びカメネフは、其のレーニングラード團體をして遂にキーロフを暗殺せしめたる反革命的地下活動に對しては管に道德的、政治的責任を負ふのみならず、ソウエートの現行法に對して刑法上の責任を負はざるべからず。

この責任殊に道德的、政治的責任は被告自身も之を認めジノウイェフ自身一九三四年十二月一日の事件に對する自己の責任につきて次の如く語れり。

『余は平身低頭して事件の客觀的經過を以下の如く陳述せん。以前行はれたる反黨運動に於てレーニングラード市に於ける其は特に尖鋭化する形態を取り必然的に此等の惡漢（暗殺關係者）共の退化を生じたり。』

此の思はしき殺害は以前の全反黨闘争に對して不祥なる光を投ずるに至り余は黨が「前反黨的ジノウイェフ・ゲル

「ブに依り行はれたる暗殺に就ての政治的責任」を問ふことを全く正當なりと承認せざるを得ず。」

本事件の被告中

- 一、イ・ペ・バカエフ
- 二、イ・エス・ゴルシエニン
- 三、ゲ・エフ・フヨドロフ
- 四、ゲ・エ・エフドキーモフ
- 五、ヤ・ゲ・シヤロフ
- 六、ア・エヌ・クークリン
- 七、ア・エム・ゲルチツク
- 八、ゲツセン
- 九、ペリモフ
- 一〇、ブラウオ
- 一一、ゲルツベルグ
- 一二、ハイウイロウイチ
- 一三、サホフ
- 一四、ツアリコフ
- 一五、アニシヨフ
- 一六、バシキーロフ

はジノールウイエフ反革命グループに参加せるを承認す。

一七、タラソフ

はレーニングラードの地下ジノールウイエフ反革命グループに参加せるを承認す。

一八、エル・ペ・カメネフは一九三二年に至る迄秘密反革命行動に参加せる事を認め且つモスコーフスキー・ツェントルに加盟し又生活上の條件ありたるためジノールウイエフと全く絶つに至らざりし事を認む。又黨との抗争の結果生じたものにして其の基礎の上に前反黨組織の殘黨たる強盜的惡漢共が發生し犯罪を犯すを得たる所の腐敗墮落と充分に積極的且つ精力的に抗争せざりし事を認む。

一九、ゲ・エ・ジノールウイエフ

ジノールウイエフ派中央部の存在及び其れへの参加を承認す

上述するところより左記の者。

一、グリゴリー・エフセーウイチ・ジノールウイエフ 一八八三年生、勤務員、一九三二年黨籍を剝奪されたるも一九三三年黨政策との全面的協調を聲明せるにより黨に復歸。

二、グリゴリー・エレメーウイチ・エフドキーモフ 一八八四年生、勤務員、一時黨籍を剝奪されたるも右と同様の理由により黨に復歸。

三、アルテム・モイセウイチ・ゲルチク 一八七九年生、勤務員、一九二七年黨籍を剝奪されたるも右と同様の理由にて黨に復歸。

四、イワン・ペトロウイチ・バカエフ 一八八七年生、一時黨籍を剝奪されたるも同様の理由にて黨に復歸。

五、レフ・ポリシエウイチ・カメネフ 一八八三年生、勤務員、一九三二年黨籍を剝奪されたるも一九三三年同様の理由にて復歸せる者。

六、アレクサンドル・セルゲーウイチ・クークリン 一八七六年生、一九二七年黨籍を剝奪されたるも一九二八年同様の理由にて黨に復歸せる者。

七、ヤコフ・ワシリーウイチ・シヤコフ 一八八四年生、勤務員、一九二七年黨籍を剝奪されたるも一九二八年同様の理由にて黨に復歸せる者。

八、ボリス・リウオウイチ・ブラウオ 一九〇〇年生、勤務員、一九二七年フラクシオン活動により黨籍を剝奪されたるも一九二九年同様の理由にて黨に復歸せる者。

九、セルゲイ・ミハイロウイチ・ゲツセン 一八九八年生、勤務員、一九二七年フラクシオン活動により黨籍を剝奪されたるも同様の理由にて黨に復歸せる者。

一〇、ボリス・ナウモウイチ・サホフ 一九〇〇年生、元黨員フラクシオン活動に参加せりとの疑ひにより譴責さる

生、一九二七年フラクシオン活動により黨籍を剝奪されたるも一九二九年黨及びソヴェート政權の政策への全面

的服従を聲明して黨に復歸せる者。

一二、レオニード・ヤコフレイウイチ・ハイウイロウイチ 一九〇〇年生、一九二八年フラクシオン活動により黨より除名されたるも一九二九年右と同様の理由にて黨に復歸せる者。

一三、アレクサンドル・ウラジミロウイチ・ゲルツベルグ 一八九二年生、勤務員、元黨員。

一四、イワン・ステパノウイチ・ゴルシエニン 一八九四年生、勤務員、元黨員。

一五、アナトリー・イサエーウイチ・アニシエフ 一八九九年生、勤務員、一九二七年フラクシオン活動により黨籍を剝奪されたるも一九二八年黨ソヴェート政權の政策に對する全面的協調を聲明せるにより黨に復歸せる者。

一六、ニコライ・アレクセーウイチ・ツアリコフ 一九〇三年生、勤務員、フラクシオン活動により一時黨籍を剝奪されたるも一九二九年右と同様の原因により黨に復歸せる者。

一七、アレクサンドル・ハビアノウイチ・バシキロフ 一九〇三年生、工業専門學校學生、一九二七年フラクシオン活動により黨籍を剝奪されたるも一九二八年同様の原因によつて黨に復歸せる者。

年生、勤務員、一九二八年黨籍を剥奪されたるも同年同様の原因にて黨に復帰せる者。

一九、グリゴリー・フョドロウイチ・フョドロフ 一八九一年生、勤務員、一九二七年フラクシオン活動により黨籍を剥奪されたるも一九二八年同様の原因にて黨に復帰せる者。

以上十九名は其の大部分はモスコーフスキー・ツェントルの反革命的地下グループに参加し、殘部はモスクワ、レニングラードに於て反革命地下グループの活動に参加し、遂に一九三四年十二月一日、全聯邦中央執行委員會幹部會委員、黨中央委員會政治部委員、黨中央委員會書記たりし同志キーロフの暗殺事件を惹起せしむるに至れり、乃ち露西亞社會主義ソヴェート共和國刑法第十七條第五十八條第八項及び第十一項の規定により告訴す。

上述するところ、茲に一九三四年七月十日、十二月一日公布の全聯邦中央執行委員會の決議により、右被告は全聯邦最高裁判所軍法會議の裁判に附す。

告訴狀は一九三五年一月十三日レニングラードにて作成されたり。

全聯邦檢事代理 ア・ウイシンスキー
全聯邦檢事附最重要事件審理係 エル・シエイニン
全聯邦檢事 イ・アクロフ 確認

他の労働者階級の敵によりなされる、批評その他異なる處がなかつた。我々は黨の共營化政策が其の過程に於て克服し難き困難に逢着し、前以て其の失敗を話した程であつた。我々は黨の農業共營化政策を眺むるに、プロレタリア的革命家として、はななく、眞實の意味に於て労働者階級の敵と同様の立場に立つて眺めたのである。

我々が黨幹部を攻撃するために、如何に事實の蒐集に努めたかは、他の被告も記憶する處であらう。

國內工業に於ても同様である。我々はソヴェート政權の闘争のために、工業化に於ける凡有否定的事實を利用した。否定的事實の無い場合は、我々は事實を捏造した。我々はソ聯の新聞に掲載される工業化の成功なるものが、事實に反し、黨及びプロレタリアートを欺瞞するものなりとして黨幹部を攻撃した。此の點、我々は國際ブルジョアジのソ聯批判に何等異なる處がなかつたのである。

又我々は労働者階級の物質的條件が管に改善されざるのみならず、却つて悪化せりし中傷した。我が黨の、又全労働者階級の偉大なる獲得、そして我國の労働者にまつてのみならず、全世界にまつて重要な意義を持つ此の偉大なる達成に對する我々の批判が止まる處を知らず、無遠慮に行はれたのを知つて裁判官も驚かれるであらう。

我が國の社會主義建設に於ける極度の緊張、即ち黨の誤

二 被告エフドキーモフの陳述

本陳述は一月十五日ソ聯最高裁判所に於てなされたものである。

我々は國內の、又黨内の實生活に離れて生活してきた。我々の反革命的信念は時と共に強化してきた、黨幹部に對する盲目的憎悪は、都市農村に於て何が爲されつゝ、あるかを、又社會主義建設が如何に偉大なる成功を獲得しつゝ、あるかを顧みやうとしなかつた。

國際労働運動に對しても少なからざる影響を齎らしつゝ、ある我が國の偉大なる歴史的過程は、我々には無頓着であつた。國內發展の過程に於て、黨幹部が困難に逢着する毎に、我々は絶へず右困難を取り上げて、彼等を非難したのである。余は豫審の當初に於てジノ・ウイエフ其他被告と共に大きな誤謬を犯した。我々の反革命的信念に恰も段階があり、各段階毎に此の信念が漸次緩和してきた如き陳述がそれである。之は誤謬である。我々の反革命的信念は極く最近に至る迄一定不變、常に積極的であつた。

農村の共營化に於ても我々は反革命的の陣營にあつた。幾百萬の小農業經營を最短期間に集團經營たらしめんとする黨幹部の政策を無智無謀なりと罵倒した。黨幹部の共營化政策に對する我々の批評はメンシエウイキーは元より、其

つた政策によつて生じた此の緊張は、労働者階級内に反黨的氣分を醸成せしむるであらうと絶へず宣傳した。

黨内デモクラシー問題に於ても、我々は黨の規律に對して最も憎惡的批判を下したものである。我々は平黨員でさへ氣付いたものに氣付かなかつた。我々は黨員の認識團結の強化に氣付かなかつた。黨及び黨中央委員會は既にも同然である。

黨内の規律に於ても又然りと言つてスターリンを攻撃した。又黨幹部は國際労働運動の發展に對して何等積極的活動に出るないう言つて黨幹部を中傷した。一九三四年末ジノ・ウイエフは余との會談に於て、佛蘭西労働運動の指導は漸次第二インターナショナルの手中に移りつゝ、ある言つて黨幹部を非難した。我々は之に依て見る如く、國際反革命的の惡黨共と共に國際労働運動の失敗を待ち侘びてゐたのである。

我々の反革命的の見解に信念を持つて同志を迷はした。我々は耻づべき流言蜚語を大衆の間に擴めた。黨中央委員會内に意見の對立等生じた場合、我々は喜んで流布した。黨内には必然的に分裂が生ずるものと宣傳して我々の同志を鼓舞した。

余がキーロフ暗殺事件に關係ありしして責められる前余は之に對して然りと言へざるを得ない。

我々が過去十ヶ年間、我々の周囲の者に對して反革命的信念の宣傳は今回のキエフ暗殺事件に與つて力あつたらである。

ジノールウイエフは自分が暗殺者と同視される事は實際恐しいと言つてゐるが、之には余も同感である。然れ共、余はジノールウイエフ、カメネフ其他の被告も然る如く、同志の認識を迷はしたことに對しては當然責を負ふべきである。

余は豫審材料により、被告の或る者がジノールウイエフの率ゆるレーニングラードスキー・ツェントルの積極化はモスクワの活動が消極化した時を同じうしてゐるを考へてゐるが之は眞實ではない。又若し眞實であるとしたならば、之は如何なる意味を持つたらうか、之は反革命派が常に活動してゐた事を意味する、又實際我々は從來の方針の下に活動を續けてきたのである。

我々は黨に對する罵倒に馴れて、眞實と虚偽との分別を失つてしまつた。第十七回大會に對してジノールウイエフは一九二五——二七年時代の反革命的陣營に關する分析に於ては其の前半を述べたのみで、後半に及んでゐない。後半では反革命派の同志が、黨を闘争する爲に黨の内部に残留してゐた事である。

第十七回大會は全世界の注目を集めた大會であつた。

此の大會に於いてジノールウイエフ及びカメネフは黨を欺瞞し、自己の同志に、黨欺瞞の合法性を強調したのである。又同大會に出席した余にも責任の一斑はある。

ジノールウイエフは豫審に於て「余は主觀的には労働者階級の利益擁護を忘れたことがない」と言つてゐるが、この労働者階級の利益擁護を、主觀的に客觀的に分類するものが既に彼の誤謬である。労働者階級の敵てさえ、我が國の社會主義的勝利を認めてゐるのに、ソ聯國人たる彼が、國內の發展を認めないとするならば、それは黨の幹部に對する極度の憎惡に依る偽臨的態度と見ざるを得ない。労働者階級の利益の擁護を目的とする黨幹部に對する憎惡それ自身、既に彼が主觀的に誤謬を犯してゐる事を曝露してゐるではないか。

余は一九二五年より今日に至る迄犯したる重大なる犯罪によつて、遂に今回のキエフ暗殺を惹起したことを心から後悔するものなることを此處に聲明せんとするものである。

余は如何なる判決にも喜んで服するであらう。然し、余の悲しみは、第一過去の反革命的活動の手を切つた事によつて、第二には労働者階級の運命は、黨中央委員會と同志スターリンの手中にある事によつて緩和されるであらう。(H・K)

ジノールウイエフとカメネフ

一九三四、一二、三二 マンチエスター・ガーディアン

レーニングラードに於けるキエフ暗殺に關する疑は新しい方向に向つた。そして暗殺の教唆煽動はラトヴィヤ及び芬蘭から來た在外の白衛軍だといふて其の連中の百名以上が無審理で銃殺されたが、今では其の疑は段々薄くなつて、今度は暗殺事件共謀の疑がロシア共産黨内の重要な一派の指導者等に向けられてきたが、此の指導者等といふのは餘人でもなく以前にはレーニンの親密な僚友であつたところのジノールウイエフ及びカメネフ、元中央委員會委員の數名並にレーニングラード支部のサルツキー、エフドキーモフ、サファロフ、ザアルディン其他なのである。

ジノールウイエフとカメネフを知つてゐる者は此の二人がテロリストの陰謀に参加したと思ふものはない。又少しもさういふ疑がありすればスターリンは必らずや黨の裁判所で公然と二人を審理したに違ひない。そして其の一派の指導者七人を僻遠の地に追放しただけで満足する筈はないのである。ロシア革命運動が行はれてゐた間其の運動が

危険に當面する度毎にジノールウイエフとカメネフが怯懦臆病の本性を現はしたことは廣く人の知るところであつて、レーニンも十月革命に先だつ僅に數日である十月十九日の書翰中に其の事を記してゐる。丁度ボルシェヴィーキの中央委員會がケレンスキー政府に對して蜂起することを多數で決議するや同議員であつたところのジノールウイエフとカメネフは此の決議に反對を表し反對派新聞紙上に蜂起することの無謀危険を警告した。其のときである、レーニンは書翰中に「是以上の裏切がまたあり得やうか、予は爾後彼等兩人を同志とは認めない、予は黨から彼等を除名することを熱心に要求する」と記してゐる。斯くして彼等は一旦離黨したが十月革命成功の後兩人は再びボルシェヴィーキ黨に加入し、レーニンはジノールウイエフをコンミunist・インターナショナルの議長にカメネフをモスコフ・ソウエートの議長と爲したのである。

確かに彼等兩人はテロリストではない、而も今回彼等が

其の嫌疑者を以て取扱はれるには別に政治的な理由がある
 のである。嘗てトロツキーと結んで一九二五年以來烈しく
 スターリン政府に反對したのは實に彼等なのである。一九
 二六年七月に彼等は黨に聲明書を送り、假借なくソウェー
 ト・ロシアの情勢を非難したのであるが、五ヶ年計畫を完了
 せる八年後の今日に於ても彼等の非難せるところは除去さ
 れずにゐるのである。若し之が除去されて存在しなければ
 スターリンが兩人をけむたがる事はないのである。殊に兩
 人は貶黜されて責任ある地位も與へられない今日であるか
 ら何も兩人を憚る必要はないのである。であるから彼等の
 非難の要領を想起するのもあながち、興味の無い事でもな
 からう。彼等は八年前の聲明書中に左の如く述べてゐる。

『黨内の恐慌が日増に増大するのはレーニンの死後ビュ
 ーロークラシーが益々勢を増すが爲である。中央委員會
 は黨を風靡する觀念的方法のみならず支配的、經濟的方
 法を把握し、異見を有する黨員は集會に於て其の意見を
 發表することを怖れて敢てせず、大衆は只だ黨役員の紋
 切形の演説を聴くのみであつて、相互の一致團結と信頼
 とは薄らぎゆき、總ての決議は形式的の満場一致を以て
 採用せられてゐる……』

ビュロークラシーが何故そんなに彌漫するかといふ
 に、労働階級の前衛が政府は自分等の政策を行ふべきも

のだといふことを認識しない爲である。其の組織に於て
 も其の生活様式に於ても政府の職員はブルジョア式であ
 つて、貿易商人、富農、上位に在る知識階級なる新ブル
 ジョアの爲に御用を勤めて、兎角プロレタリア及び村落
 貧民の利益を顧慮しないのである。而して黨のビュロー
 クラシーは危険極まる錯覺を抱き斯ういふのである。
 「吾々の國家は労働者の國家である。已に労働者の國家
 である以上労働者の勢力増進を要求するといふことは矛
 盾ではないか」此等の人々はレーニンが記述したことを
 忘れてゐる。彼はかう記述したのである。「吾々の政治
 は少しばかり着色しただけであつて、其を除けば典形的
 な舊式の政治に異なるところはない」。

ジノウイエフと其の支持者は都市村落の産業及び農業
 に於ける此のビュロークラシーの作用を説いて
 『官僚的の制度は錯のやうに各工場、各細胞に喰ひ入り、
 實際に黨員は自分等の委員會に就て批評する権利も有た
 なければ又工場に於て其上長を非難することも出来な
 いのである。されば、黨の支援を頼む工場長は誤りたる
 經營に就ても其の責任を取ることをしないのである。社
 會主義社會なるものは第一に大衆自身が支配することを
 意味するのであるが、彼等が公然非難も爲すことが出来
 ず又爾かすることを怖れてゐるのでは、黨外若は工場外

に在るも同様で労働者の生産力なるものは求め得られな
 いのである。支配の位置にある者の無責任なるも畢竟以
 上の理由から來てゐるのであつて、頻りに無責任や贅澤
 を戒むる警告文書が發せられてはゐるが大衆は其の效果
 を疑ふのである。』
 今回追放された一人なるサルツキーは當時次のやうに書
 てる。

『吾々の指導者等の政策は危険である、生産力を發達さ
 せようとして彼等は私的資本主義諸形態の發育成長を看
 過し、斯くして小ブルジョア國家を建設しながら之を社
 會主義國家と稱してゐる。而して政府官吏の大多數がモ
 スクワの我黨に壓迫を加へるのであつて官界を指揮する
 のは吾々ではなく反つて吾々を左右するのがブルジョア
 ジーと結ぶ官界なのである。』

獨逸

獨逸の強制收容所

當時レーニンとグラード労働組合會長グレボヴァヴィロ
 フは云ふてゐる「成る程吾々の工場は國有にはなつてゐ
 る、併し工場と労働者の間柄は如何、支拂の方法といひ
 賃請仕事の賃率といひ、幹部の労働者取扱方といひ、時
 間外労働といひ、是が社會主義工場だといへやうか」。
 以上のやうに當時の反對派の思想は明かである。ジノウ
 イエフ、カメネフ、其他が非難した缺點を其の後に於て
 除去してゐたならばスターリンは今日此等の批評家等に就
 て苦慮することもいらないのである。然るに政府は今回突
 如として再び此等の人々を攻撃し、國家の敵だを銘を打つ
 に至つたことはロシア現今の情勢を間接に説明するもので
 ある。惟ふにジノウイエフとカメネフは好まぬながらも
 勢の赴くところ反對運動の代表者となりつゝ、あるのであら
 う。

獨逸政府及び獨逸國民は強制收容所 (Concentration Camps) の存在が如何に自國の爲に有害であるかを十分に了解しないやうである。強制收容所に關するところが秘密に包まれてゐるだけ尙更獨逸に及ぼす害は大きいのである。

獨逸強制收容所が初期の間に收容者に與へた拷問や虐待の事實はよく諸外國に知れわたつてゐるのであるが、當の獨逸國民には却つて其れほかに知られてゐない、其の事實を信じない者も少くないのである。併し輓近では收容者數も著しく減少し且つ獨逸政府が此の鐵條網に圍まれる收容所の内容を入道化する事に努めてゐる事實も亦獨逸國外では知る者が少なく、知つても從來獨逸當局の言ふ所が當にならなかつたので此のことも信用を措かない傾があるのである。假令如何に改善されたにしても強制收容所の制度其のものが、文明、平和、法治を以て任ずる國の制度として矛盾するのである。其の制度は法律の道具ではなくテロリズムの道具であつて、國民に殘忍な壓制の氣風を吹き込むものである。國家の保護といふ趣旨で出來たものが絶えず内外の怨恨、憎惡の種を成つてゐるのであるから、之は直ぐにも廢止しなくてはならぬものである。

收容所の改善を圖つてゐるさういふても其は國民社會主義政府が政敵に對する彈壓の手を緩めるさういふことではなく緩めるさうか政府は益々盛んに檢舉を行ひ、普通裁判所

(Schutzlinge) と呼んでゐる。而して婦人で收容されてゐる者は今のところ少數で、其の中にはローザ・ルクセンブルグの墓に香花を手向けただけで逮捕收容されてゐる二名の少女がある。男子收容者は約二千名であるが此の外に收容所に收容すべきもので假に諸所の監獄に入れられてゐるものが一千名ほどある。

併し總てが政治的囚人ではなく收容所には一般社會保護の上から收容してゐる常習的惡漢も多數あるのであつて通例此等二種の收容者は所内で分置されるのであるが、中には全く混容され且つ共同勞役に就てゐるところもないではない。政治的收容者の知己知人が憤慨して止まないことは良き人格の友人が卑むべき一般無賴の惡漢等と伍せられることである。

殘酷な取扱を廢止することに就ては監督廳も相當考慮してゐるやうであるが中々改善は六ヶ敷く、當局者は從來收容所は心身共に安樂の場所であつて、外國人の視察も自由に許してあると聲明してゐたのであるが、昨年夏季以來は親戚友人の面會も特別の場合の外禁止された上に、收容者は外部から送つて來る小包さへ受取るこゝが出来ないのである。所によつては所内に酒保があつて金のある者は供給される粗食を補つてゆくからよいが金のない者はみじめである。

特別政治裁判所若は新たに設けた人民裁判所 (Volksgericht) の何れかの公判に附するまで永い間拘禁を爲すのが常であつて、獄内に公判を待つ男女未決囚の數は夥しく、諸都市で集合裁判さへ毎日のやうに行はれてゐる、けれども、此等は兎に角法律に依る正式の裁判なのである。

強制收容所の收容者になるさういふ法律の保護外に措かれてゐるのであつて、一人若は數人の有力者の意思だけに基いて收容されてゐる者さへあつて、辯護人を雇ふことも許されず、黒制服の看守が精神及び肉體に與ふる無責任な暴行に對し何等の保障も匡救も受くるこゝが出来ないのである。最近多數が放免されたさういふことは寔に耳よりな話ではあるが、放免されてゆく者を目のあたりに見る殘留者の心情は果して何んなであらうか。又看守で餘り殘酷な者が罰せられたこゝもあり、體罰は禁ぜられてゐるさういふ話もあるが、殘酷な無責任な吏員がやらうさすれば何んなこゝでもやれるのである。

強制收容所に關しては政府の報告は少ないし又あまり當にないが各方面の報告を綜合するに大體次のやうな狀況だと思はれる。

反逆の證據はなくとも、何時不都合の行動を起すかも知れないさういふ疑のあるものは誰れ彼れの差別なく、國家保護さういふ名目で強制收容するのであつて收容者を拘留囚

舊監獄の建物を收容所に充當してゐるこゝろが七、八ヶ所あるが、其の中ミューニッヒに近いグハウには約六百名の政治囚が收容されてゐるが此處は萬事が秘密にされてゐる内部の狀況がさつぱり分らない。リヒテンブルグには政治囚は一二〇乃至二〇〇名で惡無賴漢の方が五百名もある。和蘭國の國境のエステルヴェーゲン收容所の三百名は同地の沼澤埋立の大事に勞役して居り、ハンブルグ郊外の收容所は可成獨房主義を取り、且多くは數日間連日に手枷せ足枷せを加へらる、こゝさへある。

ゼネラル・ゲリーングは先頃外交團や新聞記者團に對し收容者は粗暴危險な共產主義者ださ説明してゐるが、成程共產主義者もあるが大部分は普通の勞働者なのである。従前は非合法の文書を頒布したり、政府反對行動を取つたりしたものは總て裁判を受けさせる爲に普通監獄に入れたのである。そして共產主義者でも社會主義者でもない者は褐色や黒色の制服を着てゐる政府與黨なるナチ黨員、猶太人、平和主義者等て誠忠を疑はれた者が含まれてゐる。

近頃は數週間さか數ヶ月さか初から期限を附して收容される者が多數あるので無期に收容されてゐる者に取つて之が堪へがたい苦痛を與へるのであつて、中には釋放を忘れられてゐるのも、高官から憎まれてゐるために放置されてゐるものもあるらしいのであつて、兎に角釋放は一定の方

針の下に行はれてゐない、なんでも裏に釋放された一人が外國に逃れて悪ざまに收容所に就て言ひ振らしてゐる。いふ事實が他の者を拘留してゐる主なる理由なのである。併し今迄に釋放された者は殆んど總てが國內に於て極く平穩に暮してゐる。彼等にて不平がないのは固よりないが一つには官憲を恐れるの、今一つには祖國のこゝを外國で非議されるのを欲しない愛國心から來てゐるのである。獨逸の強制收容の暴虐は舊政府の大臣の一人がホーンスタイン收容所に收容されて虐待された結果遂に殆んど失明してしまつた一事でも想像するこゝが出来る。此の件に責任のある看守は處罰されたさうではあるが、本人は所をかへてドレスデンにいまだに收容されてゐる。又心身共に疲勞しきつた一收容者が監獄に移されて來て、其處で數週間妻女の訪問看護が許されたが輕快するに共に憫れにも元のエステルヴェーゲン收容所に送り返へされた、強力なる獨逸政府にこんな無力な者を家族に渡してやるだけの勇氣が

ないのであるか。
此の制度を創設した人々は眞の危険から祖國を保護する趣旨に出たもので、まさか暴虐が行はれるのを見て快むるものではない。吾々外國人は獨逸國民の諒解を促進しようと思望するものであつて、而も革命を経て惚忙の空氣中にある獨逸人よりも、局外に在つて公平に事物を觀察し得る地位にあるのであるから獨逸の指導者等殊にヒツトラー自身此の問題を考慮し大變革を加ふる意思はないか、ザールの歸屬が決定して大赦も行はれると思ふが之を機として斷然此の制度を廢止するの勇氣はないか。
最近さういふ意向が諸方面にほのめえグリング自身其の演説に於て遠からず斯かる特別警察制度を廢止するやうな口吻を洩してゐるが、獨逸の指導者たる者は直ちに之を廢止して國家に危険を認めらるゝ者を總て正式の裁判に附するこゝが指導者自身の道德的地位を内外に高める所以である。

獨逸猶太人の近狀

一九三五、一、一八 マンチエスター・ガーディアン

猶太人に對する獨逸の政策を約言すれば佛蘭西革命前の地位に再び猶太人を置かんとするのである。此の政策の實現の程度は獨逸國內でも處に依つて異なつてゐるが方針は全國を通じて同一である。即ち多少の變更を加へて中世紀に於ける條件を猶太人に對して附するのである。尤も猶太人は他と見分けのつく服装をせよとの命令を出してゐないし又選挙にしても猶太人も投票權を有つてはゐるのであるが、選挙がないから實際其の權利を行使するこゝが出来るかさうかは疑はしい。又居住地域が限定されてゐるわけではないが、自分の好む處へ何處でも居住するこゝは實に於て出来難いのである。避暑地や海水浴場等猶太人お断りの札を出してゐるこゝもあるし、此の村へ入る猶太人で村内で災難に遭つてもこちらは知らないとの警告告示を出してゐる村落も少なくはない、こんな状態なので村落に住つてゐる猶太人で都市殊に伯林に移轉する者が一時は中々の多數であつた。

猶太人は今日でも不動産を所有するこゝは出来るが、國家が必要とするときは政府は何時でも無償で收用するこゝが出来ることになつてゐる。猶太人は先づ外國人であるかのやうに看做され、小學校では兒童に猶太人に獨逸の土地を所有させるこゝは恥辱だを教へてゐる有様で、只だ國や市の經營するものを除いて其の他の商業や産業に於ては獨

逸人と並んで競争する權利があるのである。

其の他の方面に於て猶太人に課せられる條件は中世紀の頃よりも寧ろ酷しく、猶太人の醫師は十六世紀から名高いのであるが、今日では猶太人に對して醫學校の門戸を閉してゐるから、猶太人醫師は現代だけで、次代からはなくなつてしまふだらう。

統一國家は市民の經濟的及び政治的福祉に留意するのみではなく市民の宗教的利益擁護を以て任ずるので、従つて猶太人非猶太人の交際を嫌忌し、離婚は非合法ではなつてはならないが相手のアリヤン人は困難な破目に陥るのである。若し相手が官吏であつたならば此の婚姻の爲に官吏を罷免されてしまふし、其の子孫も猶太人としての取扱を受ける。又ナチ黨員が猶太人に好意を寄せる行動があつたならば黨裁判所に呼びだされた揚句除名されてしまふのである。近頃のこゝであるがナチ役人の一人が猶太人判事を留任させるこゝを可とする辯論をしたこゝろ、之が祟つて三年間休職を命ぜられた。

陸海軍人及び文官はアリヤン人に限る規定が用ひられてゐるので猶太人は官公吏として國に盡す途を遮断されてゐるわけである。

殆んど總ての猶太人が革命から打撃を蒙つてゐることは勿論だが、只だ全く猶太人のみの環境に在つて宗教に親み

隠者の生活を爲し俗界に關心をもたない極く少數の猶太人だけが其の荒浪の影響を受けなかつたのである。彼等は元々普通の社交をしてゐないのであるから別段差別を感じもしないのである。

此の外宗教關係よりも人種的偏見を重視し憤慨した少數の猶太人は『總てが宗教關係からきてゐるのだ』とて自ら愚めて居るが、一般多數の猶太人は『バレストアインに建國が成功すれば問題は解決するのであるから區々の意見を棄て、隠忍して獨逸に残留し得る方法を講ずべきである』との意見を持してゐる。

かういふ状態の下に猶太人は其の持論の如何に拘らず協同一致の態度を保ち、排斥されたり若は屈辱なくしては勤められないやうな諸機關から自から脱退する方針を取つて居り、其の結果として猶太人文化團の建設を見るに至つたのであつて、獨逸人經營主催の劇場や音楽會其他娯樂場等に猶太人は参加出場しないことになつてゐるのである。それで猶太人藝人は猶太人文化團の斡旋で猶太人の觀客のみに出演するのである。

次は小學校であるが一九三三年までは猶太人兒童の多數が官立小學校に登校してゐたのであるが、其の後は猶太兒童は他の生徒や教師から甚しい侮辱を受けるやうになつたのである。併し此の事も全國同様ではなく教師の中には謹

責や免職を賭して猶太兒童を庇護する者もないではなく又教室を別にして教育する學校も二、三はあるが概して教師が兒童を教唆して猶太兒童を侮辱するやうなのが多くののである。且つ毎土曜日に行はれる國民社會主義の主義理論の講義には何か口實を設けて猶太人兒童を除外するのである。

教科書中には排猶太の教材が多量に取り入れられて居り最近發行された分には一教師が壁にかけたる十字架を指し生徒に昔の猶太人が悪いから基督が殺されたのであつて其れ以來猶太人は世界到る所で疫病神のやうに取扱はれて來たこと説明する一課が挿入されて居り、一雜誌は教師は宜しくお伽噺を排猶太に利用すべきださ懲惡してゐるものもある。それで獨逸猶太人はさうしても新らしく猶太人だけの學校を建てる必要及び現在あるものを擴張する必要に迫られてゐる。

學事や専門の研究を抛たなくてはならなくなつた幾千の若い猶太人中には幸ひ外國の猶太人の盡力で外國に渡つて研究を繼續してゐる者もあるが、其の大部分は獨逸新學制に従つて醫學や法律を學んでゐるものは總て工藝に轉じてゐるのである。今一つの問題は猶太人失業者であるが、是は猶太人職業紹介所が多量の盡力をして資金を集めて外國へ移住させる等相當の効果を擧げてゐる。

地方には壯者が夫々移住してしまつて老人や病者だけが残つてゐるやうな窮乏した猶太村の幾つかがあつて、教會は閉鎖され永年布教した牧師等までも村費で賄はれてゐるのがあるが、村費も心細い状態なのに國家の徵税は假借なく行はれ村民は外國からの援助や其の他で辛くも凌いでゐる悲惨なところもある。

併し獨逸の猶太人の地位は二年前に比べると二つの點で幾分改善されてゐるといふことが言へる。少なくとも大都市に在つては猶太人は不法に暴行を加へられることなく商賣をすることが出来る。尤もうつかりしたことを言ふと獨逸を非難したとて強制收容所に抛り込まれる懼れはある。又大都市では國內の商況が復活して來たので、排猶太運動はあつても猶太商人の儲は増加してゐるのである。そして

猶太人も段々習慣れるに従つて最初の憤懣も薄らいでゆくのである。猶太人は自から避けて集會等に出席せず又料亭に行くにしても猶太人のなじみな處へ行くやうにし、萬事に事故の發生を豫防する態度を取つてゐる。それで一方獨逸人の方でも、やたらに猶太人を追放するといふやうなことは差控へてゐる。

概言すれば猶太人は政治、文學及び教育に影響を與へないやうに取扱はれてゐるのであつて、此の點に關し政府の忌諱に觸れない限り營業を爲すことを許されてゐるかたちであつて、一方猶太人の方でも無視されるのを結句仕合せと考へてゐるのである。併し此等スケープ・ゴートが將來獨逸の爲に役に立つべきが來ないとも限らないのである。

第三國家改革法案

一九三五、二、二二 ジャパン・アドヴァタイザー

第三國家の政治的地理的輪廓に永久性を與へんとする事業は獨逸内相ドクトル・ツイルヘルム・フリックが最近國防

軍將校の私的會合の席上非公式ながら此の事に就て演説を

するまでに進捗してゐる。

紐育タイムスの伯林通信員ガイド・エンデリスは内相の述べたところを評して『内相の説明する所を考察すれば、

それは、國民社會主義政府の革新的企圖であつて、本年中には必らずや恒久性の統合的一黨國家の出現を見ることになる。』といふてゐる。

内相の説明する所は大略次の通である。

第三國家の機構は二個の支柱に支へられてをり其の一は國民政治的總意の現はれてゐるころの國民社會黨で他の一は有事の際に國家を護る軍隊である。之を骨子として『國家改革法案』は第三國家の機構的、行政的變革の細目を規定するであらう。即ち此の法案は第三國家のマダナ・カルタもいふべきものであつて、獨逸統一の基本を成すものである。昨夏ターレンベルグに於ける黨の會議でヒットラーが言明したところは、由來世間で批判の種となつてゐるがヒットラーは『國民社會黨は國家を支配する』と斷言したのではなく『國家は吾々を支配しない、さちらかさいへば吾々が國家を支配することに出来る』といふたのである。

内相フリックの此の分析解釋には指導者ヒットラーに絶對服従さしふことが含まれてゐる。即ち下は郵便配達人から上は國務大臣に至る迄總て服従の義務があるといふのである。

フリックの所説に依るに國家改革の第一義は國家の統一に在る。此の統一は一は單に機構的調整に依つてのみ達せられ

るものではなく、同時に獨逸國民の精神的結合が必須なのである。

内相は進んで法案では獨逸國內を二十區に區分することに於てゐる旨を述べ之を説明して、

舊來から地方的偏見に因はれて各州分立の弊のあつた舊帝國を二十區に區分するについては、從來の歴史的特權の如きものは全然排斥して専ら地理的、經濟的見地から考慮を重ねて決定したのである。又各區の政治的機構に就ては指導者ヒットラーの主義に適合するように定められたのであつて、各區は獨逸政府即ちヒットラーの忠僕となるわけである。而して獨逸政府は各區の指導者を道具として國內の賤が家にまで獨裁的權力を及ぼさうとするのである。

内相は各區の分界線までは述べなかつたが次のやうに述べた。

聯邦くさいものは一切投棄して、しまふのであるが此の事に就ては各州も已に通告警戒されてゐるのであるから何等異論も生じないで、他の事業も同様に順調に運ぶ見込である。此の統一事業と關係の深いのは教育界であるが獨逸は現に文化省を創立して教育の標準化を圖り、プロシヤ、バヴアリア若はスロビヤ文化といふやうな有害な觀念の排除に努めてゐる。

内相は舊ワイマル共和國及びスロビヤ自由主義を猛烈に非難攻撃して後次のやうに述べた。

該共和國の名残を拂拭してしまふことが國民の眞社會を作るに必要な基礎工事である。ワイマル國家は對外的に強力な統一せる戦線を作らうとせよ作れなかつたのであつて、國會に提出する軍事豫算の如き議員の手中に弄ばれたのである。ヒットラーは克く此の悲むべき情勢を察したのであつて吾々國民社會黨員は獨逸國民の輿論に従つて起ち敵に對し總ての妥協と讓歩を拒絶したのであ

る。斯くの如き舊來の弊害の存する點は單なる政變のみでは矯正することは出来ないのて、吾々は物の根本に向つて一大打撃を加へたのである。

ヒットラーは昨年八月十九日國民の裁決に依つて永久に其の職に就くことになつたのであるが、吾々の新國家は人民及び國民社會主義の國家である點に於てフレデリック大王のプロシヤ絕對主義とは全然異なるのである。新國家は國民理性の琴線に觸るゝ上に人民を指導者との親愛關係が總てを感奮せしめるのである。

奧地利

奧地利聯邦議會初會議に於ける

シューニツク首相の演説

一九三四年五月一日發布されたオーストリア新憲法制定により廢止された舊議會に代る聯邦議會 (Bundesrat) の初會議は同年十一月三十日に開催された。左に掲ぐるのは聯邦政府系新聞ノイエ・フライエ・プレツセに掲載されたシュー

シューニツク首相の演説であるが、ハプスブルグ王家崩壞後一九二〇年十月制定されたオーストリア共和國憲法を廢止した新興オーストリアが新憲法により誕生の歴史的第一歩を踏出した第一回會議を飾るものとして注目される。

一九三二年五月、當時の新任首相エンゲルベルト・ドルフスは、本議場の此の壇上から國民議會(Nationalrat)に對し同内閣の施政方針を聲明した。

『余は單に余の僚友のみならず、尊敬する全オーストリア國民に對して呼びかける、今や我々が慎重なる態度をもつて團結すべき重大時期である。此時期に臨み、斯かる態度を放棄せんか、我が國民の運命は滅亡の危機に立たざるを得ないであらう!』云々。

爾來二年半有余の歲月は流れ、此間我々は寔に多難なる苦盃に満ちた諸々の事件を體驗した。故ドルフス首相が一九三三年の九月に發表した新興國家の其の内部的組織の大綱は、新に湧き起つた國家意識を組織化するに充分役立つべきものであつたし、又、此の國家意識は其の屬する身分乃至職業團體の如何を問はず、此の國に働らく全勢力を完全に發展せしめる余地を自由に提供し得る筈だつたのである。最初の六箇月間は、我が國民を啓發して國の全領域に亘り、新制度の理解に必要な精神的態度を醸成し國民的良心を覺醒し、祖國生活における國民共同體に對し赤心盡力する意思を喚起するための不撓の努力が傾倒された。祖國戰線黨は當時此の様にして結成されたのである。此の初期の半歳は憲法規上一九一七年以來存立し來つた政府の命令權下にあつて、一九三四年五月一日(新憲法發布の

日)以上には出てなかつたが、越えて全權委任法(Ermächtigungsgesetz)及び廢止した國民議會(Nationalrat)の明文による憲法法規決議が實現されるに及び、聯邦大統領の裁可を経て一九三四年新憲法は發布せらるゝに至つた。寔に國家新組織の活動は、暗殺者の銃丸が此の執務室の真中に於て彼の建設者を斃すまで、當時尙未發布であつた經過規定の骨組を支柱として間斷なく續けられたのであつた。右の犯行を敢てした者は豫め計画的に決意を以て新興オーストリアの中樞部を破壊し去つた。だが然し此の犯人の妨害するこの出來なかつたを以て又將來にも神意により斷じて妨害するこの出來ないものは、即ち新興オーストリアの精神の其の國家改造の根本思想であつて、此兩者は、斯かる精神を維持し強化するために絶対に必要であり將來に亘つても亦搖ぎなき力に、人々其名の如何に關はりなく、傳へ傳へて濺瀾たる生命を持たねばならない。

一 新憲法の制定

かくて聯邦首相たる余はこゝに、新憲法編纂の不撓の活動及び現會計検査院長、舊首相オットー・エンゲル博士及び社會相オドール・ノイシュテツテル、シュトルメル等々を想起せざるを得ない。時勢の必然性も急迫及び其の要求は、全局に亘る憲法の理論的討議を遂げしめる余暇を與へ

ず、急速に之を制定するの止むなきに至らしめた。此處に確定して置くべきは、新憲法は、其代表團體を決定するに當つて、一切の冗漫を省き、且つ直接的な目先だけの効果をしか持ち得ないものを排し、必要な費用は出来るだけ節約するといふ考から出發してゐる點である。

新憲法には、新時代の諸々の要求に適合した新代表機關の機能をして舊議會に於ける其等機關の常態よりも根本的に急速に、根本的に公平に活動せしめ、而も純然たる國民代表たるの機能を喪失せしめないといふ精神が漲つてゐる。國民の代表は活動を望み、活動能力ある全勤勞勢力の反映さるべきものであつて、其の使命は、専ら事實的立場からして純然たる政治的勢力争を避け、共同の目的に奉仕し、其爲に諮問し決議する事に存する。否、現在の情勢に於いては、立法行政を原則的に分離せしめる健全な思想の一助ともなるべき監督的活動をも執行する點に存するのである。従つて、その活動の大部分は其の重點が立法諮問機關(聯邦文化評議會、國務評議會、聯邦經濟評議會、地方評議會の四機關)におかれることは云ふまでもないのであつて、聯邦議會(Bundestag)に送る議員は本機關の議員の中から之を選出するのである。聯邦議會は諮問機關の圓滑な共同工作から、將來の目的に合致する立法權が發生するであらう。

尙、此處に留意すべきは今日の代表機關に從來のそれの根本的な相違であつて、即ち一黨乃至地方的身分乃至利益代表の如きが決定權を握るのでなく、中心を遠ざかつた即ち國家を否認するが如き勢力を廢する爲には祖國內部の共同團體に奉仕するといふ純然たる立場のみが決定的なものとせねばならぬといふことである。尙、重要な地方的利益代表は、邦乃至市町村における各種團體機關に於てその活動の余地を充分見出すに至るであらう。身分及び職業團體の特殊利益、乃至勞働者、資本家の特殊利益に適應するために、新憲法に職業團體の建設が掲げられ且つ其の組織の中に大なる活動の余地が與へられた。如何なる種類のものにしても、單なる私的利益の代表に過ぎず、或は亦オーストリア國を何等重要視せず之を信奉しない様な、否むしる國家の根本的な敵なることを自ら宣言するが如き利益代表に對しては將來においても斷じて彼等の發る余地を與へてはならない!(議場に溢れる賞讃を拍手)

更に一言すれば、時代は夫々、其の段階に應じて國家を憲法に則つて組織して行くことを辨へてゐる。蓋し人間の事業は總て之、時代の制約を受けるからである。たゞ時代の束縛を受けないものは、何時の時代にも凡ゆる國に結びつき、法、非法、對者の所有、自己の所有、罪過、贖罪等の如き基本的問題の上に立つて之を考察すること、即ち

對外的、對內的に平和を確保し得る處の永久法の基礎法規のみである。斯くて、本議場に於いて從來我々が觀取せる此等の諸々の問題の解決は夫々承認の價值ある事蹟を残したことは疑なき事實であるが、然し他方次の事を看過しては尙不完全の識を免れないであらう。即ち、特に若き時代の思想經過——時にそれは突風の如く現はれ、或は性急に先走りしたかも知れない、だが然しながらつねにそれは祖國愛に燃え、重大時局に面しては血と生命にかへられてゐる——はわけても祖國防衛の目的を以て成立した祖國防衛運動の意思力を身分的組織の綱領を通じて強化され、更に一九三〇年以來形成されて來た精神的に類似の立場にある突撃團、(Sturmabteilung)、自由同盟(Erbhelferbund)、早くから健康スポーツの爲に盡力し來つたキリスト教體育者運動(Christliche Turnbewegung)等と相補つて來た事これである。此等の諸運動は、故首相ドルフスが羅馬法王の四十年回章(Quadragesimo anno)に則り新社會統制の理想を考へた基礎方法を生んだものであつて、此等は、オーストリアの重大性に對し全幅の理解を示し且つ此國のゲルマン的ヨーロッパ的使命を護らむとする全國民の支持を受け、彼の原則を表明する迄に至つたが、其の實現の第一歩は諸君今日、本議場に聯邦議會最初の會議を開催せしめた此事實に他ならない。

二 原則としての經濟政策

我々の間から余りに早く逝いたエンゲルベルト・ドルフスは、經濟問題からも余りに早く姿を消してしまつた。閣僚の任を承けた彼は、凡ゆる理窟化を嫌つた實際的經濟政策の人であつて、彼は凡ゆる身分階級の爲に經濟を健全にし之を發展せしめることが、國債整理と新興國家の要求を常に満足せしめる最初にして絶対必須の條件であるといふ、今日も雖我々が没却してはならない事柄を最も明白に意識した人であつた。眞の經濟政策を行はんと欲する者は何よりも先づ全體を眼目に置き、一局部面の利益のために全體の幸福を忽にはしないであらう。現在の時局に於いては凡ゆる議論は之を避けたいと思ふが、然し此處に於いては必要を認めるのは、昨夏オーストリアにおいて投資せられた總資本——其用途は、妨害と破壊、事業回避及び健全な經濟の向上發展を妨げ若くは之を遅延せしめるために他ならなかつた(議場動搖)——此等の資本を假に積極的にオーストリア經濟の建設のために使用し得たならば(賛成の聲)たゞにオーストリア經濟の利益許りてなく、此國の正當な發展を遂げつゝ、ある文化的、社會的、國民的政策の爲に生ずる利益は幾許であつたらうかといふ事である(拍手喝采)。

破壊と滅亡を目的とする幾多の努力が盡く水泡に歸したといふ事實を見て余は、故首相ドルフスが着手し、同内閣の繼承者達が之を繼續せんことを決心せる經濟政策の方針が絶対に正しい事を確信する者である。

ドルフスにまつても、亦今日の我々にまつても捨ぎなき信念は、總て健全な經濟政策の原理をなすものは、國財政の統制を絶対に維持して、固定貨幣本位を嚴守する點にあるといふことである。

我々は今日、國際聯盟債務借換を完全に果した事實を擧げ得る幸福をもつてゐる。之に依つてオーストリアの財政的整理への巨歩は踏出されたのであつて、此事は我國では自明の理となつた斯の一般的財政政策の原則を嚴守することによつてのみ可能だつたのである。此借換は、將來我國の發展上極めて重大な意義をもつ、即ち一方に於いては國債利子を軽減し、他方においては將來債務償却を順調にし延いて又オーストリアの爲替状態は之によつて著しい好轉を見せるであらう。斯くしてオーストリアは、對外的にも亦從來と同じく條約維持の政策をこり得ると思はれる。從つて此事はオーストリアの義務に違ひ得ることでもあり、更に爲替問題に於いて一層の進捗を展開し得るでもあらう。國內、國外に於てその固定性が確立したことを考へられるオーストリアの貨幣本位の効力は、近々の中に確定されるであらう。

らうと思ふ。

我々は總て次のことを知つておくべきである。即ち、異常に困難な情勢下にあつて、經濟の爲に効果的な闘争を行ひつゝある此國オーストリアは、何等の試行(Experimentum)を爲す余地を全然持たないのである(拍手喝采)。

國際聯盟債務借換の成功は然しそれだけに止まらず、國家の豊富な協力活動の證左ともなるに相違ない。借換公債の保障を引受け、又、各別の部分支出に當つても借換補助に依つて政府自身は元より我々の利益のために盡力してくれた聯邦政府に對しては、全オーストリアの感謝がなければならぬ。余は先づ、國債借換のイニシアティブを引受け、且つ之が細密な運用の發展に對して實行的に之を推進した王國大ブリテン政府に對し此の感謝を捧げねばならぬ義務を負ふものである。

三 經濟取引の新路

金融政策、貨幣本位政策に伴つて、經濟上生ずるのは海外諸國家との密接な經濟取引を目指す凡ゆる問題であつて、特に新制度の途上に於ては、例へば所謂最初の塊伊洪三國協商によつてその實際的效用を示した運輸乃至信用保護の如き問題が起つてくる。

今年一月ローマに締結されたイタリア及びハンガリアとの協定は、周知の如く重要な基本的な意義をもつてゐる。右三國の自然的な生産條件に依つて起る相互商品交換の氣運は、右の協約に依つて一層效果的に進められるであらう。協約實施の時期は、比較的淺きにか、はらず、今日既に順當な結果を生んでゐる。

斯かる關係からして余は、伊、奥、洪三國の經濟的利益を均霑せしめる途を開いたイタリア政府のイニシアティブを想起せざるを得ない。同時にイタリア政府と同様、此針路に向つて關心を寄せイニシアティブの上で協力を吝まなかつたハンガリア政府に對しても同様の感謝がなければならぬ。

右三國聯して、フランスも協定締結の交渉が開始され之に依つて一連のオーストリア産業物産は特別關稅の保護を受くるに至る事を茲に注意したい。我々は、フランスが之に依つて我がオーストリアの經濟的必需品に對し多大の理解を示し、此の協定が國際聯盟委員に報告せられた後、フランス議會の協賛を経て近く實施の運まなることを希望したい。

右の他に一言附加したいことは、極く最近大市開催制度の設置と海外博覽會の開催に依つて、實際的に輸出を促進した事實であつて、これに依りオーストリアの産業及び實

業に著しい成果を示すことが出来た。又商業政策の方面に於て爲せる活動は、商業統計の結果に反映し、本年初期の十箇月間に我國輸出額は、一九三三年に比して八千萬シリング即ち十三%の増加を示した。此形勢では本年度に於ける我國の貿易負債は三億シリング以下に輕減し得るものと期待される。實に一九二八年度の如き此借方數字は十億シリングに上つてゐたのである。

余は、經濟の部門に於いて、政府が全國實業指導者、聯邦大臣シュトツキングルをして其専門的指導の下に、實業商業の中産階級大部分に亘り之が救済策を講ぜしめた如きは重要な意義を持つものも考へる。更に亦、實業方面に於いては、政府の一九二四年實業改正法律が經濟全體に亘り、特に商業及び實業に對し極めて重要な意義を齎らしたと信ずる。我々の採つた總ての措置の目的は、實業乃至産業が經濟恐慌の時代に、未だ充分に訓練をうけてゐない經濟的能力を缺く人々の耐え得ざる競争の渦中に陥るのを效果的に防護し、之に依り必要事とされた實業法の基礎的改正を行ふ事に存したのであつた。斯くて我がオーストリアの實業及び商業は典型的だと思はれる保護を享け、稀に見る確實性を享受し得たものと斷言できるであらう。

四 經濟支持の措置

最後に唯一言、實業獎勵領域の一部をなす措置を述べやうと思ふのであるが、之は即ちオーストリアの外國人來往政策上極めて重大なホテル經營を實現せしめたものに他ならない。補助金を必要とするホテル用の貸付金額として五百萬シリングが計上されたが、此中一時三百七十五萬シリングが信用方法で最も必要なホテル經營の費用に供せられた。其他外國人來往經營の補助のためには外國人宿泊を營業させざる旅館で而も直接外國人來往に利用するのを目的とし政府は五十萬シリングを提供し、其結果、外國人來往に携はる旅館を聯邦の各邦に分割することゝなつた。右の協定に依つて、オーストリアの外國人來往上特別重要な位地を占める私鐵、海運業、自動車線、飛行場等々が給付を享けることゝなつた。聯邦首相は、建築事業方面に於ける國內材木の消費獎勵方法を述べ、尙道路工事橋梁建設に依る失業克服事業を力説した。一九三三年及び一九三四年の兩年度の通常豫算資金の他に、特別道路工事費六千萬シリングが計上された。此信用貸に依り右兩年度に亘り聯邦重要道路延長四百キロ、全聯邦の非國有道路延長二七五キロに及んだ。

オーストリア聯邦鐵道の財政状態は、貯蓄及び合理的的

措置、交通の増加、並に經濟生活の稍々見るべき好轉に依つて、最初は渺々しくなかつたといへ、漸次發展の傾向をみせ、之は、金融状態が大した急迫を示さないことを絶えず現はし、將來に對する樂觀を約束するものであらう。郵便、電信、電話制度の方面に於て採用された確實な新制度に關しては、一九三三年十月初旬に實施せる加入者の地位申告に際し許可の手續料を免除する郵便、電信管理事業を擧げるだけで充分である。同時に、新加入者獲得宣傳も實行された。此措置の成果は、一九三三年十月一日から今日迄、ウィーン市内の本局への加入申込者數二萬九千三百を數へ、その中現在迄二萬四千が設置の運まなつた事に現はれてゐる。

五 農業指導者ライテル

我々の第一に保護すべきもの、一つがオーストリア農業にあることは贅言を要せずして明かである。總ての層から最大の理解を以て支持されてゐる此農業保護の努力は、高地乃至平野在住の農民の確固たる協力になつて現はれた。

之が此様な好結果を生んだのは、偏へに故農民指導者エングルベルト・ドルフスの主なる功績に依るのである(喝采)が、今後も斯くあらしめる爲に、新農民指導者、農業指導者、ヨーゼフ・ライテルによる農務省全員の専門的、精

力的指導が之を保證してゐる。

わけても、財政的に急迫を告ぐる鑛夫の負債状態の軽減を實行するに、聯邦政府の使命である。最近に於て聯邦政府は、當面の特殊事業として牧畜及び獸類製品の販路獲得に努めて來た。我國高地在住農民階級に對する第二の重要な保護事業は、我々全員が之を知る如く、國內製材業の發達の點に存するが、政府の努力は、商業政策協定に依つて木材輸出の額を高め、良好な成果を遂げた事を斷言し得るのを満足に思ふ。即ち此結果は、一九三四年一月一日より同年十月三十一日迄に於て、一九三三年度の同期間におけるよりも海外輸出材木の量は約二千車の増加を示した點に現はれてゐる。

精乳製品の販路を豫め考慮することも重要に考へられるが、製乳補償基金の設置は、オーストリアにおける製乳及び精乳製品の決定的な價格發展に資するところが多かつた。此領域における計畫經濟は、本年八月制定になる製乳取引法に依つて完全になつた。パン穀類の價格問題に關する政府の正しい政策は、穀類製産農業者と國民消費者との利益を協調の必要といふ點に拂はねばならなかつた。然らば政府は、適當な價格政策の方針を忠實に守つた譯である。

さりわけ此處に注目される事柄は三つの重要事業であつて、此等は前述の措置を受けたもので、即ち生産部門に於ける失業者保護、自由労働奉仕及び植民工作が之である。生産的失業保護に依つて仕事を待たざる労働者の数は、一九三四年一月に三千五百人以上に上り、同年九月には一萬九千八百人の多きを示した。自由労働奉仕に参加してゐる者の数は、一萬六千から一萬七千の間を示してゐるが、此自由労働奉仕の意義は、單に經濟的價値を創り出すといふ事にある許りでなく、我國の失業青年の保護と其労働教育的理解といふ點に存する。植民の方面に於ては、三四〇人の失業者、短期労働者の郊外植民用としての資金が可決され、其上此等の人々はさ、やかながら之により衣食の道を得たのである。聯邦社會省は又、舊家屋の私有獎勵をも行つたが、此事業はウィーン市内のは市町村に、ウィーン市外のは社會省居住植民局が之を保護するといふ方法であつた。ウィーン郊外の家屋約一千百廿軒に對する補助金が可決され、二千五百萬シリングの資本が調達された。ウィーン市内では家屋約三千五百軒に對する補助金が可決され、千五百萬の資本が融通されることになつた。亦、聯邦社會省は、大住居の分割費用補助金及び住居の事務室改造補助費をも可決した。此様な救済設備に依つて新装を整へた住居数は千三百六に上つてをり、右の様な仕事給與に資する一

六 失業の克服

パン問題に就き話を進めよう。此問題は必然的に、政府の最大の努力と其の全力を擧げて政府の自由に使用し得る全資金を投じて失業克服の事業を遂行するといふ點に歸着する。(拍手、喝采)

仕事給與の方面に於ける政府の努力が近々數箇月間に實際的成果を収め得たことは否定できない。

一九二九年此方、失業者数は絶えず増加する一方で來る年も來る年も前年度よりは其盡く數字的曲線が上昇するものが常であつたが、一九三三年五月仕事給與の事業を創設して以來失業者の數字的曲線は漸次低下を示しつゝある。

救済基金の給付を享ける失業者数は、一九三四年の十月中旬に於て、一九三二年の同期に於けるより約三萬、一九三三年の同期に比して約二萬七千の減少をみせてゐる。又失業者の季節に依る増加も、政府の努力によつて低減を示し、一九三二年七月に失業者の數字的曲線は増加したのであるが、一九三三年及び一九三四年の兩年度には十月中旬迄に之を低下せしめることができ、此時期になつて初めて失業低減が現はれるに至つたが、此失業低減に與つて最も力のあつたのは聯邦社會省の採つた措置であつた。

此の事業は、一九三五年にも之を繼續しなければならぬ。

尊敬する聯邦議員諸君！諸君の前には、我々が此處數年間繰返して來た問題の中、最も切實に解決すべき社會改革の問題が横つてゐる。此問題が直接諸君等の決定に俟つは云ふ迄もない。社會改革の問題と共に我々の社會保險は將來、健全な基礎の上に立ち、經濟保護の方針の上で、行詰まれる諸設備を打開する努力も亦拂はれるであらう。此極めて重要な使命は、新代表機關の機能開始と同時に同機關に歸屬するわけであるが、其満足な解決は特に全オーストリア經濟生活に影響すること甚大である。

右に關聯して此處に想起されるのは、本年に於ける二月暴動事件に續いて社會大臣及び其協力者達が其成就に盡力した活動であるが、當時之は労働者、使用人の労働組合組織を全く新しい地盤の上に打樹てようといふことになつた。右の使命は、周知の如くオーストリア労働者、使用人の労働組合の創設と共に完全に果されたのである。

事業團體關係法律の制定により、結局工業、實業諸團體の職業(身分)階級組織の基礎細胞は出來上つた。其準備は専ら聯邦社會大臣の權限下にあるが、右の職業(身分)階級組織は三つの段階を踏んで完成されねばならぬ。第一には職業階級に於ける労働者の統一組織、第二は右に於ける

資本家の統一組織、第三は即ち労働者及び資本家の兩組織の組織的結合であつて、之は前二段階が決定的な解決を見せる時期迄留保して置かねばならぬ。労働組合同盟の創設及び公務上の職業階級關係法律に依つて第一の段階は完全に終結した。

第二段階は、工業、家業、商業、交通、金融界、自由職業等の職業階級の統一組織を含むのであるが、之は工業家同盟に關する法律の發布に依り開始された。近く我々は商業、交通及び金融界の事業的企業家の組織に關する法律草案を立法機關に提出し得る途にあらう。

右に關し更に一言附加したい、農業及び森林業職業階級に於いては、前述第一、第二兩段階の完了と共に、時を移さず立法機關に對し農業、森林業——從つて資本家及び労働者の協力的職業階級の組織を含む法律草案を提出するであらう。尊敬する議員諸君！此處に於いても亦重大な將來困難を極める決定的任務が諸君の上に掛つてゐるのである。されど、職業階級の組織の大業こそは新國家、新組織の支柱をなすべきものである。

七 オーストリアの外交的地位

我がオーストリアが、自國の全歴史、全精神、つまり時局の全面的情勢に從つて正々堂々、隣邦諸國と平和裡に親

交を續けんとする意思を有してゐる事は、自明の理であつて、之は從來も幾度か繰返して來つた事柄である。(嵐の如き喝采(拍手)我々は、好んで争をなしたことはなく、我國と我國民の健全なる發展の爲に靜穩に平和を望んだに過ぎない(拍手喝采)。

オーストリアが締結した條約は、經濟的方面に關して本演説中に既に述べたことだが、之は我々の此の意思と其の實行能力を強化するに大いに與つて力あるものであつて之に對して我々は感謝を捧げたいと思ふ。

我々オーストリア人は、此事を一つの名譽ある義務と考へる、否、余の語を以つて言へば、少數者に對し模範的な法律的及び文化的保護をなすといふ點に野心を於いてゐるのは、既に自明の事であつて最早贅言を要しまい。尙我々が今日自覺してをり、從來も自覺して來つたことは、ヨーロッパの歴史にオーストリアの名が記されて以來、此の名は永久にゲルマン的意義をもつて來たといふことである。新興オーストリアも亦ゲルマンの國であり、そして永久に斯くの如きものとして留まるであらう。(嗚り止まぬ拍手喝采)

八 國內平和の維持

國內安寧、秩序及び平和を維持することに必要について

が一瞥の下に之を看破するのを蔽ふには餘りに見え透いた話である。(拍手、喝采)

九 オーストリアの青年戦線

我々は近く出來るだけ速かに、全國に亘り例外無しに我がオーストリア國家及びオーストリア祖國に對する信仰と經濟、文化生活に關聯する全利益團體の協力の爲に、文字通りにも比喩的にも個人並に全體の爲に實際的效果を擧げ得るといふ輿論を醸成するであらう。

近年の教育行政は、斯かる努力の下に始めて理解されるのであつて、此の教育的使命を正當に把握してゐるオーストリア教育者の犠牲的活動に對しては、我々は深甚の感謝を捧げねばならない。

國家は、自己の使命の範圍を念頭に置いて先づ第一に青年の身體の均一なる鍛鍊——之はスポーツ的素質にも與つて力がある——を育成することに全力を注がなければならぬ。否、國家は寧ろ祖國の爲の青年教育乃至新興國家及び其の新組織の理想に對する理解の組織的訓練に特別の注意を拂ふべきであらう。

祖國戰線及び特殊のスポーツ戰線は、兩戰線の共同指導者の下に、校内外の勢力層を責任ある協同工作を行つて新國家建設事業に重大な意義をもつオーストリア青年戰線

は既に説いた。それ故に我々當局の特殊活動は、現在の能力の許す範圍内に於て、國家が絶対に必要とする支柱を所有し得る爲、極めて重要な身分階級に基き、國防軍、國政委員、憲兵隊、警察等を設置し、移管する點に置くべきであらう。聯邦首相は、國務議會所屬の全員に對し、彼等の特殊義務の故に之を承認する旨を明言し、且つ之に關聯して國防義勇軍を讀え、共同目的遂行の爲には國防義勇軍團が固く團結して、全義勇軍から成る國防戰線(Warfront)の總帥、副首相エルンスト・リューデゲル・シュタール・ムベルグ公(拍手喝采)の共同指揮の下に、國務評議員が之を必要とする場合には至る所に助力を吝まざらんことを望む。

我國行政の名譽のために一言すべきは、此國の行政が寔に比類なき困難なる情勢に難局に遭遇し、數量的には微弱を極め、而も各方面に於て安閑してゐられない重責を負ふてゐるにも拘はらず、古來オーストリアの良き傳統に従ひ常に正義を直視し流血の慘を見ず、しかも一踏たゞ其の義務を確實に果すといふ眼界を守り得たといふ點である。容易に國內安全を燎原の野に化し得る火を發して後、當然持出す消火器には、水の故障があつたこと之を非難するが如き手段は、オーストリア國の内外を問はず尠くなくとも眞の國內情勢を正視し且つ客觀的判斷をなし得る人間

を結合すべきであらう。

我々が、精神的な道義的宗教々育を不可欠なものとなし之をオーストリア國教育に本來離すべきものでないを考へてゐることは言ふまでもない。寔に宗教々育は、獨自の機能をもち精神的要素を擔ふものであつて、國家は此の要素に對し自由な無制限の保護を與へる義務を持つてゐる。此様な國家ミ寺院の協力活動からして最善の青年教育は施されるのである。寺院及び宗教團體に對する我々の希望は、それ故に、精神的教育を通じて我がオーストリア青年を、將來に亘り祖國の爲共同目的の爲に教育するといふ事に他ならない。(嵐の如き拍手喝采)

一〇 聯邦議會への檄

時代の轉換の只中に於いて、我々が今日集會せる此の議場は、幾多の事件を目撃し、また共に之を體驗し、亦將來

オーストリアの國家的存立を危からしめる學國的憂慮に満ちた重大事件にも直面した。斯かることは然しそれほ著しく多かつたわけではない。然し乍ら此國で生起した事件、起るべくして起らなかつた事件等々は極めて多く此等は運命的に呪はれた破壊力となつて現はれてゐる。之は如何なる理由に基くか？ 蓋し、全體の幸福を忽にし、單一團體の利益若くは單に一人の利益が之に先立つてゐるからである。

聯邦議員諸君——諸君ミ余等閣僚が一體なるべき日本の時間は既に終結を告ぐるに至つた。

將來、よし個々の實際問題について意見の相異はあつても、此處に集る全員はオーストリア國に對する意思に於いて恒に一體ならなければならない。

オーストリア萬歳！ (議場は全員起立、大喝采、拍手)

西班牙

西班牙はファツシストとなるか

一九三四、一二 英國労働組合會議機關誌 レーバー

西班牙の最近の恐慌は一九三四年十月六日の總罷業宣言に始まつたのではなく、實は其よりも三ヶ月も前に始まつたのであつて、即ち政府が社會黨及び左翼共和黨出身知事を淘汰して右翼政黨所屬の人々を後任に任命して、地方會議の權力を削減したのに胚胎してゐる。

知事は選舉に依つて就任する地方會議若は都市會議議員の決議する所を拒否する權能を有つてゐるのであるから、斯る知事ミ民選議員ミの間に衝突の起るのは見易い理である。九月の始めに農民黨ミファツシスト派がマドリツド市及びオヴエド(アスチュリアス州)に示威運動を行つたところ、之に對しマドリツド市の労働者總同盟(U.G.T.)は一日間の罷業を以て又アスチュリアス州の運輸労働者は罷業を以て之に應酬したのであるが、ファツシスト派は示威運動だけに満足せず屢々左翼に屬する人士の暗殺を行つたのである。而も一方に於て政府は各市長の選舉を禁止したのであるが、反對派は其にも拘らず市長の選舉を行つた處が多くあり、政府が其の選舉の結果を認めなかつたので、都市會議員で辭職する者が續出したのである。するに政府は即時辭職した議員を職務懈怠の廉を以て逮捕投獄し、政府の任命する議員を以て之を補充したのである。

此等官選議員より成る新會議が開會するや、地方會議反對の示威運動が社會黨の熱烈なる支持を受けて行はれたので政府は社會黨は革命の目的を以て武器を輸入貯蔵するの口實を設けて二回まで社會黨及び労働組合運動のマドリツド本部の捜査を行ひ、第二回目の捜査で武器彈藥の若干を發見押収したのであるが、社會黨側では是は警察が故意に作爲した仕事だと言ひ張つてゐるのである。茲に於て政府は九月廿三日戒嚴令を布く前提として「非常時狀態」にあることを宣言した。然るに十月一日國會が開會するやギル・ロブリスを黨首とし、一五名の議員を有するアクチオン・カトリカ黨が農村問題で意見を異にし政府を支持することを拒絶したので政府は茲に崩壊してしまつたのである。そこで、社會黨は議會を解散して總選舉を行ふことを要求したが、容れられず、レルーがギル・ロブリスの黨員及びファツシスト傾向の人々を閣員として新内閣を組織するに至つたが、社會黨及び反對黨側では之を以てファツシスト獨裁の前提だとなし益々猛烈に反對したのである。レルー内閣は組閣直後峻烈なる新聞檢閲規則を發布する等の彈壓行動に出たのであるから、社會黨等が斯く見るのも無理のないことであらう。

それで労働者総同盟は十月六日總罷業を宣言したのであつて其の目的は全く單に罷業にあつたのであるが、罷業は全國労働者の團結の鞏固なることを事實に示し遂に革命的暴動に展開し、バスク及びカタロニアの分離主義者を始め市労働者、商店員、自動車運轉手までも之に参加した。鐵道従業員は罷業の二日目から参加したが、労働者全國聯盟(C.N.T.)は罷業は社會主義國家設立を目的とする場合の外行ふべきではないと見て、アスチュリアスの一部を除いて遂に之に参加しなかつた。西班牙の最大都市であり、カタロニアの首府なる巴塞ロナではカタロニア議會議長コンパニースの率ゆる一隊が一時放送局始め總ての公共建物を占領し、カタロニア國家の建設を宣言し、同地の武裝せる警察及び軍隊も之に左袒したが、マドリッド政府は軍隊を急送して同市を砲撃し漸く之を壓服した。又首府マドリッドに於ては革命主義者は内務省及び官衙を占領しようとしたが、之も軍隊に妨げられて目的を達しなかつた。バスク州では革命軍はビルバオ市及びエイバルの武器工場を占領したが之も軍隊の爲に暫くにして奪回されてしまつた。

アスチュリアス州殊にオワイエド及びギジョンに於ては社會黨及び労働組合派が革命委員會を設置し、食糧及び日用品の統制を爲し軍器工場を管理したので、此の地は他所より長く踏みこたへ、遂に二萬の政府軍の爲に撃破され

るまで十二日間も其の位置を保つてゐた。

而して事終つて軍法會議が連りに死刑の宣告を下すや、共和國大統領は辭職を仄かして死刑宣告の承認を拒んだので、茲に憲法の解釋に就て議論を生じ遂に此等死刑の宣告から死刑の宣告を受けた者の中には陸海軍人が少からずたのにも見ても軍隊の全部が政府を支持してはゐなかつたことが明かである。而して盛んに死刑を要求したギル・ロイスのカトリック黨であつて其の結果上司の意を承けて軍隊は暴徒を可成捕虜することを避けて現場で射殺してしまつたのである。

當時逮捕された者で現在審理を待つてゐる未決囚中には共和国最初の首相アザナ、労働者總同盟幹部の一人で社會黨首であり、前労働大臣であつたラルゴ・カバレロ、カタロニア議會議長コンパニース及び大統領の息があり又労働組合役員殆ん全部並に労働者總同盟(C.N.T.)及び労働者全國聯盟(O.N.T.)の各支部長も收監されてゐる。而も前にも記したやうにC.N.T.はアスチュリアス州を除くの外は革命暴動には参加してはゐないのである。之に不平で辭職した地方會議々員を加へて監獄は溢れてゐる。

共和政府が制定せる法律の多數は廢棄され若は廢棄されんとしてをり、其の代りに帝政時代の法律が復活せしめら

れてゐるのであつて、此の傾向は段々ミアアツシスト獨裁を建設せんとする下心であると思はしめるものがある。到る處社會主義及び労働組合運動の本部は閉鎖され、マドリッドの本部の共同經營者であつたところの四十五團體も解散せしめられ、本部と關係のあつた其の他の十六團體も禁止されてしまつた。此の外アスチュリアス州の海員組合のやうな労働組合支部も解散させられたが、其に代つて反社會主義カトリック組合を設くる企圖が進められてゐる。

將來のことは今から逆睹することは出来ないが、労働組合や社會主義團體を禁止すれば其の運動までも絶滅することとは不可能である。不可能ばかりではなく之が爲め運

動は地下にもぐつて團員の結束は愈々鞏固になるばかりである。

西班牙の労働者たる者は如何にせば其の悲むべき政治的經濟的及び産業的狀態を改善することが出来るであらうか。我英國の讀者は或は腕力に依らないでも投票に依つて萬事を改良し得ることを考へるかも知れないが、選挙人名簿は作爲が加へられて曖昧なものである上に、政府は官選の知事や官選地方議會の方法で選挙に依る代表團體の行動を勝手に左右するのである。それでも世人は十月のまきのやうな偶發的なものでなく、十分に準備された第二の革命が久しからずして起る惧があることは考へないであらうか。

北米合衆國

コミンテルン第七回大會に提出する米國共產黨の議案

一九三四年十二月十一日附米國共產黨機關紙デーリー・ワーカーは近く開催せらるゝ趣のコミンテルン第七回大會に提起すべき、米國共產黨の議案の作成に當り、米國共產黨中央委員會が、各黨員並に各黨關係團體に對してなした次の如き

外國事情 北米合衆國

聲明書を掲げてゐる。

米國共產黨中央委員會は労働階級の共同戰線結成への闘争會議たる第七回コムニニスト・インターナショナル大會の準備工作として共產黨内及び最大数の労働者労働者

をして組織的運動の實施に對して準備せしむる爲め、共產黨關係の全團體に指令を發すること、なつた。此の會議に對する眞純の大量的準備に着手するに當り基本的連繫を確立する爲めには、フアシズムと戰爭の危機に反對する全勤勞階級の共同戦線結成への闘争を激化しなければならぬ。

個々の共產黨關係團體は勤勞大衆特に勞働階級間に共產黨の威力を浸透せしむる見地から、猶且つこの威力の組織的強化、政治的振作及び共產黨幹部の教養並に勞働者全勤勞者の利益と權利を擁護する爲めの闘争を組織し、指導の任に當る共產黨の能力を擴充する見地から第六回コミンテルン大會以降吾々が體得した經驗を最も慎重に解剖し、黨策、戰略及びスローガンを検討しなければならぬ。公開狀及び第八回大會の決議を基準とする此の共產黨全機構の検討は、プロレタリアの共同戦線を結成し階級闘争を地盤とする勞働組合の團結を招來する必要上斷行しなければならぬ。

地區委員會、分區委員會、細胞大會等々の全員出席會議に於て且又黨役員の會合の席上に於ける幾多の討議に際しては、既往五年間の黨の戰績に基いて、此の體験より今後の活動に對する教訓を抽出するに止まらず、米國に於ける共產運動の進展に對する見透しに就て検討しなければならぬ。

ない。茲に於て米國に於ける經濟政治事情、階級勢力の整調大衆（社會黨、米國勞働總同盟等）間に有力なる黨及び團體内に起りつゝある變動、大衆運動の水準の解剖審議を非調となし特にソ聯邦の全面的強化と其の國際的役割の増加を考慮に入れて検討しなければならぬ。

現下のフアシズム運動と其の機構の持つ勢力及びN、R、Aによる米國ブルジョア階級施政のフアシズム化を徹底的に解剖し且つフアシズムの工作振りミデマを検討するに同時に、黨機關は離乎たる綱領に従ひ且つ勤勞階級の最も廣汎なる反フアシズム戦線を結成する見地から、フアシズム及フアシズム化に對する闘争を最も有効に行ふべきかの問題を討議しなければならぬ。黨機關はフアシズムを制壓して勝利の凱歌を擧げるに最も必須條件たるプロレタリア共同戦線結成闘争の問題に關し廣汎なる啓蒙運動を執行しなければならぬ。同時に吾々は勞働階級を分裂せしめ遂には階級の敵に屈從せしむる原因たるブルジョア階級と和解せしめんとする社會民主政策を斷乎として且つ頑強に諍しなければならぬ。

黨機關は此の討議と運動に非共產黨勞働者（社會黨員、米國勞働總同盟會員等々）を勧誘加入せしめなければならぬ。吾々は第七回コミンテルン大會に提起する議事を決定するに當り、諸問題と其の全勞働階級に及ぼす意義に關

する討議會に共產黨員と否とを問はず一般勞働者を招集しなければならぬ。

第七回コミンテルン會議に對するこの一切の準備工作を利用して鋭意共產黨に新加入者の徵募運動の強化につとめなければならぬ。

第七回コミニニスト・インターナショナル大會に關聯して討議さるべき論題概要。

- 一 第十三回コミニニスト・インターナショナル全員會議以降の資本主義進展の一般傾向
- 二 「特別階級の受けた打撃」に就ての米國に於ける特徴
 - 一 舊制度よりニュー・ディールまで
 - 一 ニュー・ディールの危機
 - 一 米國除外主義（アルジョア、ラヴストーン、トロツキーの主張）に關するあらゆる理論の崩壞
 - 一 如何なる範圍に且又如何なる形式に於て恐慌への推移が（イ）勞働者（ロ）農民（ハ）黑人（ニ）市街地中流階級（ホ）植民地の犠牲に於て達成されたか。
 - 一 官營事業—インフレーション—軍備に補助金を支出する爲めに國庫の基金を私消せること
 - 三 フアシズムと社會民主主義との關係問題
 - 一 ヒットラーの出現前と其後の事情
 - 四 第二インターナショナルの危機

一 米國社會黨の現下の役割（其の各集團と傾向の解剖）

一 米國勞働總同盟を指導する改革主義者の役割

五 現世界情勢下に於て反戦闘争に關するレーニン主義原則の斷乎たる適用

一 戰爭の危機とソ聯邦の平和政策に關する米國帝國主義の現下の役割

一 戰爭遷延を目的とする闘争

一 現下の主なる戰爭誘發者に反抗する闘争（獨逸、日本及び全帝國主義列國の専制制度下に於ける首都の極端なる反動社會）

一 ソ聯邦防衛の闘争と革命的平和政策の支援

一 ソウエト支那の防衛闘争

一 支那に於ける反帝國主義闘争の支持

六 吾が革命的打開政策のプログラム

一 米國に於ける社會主義革命ミキヤリビアン地方及び南米の植民地に於ける革命運動との關係

七 ソ聯邦の社會主義建設とソウエト支那の存在の米國に對する意義

一 階級闘争の革命化とソウエト米國建設を目的とする闘争が實を齎す影響

一 ブルジョア階級の計畫、社會主義計畫

八、行動の結成と勞働階級の團結を目指す闘争

八、行動の結成と勞働階級の團結を目指す闘争

敵に發展しつゝあり、前記五種の新聞中（イ）（ロ）及（ハ）を通じたる新聞は、一九三三年には九七〇〇種に上り、其の發行部數三千六百萬に達し、一九三四年には一萬一千六百種（増加の大多數（ハ）に屬し又新聞らしきものは九千五百種内外と稱せられてゐる。）此發行部數三千八百萬に及び而して各新聞中發行部數の多きものは、其の地位より見てイズヴェスチヤ及ブラウダ紙なること勿論にして、前者は百七十萬、後者は二百萬内外と稱せられ、之に次ぐものにモスコのウエチエルニヤヤ・モスクワ及レーニングラードのウエチエルニヤヤ・クラースナヤ・カゼツタの通俗二新聞がある。ソ聯邦新聞の發達の趨勢を示せば左の如くである。

年次	新聞總數	發行部數
一九一三	八五九	二、七〇〇、〇〇〇
一九二三	五四五	二、七〇〇、〇〇〇
一九二八	五七六	八、八〇〇、〇〇〇
一九二九	九五五	一二、五〇〇、〇〇〇
一九三三	九、七〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇
一九三四	一一、六〇〇	三八、〇〇〇、〇〇〇
一九三七	不明	六六、〇〇〇、〇〇〇

（第二次五年計畫の數字）

戦前の露西亞に於ては同新聞の二割餘はモスクワミレーニングラードに於て發行されて居たが、今日此二大都市に於て發行されてゐる新聞の割合は僅に一度内外に過ぎず、又ソ政權の民族政策の關係上ソ聯邦新聞の約三分の一は現在六十九に上る民族語にて發行され、其の發行部數は全發行部數の三割餘（三千六百萬部中千百萬部）に當り、之が僅に全發行部數の一割を超過するに過ぎなかつた一九二八年（八百八十萬部中九十萬部）に比較すれば、異常なる發展を云ふべきである。又新聞を言語別にすれば一九二八年には四十八語にて發行せられたが、一九三三年には六十九語にて發行せられた。

（一九三五、二——外務省調査部（露西亞月報）

研究資料

露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國ソウエート及びソウエート大會選舉に關する訓令

一九三四年十月一日、全露中央執行委員會は、「露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國ソウエート及びソウエート大會選舉に關する訓令」を公布し、ソ聯邦内露西亞共和國（露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國）の領土内に於いて、これを執行すべきことを命じた。此の訓令によつて改正された注意すべき重要な點を挙げれば、選舉が有効に成立するためには、有権者總數の五十パーセントが投票に参加すること（從來の定員數は四十パーセント）となつた外、（イ）富農として居住地から逐はれた者も、其の後誠意をもつて勞働に従事した者は五年を経て復権を命ぜられ、此の期間は金又は白金の採掘に従事した者については三年に短縮され、又突撃隊員となり且つ公共事務に精勵した者には、期限前に復権される。（ロ）戸主が選舉權を恢復したときには、其の効力は家族の全員に及ぶ。（ハ）追放處分を受けた富農の子であつて忠實に勞務を勵む者は、徒刑地にある否を問はず、選舉權を復活される。又過去において反ソウエートの行爲のあつた者も、勞働に精勵しソウエート當局により改悛の跡ありと認められた者は相當寛大な處置を受けることとなつた。之等の點は内外の注意を集めてゐる。

上記訓令は次の九章よりなり、各章を通じて七十四條に上つてゐる。

- 第一章 選舉委員會
- 第二章 選舉人の範圍及選舉權を喪失せる者の範圍
- 第三章 選舉權を剝奪されたる者の調査及名簿の作成

- 第四章 選舉權剝奪に關する決定に對する人民の訴願裁判の手續
 - 第五章 選舉權復權の手續
 - 第六章 選舉會
 - 第七章 ソウエート大會
 - 第八章 ソウエート選舉の無効
 - 第九章 ソウエート議員の補缺及選舉
- 次に掲げるは其の全文である。

露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國ソウエート及 ソウエート大會ニ關スル訓令

第一章 選舉委員會

- 第一條 ソウエート及ソウエート大會選舉ヲ規則的且遲滞ナク施行シ且當該地域内ノ選舉運動ヲ指導セシムル爲總テノ執行委員會及ソウエートノ下ニ選舉委員會ヲ設置ス
總テノ選舉委員會ハ其組織ニ於テ生産ト直接結ハレタル男女労働者、男女コルホズ員並ニ少数民族ニシテ上記ノ部類ニ屬スル者ノ代表ヲ保障スヘシ
- 第二條 露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國ノ全領土ニ於ケル選舉事務執行ノ一般的指導ヲ爲シ自治共和國、自治州及地方(州)合同ノ選舉委員會ニ訓令ヲ與フル爲並ニ下級選舉委員會ノ行動ニ對スル訴願ヲ裁決スル爲全露中央執行委員會幹部會内ニ同幹部會ノ指名承認セル委員ヲ以テ構成スル全露中央選舉委員會ヲ置ク
全露中央選舉委員會ハ全露中央執行委員會幹部會ノ發スル特別規定ニ基キテ行動ス
- 第三條 共和國(自治共和國ニ於ケル)、州(自治州ニ於ケル)、地方、州、管區及ライオンノ選舉委員會ハ左ノ事務ヲ

掌ル

- (イ) ソウエート及ソウエート大會選舉ノ準備事務ヲ行フ
 - (ロ) 下級選舉委員會ノ組織及解散ノ期日ヲ定ム
 - (ハ) 下級選舉委員會及選舉全權委員ノ事務ヲ指揮ス
 - (ニ) 當該執行委員會ニ對シ下級選舉委員會ノ解散又ハ其ノ委員ノ除名ニ關スル問題ヲ提議ス
 - (ホ) 下級選舉委員會ニ對シ其ノ執行スル事務ニ關シ報告ヲ求ムルコト
 - (ヘ) 上級選舉委員會及當該執行委員會ニ選舉ノ經過ニ關スル資料ヲ供シ並ニ全露中央執行委員會幹部會ノ定ムル期日ニヨリ選舉ニ關スル一切ノ必要ナル事項及報告書ヲ提出スルコト
 - (ト) 代表者ヲ下級選舉委員會ニ派遣シ其ノ事務及選舉運動ノ經過ヲ視察セシムルコト
 - (チ) 選舉施行ノ適法且適時ナルコトヲ監視スルコト
 - (リ) 下級選舉委員會ノ行動ニ對スル不服及訴願ヲ裁決シ必要アルトキハ下級選舉委員會ノ決定ヲ取消スコト
- 第四條 村、市、ライオン(ライオン)ソウエートヲ有スル都市ニ於ケル)及町ノ選舉委員會ハ本訓令第三條(イ)號(ヘ)號及(チ)號ニ掲ケタル職務ヲ執行シ右ノ外左ノ事務ヲ行フ
- (イ) 選舉權ヲ剝奪セラレタル者ノ名簿ヲ作成、審査及公布
 - (ロ) 選舉人ニ對スル選舉通知ノ送達及選舉會ノ場所及期日ニ付他ノ通知ノ手段ヲ講スルコト
 - (ハ) 地域及選舉人ヲ選舉區ニ分割スルコト
 - (ニ) 選舉會ノ開催
 - (ホ) 選舉會ニ於テ議長ノ職ニ就キ及會ノ事務ヲ指揮セシムル爲自己全權委員ヲ選任スルコト
- 備考 ライオン及市ニ併合セラレタル村部ヲ有スル市ノ全市選舉委員會ハ當該ライオン及村ノ選舉委員會ニ關シ本訓令第三條ニ定メタル總テノ職務ヲ執行ス

- 第五條 共和國(自治共和國ニ於ケル)、州(自治州ニ於ケル)、地方(州)ノ選舉委員會並ニ州及管區(自治共和國、地方及州ニ於ケル)ノ選舉委員會ハ當該執行委員會ニ依リ十五人乃至二十一人ノ委員ヲ以テ構成セラルヘシ

前項ノ選舉委員會構成ニハ當該執行委員會ノ代表者二人、職業組合合同ノ代表者二名、全聯邦レーニン共產主義青年同盟、赤軍、當該自治州、地方、州又ハ管區ノ中心タル市ノソウエート、當該地域ニ在ル政治部、男女コルホズ員ノ代表者各一人、生産ト直接結ハレタル男女労働者ノ代表者三人並ニ少數民族ノ代表者一人ヲ含ムコトヲ要ス

共和國、州（自治州）及地方（州）ノ選舉委員會議長ハ全露中央選舉委員會ノ申請ニ基キ全露中央執行委員會幹部會之ヲ承認ス

自治共和國、地方及州ニ編入セラレタル州及管區ノ選舉委員會議長ハ自治共和國中央執行委員會、地方及州ノ執行委員會ニ於テ之ヲ任命ス

第六條 ライオン選舉委員會ハライオン執行委員會ニ依リ十一人乃至十五人ノ委員ヲ以テ構成セラルヘシ

ライオン選舉會ノ構成ニハライオン執行委員會ノ代表者二人、職業組合、全聯邦レーニン共產主義青年同盟、ライオンノ中心タル市ソウエート又ハ村ソウエート、ライオンノ領域内ニ在ル政治部、男女コルホズ員ノ代表者各一人、生産ト直接結ハレタル男女労働者ノ代表者二人並ニ少數民族ノ代表者一人ヲ含ムコトヲ要ス

ライオン選舉委員會ノ議長ハ自治共和國ニ於テハ當該自治共和國中央執行委員會、自治州ニ於テハ州執行委員會、地方（州）ニ於テハ地方（州）執行委員會、州又ハ管區ノ區劃ヲ有スル自治共和國及地方（州）ニ於テハ州又ハ管區ノ執行委員會之ヲ任命ス

第七條 村選舉委員會ハ村ソウエートニ依リ九人乃至十一人ノ委員ヲ以テ構成セラルヘシ

村選舉委員會ノ構成ニハライオン執行委員會（市ニ併合セラレタル村落ニ於テハ市ソウエート）ノ任命スル議長、村ソウエートノ代表者二人、職業組合、全聯邦レーニン共產主義青年同盟、當該地域内ニ在ル政治部、男女コルホズ員、生産ト直接結ハレタル男女労働者及少數民族ヨリノ代表者各一人ヲ含ムコトヲ要ス

第八條 市選舉委員會ハ市ソウエートニ依リ十一人乃至十五人ノ委員ヲ以テ總テノ市及市ソウエートヲ有スル労働者町ニ於テ構成セラルヘシ

市選舉委員會ノ構成ニハ市ソウエートヨリノ代表者二人、職業組合、全聯邦レーニン主義青年同盟、赤軍ヨリノ代表者各一人、生産ト直接結ハレタル男女労働者ノ代表者三人並ニ少數民族ノ代表者一人ヲ含ムコトヲ要ス

市選舉委員會ノ議長ハ市ソウエートノ直屬スル執行委員會之ヲ任命ス

備考 村部ヲ併合スル市ノ選舉委員會ノ構成ニハ市ソウエートノ定メタル員數ノ村ソウエート及コルホズ員ノ代表者ヲ含ムコトヲ要ス

第九條 ライオンソウエートヲ有スル市ニ於テハ市ソウエートノ決定ニ依リ本訓令第八條ニ定メタル定員ヲ以テライオン選舉委員會ヲ構成スヘシ

市内ニ設ケタルライオン選舉委員會ノ議長ハ市ソウエート之ヲ任命ス

第十條 大都市及工業中心都市ニ在リテハ市及ライオンノ選舉委員會ハ補助委員會（分區委員會、各種企業合同委員會及大企業ニ於ケル委員會）ヲ設クルコトヲ得

前項ノ委員會ハ本訓令第四條（ロ）號、（ハ）號及（ニ）號ニ掲ケタル職務ヲ執行シ選舉ノ準備及施行ニ關スル其他ノ組織的措施ヲ講ス

第十一條 當該選舉委員會ノ構成中ニ代表者ヲ含マシムルコトヲ要スル或種ノ公共團體缺如セル地ニ於テハ執行委員會及ソウエートハ他ノ公共團體ノ代表者ヲ以テ之等團體ノ代表者ニ代フルコトヲ得

第十二條 本訓令第五條乃至第九條ニ定メタル選舉委員會ハ選舉運動ノ期間中ニテ設置ス其ノ成立及解散ハ上級ノ選舉委員會ノ定ムル期日ニ當該執行委員會又ハソウエート之ヲ行フ

選舉委員會ハ其ノ事務ノ終了後一切ノ事務ヲ所屬ノ執行委員會又ハソウエートニ移スヘキモノトス

第二章 選舉人ノ範圍及選舉權ヲ失ヒタル者ノ範圍

第十三條 選舉人名簿及選舉權喪失者名簿ノ作成及審査ニ當リ選舉委員會ハ露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國憲法ニ從フヘキモノトス

第十四條 左ニ掲ケル露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國ノ人民ニシテ選舉施行ノ日ニ滿十八年ニ達シタル者ハ性、信教、人種、民族、居住期間ノ如何ヲ問ハズソウエートニ選舉シ及選舉セラルルノ權利ヲ有ス

（イ）總テ生産的ニシテ且公共ニ有益ナル労働ニ依リ生計ノ資ヲ得ル者並ニ之等ノ者ノ生産的労働ヲ保障スル爲家事ニ從

事スル者

(ロ) 勞農赤軍ノ陸海軍人
 (ハ) 本條(イ)號及(ロ)號ニ掲ケタル人民ニ屬スル者ニシテ或程度ノ勞働能力ヲ喪失シタル者
 露西亞社會主義聯邦ソウエト共和國人民ニアラサル者ノ中前記ノ部類ニ屬スル總テノ他ノ聯邦ソウエト社會主義共和
 國ノ人民並ニ勤勞の業務ノ爲露西亞社會主義聯邦ソウエト共和國ニ居住シ勞働階級ニ屬シ又ハ他人ノ勞力ヲ使用セサル
 農民ニ屬スル外國人ハソウエトニ選舉シ及選舉セララルノ權利ヲ有ス
 ライオン、市及上級ノ選舉委員會ハ露西亞社會主義聯邦ソウエト共和國ノ領域内ニ居住シ勤務員及技術員ニ屬スル外國
 人ニシテソウエトノ權力ニ對シ完全ニ忠實ナルコトノ證據ヲ有スル者ニ對シ選舉權ヲ附與スルコトヲ得

第十五條

收益ヲ目的トシテ雇傭勞働ヲ使用シタル者又ハ使用スル者、非勤勞の所得ニ依リ生活シタル者又ハ生活スル者
 商業ニ從事シタル者及商業ニ從事スル者並ニ選舉ノ時ニ於ケル自己ノ階級的地位又ハ過去ニ於ケル自己ノ行動ニ依リ露西
 亞社會主義聯邦ソウエト共和國憲法ノ規定ニ依リ選舉權ヲ剝奪セラレタル他ノ總テノ者ハ左ニ掲ケル者ヲ含ミソウエ
 トニ選舉シ及選舉セララルノ權利ヲ有セス

(イ) 勤勞の經濟ノ範圍ヲ超ユル程度ノ季節的又ハ常時的雇傭勞働ヲ使用スル農夫、牧夫、手工業者及職人
 備考 右ノ場合ニ於テハ雇傭勞働補助的性質ヲ有シ且勞働能力アル現有家族カ必ス日日ノ作業ニ參加スルコトヲ以
 テ勤勞の經濟ノ標準トス

(ロ) ライオン稅務委員會ニヨリテ賃借人ヲ搾取スルモノト認定セル條件ヲ以テ土地ヲ借受ケタル者
 備考 果樹園、葡萄園等ノ賃借ニシテ借受人ニ對スル個人的農業稅課稅ノ標準ト見做サレサル程度及條件ニ依ルモノ
 ニ付テハ借受人ニ對スル選舉權剝奪ノ標準トナルコトナシ

(ニ) 系統的ニ建物ヲ企業用又ハ住居用トシテ賃貸スル者ニシテ當該經濟力建物ノ賃貸收入ニ付個人的ニ農業稅ヲ課セラ
 ルル農戶ニ屬スルニ至レルトキ
 (ホ) 商人、投機業者、仲介商人、轉賣業者及高利貸

(ヘ) 工業的形式ノ企業ノ所有者及借受人(家庭ニ對シ仕事ヲ配布スルカ又ハ右企業ヲ賃貸シ又ハ轉貸スルノ方法ニ依リ
 住民ヲ搾取スル者ヲ含ム)
 (ト) 白系軍隊ノ將校及官吏並ニ反革命團匪ノ主魁タリシ者
 (チ) 舊警察、憲兵特別軍團、保安部及刑務所ノ職員及外勤員並ニ帝政時代、白系反革命諸政府時代ニ警察、憲兵特別軍
 團、保安部及刑務所ノ事務ヲ直接又ハ間接指揮シタル總テノ者例ヘハ舊大臣、次官、各省局長、總督、特別保安部司
 令官、軍務及民事知事、副知事、之等ノ官ノ下ニ在リタル特別任務ノ官吏、內務省官吏、皇室ノ一族、貴族ノ縣及郡
 ノ首長、刑事局ノ局長及職員、檢事正及檢事、重大事件ノ豫審判事、軍法會議ノ裁判長、法務官、檢察官、檢察官及
 豫審判官、舊反革命政府ノ領土内ニ於テ活動シタル司法委員會ノ委員長及委員、縣廳職員、地方議會議長、農民會長、
 郡長及革命前懲罰大隊ニ於テ指揮ノ職ニ在リタル者
 (リ) 宗教的祭祀ニ奉仕セル者及奉仕シ居ル者
 (ヌ) 反ソウエト及反コルホズの行動ニ依リ從來居住セル村及町ヨリ放逐セラレタル富農、行政處分ニ依リ追放ヲ命セ
 ラレタル他ノ者ハ其ノ處分ノ期間中並ニ裁判所ノ判決ニ依リ選舉權ヲ剝奪セラレタル者
 備考 刑務所ニ在ル者ハソウエト選舉ニ參加スルコトヲ得ス
 (ル) 露西亞社會主義聯邦ソウエト共和國憲法第六十九條(イ)號(ロ)號(ハ)號(ニ)號及(ホ)號及之ニ該當スル本條各
 號ニ依リ選舉權ヲ剝奪セラレタル者ノ家族員ニシテ選舉權ヲ剝奪セラレタル者ノ物質的依存ノ下ニ在リ且生活ノ資ト
 シテ獨立ノ社會的ニ有益ナル勞働ヲ有セサル者
 本條ニ掲ケタル者ノ外規定ノ手續ヲ以テ精神病者又ハ心身耗弱者ト認メラレタル者亦ソウエトニ選舉シ及選舉セラ
 ルルコトヲ得ス

第十六條 左ニ掲ケル者ハ他ノ理由ニ依ルニアラサレハ選舉權ヲ剝奪セララルコトナシ
 (イ) 疾病、勲員、勞農赤軍ヘノ召集、業務ヲ離ルルコトヲ要スル公職ニ選舉セラレタルトキ等特別ノ事情ニ依リ穀物、
 工業用作物、牧草等ノ刈入ノ爲一人ノ勞働者ノ雇傭勞働ヲ使用シタルコルホズ員及勤勞の個人經營農民
 (ロ) 季節的勞働ノ爲出稼期間中一人ヲ超エサル勞働者ノ雇傭勞働ヲ使用スルコルホズ員及勤勞の個人經營農民

- (ハ) 農業ト關係ヲ斷タサル工場及ソウホースノ勞働者及其ノ家族員ニシテ一人ヲ超エサル勞働者ノ雇傭勞働ヲ使用スル者
- (ニ) 自己ノ勞働ノ產物ヲ市場ニ販賣スルコルホズ員、個人農夫牧夫及漁夫
- (ホ) 雇傭勞働ヲ使用セサル手工業者及職人竝ニ二人ヲ超エサル徒弟又ハ生産上ノ理由ニ依リ一人ヲ超エサル成人勞働者ノ雇傭勞働ヲ使用スル者
- 備考 本號ニ掲ケタル手工業者及職人ハ其ノ生産物ヲ市場ニ販賣セサル場合ニ於テ選舉權ヲ喪失セス
- (ヘ) 動員ニ依リ以前白系軍隊ニ召集セラレタル勞働者、勤勞的農民及コザツク、勤務者、手工業者、職人
- (ト) 白系軍隊ニ在リタル將校及官吏ノ中其後勞農赤軍ニ屬シ且ソウエイト政權ノ武力防護ニ積極的ニ參加シタル者竝ニ現在勞農赤軍ノ現役部隊ニ在ル者
- 備考 國內戰爭ノ際戰線又ハ銃後ニ於テ勞農赤軍ノ部隊及官署ニ於ケル軍事の使命ノ總テヲ遂行ヲ以テソウエイト政權ノ武力防護ニ對スル積極的參加ト解釋ス
- (チ) 國債ニ對スル割増金及利息收入、國營勞働者貯蓄預金局ニ於ケル貯金ヨリ生スル收入ニ依リ生活ヲ爲ス者又ハ規定ノ手續ニ依リ外國ヨリ金錢及有價證券(年金、遺産、養育料、保險金等)ヲ受クル者
- (リ) 勞働及戰爭ノ廢疾者ニシテ特別ノ理由ニ依リ街頭又ハ露店ニ於テ小規模ノ商業ヲ營ム者竝ニ失業又ハ一時的廢疾ノ結果臨時ニ此種小規模ノ商業ヲ營ム者
- (ス) 自己ノ勞力ニ對シ國家又ハコーベラチフノ機關ヨリ歩合報酬ヲ受クル者
- (ル) 雇傭ニ依リ又ハ宗教團體ノ選舉ニ依リ宗教的儀式及宗教的祭祀ノ建物ノ經理的及技術的事項ヲ掌ル者例ハ歌手、オルガン手、番人、掃除夫、鐘撞人等竝ニ信者會議委員
- (ヲ) 社會的ニ有益ナル勞務ニ服スル自由職業者
- (ワ) 選舉權ヲ剝奪セラレタル者ノ物質的支配ヲ受ケサル家族員ニシテ自己ノ生活ノ資トシテ獨立ノ社會的ニ有益ナル勞働ヲ有スル者竝ニ選舉權ヲ剝奪セラレタル者ノ子ニシテ父母ト同居スル場合ト雖千九百二十五年以後ニ成年ニ達シ成年ニ達スル迄父母ノ扶養ヲ受ケタルモ現在ニ於テハ獨立ノ社會的ニ有益ナル勞務ニ服スル者

第十七條 地方機關ハ露西亞社會主義聯邦ソウエイト共和國憲法第六十九條及本訓令第十五條ノ規定ニ該當セサル者ニ付選舉權ノ剝奪ヲ爲スコトヲ得ス

第三章 選舉權ヲ剝奪セラレタル者ノ調査及名簿ノ作成

第十八條 選舉權ヲ剝奪セラレタル者ノ常時的調査ハ村部及町ニ於テハ村ソウエイト、市勞働者町及療養町ニ於テハ市ソウエイト、ライオンソウエイトヲ有スル市ニ於テハライオンソウエイト之ヲ管掌ス

調査ハ全露中央選舉委員會ノ承認スル特別形式ニ依リ自治共和國中央執行委員會幹部會、地方及州ノ執行委員會幹部會ノ指揮ノ下ニ爲スヘキモノトス

第十九條 調査ヲ行フ機關ハ選舉權ヲ剝奪セラルヘキ者ニ關スル必要書類ヲ蒐集スヘシ

前記ノ必要書類トハ左ニ掲クルモノヲ指ス

- (イ) 收益ヲ目的トシテ雇傭勞働ヲ使用シタル者、商業ヲ營ム者竝ニ非勤勞的所得ニ依リ生活スル者ニ付テハ其ノ所得稅營業稅ノ支拂ニ關スル財務機關ノ調査書、保險料ノ支拂ニ關スル保險局ノ調査書、之等ノ者ノ爲シタル商業用家賃賃ニ關スル調査書其ノ他
- (ロ) 裁判ニ依リ選舉權ヲ剝奪セラレタル者ニ付テハ判決書寫又ハ裁判機關ノ調査書
- (ハ) 宗教的祭祀ノ奉仕者、行政處分ニ依リ追放ヲ命セラレタル者、白軍將校、舊警察ノ職員及外勤員等ニ付テハ行政機關ノ調査書

第二十條

或者カ選舉權ヲ剝奪セラレタル者ノ部類ニ屬スルコトニ關シ何レカヨリ通知及申告(書面又ハ口頭ニ依ル)ニ接シタルトキハ調査ヲ掌ル機關ハ右ノ通知及申告ノ實際的審査ヲ爲シ且右ノ者ニ付必要ノ參考書類ヲ蒐集スルコトヲ要ス

第二十一條 選舉運動ノ準備期間中調査ヲ掌ル機關ハ其ノ蒐集シ正確ニ審査シタル系統的资料ニシテ選舉權喪失者名簿作成ノ基本トナルヘキ一切ノモノヲ關係ノ村及市ノ選舉委員會ニ送付スヘシ

第二十二條 選舉權喪失者名簿ハソウエイト選舉ノ準備及施行ノ期間中専ラ村及市ノ選舉委員會之ヲ作成ス右ノ名簿ハ村部ニ於テハライオン執行委員會、市、勞働者町及市ニ併合セラレタル村部ニ於テハ夫々市、ライオン及町ノソウエイト之ヲ

承認ス

前記ノ選舉委員會ノ外他ノ如何ナル機關ト雖市民ヲ選舉權喪失者名簿ニ記入スルコトヲ得ス

第二十三條 ライオン執行委員會、市、ライオン及町ノソウエイトニ依リ承認セラレタル選舉權喪失者名簿ハ之ヲ作成セル當該村、市、ライオン又ハ町ノ選舉委員會ニ送付スヘシ

備考 選舉權喪失者名簿ニ記入セラレタル者ニ對シテハ其ノ請求アリタルトキハ之ニ其ノ旨ヲ記載セル證明書ヲ交付スルコトヲ得

第二十四條 選舉委員會ハ當該ソウエイト選舉ノ開始前少ク共二十日前ニ新聞又ハ揭示ニ依リライオン執行委員會、市、ライオン及町ノソウエイトニ依リ承認セラレタル選舉權喪失者名簿ヲ公告スヘシ

第二十五條 露西亞社會主義聯邦ソウエイト共和國ノ領土内ニ居住スル外國人ニシテ露西亞社會主義聯邦ソウエイト共和國憲法及本訓令ノ規定ニ依リ選舉權ヲ有セサル者ハ選舉人名簿ニモ選舉權喪失者名簿ニモ登記セラルコトナシ

第二十六條 選舉運動ト次ノ選舉運動トノ間ノ期間中ニ選舉權喪失者名簿中ニ登録セラルルハ裁判ニ依リテ選舉權ヲ剝奪セラレタル者及行政處分ニ依リ追放ヲ命セラレタル者ナリトス

他ノ事由ニ依リ右ノ名簿ニ登録スルハ個々ノ必要ナル場合及疑點ナキ參考書類アル場合ニ限ル

村部ニ於テハ上記ノ者ノ選舉權喪失者名簿ヘノ登録ハライオン執行委員會ノ決定ニ依リテ之ヲ行フ市、労働者町及市ニ併合セラレタル村部ニ於テハ夫々市、ライオン及町ノソウエイトノ決定ニ依ル

第四章 選舉權剝奪ノ決定ニ對スル市民ノ訴願裁決ノ手續

第二十七條 選舉權喪失者名簿ニ登録セラレタル者ハ本訓令第二十八條乃至第三十二條ノ規定ニ依リ其ノ喪失者名簿ヘノ登録ニ付訴願ヲスルコトヲ得

第二十八條 選舉權喪失者名簿ヘノ不法登録ニ對スル訴願ハ右ノ名簿ヲ作成シタル選舉委員會ニ申立ツヘキモノトス

第二十九條 選舉委員會ハ訴願ヲ受理シタル後三日以内ニ自己ノ意見書及本人ノ選舉權剝奪ニ關スル必要書類ヲ添ヘ之ヲ名簿ヲ承認シタルライオン執行委員會、市、ライオン又ハ町ノソウエイトニ移送スヘシ

村選舉委員會ハ其ノ受理セル訴願ヲライオン選舉委員會(市ニ併合セラレタル村部ニ於テハ市又ハライオンノ選舉委員會)ニ送付シライオン選舉委員會ハ自己ノ意見ヲ添ヘ三日以内ニ之ヲ裁決ノ爲ライオン執行委員會、市又ハライオンノソウエイトニ提出ス

第三十條 ライオン執行委員會幹部會、市、ライオン又ハ町ノソウエイト幹部會ハ三日以内ニ其ノ受理セル訴願ヲ裁決シ訴願申立人及當該選舉委員會ニ其決定ヲ通知スルコトヲ要ス

第三十一條 選舉權喪失者名簿ヨリノ削除ヲ拒絶スル旨ノライオン執行委員會幹部會、市、ライオン及町ノソウエイト幹部會ノ決定ニ對スル市民ノ訴願ハ左ニ掲クルトコロニ從ヒ之ヲ申立ツヘキモノトス

(イ) 管區、州、地方ノ執行委員會及自治共和國中央執行委員會ニ直屬スルライオン執行委員會及市ソウエイトノ幹部會ノ決定ニ付テハ其管轄ニ從ヒ管區、州、地方ノ執行委員會及自治共和國中央執行委員會ニ之ヲ申立ツ

(ロ) ライオン執行委員會ニ屬スル市及町ノソウエイト幹部會ノ決定ニ付テハライオン執行委員會ニ之ヲ申立ツ

(ハ) ライオンソウエイト幹部會ノ決定ニ付テハ市ソウエイトニ之ヲ申立ツ

前記ノ訴願ハ七日以内ニ之ヲ審査シ其ノ決定ヲ訴願者及關係ノライオン執行委員會、市、ライオン又ハ町ノソウエイトニ通知スヘシ

備考 第一 本條(イ)號、(ロ)號及(ハ)號ニ掲ケタル訴願ニ付ライオン執行委員會及市ソウエイトノ爲シタル決定ニ對シテハ管區、州、地方ノ執行委員會及當該自治共和國中央執行委員會ニ訴願スルコトヲ得

第二 自治共和國、地方(州)ノ合同ニ編入セラレタル管區及州(自治州ヲ除ク)ノ執行委員會ノ決定ニ對シテハ地方(州)執行委員會及當該自治共和國中央執行委員會ニ訴願スルコトヲ得

第三十二條 本訓令第三十一條ニ掲ケタル訴願ハ不服ノ申立ヲ却下シタル執行委員會又ハソウエイトヲ經由シテ之ヲ提起スヘシ執行委員會及ソウエイトハ三日以内ニ意見書及本人ノ選舉權剝奪ニ關スル必要書類ヲ添ヘ管轄ニ從ヒ之ヲ上級選舉委員會ヲ經由シテ發送スヘシ

第三十三條 選舉權剝奪ニ對スル訴願ハ監督手續ニ依リ全露中央選舉委員會之ヲ裁決スルコトヲ得

第三十四條 ソウエイト選舉特ニ選舉權ニ關シ官廳及職員ニ請願シタル時並ニ之ニ付官廳及職員ノ發給スル書類及證明書ハ

手数料ヲ免除セラル

第三十五條 不法ノ選舉權剝奪ニ付上級機關ニ訴願ヲ提起シタル市民ニ對シテハ其ノ訴願ノ裁決アル迄ソウエイト選舉ニ參加スルノ權利ヲ制限スル外如何ナル制限ヲモ加フルコトヲ得ス

第三十六條 選舉權喪失者名簿ヘノ不法登錄ニ付訴願ヲ提起シタル人民ニシテ訴願カ當該執行委員會及ソウエイトニ依リ聽許セラレタル者ハ選舉權喪失者名簿ヨリ削除セラルヘシ

備考 選舉權喪失者名簿ヨリ削除セラレタル者ハ調査ヲ掌ル機關ニ依リ遲滞ナク調査人員中ヨリ控除セラルヘシ

第三十七條 市民ノ選舉權行使ヲ妨ケタル者ハ露西亞社會主義聯邦ソウエイト共和國刑法ノ關係條項ニ依リ處罰セラルヘシ

第五章 選舉權復權ノ手續

第三十八條 露西亞社會主義聯邦ソウエイト共和國憲法及本訓令ノ規定ニ依リ選舉權ヲ喪失シタル者ハ擯取者(地主、ブルジョアジ、宗教祭祀ノ奉仕者等)タリシ者タルト警察、憲兵隊及刑務所ノ下級技術的職員タリシ者タルトハ五年以上生産的ニシテ且社會的ニ有益ナル勞働ニ従事シソウエイト政權ニ忠實ナルコトヲ示シタルトキハ之ニ對シ選舉權ノ復活ヲ命スルコトヲ得

前記ノ者ハライオン選舉委員會(自治共和國中央執行委員會、地方、州及管區ノ執行委員會ニ直屬スル市ニ在リテハ市選舉委員會)ノ決定並ニ上級選舉委員會ノ決定ニ依リ管轄ニ從ヒ執行委員會又ハ市ソウエイトノ承認ヲ經テ選舉權ノ復活ヲ命セラルルモノトス

備考

第一 本條ニ列記シタル者ノ中職業組合員トシテ誠實ニ勞働シ且ソウエイト權力ニ忠實ナルコトヲ示セルモノニ付テハ前記ノ機關ハ五年ノ勞働經歷ヲ有セサルトキト雖モ其ノ選舉權ヲ復活セシムルコトヲ得

第二 本訓令第十五條(ト)號及(チ)號ニ列記シタル者ニシテ五年以上生産的ニシテ且社會的ニ有益ナル勞働ニ従事シソウエイト權力ニ忠實ナルコトヲ示セルモノニ付テハ全露中央執行委員會幹部會ノ特別決定ニ依リテノミ選舉權ノ復活ヲ命スルコトヲ得ルモノトス

第三十九條 本訓令第三十八條ニ掲ケタル者ノ選舉權復權ニ關スル請願書ハ必要書類ヲ添ヘ當該ライオン又ハ市ノ選舉委員

會ニ之ヲ提出スヘシ但シ選舉運動ト次ノ選舉運動トノ間ノ期間ニ在リテハ住所地ノライオン執行委員會又ハ市ソウエイトニ提出スヘキモノトス

一 地方ニ於テ選舉權ヲ剝奪セラレタル者定住ノ爲他ノ地方ニ移轉シタル場合復權ニ關スル請願ノ裁決ハ選舉權ヲ剝奪シタル機關ヨリ必ス書類ノ送付ヲ求メ規定ノ手續ニ依リ新住所地ニ於テ之ヲ行フ

第四十條 追放處分ヲ受ケタル富農ノ子ハ徒刑地ニ在ルト其外ニ在ルトハ間ハ社會的ニ有益ナル勞務ニ服シ忠實ニ勞働ヲ爲ストキハ住所地ノ自治共和國中央執行委員會ニ直屬スルライオン執行委員會及市ソウエイト、地方、州及管區ノ執行委員會ニ依リ選舉權ノ復活ヲ命セラル

第四十一條 反ソウエイト的行爲及反コルホズ行爲ニ由リ從來居住シタル村及町ヨリ放逐セラレタル富農ニシテ新居住地ニ於テ全ク誠實ニ勞働シソウエイト權力ノ方策ヲ支持シタル者ハ放逐ノ日ヨリ五年ヲ經タル後(金及白金ノ探掘ニ三年間從事シタル者ハ三年ヲ經タル後)内務人民委員部當該機關ノ申請ヲ俟テ自治共和國中央執行委員會、地方及州ノ執行委員會ニ依リ選舉權ノ復活ヲ命セラル

前記ノ者ニシテ生産ニ在リテ突撃隊員トナリ且積極的ニ公共事務ニ參加スル者特ニ青年ハ前記ノ期間ヲ經サルトキト雖モ當該機關ニ依リ選舉權ノ復活ヲ命セラルコトアルヘシ

備考

戶主ノ選舉權復權ハ家族ノ全員ニ及フ但シ家族員ニ付他ノ選舉權剝奪ノ理由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十二條 行政處分ニ依リ追放ヲ命セラレタル者並ニ裁判ノ判決ニ依リ選舉權ヲ剝奪セラレタル者ハ他ノ理由ニ依リ選舉權ヲ失ハサル限り行政處分又ハ裁判ニ依ル處罰ノ效力終了ノ時ヨリ關係機關ノ特別決定ナクシテ選舉權ヲ復活スヘシ

トナシ

第四十三條 上級執行委員會ニ依リ選舉權ノ復活ヲ命セラレタル者ハ同一ノ理由ヲ以テ下級機關ニ依リ選舉權ヲ奪ハルルコトナシ

第四十四條 全露中央執行委員會幹部會決定ヲ以テ請願ヲ却下セラレタル者ハ却下ノ日ヨリ一ケ年ヲ經過スルニアラサレハ再ヒ請願スルコトヲ得ス但シ新ニ發見セラレタル事情アルトキ又ハ職業組合若ハ公共ノ團體ノ請願アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六章 選舉會

第四十五條 ソウエイト議員ノ選舉ハ選舉會ニ於テ之ヲ施行ス

第四十六條 選舉會ハ選舉委員會又ハ其ノ全權委員之ヲ招集ス選舉人ハ選舉會招集ノ日及場所ニ關シ少ク共五日前ニ記名ノ通知ヲ受クルモノトス

第四十七條 市及市の居住地ノソウエイト選舉ハ生産單位(企業、官廳)又ハ職業組合ニ付設置セラルル選舉會ニ於テ施行スヘシ

大ナル工業企業ニアリテハ各交替及職場ニ付選舉ヲ施行スルコトヲ得

企業ニ於テ勞働シ職業組合ニ組織セラレサル市民例ヘハ手工業者、主婦、馬力人夫等ハ生産單位及職業的會合ニ依リ他ノ總テノ者ト共ニ選舉ニ參加シ又ハ地域の單位(ライオンノ分區等)ニ依リ選舉ニ參加ス

第四十八條 數個ノ村落ヲ合同スル村ソウエイトノ選舉ハ一名ノ議員ヲ選舉スルニ足ル人口ヲ有スル限リ各村落別ニ之ヲ施行ス若シ之等村落ノ人口寡少ナルトキ及其ノ間ノ距離大ナラサルトキハ數個村落ノ合同會ニ於テ之ヲ施行ス

大ナル村落ハ村ソウエイト選舉ノ爲之ヲ數個ノ選舉區ニ分割スヘシ右ノ場合少數民族ノ集團ハ之ヲ民族別ニ獨立ノ選舉區ニ分割スルコトヲ得

村落ニ於ケル選舉區ハ原則トシテ五百人以下ノ住民ヲ包括スヘシ

第四十九條 市又ハ町ノ外ニ在ル工場及機械トラクター・ステーション竝ニ自己ノソウエイトヲ有セサルソウエイトハ獨立ノ選舉區ヲ構成スルカ又ハ被選ソウエイトノ領域内ニ在ル最寄り町村ノ選舉區ニ合同シテ最寄りノソウエイトノ選舉ニ參加スヘシ

第五十條 選舉會ニ參加シ得ルハ有權者ニ限ル

選舉權ヲ剝奪セラレタル者ソウエイト選舉ニ參加シタルトキハ露西亞社會主義聯邦ソウエイト共和國刑法第九十一條ニ依リ處罰セラレヘシ

第五十一條 總テノ選舉會ニ於テハ選舉ノ爲出頭セル總テノ者ニ付正確ナル點呼ヲ爲スコトヲ要ス

第五十二條 當該選舉區ニ於ケル有權者ノ五十パーセント以上出席アリタルトキハ選舉會之ヲ成立セルモノト看做ス

當該選舉區ニ於ケル有權者ノ五十パーセントヲ超エサル出席者アリタル選舉會ハ不成立ト看做シ其旨ヲ記シタル調書ヲ作成ス選舉會ハ有權者ニ通知シテ最近ノ一日ニ之ヲ移スモノトス

備考 自治共和國中央執行委員會、自治州州執行委員會、區(州)執行委員會ハ選舉會ノ成立ニ要スル有權者ノ出席率ヲ更ニ引上クルコトヲ得

第五十三條 選舉會ハ選舉委員會全權委員之ヲ開會シ全權委員ヲ議長トスル選舉會ノ選任セル幹部會其ノ進行ヲ掌ル選舉會ノ開會後議長ハ左ニ掲クル義務ヲ履行スヘシ

(イ) 出席者ニ選舉ノ次第ヲ説明シ及選舉權ヲ有スル者及之ヲ剝奪セラレタル者ニ關スル露西亞社會主義聯邦ソウエイト共和國憲法第六十八條及第六十九條ヲ公示スルコト

(ロ) 當該選舉區ニ於ケル選舉人數及選舉ニ出頭セル者ノ數ヲ發表スルコト

(ハ) 選舉權ヲ剝奪セラレタル者ノ名簿ヲ發表スルコト

(ニ) 候補者名簿及選舉會開會前又ハ選舉會ニ於テ受付ケタル各個ノ候補者ヲ發表シ候補者名簿ノ提出者ヲ指示スルコト

(ホ) 當該選舉會ニ依リ選舉セラレヘキ者ノ數ヲ發表スルコト

第五十四條 各選舉區ニ於ケル選舉會ニ於テ選舉セラレヘキ者ノ數ハ當該選舉區ノ選舉人又ハ人口ニ應シ現行法規ノ定ムル一定ノ標準ニ依リ地方ノ選舉委員會之ヲ決定ス

第五十五條 選舉ニ於ケル投票ハ選舉會自體ノ決議ニ依リ名簿又ハ各個ノ候補者ニ付之ヲ行フ名簿ニ依リ投票ハ名簿中ニ記載セラレタル各個ノ候補者ノ削除ヲ妨クルコトナシ

備考 第一 選舉委員會及其ノ全權委員ハ自ら選舉人ニ對シ候補者又ハ候補者名簿ヲ推薦スルコトヲ得ス
第二 候補者名簿又ハ各個ノ候補者ハ選舉會ニ於テ黨、職業組合、公共ノ團體及各個ノ市民之ヲ推薦シ又ハ選舉會開會前新聞ヲ通シ若ハ揭示ノ方法ニ依リ之ヲ公告スルコトヲ得

第五十六條 選舉ハ公開投票ヲ以テ之ヲ行フ投票ニ依リ選舉會ニ出席セル選舉人ノ多數投票ヲ得タル者ヲ以テソウエイト議員ニ選舉セラレタル者ト看做ス

備考 當該選舉會ニ出席セサル者モ當選者トナルコトヲ得
 第五十七條 ライオンソウエイトヲ有スル都市ニ於テハ選舉會ハ市ソウエイト議員ヲ選舉スルノ外ライオンソウエイト議員ヲモ選舉ス

ライオンソウエイト及市ソウエイト議員ノ選舉ハ各別ノ投票ヲ以テ之ヲ行フ
 都市ニ併合セラレタル村落ヨリ市又ハライオンソウエイト議員ヲ選舉スルノ手續ハ全露中央執行委員會ノ特別決定ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 選舉會ハソウエイト議員ノ選舉ト同時ニ三分ノ一ノ定員ヲ以テ候補ヲ選舉ス
 村落ニ於ケル選舉會ニ於テハ村ソウエイト議員ノ選舉ト同時ニ委員五名及候補二名ヨリ成ル村監査委員會ヲ選舉ス
 ソウエイト議員、監査委員及候補ハ各別個ノ投票ヲ以テ選舉セラレヘキモノトス

備考 選舉區ノ數、選舉セラレヘキソウエイト議員候補、監査委員及候補ノ數ヲ超ユル地方ニ在リテハ其ノ選舉手續ハ選舉委員會ノ定ムルトコロニ依ル

第五十九條 選舉會幹部會ハ選舉會ノ經過ニ關スル議事録ヲ作成シ之ニ署名スヘシ

第六十條 選舉ノ施行ニ對スル異議及申告ハ總テ書面又ハ口頭ニ依リ選舉施行ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ當該選舉ヲ指導シタル選舉委員會ニ申立ツルコトヲ要ス選舉委員會ハ之ニ其ノ辯說書ヲ附シテ三日以内ニ上級ノ選舉委員會ニ送附スヘシ上級ノ選舉委員會ハ右ノ異議又ハ申告ヲ受理シタル日ヨリ七日以内ニ審査スルコトヲ要ス選舉全部又ハ一部ノ無効ヲ宣スルノ要アルトキハ選舉委員會ハ之ニ關スル問題ヲ關係ノ執行委員會又ハソウエイトニ提起スヘシ

第七章 ソウエイト大會

第六十一條 ソウエイト大會ハ關係執行委員會之ヲ招集シ左記ニ從ヒ成立スルモノトス

(イ) ライオンソウエイト大會ハ選舉人六十人ニ付議員一人ノ割合ヲ以テスル市ソウエイト及市ノ域外ニ在ルソウエイト、機械トラクター・ステーション工場ノ代表者及住民三百人ニ付議員一人ノ割合ヲ以テスル村ソウエイトノ代表者ヲ以テ構成ス

(ロ) 自治共和國、地方及州ノ合同ニ編入セラレタル管區及州ノソウエイト大會ハ選舉人千人ニ付議員一人ノ割合ヲ以テスル市ソウエイト及市ノ域外ニ在ルソウエイト、機械トラクター・ステーション工場ノ代表者ヲ以テ構成ス

(ハ) 地方(州)ノソウエイト大會ハ選舉人二千五百人ニ付議員一人ノ割合ヲ以テスル市ソウエイト及市ノ域外ニ在ルソウエイト、機械トラクター・ステーション、工場ノ代表者及住民一萬二千五百人ニ付議員一人ノ割合ヲ以テスル村部住民ノ代表者ヲ以テ構成ス

地方(州)ノ合同ニ編入セラレタル自治共和國、自治州及民族管區ハ特ニ全露中央執行委員會ノ定ムル基準ニ依リ地方(州)ソウエイト大會議員ヲ選舉スルノ方法ニ依リ右大會ニ參加ス

備考 第一 本條ニ定メタル代表ノ基準ハ全露中央執行委員會及同幹部會ノ決定ヲ以テノミ之ヲ變更スルコトヲ得
 第二 村落ヲ併合セル都市ノ市ソウエイトヨリ前記ノソウエイト大會ニ議員ヲ選舉スルニ當リテハ本條ニ定メタル市及村落住民ノ代表比率ヲ保持スヘキモノトス

第六十二條 ソウエイト大會ニ對スル議員ノ選舉ハ左ニ掲クルトコロニ依ル

(イ) ライオン大會ニ對シテハ市、町及村ノソウエイトヨリノ代表ハ之等ソウエイトノ總會ニ於テ選舉シ自己ノソウエイトヲ有セサルソウエイト、市ノ域外ニ在ル機械トラクター・ステーション工場ヨリノ代表ハ選舉會ニ於テ選舉ス

(ロ) 自治共和國、地方及州ノ合同ニ編入セラレタル管區及州ノソウエイト大會ニ對シテハ管區及州ノ執行委員會ニ直屬スル市ソウエイトヨリノ代表ハ市ソウエイト總會ニ於テ選舉シ其他スル市ソウエイトヨリノ代表ハ市ソウエイト總會ニ於テ選舉シ其他ノ市ソウエイト、市ノ域外ニ在ルソウエイト、市ノ域外ニ在ルソウエイト、機械トラクター・ステーション、工場ヨリノ代表及總テノ村部ヨリノ代表ハライオンソウエイト大會ニ於テ選舉ス

(ハ) 地方(州)大會ヘノ地方、州ノ執行委員會ニ直屬スル市ソウエイトヨリノ代表ハ市ソウエイト總會ニ於テ選舉シ其他ノ市ソウエイト、市ノ域外ニ在ルソウエイト、機械トラクター・ステーション工場ヨリノ代表及村部ヨリノ代表ハ當該地方(州)ノ合同ニ編入セラレタル自治共和國及自治州ハ其ノ共和國及州ノソウエイト大會ニ於テ地方(州)ソウエイト大會ニ對スル代表ヲ選舉ス

(ニ) 全露大會ニ對シテハ地方(州)ソウエート大會並ニ地方ノ合同ニ編入セラレ又ハ編入セラレサル自治共和國及自治州ノ共和國及州ノソウエート大會ニ於テ代表ヲ選舉ス

備考 カザクスカヤ自治共和國ニ於テハ州及管區(カルカラリンスキー管區)ノソウエート大會ニ於テ全露ソウエート大會ニ對スル代表ヲ選舉ス

第六十三條 自治共和國、自治州並ニ極北地方ニ於ケルソウエート大會ニ對スル代表基準ハ全露中央執行委員會幹部會ノ特別決定ヲ以テ之ヲ定ム

第六十四條 大會及ソウエートノ議員ノミナラス選舉權ヲ有スル總テノ市民ハ其ノ住所及職業ノ如何ヲ問ハスソウエート大會、其ノ幹部會及執行委員會ノ議員ニ選舉セララルコトヲ得ヘシ

備考 改選セラレタル執行委員會ノ委員ニシテ大會ノ議員ニアラサルモノハ發言權ヲ有ス

第六十五條 ソウエート大會ニ對スル選舉及代表ノ委任ノ正否ヲ審査スル爲各大會ハ資格審査委員會ヲ選舉ス資格審査委員會ノ決定ハソウエート大會ニ依リ承認セラレヘシ

第六十六條 ソウエート大會ハ自己ノ執行機關タル執行委員會ヲ選舉ス

新執行委員會選任セララル迄ハ從來ノ執行委員會、執行機關トシテ存續ス從來ノ執行委員會ハ新執行委員會第一回會議ノ招集ト共ニ其ノ職務ヲ終了ス

第八章 ソウエート選舉の無効

第六十七條 ソウエート社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國ノ憲法、ソウエート選舉ニ關スルソウエート社會主義共和國聯邦中央執行委員會訓令及本則ノ違反ハ選舉無効ノ理由トナルヘシ

第六十八條 前條規定ノ理由ニ依リ選舉ノ無効ヲ宣スルトキハ左ニ從フ

(イ) 議員ノ過半数カ前條ニ規定シタル違法行為ニ依リ選舉セラレタルトキハ全部即チソウエート議員全體ニ付無効トス
(ロ) 一又ハ數個ノ選舉區ニ付違法行為アリタルトキハ一部即チ各個ノソウエート議員又ハ各個ノ選舉區ニ付無効トス
第六十九條 選舉ノ全部ノ無効ハ上級執行委員會ノ決定ヲ以テ選舉ノ一部ノ無効ハ當該村、町、ライオン又ハ市ノソウエート

トノ決定ヲ以テスヘシ

備考 第一 市ニ於ケルライオンソウエートニ關スル選舉ノ全部ノ無効ハ當該市ソウエートノ決定ヲ以テス

第二 市ニ併合セラレタル村部ニ於ケル選舉ノ全部ノ無効ハ當該市又ハライオン・ソウエートノ決定ヲ以テス

第七十條 選舉ノ無効ヲ宣シタルトキハ地方新聞又ハ選舉人ノ集會ニ於テ揭示シ公告スヘシ

第七十一條 選舉無効トナリタルトキハ本則ニ定メタル一般ノ手續ニ依リ新ニ選舉ヲ施行スヘシ

選舉ノ全部ヲ無効ト爲シタルトキハ新選舉ヲ施行スル爲新ニ選舉委員會ヲ構成シ選舉ノ一部ヲ無効ト爲シタルトキハ新ニ全權委員ヲ任命スヘシ

第九章 ソウエート議員の補缺及選舉

第七十二條 新企業及新建設事業ノ組成ニ伴ヒ又ハ選舉人ニ依ル議員ノ召喚、議員ノ死亡、選舉權ノ喪失等ノ場合ニシテ候補ナキトキハ補缺選舉ヲ施行スヘシ

第七十三條 村、市の居住地、ライオン及市ノソウエートニ對スル補缺選舉施行ノ爲當該ライオン執行委員會、市又ハライオンノソウエートハ全權委員ヲ選舉スヘシ

全權代表ノ權利及義務ハ本則第四十六條、第五十三條及第五十五條ノ定ムル所ニ依ル

第七十四條 議員ノ補缺選舉ニ當リテハ除去セラレタル議員ノ選舉ニ參加セルモノタルト新ニ當該選舉區ニ轉居セルモノタルトヲ問ハス選舉人ハ總テ參加スルコトヲ得

全露中央執行委員會議長

全露中央執行委員會書記

エム、カリニン
ア、キセリヨフ

莫斯科クレムリ 一九三四年十月一日

伊太利には、鐵條網を張りまはし突撃隊で監視する獨逸の強制收容所のやうなものはないが、ムツソリーニに反対する者は小島や遠隔な村落に假借なく追放されるのであつて、此等被追放者は獨逸の強制收容所收容者ミ丁度同じやうにフアツシスト民兵に監視されて残酷な取扱を受けるのである。詳しいことを知りたい讀者はエフ・エフ・ナツチ著「エスケープ」なる書物を參考にするがよい。而して一九二六年の法律で政府は、裁判に依らず、知事、警察署長、検事及びフアツシスト民兵隊長から成る委員會の決議さへあれば、嫌疑だけで人民を追放に處することが出来るのであつて、追放期間は一ケ年乃至三ケ年であるが、必要を認むる場合には、いくらでも延長することが出来るのである。又反フアツシストで投獄された者が出獄するは是も大概追放されるのである（祕密に宣傳したこの廉で七年禁錮されてたネロ・トラカンデイが去る十一月出獄するや家族に一回會ふことも許されずに直ちに四年間ボンゾ島へ追放されてしまつた）。

稍や軽い刑罰はやはり同法律が規定する「自由制限」(amnestation)であつて是も前記の委員會が課するのである。さつこ言ふは自宅監禁であつて、此の處分を受けた者は一定の都市若くは村落外に出るを得ず、警官の許可なく自宅をも出づるを得ず、一定の時間外に自宅を出づるを

得ず、警官の許可なくカフェエーやシネマ等娛樂場に入るを得ず、要するに晝夜を間はず何時にても屋内に立入ることを出来る警官及び民兵の監視と指示の下に生活するのである。此の法律の規定は至つて曖昧で不幸な犠牲者を迫害するの都合よく出来てゐる。例へば第百八十八條に被疑者は嫌疑に對し抗辯するを得ずとあるに見ても察せられるであらう。

伊太利にはこんな悪法があるのであつて、獨逸政府の最悪法の多くは伊太利のものを模倣したもので其の二、三を擧げて見やう。

反ナチ犯罪を審理する爲の、ヒットラーが選定する官更より成る「ナチ人民裁判所」(Nazi people tribunal)は一九二六年十一月創設された伊太利フアツシスト特別裁判所を其の模倣したもののである。而して此の伊太利特別裁判所は創設後五ケ年間に九人を死刑に處し一六五六人を投獄し其の延べ刑期は一萬年に及んで居り、今日尙ほ盛んに活動してゐるのであつて、十月廿、廿一兩日だけで十九人(延べ刑期七十二年)を投獄してゐるが、此の裁判所の判決に對しては控訴を許さず又時には裁判は非公開で行はれるのである。

一九二五年十二月發令の法律で、反フアツシストの疑ある者を全部官公署から罷免し、今日では官公吏となり得る

者はフアツシスト黨員に限られてゐる。裁判のこゝは之に止めて、勞働者に興味があると思はるる極く最近の事項の二、三を記さう。

ムツソリーニの、ずるい圖々しい遣口が最近の「一週四十時間勞働」規則の上に現はれてゐる。其の第三條には勞働時間減少の割合で給料を減らすとあり、又第二條には短い勞働時間の上に大家族を抱へて困窮する勞働者の救済基金として一般勞働者の普通給料の一分、時間外給料の五分を差引く規定してゐるのである。さうするに折角お自慢の改良案も勞働時間の短縮を認めただけで、それだけの給料を減らした上に、新たに醜金までさせるのであるから、勞働者に取つて有難いところか迷惑の極みである。困つてゐる勞働者に困つてゐる勞働者を救済させるはひびきいと思ふ人は、一九二九年十二月三十日の法律を知らない人なのだ。其の法律は不況に悩む絹産業者に特別借款を許す規定なのであるが、其の第三條には結局の損失は失業者救済基金より辯済すべきものとすゝある位なのであるから前記の規定などは怪むに足りないのである。

給料は今迄に度々減額されて今日では一九二五年に比し四割乃至六割低下してをるのに一方生活費の方はたか／＼三割五分しか低下してゐないのである。おまけに、公認組合から適當な保護を受くるこゝいふこゝがないので、雇主は

之を奇貨として勞働者を擧取するのである。政府筋の新聞紙ラツオーロ・フアツシスタさへも勞働者の爲に苦情を鳴すこゝが屢々あるのに、裁判所も警察を擁する強力なフアツシスト國家もさういふものか雇主等に對しては至つて無力なのである。

前記のラツオーロ・フアツシスタ紙から參考に二、三の記事を引用するが、シシリーの一新聞社に勤めてゐる雜役婦の給料は一週二十六リル(八志六片)であり、ゼノアの洗濯婦は雇主を相手きり一二〇〇時間の時間外給料四六七リルの支拂を訴へてゐるが、之を計算してゐるに時間外一時間の給料は僅かに四十仙(一片四分の三)に當り又リグリア一産業勞働者の給料は一週三十六時間勞働で廿七リル(一時間三片)而も醜金等で其中九リル〇五を差引かれるので手取は僅かに十七リル九五である。

フアツシスト經營のコリエール・セラ紙は伊太利で一番富んでゐるミラノ市に於ける肉の消費高は一九二五年に於ける一年一人當り四〇キロから一九三二年には二十七キロに低下し居るこゝを報道し間接に生活標準の低下を證明してゐる。

反動派は警察を保障するには獨裁が必要だといふが、伊太利の經濟状態はムツソリーニが辣腕を揮つて登場せる以前よりも甚しく劣悪で人民は奴隸になつてゐる。

反戦反ファシズム

世界學生大會の聲明

一九三五、一、一九

コレスポンドランス・アンテルナショナル誌
反戦反ファシズム世界學生大會は前號記載の如く一九三四年十二月二十九日より同三十一日まで白耳義の首都ブラッセルに於て開催せられたが、大會終了後左の如き聲明書が發表された。

全世界の學生大衆及び知的勤勞者諸君！

吾等男女學生はこれまで鞏固なる友誼的感情を以て將來の世界の爲に活動しつゝ、ある青年大衆を結合し、幾百萬の兄弟に向つて創造的精神建設の爲に闘争すべきことを激し來つたのであるが、一九三四年十二月の末を期し此處に會合し、所屬國家、民族、言語、宗教、政治的色彩及び男女の別を問はず相互に友愛の握手を交したのである。

生活に對する吾等の熱意は吾等を固く相結びつけた。吾等は吾等の父兄が虐殺せられたる彼の世界大戦中に生れた。如何に多くの母が其の子女を涙の中に育て上げたことであらうか。吾等は戦後の混亂時代に成長した。而して此の間を通じて戦勝國と戦敗國たるを問はず總ての國に於て貧窮と失業の爲に無数の家庭が破壊された。

牲にして帝國主義戦争を遂行せしめて居る。吾等學生大衆、將來の知的勤勞者は勤勞階級に屬するものであり、搾取階級の政策を知つて居る。

此の故に吾等は吾等の敵の奸策を排しつゝ、全勤勞者を結合せしめんと努力して居るのである。吾等は此の轉換時代に於て、新なる社會を建設せんことを欲する總ての人々と共に進まんとするものである。

權力の維持者達は吾等の敵列中に次第に反抗の波が昂まりつゝ、あるのを見て、吾等の進路を誤らしむる爲に或はファシズムに引き入れ或は偽購的演説に依つて吾等を眩惑せしめんとして居る。

然るにファシズムは學生大衆に何を齎して居るか。獨逸伊太利、埃太利を始めとして其他總てファシズムが勢力を得たる國々を視よ。ファシズムは吾等を大實業家の番犬たらしめんとし、又勤勞大衆虐殺の戦争に驅り立てんとして居るではないか。

ファシズムは吾等に對して創造的能力の發揮を許すであらうか。否、ファシズムは意識ある人間としての吾等を殺し、吾等に對して自國の勤勞者及び隣國の兄弟を闘ふべきことを強制して居るではないか。

又ファシスト等は學生大衆に對して其の光明なき將來の運命を隠蔽せんが爲に學生大衆の間に對立を生ぜしめ、自

然も今や吾等若き學生大衆の將來に約束せられて居るものは戦場と墾壕と大砲ばかりではないか。吾等の勉強の成果、吾等の研究熱及び吾等の有する科學的知識を如何にすべきか。

吾等學生大衆の中の大部分は現在の社會には「不要物」である。少數者の利益にのみなる現在の社會制度は最早や吾等の堪え得る所でない。

長年月を費して幾多困難なる試練や試験を経たる後吾等は各種卒業證書を得るのであるが、吾等は唯資格のみを得るのみで之を實際に役立たせることは出来ない。吾人の活動は無視され吾等の創意や發明は盡く蹂躪されて居る有様である。

此の社會制度は吾等に對して新しき社會の建設に協力することを許さない。然し乍ら吾等は全體の利益の爲に役立ち民衆の福祉の爲に働かんが爲に、吾等の個性と才能を磨かんことを欲して居る。

吾等が現在生きて居る社會は人に依る人の搾取に基礎を置き、既に發達の頂點に達して没落の途を辿り始め、ファシズム及び戦争への路を開きつゝある。一九一四年より一九一八年に至る大虐殺の後、再び第二次大戦の準備が進められて居る。金融資本家、産業資本家、軍需品製造者及び大地主等は飽くことを知らぬ程貪慾にして、勤勞大衆を犠

由主義思想を有する者には知的職業の門戸を閉鎖し、ユダヤ人、外國人、植民地人を高等學校より追放し、婦人より自由職業を奪ひ勉學の途を塞いでしまつた。斯くて女は仕事もパンも與へ得ざる此の社會に、飢餓に苦しむ者を生み出すことを仕事とする家畜となつてしまつた。

ファシズムは科學を無視する故に、創造的才能が全體の進歩と幸福の爲に役立ち得るが如き社會を建設することは出来ない。

更にファシズムは排外主義、人種的民族的敵愾心を意味し、科學及び藝術の價值を否定するものであり、ファシズムが吾等青年に爲すものは強制労働、軍隊化、教育豫算の減額と軍事豫算の増大のみである。

ファシズムは帝國主義の機關でありその根底を爲すものは戦争である。而して戦争は支配階級が困難を切抜けんとする最後の策である。ファシズムが青年大衆に齎すのは斯くの如き悲惨なる運命である。

戦争、人間の生命と人間の創造せる總ての價值を破壊する恐るべき戦争の準備が帝國主義列強の間に進められて居り、武器、軍需品、毒ガス、微菌の製造者の黄金時代が到來した。

此等戦争準備者にとつては人生は快樂に満ち居るのに、青年に約束せられて居るのは生命の犠牲「英雄的最後」の

みてある。

フアシズムは勤勞階級及び青年大衆の反抗の波の昂揚を見て益々戦争準備に熱中して居る。

戦争の温床—ザール

戦争の温床—中部ヨーロッパ

植民地に於ける不協の戦争

被壓迫民衆が自己の苦悶を切抜けんとして闘争しつゝ、ある凡ゆる所に於て行はれつゝ、ある半植民地民族及び少数民族に對する流血的壓迫

對ソ聯邦戦争の陰謀等を注視せよ!

戦争は吾等に何をもたらすであらうか。吾等の中の或るものは戦争が現在の混亂に一つの解決を與へてであらうか考へて居るが、實際に於て戦争が與へるものは破壊と死のみなることを忘れてはならぬ。

戦争は青年労働者及び學生大衆の肉體と精神とを完全に破壊し、而もその結果生ずるものは貧窮と民族間の敵意のみである。

吾等は斷じて戦争を欲せず、全世界の勤勞者と緊密に結合して斷乎として之に反對するものである。

吾等は偉大なる平和の建設者、軍備全廢の主動勢力、各國民の友誼的結合の促進者としてのソ聯邦を見る。ソ聯邦は個人的利益より科學を解放すること及び少数民族に依る勤

勞大衆の壓迫を廢止することは、社會にパンと仕事を與へるのみならず、社會に於ける個人進歩の可能性を與へるものなることを示して呉れた。

吾等はソ聯邦の平和政策に敬意を表するに共に凡ゆる挑戰的陰謀より之を擁護せんことを欲する。軍縮會議は失敗した國際聯盟は戦争を防止する能力を有しない。而も尙吾等は實際的軍縮と平和の爲の凡ゆる創意は總て之を支持せんことを要するものである。

吾等は反戰反フアシズム闘争は反帝國主義闘争と分離すべからざるものと考えざるが故に、植民地の獨立を實現し以て其の國民的文化と教育を發展せしむべきことを要求する。

少数民族は戦争とフアシズムの危険を避ける爲に自決權を有たなければならぬ。フアシスト達は解放を口實として少数民族のあるものを自己の影響下に引き入れんことを試みて居るが、事實上彼等は決して少数民族の解放を爲すものではなく、反つて少数民族壓迫の政策を支持して居るのである。

吾等は全世界の同志と結束し吾等の要求及び目的貫徹の爲の闘争を行はんと欲する。而して反動的フアシストの新たな攻撃を防ぎ彼等を撲滅せんが爲に闘はんとする共通の意思が吾等の結束を益々強固ならしめて居る。

反戰反フアシズム闘争を行はんとする總ての團體との結合連絡を強化せよ!

平和及び自由の爲の強力なる國際的運動に参加せよ!

人類發展の先導者となれ!

フアシズム、帝國主義及び戦争反對の爲の勤勞大衆と學生大衆との友誼的結合萬歳!

全ソ聯共產黨中央委員會總會の決議事項

一九三五、二、二

ソウエト政府機關紙 イズヴェステヤ

全聯邦共產黨中央委員會總會を一九三五年二月一日開催左の決議を行ふ。

- (一) 總會は黨政治局員として同志ニコヤン及チューバリを、又同候補としてジュダノフ及エイへの加入を決議す。
- (二) 總會は全聯邦共產黨中央委員會書記局に同志エーリヨフの加入を決議す。
- (三) 總會は同志モロトフに中央委員會の名をもつて第七回ソウエト大會に出席左の如き憲法改正議案を提議せん事を依嘱す。

(イ) 將來の選舉方法を更に民衆化せしむる爲め現行の不平等選舉を平等選舉とする事、階級選舉を直接選舉

又戦争製造者の凡ゆる企圖を水泡に歸せしめ、フアシスト及び國民主義者の勢力を大學及び上級學校より追放しフアシズムに偽隔されて居る多數の學生を吾等の隊列に引き入れ、反動的フアシズムより文化と科學を保護し、被壓迫民衆の解放闘争を支援し、更に正義に基く新なる社會的秩序樹立の爲に闘はんとする共通の意思が吾等を強く團結せしめて居る。

斯くの如き團結の威力こそは戦争を防止しフアシズムの進路を塞ぐ事が出来るであらう。

此の故に吾等は、政治的哲學的意見及び民族又は國籍の如何を問はずフアシズム及び戦争を欲せざる凡ての知的勤勞者及び肉體労働者の結合を實現せんことを欲する。

而して此の任務を達成する爲に吾等は本大會に於て、凡ゆる國々の代表者を網羅して「世界學生委員會」(Comite Mondial des etudiants)を選出した。此の委員會のメンバーは夫々國籍、所屬團體、政治的傾向を異にするも、何れも戦争及びフアシズム撲滅の闘争を行はんとする共通の意思に依り強く結びつけられて居る。

萬國の同志諸君! 吾等は諸君に次の檄を發する。

廣大なる基礎の上に凡ゆる中等及び高等學校内に反戰反フアシズム委員會を設立せよ!

教職員其の他總ての知識階級の協力機關を作れ!

ミする事、公開的選挙を非公開的選挙ミする事。
(P) 社会主義的経済基礎を強固にする爲現行憲法を現
在の階級的勢力に適當せるものミ改正する事(即
ち新社会主義的工業の建設、富農の打破、ホルホーズ
組織の勝利、社会主義社会の基礎強化のため社会主義
的財産の確認等に關するもの)。

(REISHICHO)

極東地方若干の企業及小區の改稱に就て

極東地方執行委員會二月二十三日附決定

一九三五、三、一 浦鹽市執行委員會機關紙
クワースノエ・ブナーミヤ

極東地方執行委員會幹部會は黨、ソウエート及労働組合
諸機關の多數懇請あるに鑑み左の決定をなす。

- 一 エス・エム・キロフの名を永遠に記念すべくウズリース
ク州ウスベンスク小區を今後キロフスク小區ニ名付く。
- 二 ウエー・ウエー・クイブイシエフノ名を永遠に記念すべ
く
- (イ) 極東政治技術研究所 (BETH) をウエー・ウエー・ク
イブイシエフ名の極東政治技術研究所に、
- (ロ) ボチカレーボ驛をクイブイシエフ驛に、
- (ハ) ボチカレーボ驛所在アレクサンドロフスク市をク

イブイシエフ市に、

(ニ) スラジエフスク船渠をウエー・ウエー・クイブイシ
エフ名のスラジエフスク船渠に、
各今後名稱の變更をなす。

三 ニコリスクリウスリースク市をウオロシロフ市に改
稱す。

四 各々左の改稱をなす。

(一) エカテリノスラウスク小區をカバノウイチエフ
スク小區に、

(二) ボクロフスク小區をモロトフスク小區に、

(三) ノーヴオリボクロフスク小區をポストウイシエフ
スク小區に、

(四) ウラヂミロリアレクサンドロフスク小區をプーヂ
エンノフスク小區に、

(五) ペロノゴフスク小區をセルイシエフスク小區、

(六) ウエリンスク小區をラーゾ名の小區、

五 コムソモールスク市に新設の製粉コンビナートをテ
ー・デー・デリバス製粉コンビナートニ名付く。

極東地方執行委員會議長代理 エム・ゲー・ゲルチコフ
極東地方執行委員會書記 ケー・エム・クジミン

(FUKUI)



人 車 動 靜

駐日メキシコ公使の歸國

前駐日メキシコ公使ミグエル・アロ
ンゾ・ロメロは今回離任歸國するこ
ゝなり二月一日より離任挨拶の爲め關
西地方に旅行、同四日一旦歸京の上十
四日横濱出帆の秩父丸で家族同伴歸國
した。

新任駐日メキシコ公使の着任

新任駐日メキシコ公使フランシスコ
アグイラー(四六)は二月二十一日午

人事動靜

前十一時羅府より横濱港入港の淺間丸
にて渡來上陸後直ちに自動車にて上京
着任した。

神戸駐在英國領事の轉任

駐神英國領事ジ・エツチ・フィツプ
スは今回京城駐在總領事に轉任を命ぜ
られ二月七日午後三時神戸出帆の筈崎
丸にて離邦した。

東京駐在キューバ國領事へ御
認可狀御下付

新任東京駐在キューバ國領事ア・ラ
フアエル・フランシスコ・ヴィダル・イ
マドラソに對し二月十二日附を以て其
の職務執行に關する御認可狀が御下付
になった。

比島總督一行の來往

比島總督、米國人、フランク・マー

フイ(四一)一行は一月卅一日午前九
時十分上海經由マニラより神戸入港
の汽船アレシデント・フリーバー號で渡
來、一行中總督外五名は大阪毎日新聞
社差廻しの自動車で大坂に向ひ大阪
城、鐘紡淀川工場等見學後大毎社の款
迎宴に列席、同日午後三時四十五分歸
神、同四時神戸出帆の同船で横濱に向
ひ、二月一日午前十一時同港に寄港米
國大使館員の出迎を受けて上京、廣田
外相主催の午餐會に出席後帝國ホテル
に少憩の七午後四時隨員と共に横濱に
向ひ同日午後六時同船にて渡米せし
た。

駐日西班牙公使の轉任

駐日西班牙公使メンデス・デ・ヴィゴ
は今回南米パラグアイ國駐割を命ぜら
れ二月十四日横濱出帆の秩父丸で家族
同伴退邦赴任した。



中國に於ける革命紀念日

本年一月十五日頃、中國々民黨中央黨部より駐長崎中國領事館宛、一九三四年十一月五日第四次中央執行委員會第一四七次常務會議に於て修正された中華民國革命紀念日簡明表並に史略宣傳要點に關する印刷物を郵送越したが、同領事館に於ては之を謄寫し在留中國人各團體宛一月二十三日配布した趣である。茲に掲げるのは其の内容譯文で、従前制定の紀念日を多少變更して居る。

革命紀念日簡明表

- (十九年七月十日第三次中央執行委員會第一〇〇次常務會議通過)
- (二十三年十一月十五日第四次中央執行委員會第一四七次常務會議通過)
- 第一類 國定紀念日
 - 一月一日 中華民國成立紀念日
 - 十月十日 國慶紀念日
 - 以上兩紀念日には各々一日休業し全國は一律に旗を懸げ紫綵の上提燈を懸げ慶祝の意を表し、各地黨政軍警各機關各團體學校は均しく各別に集會し慶祝の意を表し、並に各該地高級黨部より各界慶祝大會を召集する。
 - 五月五日 革命政府紀念日
 - 七月九日 國民革命軍誓師紀念日
 - 十一月十二日 總理誕辰紀念日
 - 以上三紀念日には全國一律に旗を懸げ慶祝の意を表し、各地黨政軍警各機關各團體學校は均しく各別に紀念集會をなし、並に各該地高級黨部より各界紀念大會を召集開會し十一月十二日は一日休業する。
 - 三月十二日 總理逝世紀念日
 - 全國は一律に追悼紀念會を舉行し娛樂宴會を停止し各地黨政軍警各機關各團體學校は均しく各別に紀念集會をなし並に各該地高級黨部より各界紀念大會を召集開會す。休業せず。
 - 三月廿九日 革命先烈紀念日
 - この日は一日休業し各地高級黨部より當該地各機關團體學校を召集し、革命の爲に死したる凡有烈士の祭奠を各別に執行し並に紀念大會を舉行する。
 - 五月九日 國恥紀念日
 - 全國黨政軍警各機關團體學校は一律に各別に紀念集會を舉行し、娛樂宴會を停止し、並に當該地高級黨部より民衆大會を召集し、併せて不平等條約廢除運動をなす。休業せず。
 - 十二月廿五日 雲南起義紀念日
 - 各地高級黨部より各界紀念大會を召集する。休業せず。
- 第二類 本黨紀念日

- 三月十八日 北平民衆革命紀念日
- 四月十二日 清黨紀念日
- 五月十八日 先烈陳英士先生紀念日
- 六月十六日 總理廣州蒙難紀念日
- 八月二十日 先烈廖仲愷先生紀念日
- 九月九日 總理第一次起義紀念日
- 九月廿一日 先烈朱執信先生紀念日
- 十月十一日 總理倫敦蒙難紀念日
- 十月卅一日 先烈黃克強先生紀念日
- 十二月五日 肇和兵艦學義紀念日
- 以上各紀念日には各地高級黨部より黨員を召集し紀念大會を開催する。各機關團體學校は代表を派し参加せしめよ。休業せず。
- 革命紀念日史略及宣傳要點
- (十九年七月十日第三次中央執行委員會第一〇〇次常務會議通過)
- (二十三年十一月十五日第四次中央執行委員會第一四七次常務會議修正)
- 第一類 國定紀念日
 - 一月一日 中華民國成立紀念日
 - 史略 民國紀元前一年(即ち西曆一

- 九一年)十月十日第一次武昌起義に依り清室は敗亡した。各省代表は先づ武昌に集會し臨時政府組織大綱二十一條を議決し當年の十二月一日之を公布した。次いで臨時政府を南京に設くる事を決定し十二月二十九日全部南京に集り臨時大總統正式選舉會を開催した。出席代表は凡そ十七省代表にして本黨總理を選挙し臨時大總統となした。西曆一九一二年元旦就職し國號を中華民國と決定し元を改め中華民國元年とした。
- 宣傳要點
 - 一、辛亥革命及辛亥前後の各地革命運動の經過及其の因果
 - 二、總理が臨時大總統に就職したる宣言中の重要意義
 - 三、中華民族復興の意義
 - 四、封建專制と民主政治の比較
- 十月十日 國慶紀念日
- 史略 民國紀元前一年(西曆一九一一年)十月十日吾黨同志熊秉坤、蔡濟民等は總理の命を奉じ武漢に於て第一次起義をなし滿清の討伐をなした。各省同志は紛起響應し二月を以てして十餘省を克服し滿清專制を推翻し中華民國を創立した。
- 宣傳要點
 - 一、國慶日の意義
 - 二、總理遺著中の双十節紀念を講述解釋する
 - 三、民國元年前一年武昌第一次起義の情形と今後努力すべき點に就き講述する
- 五月五日 革命政府紀念日
- 史略 民國十年(西曆一九二一年)直系軍閥は帝國主義及南方反動分子と勾結し本黨總理領導する所の革命勢力を撲滅せんことを欲し、同時に中國の國際共同管理の聲が甚だ高くなり民國の基礎が動搖した。茲に於て國會非常會議は總理を選挙し大總統となし五月五日就職し一切の反革命勢力を奮闘し國民政府の宏基を創立し

以て今日に至つた。

宣傳要點

一、民國十年時代の軍閥と帝國主義の亂暴なる狀況を講述する

二、總理が總統に就職したる原因及其の護法の精神を説明する

三、總理が國の爲め民の爲めに發揮したる大無畏の精神と吾人の努力す可き點に就き説明する

七月九日 國民革命軍誓師紀念日

史略 民國十五年(西曆一九二六年)

七月九日日本黨國民革命軍は廣東に於て北伐誓師をなし先づ湖南に入り十月武漢を克復し末に長江上流を平定し十六年春長江下流各省を克復し次いで力を共產黨剷除に致し黨基を強固にし十七年春又引續き大學して北進し六月の間に北平を克復し全國を統一した。

宣傳要點

一、國民革命軍成立の歴史及其の使命を講述する

二、本黨當時の北伐經過及其の重要意義を講述する

三、本黨が歴次發表したる出師北伐宣言の重要意義を説明する

十一月十二日 總理誕辰紀念日

史略 民國紀元前四十六年(即ち清の同治五年、西曆一八六六年)十一月十二日日本黨總理は廣東省香山縣翠享郷に誕生した。父の諱は道川、母は楊氏に云つた。時恰も鴉片戰爭後二十六年、太平天國滅亡後僅かに三年に相當した。

宣傳要點

一、總理が平素革命に努力した事績に就き講述する

二、總理の學說を講演する

三、三民主義を講演する

三月十二日 總理逝世紀念日

史略 民國十三年冬奉直戰起り總理は廣東より兵を移し北伐に従事する事となつたが幾何もなく曹吳共に倒れ、北方同志は總理の北上國是の解決を請ふた。總理は即ち十一月十日對時局宣言を發表し十三日廣東より北方將領に國是を商議する爲北上し肝疾を冒して入平し國民の利益の爲に奮闘し病の爲起つを得ず、遂に十四年(西曆一九二五年)三月十二日午前九時三十分逝去した。享年六十

宣傳要點

一、總理の遺囑及自傳を講述し解釋する

二、中央執行委員會の總理遺囑接受經過事實及第一次中央執行委員會第三次全體會議發出の宣言訓令に就き講述する

三、總理逝世後の本黨工作の概要と今後努力す可き點に就き講述する

三月廿九日 革命先烈紀念日

史略 總理は革命を領導する事凡そ數十年にして其の間革命先烈にして時を聞き興起し身を以て難に殉じたる者は踵を接するの狀況にあつた。

宣傳要點

一、各革命先烈が國の爲犠牲となりたる事略に就き講述する

二、各革命先烈平生の言行に就き講述する

三、各革命先烈の特殊精神を究明し稱揚する

五月九日 國恥紀念日

史略 民國三年冬逆賊袁世凱が帝制實施計畫中日本は兵を派し我が青島を占領し進みて濟南に迫り並に翌年(民國四年、西曆一九一五年)一月十八日北京政府に二十一ヶ條の要求をなした。其の中南滿、東蒙、山東、福建侵略權力に關するもの甚だ多く、同年五月七日最後の通牒を提出し以て

宣傳要點

賣國殘民の北京政府を威脅した時に逆賊袁世凱は帝政に執心し居たる爲屈服し遂に九日署名した。但し我が全國民衆は永久に否認する事を誓つた。之より以後日本及各帝國主義の我國侵略は最も急ぎなつた。民國十四年五月卅日の上海慘案、同年六月二十三日の沙基慘案及民國十七年五月三日の濟南慘案は皆我が全國同胞の奇恥深仇にして凡そ之皆不平等條約締結嚴勵の階となりたるものである。民國紀元前六十五年(西曆一八四二年)八月二十九日鴉片戰爭失敗し訂立したる南京條約に依り香港を割讓し廣州等の五口通商を開始し二千百萬兩の賠償金を支拂ひたるは實は帝國主義者が我が中華民族を強迫し不平等條約を訂立したる第一次のものである。民國元年前十一年(西曆一九〇一年)九月九日訂立したる辛丑條約に依り五百四十兆兩の賠償金を支拂ひ取決めをなし、北平東交民

決を請ふた。總理は即ち十一月十日對時局宣言を發表し十三日廣東より北方將領に國是を商議する爲北上し肝疾を冒して入平し國民の利益の爲に奮闘し病の爲起つを得ず、遂に十四年(西曆一九二五年)三月十二日午前九時三十分逝去した。享年六十

宣傳要點

一、總理の遺囑及自傳を講述し解釋する

二、中央執行委員會の總理遺囑接受經過事實及第一次中央執行委員會第三次全體會議發出の宣言訓令に就き講述する

三、總理逝世後の本黨工作の概要と今後努力す可き點に就き講述する

三月廿九日 革命先烈紀念日

史略 總理は革命を領導する事凡そ數十年にして其の間革命先烈にして時を聞き興起し身を以て難に殉じたる者は踵を接するの狀況にあつた。

宣傳要點

一、各革命先烈が國の爲犠牲となりたる事略に就き講述する

二、各革命先烈平生の言行に就き講述する

三、各革命先烈の特殊精神を究明し稱揚する

五月九日 國恥紀念日

史略 民國三年冬逆賊袁世凱が帝制實施計畫中日本は兵を派し我が青島を占領し進みて濟南に迫り並に翌年(民國四年、西曆一九一五年)一月十八日北京政府に二十一ヶ條の要求をなした。其の中南滿、東蒙、山東、福建侵略權力に關するもの甚だ多く、同年五月七日最後の通牒を提出し以て

宣傳要點

賣國殘民の北京政府を威脅した時に逆賊袁世凱は帝政に執心し居たる爲屈服し遂に九日署名した。但し我が全國民衆は永久に否認する事を誓つた。之より以後日本及各帝國主義の我國侵略は最も急ぎなつた。民國十四年五月卅日の上海慘案、同年六月二十三日の沙基慘案及民國十七年五月三日の濟南慘案は皆我が全國同胞の奇恥深仇にして凡そ之皆不平等條約締結嚴勵の階となりたるものである。民國紀元前六十五年(西曆一八四二年)八月二十九日鴉片戰爭失敗し訂立したる南京條約に依り香港を割讓し廣州等の五口通商を開始し二千百萬兩の賠償金を支拂ひたるは實は帝國主義者が我が中華民族を強迫し不平等條約を訂立したる第一次のものである。民國元年前十一年(西曆一九〇一年)九月九日訂立したる辛丑條約に依り五百四十兆兩の賠償金を支拂ひ取決めをなし、北平東交民

者七十二名は黃花崗に葬られ黃花崗

例へば民國紀元前十八年(西曆一八九五年)第一次廣州起義失敗の際難に殉じたる陸皓東等、民國紀元前十二年(西曆一九〇〇年)第二次起義失敗の際難に殉じたる史堅如等の如きである。總理は其の節に死する事の烈浩氣英風は後死者の模範とするに足るに云つて居る。同盟會成立し革命思潮は更に全國に瀰漫し義士を慕ひ身を殺して仁を成さんとするの士は多數に上つた。例へば吳樾が五大臣を刺し北平停車場に於て難に殉じたる、徐錫麟が安慶に於て難に死したる、秋瑾が浙江に於て義に死したる如きは皆之に屬するものである。民國紀元前二年廣東に於ける本黨第九次義舉失敗後黃興、趙聲等は又各省革命黨の精銳を集合し、廣州に於て民國元年前一年三月二十九日再び兵を擧げ督軍公署の燬打ちをなしたが事破れ戦死し、害せられたる者七十二名は黃花崗に葬られ黃花崗

報

一四五

報

一四五

報

一四五

報

一四五

報

一四五

報

一四五

報

一四五

報

一四五

報

一四五

報

一四五

報

一四五

巷を公使館區域さなし、大沽一帯の砲臺建築を禁止し並に平津駐兵を強行したるは之不平等條約の最も勵しきものにして皆我が全民族が臥薪嘗膽して永久に忘れざる事を誓ふ國恥である。

宣傳要點

- 一、「五、九」「八、二九」「九、七」國恥及び「五、三」「五、卅」「六、二三」慘案の始末に就き講述する
- 二、各種不平等條約訂立の經過及び不平等條約廢除の意義に就き講述する
- 三、帝國主義者の對華野心に就き講述する
- 四、本黨の對外政綱を解釋し並に其意義を究明する

十二月廿五日 雲南起義紀念日

史略 民國四年十二月十一日袁世凱は帝政實施命令を下した。雲南同志は唐繼堯を督促し反對を示し即ち二十三日電を袁に致し一定時間内に於ける回答を求めた。袁氏は回答を發しなかつた。雲南は即ち二十五日獨立を宣布し並に護國軍を組織し四川、貴州、廣西等の省に向つて出發した。未だ幾何もなくして各省同志は相次いで響應した。袁氏は帝政の成り難きを知り遂に五年三月二十二日取消命令を發した。

ける回答を求めた。袁氏は回答を發しなかつた。雲南は即ち二十五日獨立を宣布し並に護國軍を組織し四川、貴州、廣西等の省に向つて出發した。未だ幾何もなくして各省同志は相次いで響應した。袁氏は帝政の成り難きを知り遂に五年三月二十二日取消命令を發した。

宣傳要點

- 一、雲南起義情形を述べ
- 二、封建專制と民主政治の比較を述べ

第二類 本黨紀念日

三月十八日 北平民衆革命紀念日

史略 民國十五年(西曆一九二六年)三月十二日日本軍艦は大砲を以て大沽口を砲撃し十六日英米拂日伊和四白八ヶ國公使は辛丑條約に藉口し最後の通牒を提出し我國を脅迫した。北平群衆は異常に憤慨し軍閥政府の喪權辱國を深く憂へ、群起して對策を謀り十八日天安門に於て國民大會

を開催し並に執政府に赴き請願し竟に射撃せられ即死者五十餘人重傷不治者七八十人輕傷者無數を出した。

宣傳要點

- 一、日本帝國主義が軍閥と勾結し中國を破壊したる情形を辛丑條約の吾人に與ふる恥辱
- 二、「三、一八」慘案の經過情形
- 三、民國元年以後に後ける軍閥の賣國殘民の罪惡

四月十二日 清黨紀念日

史略 民國十三年中國共產黨は自ら個人資格を以て本黨に加入し本黨の主義政綱を遵守し、共同して力を國民革命に致さん事を願ひながら料らずも遂に寄行政策に依り、陰に社會の反動誘惑、民衆屠殺、本黨危害、三民主義破壞を謀り來つたのである。茲に於て本黨は即ち十六年四月十二日各地に於て同時に其の清除をなし數月ならずして共禍は即ち止むに至つたのである。

宣傳要點

- 一、本黨の十三年以後に於ける容共の意義
- 二、共產黨の罪惡
- 三、本黨劇共清黨の經過情形
- 四、三民主義闡明、共產主義打倒の意義

五月十八日 先烈陳英士先生殉國紀念日

史略 英士先生は名を其美と云ひ浙江吳興人にして民國紀元前三十六年(清の光緒二年、西曆一八七六年)誕生し日本に遊學し當時同盟會に加入し總理の革命に従つた。辛亥起義には先生は上海を光復し其の後總理を翼賛し中華革命黨を組織した。袁氏が皇帝と稱したる當時先生は上海に於て獨立運動をなしたる故袁氏の恨む事甚だしく之が刺殺を謀つた。民國五年(西曆一九一四年)五月十八日遂に上海に於て害された。年四十。

宣傳要點

- 一、英士先生の革命歴史
- 二、英士先生の上海に於ける殉國の原因及其の情形
- 三、英士先生の革命精神の闡明稱揚

六月十六日 總理廣州蒙難紀念日

史略 民國十一年總理が廣西より師を移し北伐中陳炯明は吳佩孚等と勾結し後方を擾亂した。故に四月自ら廣州に歸りたる所陳は惠州に逃亡し其の部屬を唆し六月十六日兵を擧げ總統府を包圍攻撃した。總理は遂に軍艦永豐に坐乗し海軍を率ひ停戦の儘逆賊陳と廣州河面に於て相持する事月餘其の間江西に攻入れる軍隊を廣東に召還し、叛亂平定に當らしめたるも結局不和に終り總理は八月九日廣東を出發上海に赴いた。

宣傳史略

- 一、逆賊陳炯明謀叛に關する一切の經過情形を講述する
- 二、總理蒙難時一切の情形を講述

する

- 三、總理の大無畏の革命精神が吾人の宜しく誇る可きものなる事を説明する

八月二十日 先烈廖仲愷先生殉國紀念日

史略 廖仲愷先生は廣東惠陽人にして米國に生れ年十七歳にして歸國後日本に遊び同盟會に入り革命を謀つた。民國元年には廣東の財政を司り民國二年には渡日して總理を助けて中華革命黨を組織し、民國七年には上海に於て著述に依りて宣傳し、民國十年には再び廣東に歸り、民國十二年には又總理を贊助して本黨を改組し民國十四年には逆賊陳揚劉等の討伐計畫をなした。國民政府成立後又財政の長となり併せて黨務に努力したが反革命者の忌諱に遭ひ、民國十四年八月二十日廣東中央黨部門前に於て刺され國に殉じた。時に年四十九。

宣傳要點

一、仲愷先生の革命事略
 二、仲愷先生殉國の前因後果及其の精神
 三、仲愷先生の人格及其の黨の爲め國の爲め盡したる革命精神の説明

九月九日

總理第一次起義紀念日
 史略 總理は民國紀元前十七年清の光緒二十一年（西曆一八九五年）秋廣州に於て義兵を擧げたが敗戦し陸皓東、與丘四、朱貴全は之に戦死し、總理は鄭士良と日本に走つた。之總理の第一次起義である。
 宣傳要點

一、本黨革命の起源を講述する
 二、總理の第一次起義失敗後に於ける中國の政治環境及當時の革命勢力に就き説明する
 三、陸皓東烈士の事略を講述する

九月廿一日

朱執信先生殉國紀念日
 史略 執信先生は番禺人にして學を好む文を能くし弱冠にして日本に遊

學し同盟會に加入した。辛亥三月二十九日廣州義舉に際しては自ら其の役に參與し力戦し負傷した。廣州光復當時に於ける先生の功は最も多かつた。民國二年以後は總理を翼賛し中華革命黨を組織し討袁護法に最も盡瘁した。民國九年には總理の命を奉じ廣東に入り廣東軍將領と聯絡し莫榮新討伐に就き會商し虎門砲臺占領後に於て廣西逆賊に害さるゝ所となつた。時は九月二十一日にして年は三十六歳であつた。平素爲したる主義の宣傳文字は後進の模範とするに足るものである。

宣傳要點

一、執信先生の革命事略
 二、執信先生の殉國情形
 三、執信先生の人格及其の革命精神

十月十一日

總理倫敦蒙難紀念日
 史略 民國紀元前十七年（清の光緒二十一年）總理は廣州義舉失敗後日本に赴き翌年（民國元年前十六年、清

の光緒二十二年）歐米を周遊し十月一日倫敦に到着十一日清の駐英公使龔照等に誘導公使館に監禁され並に極秘裡に本國に送還されんことを。然るに事外部に漏洩したる爲英國人大譯其師康德利等極力救援に盡力し二十三日始めて險を脱するを得た。受難期間は九、十の兩日であつた。

宣傳要點
 一、總理の第一次失敗後に於ける中國の環境及當時の革命的勢力に就いて説明する
 二、總理の倫敦に於ける受難經過を講述する
 三、總理の倫敦受難記の要點を講述する

十月三十一日

先烈黃克強先生逝世紀念日
 史略 先生は湖南善化縣人にして原名を軫、字を董午と云つた。後長沙起義失敗し清吏間に懸賞逮捕令が出された爲始めて名を與、字を克強と改

(NAGASAKI)

ソ聯に於ける映畫祭と上山草人の入露

ソ聯に於ては、ソウエート映畫十五週年を記念し、二月二十日より三月五日迄莫斯科に映畫祭を開催し、各國の代表的關係者を招待する事となり、本邦に於ては駐日インツォリスト代表ベツクマンが松竹興行株式會社に交渉したが一應拒絶され、更に雪洲事早川金太郎にも交渉したが之を又拒絶した。ところが横濱市鶴見區豊岡二八五番地居住松竹キネマ専屬俳優上山草人事三田貞は、右映畫祭を機に入露し、ソウエートの各種映畫施設を視察するに共に出來得れば自己を中心とする映畫を撮影し、不振に陥つた自己の地位の更正に資しようとする目論見、一月二十四日日蘇商會代表袋一平と共に通商代表部にインツォリスト代表ベツクマンを訪問

めた。先生は體貌魁偉、膽智及革命思想に富み日本留學中即ち華興會を組織し革命鼓吹機關となした。乙未の年總理が同盟會を東京に成立せしむるや革命力量を集中する爲遂に舊有組織を取消し同盟會に加入し爾後總理を贊助し革命に従事し功績顯著なるものがあり、廣州、惠州、欽廉、黃花崗、武州の諸役に於ける其の功は最も偉大であつた。民國建立後袁世凱の毀法叛國、本黨第二次革命洪憲帝制の剷除等遍く其の役に參畫し先生は身を黨國に許し艱苦を避けなかつた。遂に先生は公務繁多積勞の爲病を得民國五年十月三十一日逝世した。時に享年四十四。

宣傳要點

(原文脱漏)
 二月五日 肇和兵艦舉義紀念日
 史略 民國四年冬袁世凱は積極的に帝制の準備をなした。總理は即ち陳英士先生を派し上海に於て討袁計畫

を進行せしめた。十一月中に王曉峰王明山同志は逆賊袁爪牙鄭汝成を上海に於て殺した。逆賊袁世凱はこの噂を聞き甚だ恐怖し大増兵を行つた英士先生は遂に袁軍の佈置未だ定まらざるの際に乘じ、突如十二月五日揚虎を派し同志三十餘人を率ひ軍艦肇和を襲撃占領せしめ討袁の烽火を擧げしめた。岸上の同志も亦各自手分けして電報電話巡警工程等の重要機關を占領した。然るに料らずも袁軍が大兵を擁して來るに遭ひ衆寡敵せず肇和艦も亦逆賊の軍艦應瑞、通濟の攻撃を受け多數同志の死傷者を出し遂に失敗した。

宣傳要點

一、肇和戰役の意義と經過を述べる
 二、肇和戰役の民國擁護慷慨卓越せる精神を闡明し稱揚する
 三、雲南、貴州の起義、逆賊袁世凱の滅亡は實に肇和戰役の影響なる事に就き説明する

して参加の意を傳へ交渉の結果

一、松竹キネマ代表者として入露すること

二、滞露費用一千圓を通商代表部に納入すること(二月十二日交渉の結果五百圓に割引せられた)

を條件として交渉成立し、後援者たる國際日本協會書記長内藤民治、松竹キネマ常務城戸四郎等と相談の結果、松竹キネマ代表者たる承認を得且休暇三ヶ月(此間給料支給)を與へられたので二月十六日東京發朝鮮滿洲經由入露した。

入露に際してはソ聯側の希望に依り松竹キネマニュース映畫「日本」の外同社作喜劇物トキー一本を携行したが、國際日本協會の依頼に依り、北洋漁場に於ける日魯漁業會社魚製品工場の實寫映畫の撮影方(從來ソ側に於て許可せざりしもの)をソ側に交渉する趣である。

尙上山草人に對する招待狀、スター

リン及全露共產黨中央委員會のメツセージ其他次の如くである。

招待文

昭和十年二月十二日

第一二三二一號

東京 上山草人殿

拜啓

駐日ソウエート聯邦通商代表部は、茲に本書信を以てソウエート聯邦映畫生産十五週年記念會として二月二十日より三月五日迄莫斯科に於て全聯邦映畫祭開催仕候事を御通告申上候

映畫祭に於ては世界映畫會社及映畫技術者の代表者を招き、最近ソウエート映畫の傑作を觀覽に供する筈に御座候

右御報告申上候と共に駐日ソウエート聯邦通商代表部は今次の映畫祭への日本映畫藝術代表者として貴下を御迎へ致す事を希望仕候

茲に招待狀御送付仕候御出發の節は

日本映畫作品御持參被下度願上候

敬具

駐日ソウエート聯邦通商代表部

ベツクマン

二 スターリンの挨拶

(一九三五、一、二二 赤旗)

ソウエート映畫局シウミヤツ

キーへ!

光輝あるソウエート映畫十五週年記念に際し、ソウエート映畫労働者に挨拶最善の希望を送る。

ソウエート政權の下に於ては、映畫は計り知れざる巨大なる力である、映畫は大衆に對する獨特の精神的活動に依つて社會主義的精神に基き労働階級並に其の黨を教養し、大衆を社會主義闘争に組織し其の文化及政治能力を高揚するものである。

ソウエート政權は諸君に對し映畫チヤバエフの如くソウエート聯邦の勞農政權獲得闘争に於ける偉大なる歴史的事實を表現し、又社會主義建設の成

功其の困難を想起し新たななる使命へ大衆を動員するに足る新たなフィルム新たななる成功を期待する。ソウエート政權は諸君に對し藝術の最も重要な(レーニン)最も大衆的な新部門即ち映畫に於ける諸君の勇敢な技術的遂行を期待する。

イ・スターリン

三 全露共產黨中央委員會の挨拶

(一九三五、一、二二 赤旗)

十五週年記念祭に際しソウエート映畫労働者へ!

最も大衆的な藝術ソウエート映畫の映畫祭は全ソウエート文化の祭目であり、其の成功の最も明瞭な一つの證左である。

我が最善の映畫従事者——監督、脚色家、撮影者、装置者、作曲家、技術家、又製作管理者——の活動に依つて映畫藝術最大の勝利を確保すべき偉大な映畫が創作された。全露共產黨中

央委員會は、映畫労働者に對し、過去の成功に安んぜず、社會主義的精神に於て大衆を教養し大衆に親まれ且つ理解し易き高級藝術映畫の製作、ソウエート映畫技術の將來の發展、改善、映畫劇場及工場の最善の構成並ソウエート聯邦の全都市及農村への映畫の廣泛なる進出の爲めに闘争されんことを希望する。

全露共產黨中央委員會

四 ソウエート映畫の十五週年

(一九三五、一、三一 イズヴェスチヤ)

ソウエート映畫の十五週年は、吾文化開發史上に一大エポックを劃する事實である。

黨の指導の下に吾労働階級に齎されたる社會的變革は只之を經濟上に於てのみ見てはならない、之は物質的文明の外に精神的文明方面をも包み總ての「社會生活」總ての「社會的意義」を包括するものである。

同志レーニンが如何に映畫を重要視

したかは著明の事實で、彼は映畫が大衆に與へる影響、數千萬人に直接眼よりして事物を教へ込む事が出来るのは映畫の持つ最大威力なりとして大いに其の普遍性を稱揚して居るのである。

従つて映畫を文化の中に入れる事其の活動分野を擴張する事は、文化革命を促進させる上に、又大衆の文化的水準を高め教養を増す上に於て最も必要なる事であると共に、映畫は只單に教育上に於て必要なるのみならず民衆の藝術的娛樂機關として大なる役目を演じつゝあるものである。

映畫の持つ分野たるや誠に偉大なるものにて、技術的科學的フィルムより美術的フィルムに至るまで、廻轉耕耘機械のフィルムより市民戰の英雄的場面のフィルムまで、更に細菌學のフィルムより社會主義新建設の大場面のフィルムに至るまで、あらゆる物を包含して居るのである。映畫の持つ分野たるや實に斯の如く廣大なるものである

されば、同志レーニンは、一九〇二年に於て『映畫委員會をして各種の生産的フィルム即ち農業に關する、工業に關する反宗教的科學的フィルムを製作すべき』指令を出して居るのである。然し、之は尙問題の一面のみを見た見解でレーニンは専ら映畫の普遍性を認めて熱心に之を宣傳したのである。同志スターリンに至りては、更に深く映畫の持つ使命を認めて第十三回黨大會に於て『映畫は大衆的宣傳を行ふに最大最良の機關であり、問題は之を吾手に握るに在る』と高調し、第十五回黨大會に於ては、映畫事業の發達擴張を又大いに力説して居るのである。最近同志の發案の下に一九三五年の七月一日迄に全ソ聯邦の農村中心地に五百のトーキー映畫館を開設すべき決議が行はれるに至つた。

斯くして今や映畫は全ソ聯邦の津々浦々に迄普遍せんまするに至つた。殊に映畫は聯邦政府所在地より遠方に位置する各民族共和國に於て益々其の本來の意義を發揮するもので、中央より遠ざかり居る之等の地方に於ける革命運動及多數民族の結合を行はしめ、大衆を社會主義的に啓蒙し教養するが爲めには映畫は無くしてはならぬ必須物である。

近時ソ聯の映畫藝術は大いに進歩したのであるが、夫れと共に又其の技術上に於ける長足の進歩を見落してはならない。殊に同志ア・エフ・シヨリンの行ひたるトーキー機械發明の如きは其の内にも特筆に價值するものである。ソウエート映畫の十五週年記念日は取もなほさず、ソウエート文化の祭日である、ソウエート映畫の藝術的達成は今や世界に著しい處で映畫チャバリエフの如きは傑出せるソウエート映畫の内でも更に傑出せるもので、世界を動かしたる此の輝き英雄的映畫の教育的價値を今此處に數へ盡す事は不可能である。これこそソウエート・イデオロギイの結晶であり、偉大なる藝術的達成の成果である。

其の他の映畫「戦艦ボチヨームキン」「母」「會ひたるもの」等皆何れも國内外に於て大なる聲價を博し、社會主義的藝術創造の生きたる見本となつて居る。

幾多の著名なる映畫製作者は今や社會主義建設者の内に於て最も重要な位置を占め尊敬を得つゝある。

時として彼等の英雄的行動は全國民の感謝の的となる。即ちチユルスギン派遣隊に参加せる映畫製作者の如きは幾多の冒險を冒し困苦に堪へて遂に其の目的を達して偉大なる映畫を我等に提供し、吾等は居乍らにして吾ソウエート聯邦の勇士の活動を見、その剛健なる意志、階級的勝利、團結の力、自らの克服に、接する事が出来るのである。

然し吾等は之に安んじてはならない。只現時の達成を以つて有頂天になつて

はならない。

吾等は文化闘争上に於て只最初の勝利を得たのみである。要求は誠に多い無限にある。吾國の領域は廣大である田舎方面に於てはトーキーは僅に最近に至つて進出し始めたのみである。今や正に決定的轉換を行ふべき時に當つて居る。

教育的、技術的、科學的フィルムは發展の途に上つたばかりである。映畫館の数は尙少ない。移動映畫館に至つては未だ一個も存在しない有様である。映畫藝術の進歩に比すれば其の技術上の進歩は尙遅れて居る。此の方面に於て吾等は尙一層の躍進を要する。映畫の製作、技術上の基礎が未だ尙ほ數的にも亦質的にも薄弱である。此の方面に於て決定的躍進をなす要がある。

更に映畫の藝術的主題の向上發展といふ事が現下のソウエート映畫の重大問題となつて居る。

同志スターリンは此の方面に於ても忘れる事なく其の指導精神を示して居る。一九三二年四月二十三日の中央委員會の決議は此點に於て重要な役割を演じつゝあるものである。

同志スターリンの唱ふる「社會主義的レアリズム」に言ふ標語はソウエート聯邦の各種部門の指導精神として最も重要なもので、吾映畫界も同じく此の標語をもつて其の指導精神とせねばならぬ。

現在に至る迄に達成し得たる成果を基礎として、之を更に何倍かに發展せしめる様々努力せねばならぬ。

進歩の遅れたる労働者の爲めに、知識の程度のより低い労働者等の爲めに、又前衛分子に、更に高度の再教育を實施するがために、映畫を利用する事は最も迅速なる方法であり又有效なる方法である。

更に青年、ピオネール及學齡前の幼兒等の爲めにもさし／＼有力なる映畫

を製作する様努力せねばならぬ。

吾黨及びプロレタリア勝利の榮譽ある指導者吾等の首領、同志スターリンの指導の下に吾等は全線に亘りて勇敢に又確實に勝利を目指して前進せねばならぬ。

五 在露邦人主義者のメッセージ

一九三四、一一、一二月號合本
ロシア革命映畫労働者組合機關紙ソウエートメッセージ紙上に、在露邦人主義者土方與志、佐野破連名女の如きメッセージを掲げて居る。

日本の革命的藝術家よりソウエート映畫十五周年祭に際し我々は日本の革命的藝術家の名に於て、諸君ソウエート映畫労働者に對し熱烈なる祝意を親愛なる挨拶を送る。

ソウエート映畫の巨大なる成功は革命的藝術労働者の炬火であるのみならず、更に世界プロレタリアートの祖國に於ける光輝ある勝利の社會主義建設

の活々を輝ける眞實を日本の全勤勞大衆に對し提示するものである。

日本の勞働者及革命的インテリゲンチヤが如何に熱烈に如何に熱狂して各ソウエート映畫を歓迎するかは諸君の想像以上である。日本の軍國主義者が其の嚴重な中世紀的檢閲法を以て、ソウエート映畫の幾多の傑作を禁止し或は返送し(港から直ちに)(例へば「戦艦ボチヨムキン」「十月革命」「母」「聖ペテルブルグの終焉」等々)日本のブルジョアジーが凡ゆる手段を以てソウエート映畫の思想的内容を變更(例へば「ジギスカンの後裔」其他)するに拘らず公開される總ての映畫(例へば「人生案内」「トルクシブ」「呼應計畫」「狙撃兵」)は日本の勤勞大衆の暴風雨の如き拍手を以て迎へられて居る。

毎月一の論文を掲載し優秀な映畫監督は一齊に世界に於て最も優秀な進歩的映畫はソウエート映畫である事を認め居る。ソウエート映畫の技術は屢々之等監督自身の仕事に取入れられる。茲に一例を挙げれば「人生案内」「母」「ジギスカンの後裔」等の映畫は改作して、プロレタリア演劇同盟(國際革命演劇同盟支部)に加盟する日本の革命的劇場に上演された。

冷酷な檢閲、革命的映畫上演の際には軍國的ファツシヨ的暴徒の力をかりた警察官の横暴なる襲撃並に凡ゆる映畫機構の没収及革命的映畫労働者の大衆的檢舉は、最近の日本に於ては益々激化して居る。幾多の同志は既に牢獄に在り乍ら更に白色テロに對し闘争を續けて居る。

總て斯る彈壓に面してさへ、革命的映畫の労働者並に觀客は日本の凡ゆる劇場を軍國的ファツシヨ映畫を以て埋め様とする日本軍國主義者の詭計に對する闘争を續けて居る。

然し乍ら日本の總ての劇場に於ける軍事宣傳映畫の汎濫は日本の國民の要求し希望する處では斷じて無いのである。明日は我等のものである。我々はソウエート聯邦擁護の爲めに、日本帝國主義の倒壊、帝國主義戰爭反對の爲めに全力を以て闘ふものである。

我々日本の革命的藝術家は、益々新

たなる勝利へ進みつゝあるソウエート映畫の産みの親たるソウエート社會主義共和國聯邦の勞働階級の手本を繼承する時、成功の確保される事を知るものである。

土方 興志
佐野 碩

ソ聯中央執行委員會所屬機關員の氏名

一九三五年二月十日附ズウエズダ紙は二月七日莫斯科クレムリン宮殿に於て開かれたるソ聯中央執行委員會第一回總會に於て決定せられたる幹部會員、中央執行委員會議長、同書記、人民委員會委員、憲法委員會委員、豫算委員會議長の各氏名を左の如く發表してゐる。

- 一 ソウエート聯邦中央執行委員會幹部會委員
- 一 アイターコフ

雑報

- 二 アタババーエフ
- 三 アフーンババエツ
- 四 ベリヤ
- 五 ウオロシローフ
- 六 ゴロデツト
- 七 エヌキーゼ
- 八 ジダノフ
- 九 イサエフ
- 一〇 カガノーウイツチ
- 一一 カリーニン
- 一二 カシオル
- 一三 リユアチエンコ
- 一四 ムサベコフ
- 一五 ペツトロフスキー
- 一六 パストイシエフ
- 一七 ラヒムバーエフ
- 一八 ラフマノフ
- 一九 スターリン
- 二〇 ウンシリフト
- 二一 ヒラトフ
- 二二 ホジャエフ
- 二三 チエルウヤコフ
- 二四 チユバリー
- 二五 シヤボシニコワ
- 二六 シウエルニツク
- 二七 シヨテモル
- 一 アクローフ
- 二 ルズターク
- 三 チユツカーエフ
- 四 シエレヘス
- 五 ワシレンコ
- 六 ワインベルグ
- 七 グロヤン
- 八 イクラームフ
- 九 キセレフ
- 一〇 ザトンスキー
- 一一 ニコラエフ
- 一二 フルーシチエフ
- 一三 マハラージェ
- 一四 シヤドウンツ
- 一五 ハツケエウイツチ
- 一六 ダルガート
- 一七 アフエンヂエフ

一五五

- 一八 スミドローイツチ
 - 一九 アブラーモフ
 - 二〇 ブラシエフ
 - 二一 ブルガニン
 - 二二 ウラズベコフ
 - 二三 ウオイツエホフスキー
 - 二四 エルバーノフ
- ニ ソウエート聯邦中央執行委員會議長

- カリニン
 - ベツトロフスキー
 - チエルウヤコフ
 - ムサベコフ
 - ホジャエフ
 - アイターコフ
 - ラヒンバーエフ
- 三 ソウエート聯邦中央執行委員會議書記

- エヌキーゼ
- 四 ソウエート聯邦人民委員會議議員
- モロトフ

- 議長代理
- チユバリー
- ルズターク
- メジュラウーク
- メジュラウーク
- メジュラウーク
- リトウイーノフ
- ウオロシローフ
- ヤーゴタ
- ローゼンゴリン
- オルジョニキーゼ
- ローボフ
- リュビモフ
- ミコヤン

- 重工業人民委員
- 林業人民委員
- 輕工業人民委員
- 食料品工業人民委員
- 國內産業人民委員
- 農業人民委員
- 糧穀畜産ソフホズ人民委員
- 交通人民委員
- 水運人民委員
- ウエイツエル
- チエルノフ
- カルマノーウイツチ
- アンドレーエフ
- パホーモフ

- 通信人民委員
- 財務人民委員
- 憲法人民委員
- 議長
- 委員
- ルイコフ
- ダリーニコ
- スターリン

- 一 アイターコフ
- 二 アクロフ
- 三 アブノフ
- 四 ブハリーリン
- 五 ウオロシローフ
- 六 ウイシンスキー
- 七 ゴロデツト
- 八 エヌキーゼ
- 九 エルバーノフ
- 一〇 ジダノフ
- 一一 イクラモフ
- 一二 カガノーウイツチ
- 一三 カリーニン
- 一四 クラシコフ
- 一五 クルイレンコ
- 一六 リトウイーノフ
- 一七 リユブチエンコ

關係

- 一八 メヒリス
 - 一九 ミコヤン
 - 二〇 モロトフ
 - 二一 ムサベコフ
 - 二二 ベツトロフスキー
 - 二三 ラデツク
 - 二四 ラヒムバーエフ
 - 二五 スタソフ
 - 二六 スリモフ
 - 二七 ウンシルフト
 - 二八 ホジャエフ
 - 二九 チエルウヤコフ
 - 三〇 チユバリー
- 六 ソウエート聯邦中央執行委員會議議員
- 一九三五年二月七日
- ソウエート聯邦中央執行委員會議議長
- 同 書記
- ア、エヌキーゼ
- エチオピア國と日本との

一九三四、二、一六
ベルリナー・ターゲブラット

エチオピアに於ける日本人の政治的經濟的生活は漸次發展しつゝ、ある。而も段々強固になりつゝ、ある日本人の勢力は最近二年間に於けるエチオピアと歐羅巴人の間に積つてゐる紛争資料と共に、現在の非常に緊張した状態を現出するに重要な成分をなしてゐる。

日本は二、三年前既にアデン港から日本製の安い陶磁器紡績工業品等をアビシニヤ方面へ輸出しはじめた。

そしてアデス・アベバに於ける従來のヨーロッパ輸入商人は新たに擴大しつゝ、ある日本貿易品の競争のために非常な損害を蒙りつゝ、ある。

日本から要求された關稅上の優越權はエチオピア政府に依りて補償の方法で將來アビシニヤから日本へ輸出される貿易品に對しては日本からアビシニ

ヤへ輸出する貿易品にて支拂ひすることに決められた。

コーヒー、鞣皮等の商品の日本への輸出量が要求額に達してゐないので、今まで野性であつた棉花を組織的に栽培すると言ふ日本の企業は此の要求額不足を補ふ意味から大きな利害關係を有するに至つた。

丁度、二年前に、エチオピアの外相 Blatin-geee Herouy は日本の首府東京を訪問した。此の際東京にて次の如き有力な協定が東京政府との間に結ばれた。

『日本よりの移民者に對しては農業經營(エチオピアに於ける)のために約百五十萬エーカーの豊饒な農耕地を委託する』

又噂に依れば表面上は阿片栽培のために高額の投資が下相談されたとのことである。

『日本ミアビシニヤ』との協約の一部の發表の結果が列強の關心を呼び

起したことは當然のこゝである、日本
ミエチオピアの有力な妥協によりて
彼等の膨脹力が日本のために凌駕され
而も非常な危険状態を感じてゐる處の
列強は多くに此の事項を重要視するに
至つた。

先年、日本から第一の移民者として
アジス・アベバに現はれた。

また日本の經濟界に相當の役割を演
じてゐる處の有力な日本の政治家が微
行てアビシニヤを訪問した。その結果
次の様な報道がなされてゐる。

『アジス・アベバに於ける新らしき政治
的領域に横溢せる日本に對する感化力
を強めるこゝが出来た。そして來年に
は早速機械ミ武器の注文が東京に發せ
られる事になつてゐる。また日本の飛
行場がアジス・アベバ附近に建設され
る相である。かゝる關稅方面及び交通
運輸方面に於て從來のヨーロッパ列強
のもつてゐた勢力は日本人のために奪
はれつゝある。またエチオピア人のか

ねての希望であるヨーロッパ系の諸官
吏の支配からの解放實現についても、
日本勢力の進出は相當役立つものであ
る。

斯かる莫大な政治的利益ミ共に知識
階級の日本青年がエチオピア政府のた
めに貢獻するこゝになつてゐる。

斯かる際二、三のエチオピア官吏ミ
日本婦人及びエチオピア婦人ミ日本青
年に於ける融合的結婚は日本ミエチオ
ピアの友好關係をますます親密にす
るものであらう。』

滿洲國の總人口と

在滿外國人の人口

若き滿洲國も既に建國三年目を迎
へ、着々王道樂土の建設が展開されつ
ゝあり、漸次住民も定着の傾向にあ
る。即ち最近滿洲國當局の發表に依れ
ば、最近三年間に於ける滿洲國住民の
移動状態は次の如くである
一九三二年末 二九、九六八、〇〇〇人

一九三三年末	三一、二八四、〇〇〇
一九三四年末	三一、三三九、〇〇〇

即ち最近では三二年及び三三年の人
口の如く急激に増加を見ないが、漸次
定着性を示してゐる。日本人の人口は
一九三三年には十七萬八千六百三十
人、一九三四年には二十一萬三千五十
七人となつてゐる。反之歐羅巴人は
一九三二年十二月には十三萬七千人、
三三年十二月には九萬八千四百人、三
四年十二月には八萬二千六百七十三人
となり、日本人人口が約二萬五千の増
加を示してゐるに比し、歐洲人は漸次
減少の傾向を辿つてゐる。尙ほ滿洲國
(關東州を含む)國籍別外國人は次の如
くである。

日本	六二四、四〇〇人
白系露人	四二、五〇〇人
波羅	三、五〇〇人
獨逸	一、三〇〇人
英國	二、四〇〇人
米國	二、〇〇〇人
佛國	九、一〇〇人
其他國	九、一〇〇人
合計	七〇五、九五七

在京外交團名簿

(昭和十年一月十日現在)

【アフガニスタン】

官職	氏名	住所
特命全權公使	ハビブラ・カン・タルヂ	麻布區三河臺町二五
一等書記官	Habibullah Khan Tarzi	
	アフヂニル・ラウフ・カン	公使館
	Abdul Rauf Khan	

【獨逸】

特命全權大使	ヘルベルト・フォン・ディルクゼン	麴町區永田町一ノ一四
大使館參事官	Herbert von Dirksen	
	ウエー・ノーベル	大使館
	W. Noebel	
陸軍武官 陸軍大佐	オイゲン・オット	澁谷區金玉町一一
	Eugen Ott	
海軍武官 海軍中佐	ウエンネカー	澁谷區代々木山谷二〇二
	Wenneker	
公使館參事官	ハー・コルプ	大使館
	H. Kolb	
商務書記官	ウエー・ハース	麻布區北目夕窪三七

附 録

公使館書記官
秘書課長

W. Haas
メルホルス
Melchers
シュルツェ
Schulze

大使館
同

【北米合衆國】

特命全權大使
大使館參事官
海軍武官 海軍大佐
陸軍武官 陸軍少佐
商務官
一等書記官
二等書記官
陸軍武官補陸軍大尉

チヨゼフ・クラーク・グリユー
Joseph Clark Grew
エドウィン・エル・ネヴィル
Edwin L. Neville
フレッド・エフ・ロチャース
Fred F. Rogers
ウイリアム・シー・クレイン
William C. Crane
フランク・エス・ウイリアムス
Frank S. Williams
アール・ポール・テイツコヴァー
Erle R. Dickover
エドワード・エス・クロツカー
Edward S. Crocker
ツルーマン・エム・マーティン

赤坂區榎坂町一
麴町區上二番町二七
赤坂區榎坂町一
麻布區西町二二
麻布區新龍土町二二
赤坂區青山南町六ノ八九
麻布區材木町五五
麻布區新龍土町二二

海軍武官補海軍大尉
三等書記官
同
同
外交官補
名譽外交官補
特命全權公使
公使館書記官
臨時代理公使

Truman M. Martin
ヘンリー・エイチ・スミスハットン
Henri H. Smith-Hutton
ウイリアム・テイ・ターナー(不在)
William T. Turner
モーリス・エヌ・ヒューズ
Morris N. Hughes
ジョージ・ディー・アンドリュース(ジュニア)
George D. Andrews, Jr.
フランク・エイ・シュラー(ジュニア)(不在)
Frank A. Schuler, Jr.
チャールズ・エイ・クーパー
Charles A. Cooper
ジエー・グレイアム・パーソンズ(ジュニア)
J. Graham Parsons, Jr.
【アルゼンチン】
缺
アルトゥロ・アルヴァレス・モンテネグロ
Arturo Alvarez Montenegro

澁谷區代々木富ヶ谷一四六四
赤坂區新坂町六七 藤倉山六
大使館
麻布區市兵衛町二ノ二二
大使館
同
同
赤坂區新坂町六七

【白 耳 義】

特命全權大使
書記官
通譯官

ド・バツソンビエール
de Bassompierre
モーリス・イヅエインス・デーコート
Maurice Iweins d'Ecquoise
フェルディナン・ビュンケン
Ferdinand Buekens

麴町區下二番町三三
同
同

特命全權大使
外交官補

カルロス・マルティネス・ペレイラ・エソウザ
Carlos Martins Pereira e Souza
エヂテイオ・ダ・カマラ・ソウザ
Egídio da Camara Souza

赤坂區表町三ノ二
帝國ホテル

【加 奈 陀】

特命全權公使
一等書記官
同
二等書記官

ハーバート・マーラー
Herbert Marler
ヒュー・エル・キーンリーサイド
Hugh H. Keenleyside
ジエームス・エイラングレイ
James A. Langley
ケンネス・ジョー・カークウッド
Kenneth P. Kirkwood

赤坂區表町三ノ一六
四谷區東信濃町一〇
四谷南伊賀町九
赤坂區新坂町六七 藤倉山五

商 務 官 補
同
外 交 官 補

エイ・ケイス・ダウル(不在)
A. Keith Doull
セオドル・ジュー・モンテイ
Theodore J. Monty
エフ・マッキー・アローウィン
F. McKee Irwin

公 使 館
帝國ホテル
赤坂區榎坂町一

【智 利】

特命全權公使
參事官臨時代理公使
商 務 參 事 官

セルヒオ・モント
Sergio Montt
アルトゥロ・ローゼインネス
Arturo Rose-Innes

芝區白金臺町一ノ七
横濱本牧三輪下一ノ四七

【中 華 民 國】

特命全權公使
大使館參事官
一等秘書官
二等秘書官
同
同
三等秘書官

蔣 作 賓
丁 紹 級
李 信 臣
孫 澁 臣
楊 雪 倫
馬 天 則
文 宗 淑

麻布區飯倉町六ノ一四
同
同
同
同
同
同

Toivo Ihari Kala

【佛 蘭 西】

- | | | |
|-----------|---|-------------|
| 特命全權大使 | フェルナン・ピラ
Fernand Pira | 麻布區富士見町三三 |
| 大使館參事官 | シアン・バタイスト・ナルビエ
Jean-Baptiste Barbier | 麴町區平河町二ノ二 |
| 陸軍武官 陸軍中佐 | シャルル・エマニュエル・イースト
Charles Emmanuel Mast | 目黒區上目黒八ノ五〇三 |
| 海軍武官 海軍中佐 | オーブリー・ド・ラ・ノエ
Aubry de la Noé | 麴町區上二番町二七 |
| 商 務 官 | アルフレド・フィッシュャー
Alfred Fischbacher | 赤坂區榎坂町一 |
| 三等書記官 | モーリス・ペーレーニエ
Maurice Peyrègne | 澁谷區櫻ヶ岡七九 |
| 同 | シヤーム・レイエンス
James Baeyens | 麴町區平河町五ノ一七 |
| 一等通譯官 | ジョルジュ・ボンマルシヤン
Georges Bonmarchand | 赤坂區青山南町二二 |
| 記 録 官 | フランソワ・ゲゼネック
François Guzenec | 麻布區富士見町四二 |
| 海軍武官補海軍中尉 | テツスイエ・デュクロ | 大 使 館 |

- | | | |
|---------|-------------------------------|---|
| 二等通譯官 | Tessier du Cros | 同 |
| 電 信 官 | デー・シヨリー
D. Joly | 同 |
| 醫 務 官 | ロルタ・シヤコフ
Lortat-Jacob | 同 |
| 商 務 官 補 | シヤン・モット(不在)
Jean Motte | 同 |
| | ロゼール・ドゥワートー
Robert Doureau | 同 |

【英 吉 利】

- | | | |
|-----------|-------------------------------------|---------|
| 特命全權大使 | ロバート・クライツ
Robert Clive | 麴町區五番町一 |
| 參 事 官 | チャールズ・ドッド
Charles Dodd | 大 使 館 |
| 海軍武官 海軍大佐 | シエー・ジー・ユー・ヴィヴィアン
J. G. P. Vivian | 赤坂區臺町一五 |
| 陸軍武官 陸軍大佐 | イー・エイ・エイチ・ジエームス
E.A.H. James | 赤坂區檜町六 |
| 空軍武官航空兵中佐 | アール・ダンブリュー・チャペル
R. W. Chappell | 麴町區五番町二 |
| 商 務 參 事 官 | シー・ビー・サンナム | 大 使 館 |

参 事 官	G. B. Sansom	同
商 務 書 記 官	ダブリナー・ユール・カンニングガム W. B. Cunningham	同
二 等 書 記 官	エイチ・エイ・マクレ H. A. Macrae	同
同	エイチ・ノシユレー・クラーク H. Ashley Clarke	同
海軍武官補海軍中佐	イー・イー・シロー E. E. Crowe	同
二 等 書 記 官	シー・シー・ロス G. C. Ross	澁谷區原宿二ノ一七〇
三 等 書 記 官 代 理	オスカー・モーランド Oscar Morland	大 使 館
通 譯 官 見 習	ディー・エフ・マクダーモット D. F. MacDermot	同
同	ディー・ディー・チーク D. J. Cheke	同
記 録 官	フン・フン・トリンソン F. S. Tomlinson	同
二 等 記 録 官	シイー・エム・ネーバー J. M. Tabor	同
	ダブリナー・イー・ディー・マッセル	同

海軍武官室 係附	W. E. D. Massey	同
陸軍武官室 係附	ノール・ユール・ンガット R. B. Leggatt	麴町區麴町一ノ七
陸軍武官室 係附	エイチ・ディー・ラングストーン H. T. Langstone	麴町區九段四ノ一五
陸軍武官室 係附	シー・エイチ・ビー・ネル G. H. P. Bell	麴町區五番町五
陸軍武官室 係附	エム・ゴッス夫人 M. Goss	

【伊 太 利】

特命全權大使	シヤチント・アウリーチ Giacinto Auriti	帝國ホテル
大使館参事官	ルイーシ・マリアーニ Luigi Mariani	澁谷區金王町一一
海軍武官 海軍中佐	アルベルト・グー Alberto Ghe	帝國ホテル
陸軍参謀中佐	グリヘルモ・スカリーゼ Guglielmo Scalisè	麻布區廣尾町二
一 等 書 記 官	リヅイオ・ガルバッチョ(不在) Livio Garbaccio	芝區三田一ノ二八
一 等 通 譯 官	アルモ・ゲー・メルカイ	芝區白金三光町三二九

Almo G. McKay

【満洲國】

特命全權公使

丁士源

麻布區櫻田町五〇

參事官

于靜武

同

陸軍武官

曹乘森

同

商務參事官

楊海幹

同

商務秘書官

內海一松

同

同

六郷董也

同

同

中尾董

同

同

際佩

同

同

馬文

同

同

胡文

同

同

孫文

同

同

村上乙

同

同

櫻井

同

同

山下

同

同

山幸

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

同

薛大

同

特命全權公使

ミゲエル・アロンゾ・ロメロ

麴町區永田町二ノ二一

一等書記官

Miguel Alonzo-Romero

赤坂區新坂町六七

特命全權公使

カルロス・アー・バウンバツク

赤坂區水川町一七

書記官

Carlos A. Baumbach

芝區榮町一

書記官

ルードウィツグ・セザール・マルティン・オーベルト

芝區榮町一

書記官

Judvig Cesar Martin Aubert

芝區榮町一

書記官

クリスチアン・ブラール・ロイシ

芝區榮町一

書記官

Christian Prah! Reusch

芝區榮町一

書記官

シエー・シー・パプスト

芝區榮町一

書記官

J. C. Pabst

芝區榮町一

書記官

ダブリュー・シー・ファン・レヒテレン・リンブルグ

芝區榮町一

書記官

W. C. van Rechteren Limpurg

芝區榮町一

書記官

シエー・ビー・スネルレン

芝區榮町一

書記官

J. B. Snellen

芝區榮町一

書記官

アール・ダブリュー・ニシエー(不在)

芝區榮町一

書記官

R. W. Besier

芝區榮町一

書記官

ミユラー

芝區榮町一

書記官

Muller

芝區榮町一

書記官

シエー・ダブリュー・ボーデ

芝區榮町一

J.W. Bode

【秘 露】

缺

ホルヘ・バイレー・レンベック

Jorge Bailey Lembecke

アウレリオ・ミロケサダ

Aurelio Miro-Quesada

赤坂區新坂町一三
帝國ホテル

【波 斯】

特命全權公使

ミルザ・バゲール・カーン・アジミ

Mirza Bagher Khan Azimi

ミルザ・アマーダ・カーン・アルデシル

Mirza Ahmad Khan Ardeshir

麻布區材木町五五

赤坂區榎坂町一

一等書記官

【波 蘭】

特命全權公使

ミシエル・モシチツキー

Michel Moscicki

アダム・ブルズイビルスキー(未着任)

Adam Przybylski

アントニー・スロザルジツク

Antoni Słarsczyk

麻布區廣尾町三

公 使 館

赤坂區平河町一七

陸軍武官 陸軍少佐
陸軍武官 事務取扱
陸軍 大尉

二等書記官
書記 生

麻布區新龍土町二

麻布區宮村町四二

ヤーツェク・トラウインスキー
Jacek Trawiński
マリャ・レニスゼウスカ夫人
Maryja Remiszewska

【葡 萄 牙】

特命全權公使

トーマス・リベイロ・ヂ・メロ

Thomas Ribeiro de Mello

ワルテマル・ダ・フォンセカ・アラウジョ(不在)

Waldemar da Fonseca Araujo

麴町區三年町一

公 使 館

【羅 馬 尼】

代理公使

シヨルジエ・ジエー・ストイセスコ

Georges G. Stoicesco

ラド・フロンドール

Radu Flondor

麻布區材木町五五

麻布區新龍土町二

二等書記官

【暹 羅】

特命全權公使

プラ・ミトラカルム・ラクサ

Phra Mitrakarn Raksha

プラ・プラモン・ナンヤ

Phra Pramonda Panya

赤坂區臺町二

同

商務官

二等書記官
外交官 補

ルアン・ラタナブ
Luang Ratanachob
アルン・ヴィチトラナンダ
Arum Vichitrananda

同 同

特命全權公使

【瑞 典】
ジエーイー・ハルトマン
J. E. Hultman

麻布區材木町六三

書記官

ラタンツアルド・バツグ
Ratnwald Bagge

同

通 譯 官

ジョン・ウイデンフェルト
John Widenfelt

同

特命全權公使
一等書記官
臨時代理公使

【瑞 西】
缺
アルミン・ダエニカー
Armin Daeniker

同 麴町區平河町二ノ二

特命全權公使

【チエツコスロヴァキア】

麻布區霞町二二

一等書記官
臨時代理公使

フランチセツク・ハヴリセツク(不在)
Frantisek Havlicek
ミロス・クルブカ

麻布區籠笥町六七

代理公使

Miols Krupka

澁谷區神山町四七

二等書記官

【土 耳 古】

赤坂區榎坂町二

陸軍參謀少佐

ネビル・ネー
Nebil Bey
ハシンプ・オスマン・ネー
Hasip Osman Bey
ムスタファ・アール・スツ
Mustafa Rüstü

澁谷區代々木山谷三〇六

特命全權大使

【ソウエート聯邦】

麻布區狸穴町一

商務參事官

コンスタンチン・ユレネフ
Constantin Youreneff
ヴラジミール・コチエトフ
Vladimir Kotchetoff

澁谷區金王町二一

參 事 官

ニコラス・ライツイツド(不在)
Nicolas Rayvid

大 使 館

陸 軍 武 官

ジャン・リンク
Jean Rink

同

海 軍 武 官

アレクサンドル・コヴァレフ
Alexandre Kovaloff

同

一 等 書 記 官

ヴラジミール・シエレスニアコフ
Vladimil Sieresniakoff

同

同	Vladimir Jeleznikoff	
陸軍武官補	アルカヂイー・アスコフ	
	Arcadii Askoff	
二等書記官	ニコライ・ヴシネツエツキ	同
	Nicolai Vishnevetsky	
	シヤン・シナルン	同
	Jean Jourba	
同	シヤン・シロン(不在)	同
	Jean Beloff	
三等書記官	ボリス・ギンツエ	同
	Boris Guintze	
日本語書記官	ミハイル・アンドレエフ	同
	Mihail Andreeff	

【ウルグアイ】

缺

エドワード・ダニエル・テ・アルテアガ(不在)
Eduardo Daniel de Arteaga

(臨時代理公使不在中、公使館事務ハ智利國臨時代理公使ニ依リテ取扱ハル)

特命全權公使
書記代理公使
臨時代理公使

索引

- 一、州及市執行委員會 レーニンスカヤ街六五
- 二、外交代表部 デルザンスカヤ街
- 三、外事課 カソイ街
- 四、漁獲 五月一日街(ペールワオニエ・マヤ街)
- 五、日本帝國總領事館 キタイスカヤ街
- 六、日本居留民會及び領事館宿舎 スイフンスカヤ街
- 七、郵便局 プーシキンスカヤ街
- 八、支那領事館 プーシキンスカヤ街
- 九、電信局 キタイスカヤ街
- 一〇、郵便本局 レーニンスカヤ街
- 一一、電話交換局 レーニンスカヤ街
- 一二、郵便分局 レーニンスカヤ街
- (一三) 同 レーニンスカヤ街(マリツエフスキー市場の側)
- 一四、同 一番河
- (一五) 同 エグリンエド
- (一六) ワイオ放送局 レーニンスカヤ街労働宮殿内
- 一七、無線電信局(發受信取扱局) エグリンエド
- 一八、無線アンテナ チュルキン半島
- 一九、測候所及地質研究所 デルザンスカヤ街
- 二〇、港務局 ソドムスキー街
- (二一) 駁取用所 十月二十五日街(東支鐵道事務所(22)構内)
- 二二、東支鐵道出張所 十月二十五日街
- 二三、州民醫署 ベキンスカヤ街
- 二四、市第一民醫署 ガイダマダスカヤ街
- 二五、市第二民醫署 カレイスカヤ・ベキンスカヤ街
- 二六、市第三民醫署 一番河(セーワニエ街)
- 二七、市第四民醫署 フトワヤ・モルスカヤ街
- 二八、市第五民醫署 チュルキン半島
- 二九、消防本部 スイフンスカヤ街
- 三〇、探偵局(民醫署附屬) ベキンスカヤ街
- (三一) アトレスノイ・ストール(住所紹介所) ベキンスカヤ街(探偵局隣)
- 三二、SALC(ヤックス)戸籍登記所 レーニンスカヤ街
- 三三、グ・ス・ウ本部 十月二十五日街
- 三四、國境グ・ス・ウ 十月二十五日街
- 三五、鐵道グ・ス・ウ 十月二十五日街
- 三六、税關本部及び海運グ・ス・ウ 埠頭
- 三七、モルプロト(商船艦隊)及び税關派出所 埠頭
- (三八) 海運グ・ス・ウ派出所(軍用地域への出入許可を爲す) スタイスカヤ街(鐵道貨物取扱所(257)の側)
- (三九) グ・ス・ウ派出所 エグリンエド
- (四〇) グ・ス・ウ派出所 一番河隣構内
- (四一) 鐵道グ・ス・ウ派出所 十月二十五日街
- 四二、ソリユートメイ、グ・ス・ウ(外國貨幣の取締) キタイスカヤ街
- 四三、ソリユートメイ、マルケロフスキー街
- 四四、秘密グ・ス・ウ 十月二十五日街
- 四五、利 務 所 パルチザンスキー大通
- 四六、検事局、州、市裁判所(地方裁判所) 十月二十五日街
- 四七、人民裁判所(區域裁判所) レーニンスカヤ街
- 四八、極東海軍々法會議所 レーニンスカヤ街及サオミド溝
- 四九、極東陸軍々法會議所 一番河
- 五〇、共産黨、共産青年同盟、州及び市委員會 レーニンスカヤ街五月一日街角
- 五一、労働宮殿(公會堂) 十月二十五日街

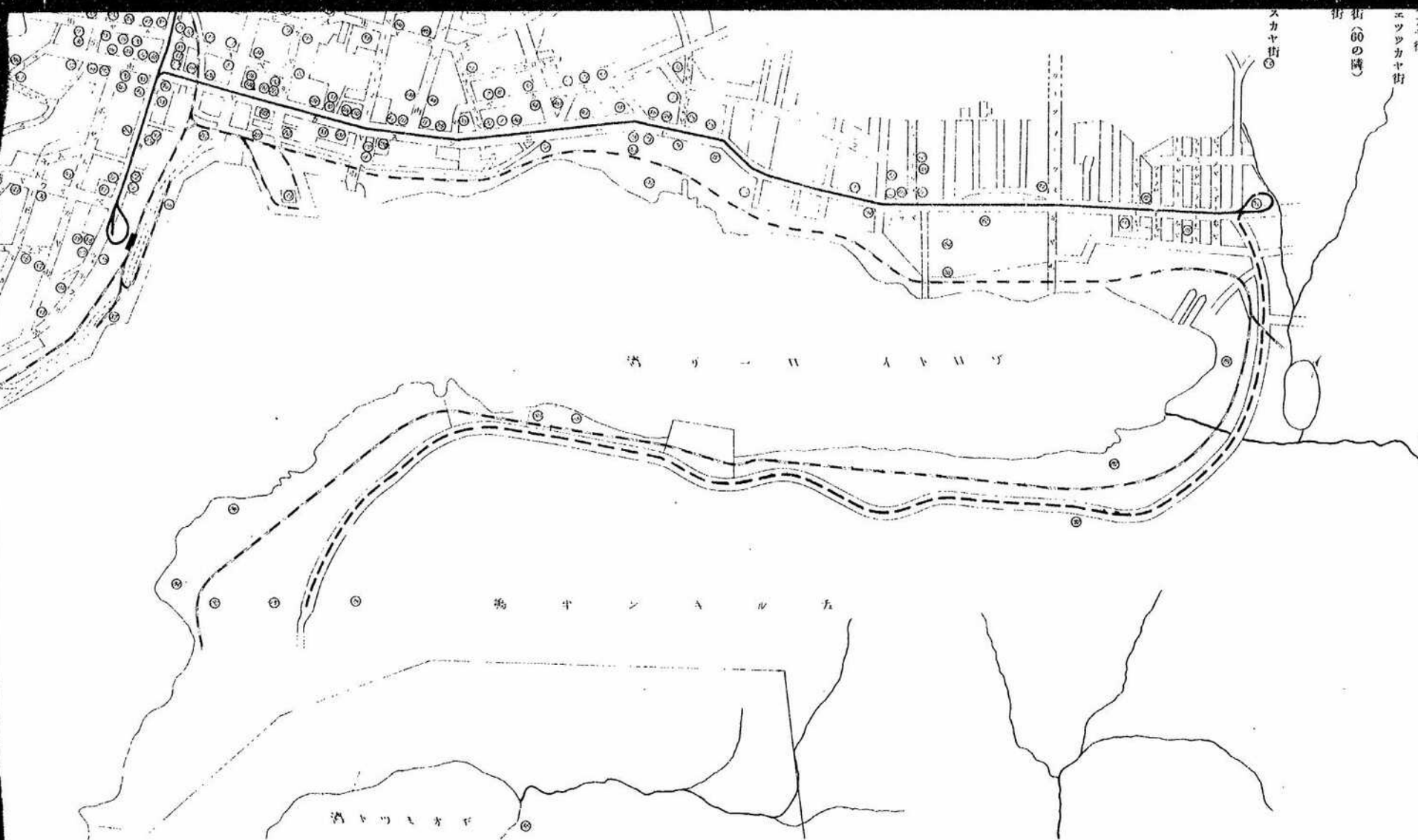
- 五二、モープ州委員會 十月二十五日街
- 五三、海軍々司令部 レーニンスカヤ街
- (五四) 海軍建設部 レーニンスカヤ街(70と85との間)
- 五五、同 レーニンスカヤ街
- 五六、同 レーニンスカヤ街
- 五七、海軍憲法課事務所 ポレツカヤ街
- 五八、陸軍憲法課事務所
- 五九、陸軍憲法課事務所
- 六〇、陸軍人事課及び技術學校 埠頭
- 六一、陸軍憲法課 一番河
- 六二、陸軍憲法課 マルチザンスキー大通
- 六三、陸軍憲法課 一番河
- 六四、陸軍工兵隊 一番河
- 六五、陸軍電信隊 シニルトロレウナリエーチイ街
- 六六、海軍貯炭所 チュルキン半島
- 六七、海軍貯炭所(大將の) ナーベレンナヤ街
- (六八) 同 埠頭の隣
- (六九) 同 同
- 七〇、海軍貯炭所及び俱樂部食堂 レーニンスカヤ街ホシエツカヤ街角
- (七一) 陸軍憲法課 レーニンスカヤ街(10と136との間)
- 七二、海軍貯炭所 レーニンスカヤ街
- 七三、同 レーニンスカヤ街(國立銀行前)
- 七四、同 レーニンスカヤ街(總領事館前)
- (七五) 同 レーニンスカヤ街(醫科大學前)
- (七六) 陸軍憲法課 レーニンスカヤ街(士官學校構内)
- (七七) 陸軍憲法課 シニルトロレウナリエーチイ街
- 七八、海軍司令官官舎 フトワヤ・モルスカヤ街
- (七九) 陸軍憲法課 ホシエツカヤ街
- 八〇、士官學校 レーニンスカヤ街
- 八一、陸軍憲法課 十月二十五日街(60の隣)
- 八二、學士院浦支隊 プーシキンスカヤ街
- 八三、極東大學 スハイノフスカヤ街
- 八四、工科大学 プーシキンスカヤ街
- 八五、水産學院及水産大學 レーニンスカヤ街
- 八六、邊境(極東)共産大學 十月二十五日街
- 八七、理科大學 カソイ街
- 八八、醫科大學 レーニンスカヤ街
- 八九、師範大學 キタイスカヤ街
- 九〇、高等師範學校 アブレラスカヤ街
- 九一、鐵山大學 プーシキンスカヤ街

浦塩市重要機關其他



裏面白紙

九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇
一〇一
一〇二
一〇三
一〇四
一〇五
一〇六
一〇七
一〇八
一〇九
一一〇
一一一
一一二
一一三
一一四
一一五



- 九二、薬学専門学校 レニンスカヤ街
 九三、商船学校 レニンスカヤ街
 九四、音楽学校 ラゾー街
 九五、水産学校 (中等程度) ベキンスカヤ街十月廿五日街角
 九六、民族学校 デルザンスカヤ街、十月廿五日街角
 九七、支那共産学校 ベキンスカヤ街
 (九八) 労働大学前 日本領事館前
 九九、機械学校 競馬場
 一〇〇、鮮人師範学校 デルザンスカヤ街
 (一〇一) 労働運動学校 労働宮殿内
 一〇二、九年制小学校 プーシキンスカヤ街
 一〇三、六年制小学校 プーシキンスカヤ街
 一〇四、鮮人小学校 ボロザンスカヤ街
 一〇五、鮮人小学校 新韓村
 (一〇六) 六年制小学校 オケアンスキー道
 一〇七、支那人小学校 キタイスカヤ街
 一〇八、日本小学校 スイフンスカヤ街 (6 民管内)
 一〇九、九年制小学校 ホシエツツカヤ街
 一一〇、博物館 ペールヴォエ・マヤ街
 一一一、遊樂トリスト極東支部 レニンスカヤ街
 一一二、輪田鑑査所 レニンスカヤ街 (水産大学前)
 一一三、アコ社 ウエルフネ・ホルトワヤ街ホシエツツカヤ街角
 一一四、ダリゴス・レイブ・トレスト ウエルフネ・ホルトワヤ街
 一一五、リニール商會 レニンスカヤ街

同

附
録

Vladimir Jeleznikoff
ブルカゾイ・ヤスコフ

一八

附
録

獨逸に於ける政治社會各種
運動に對する制限及び取締

(第二輯)

第十八條 (一) 追放命令ハ追放理由消滅シタルトキハ願出ニ基キ之ヲ取消スヘシ

(二) 追放命令ハ特ニ被追放人ニ存スル理由ニ依リ且警察ノ保護スル利益ヲ著シク害セス又ハ侵スノ處ナキトキハ願出ニ基キ之ヲ取消スコトヲ得

(第十八條) 追放處分ヲ命スルニ至リタル事情ニシテ變更スルトキハ亦追放命令ヲ取消スコトヲ得

滞在禁止

第十九條 (一) プロイセン邦域ニ居留セサル外國人ニシテ他邦ヨリ追放セラレタルトキハプロイセン邦域ニ於ケル滞在ヲ禁止スルコトヲ得

(二) 第十五條第十六條及第十八條ノ規定ハ之ヲ準用ス

(三) 第一項ニ基キ滞在禁止ヲ命シタル外國人ニ對シ第十七條第一項ニ準シプロイセン邦域ニ於ケル一時滞在ヲ許可スルコトヲ得

(第十九條) (一) 第十四條(ハ)及(ニ)ニ定メタル追放理由ニ基キ他邦ヨリ追放セラレタルトキハ原則トシテ滞在禁止ヲ命スヘシ

(二) (第十五條)乃至(第十八條)ハ之ヲ準用ス

入國禁止

第二十條 (一) 外國人ハ第十七條及第十九條第三項ノ規定ノ場合ヲ除キ左ノ場合入國ヲ禁止セララルヘシ

(イ) 國領域又ハプロイセン邦域ヨリ追放セラレタルモノナルトキ

- (ロ) 第十九條第一項ニ基キ滞在禁止カ命セラレ居ルトキ
 - (二) 外國人ハ左ノ場合入國ヲ禁止スルコトヲ得
 - (イ) 他ノ獨逸聯邦ヨリ追放セラレタルモノナルトキ
 - (ロ) 本人竝ニ家族ノ生活ヲ維持スルニ十分ナル資力ヲ有セサルコト明カナルトキ
 - (ハ) 國領域又ハプロイセン邦域ヨリ追放セラルルニ至リタル事實判明セルトキ
 - (三) 第一項及第二項ニ基ク入國禁止ハ何等特別ノ書式ヲ要セス
- (第二十條) (一) 入國禁止ニ對シテハ第二十條ノ規定ノ外左ノ規定ヲ適用ス

一、旅行規則第六十五條及第六十六條及之ニ附屬スル補足規定
 二、一九〇〇年六月三十日公共ニ危險ナル疾病取締法第二十四條ノ規定竝ニ一九一三年七月十日
 同法改正ニ關スル命令第七號

- (二) 入國ニ必要ナル旅券及査證ノ所持ハ第二十條ノ規定ノ適用ヲ妨クルモノニアラス
 - (三) 入國禁止ハ所轄國境警察官其ノ入國セントスル外國人ニ對シプロイセン國境通過ノ許サレサル旨ヲ宣告シテ之ヲ行フ且必要ナルトキハ強制手段ニ依リ國境通過ヲ禁止ス
 - (四) 第二十條ノ規定ハ先ツ獨逸國境ニ於ケル入國禁止ニ之ヲ適用ス尙獨逸ノ他邦ヨリプロイセン邦域ニ入來セントスル外國人ニ對シテモ亦原則トシテ之ヲ適用ス
- 國境追放

第二十二條 (一) プロイセン邦域内ニ於ケル滞在ヲ許可セラレサル外國人ニシテ國境地方ニ於テ發見セラレ且入國後未タ四十八時間ヲ經過セサルトキハ第二十條第二項ニ該當スル場合再ヒ國境外ニ追放スルコトヲ得

(二) 第十五條第一項第二號及第四號第十六條及第二十條第三項ハ之ヲ準用ス

(第二十二條) (一) 國境追放ハ外國人ノ犯シタル旅券規則違反ニ關係ナク之ヲ行フコトヲ得外國人ニシテ入國後他ノ犯罪行為アリタルトキハ國境追放ヲ行フコトナク其ノ有罪判決ノアリタル後國外追放處分ヲ行フヘシ

(二) 第三十一條ニ謂フ國境地方トハ一定ノ限ラレタル地域ヲ指スモノニアラス
 外國人ニシテ著シク時間ヲ要セス且交通機關ヲ必要トセスシテ追放シ得ラルルトキハ本規定ヲ適用スルモノトス

(三) 第二十一條ノ規定ハ先ツ獨逸國境ニ於ケル國境追放ニ之ヲ適用ス尙獨逸ノ他邦ヨリプロイセン邦域ニ到來シタル外國人ニ對シテモ亦原則トシテ之ヲ適用ス

(四) (第十五條) 第一項 (二) 及 (四) 竝ニ (第十六條) ハ之ヲ準用ス
 退去處分

第二十二條 (一) 外國人ニ對シ左ノ場合プロイセン邦域ヨリ退去ヲ命スルコトヲ得
 (イ) 旅券規則違反ノ爲處罰セラレタルトキ

(ロ) 第十條ノ規定ニ依リ其ノ權能ナクシテプロイセン邦域内ニ滞在スルトキ

(二) 退去處分ハプロイセン邦域ヲ退去スヘキ命令ヲ含ム

(三) 第十五條第一項第一號第二號第三號第四號並ニ第十六條及第十八條ノ規定ハ之ヲ準用ス

(第二十二條)

(一) 追放理由ヲ特定メタル國家間ノ協定ハ退去處分ノ執行ヲ何等妨クルモノニアラス

(二) 退去處分ハ旅券規則ニ對スル違反ニシテ輕キ場合及其ノ權能ナクシテ滞在スル場合ニシテ
情狀輕キトキニ於テノミ追放處分ニ代ヘ之ヲ行フヘシ

(三) 第二十二條ノ規定ハ外國農業勞働者ニシテ季節勞働ノ終了シタル後自ラプロイセン邦域ヲ
退去セサルモノニモ亦之ヲ適用ス

(四) (第十二條) 第二項 (第十五條) 第一項 (一) 乃至 (四) 並ニ (第十六條) 及 (第十八
條) ハ夫々之ヲ準用ス

市町村外追放及縣外追放

第二十三條

(一) 外國人ハ現行規定ニ依リ内地人ニモ適用セラルル場合ノ外從來ノ滞在地ニ於ケル在留カ公ノ安
寧又ハ秩序ヲ害スル危險アルトキハ之ヲ市町村外又ハ縣外ニ追放スルコトヲ得

(二) 第一項ニ基キ市町村外又ハ縣外追放處分ヲ受ケタル外國人ニ對シ第十七條第一項ニ準シ一時的
滞在ノ條件ヲ以テ禁止地域ヘノ歸還ヲ許スコトヲ得

(三) 第十八條ノ規定ハ之ヲ準用ス

(第二十三條)

(一) 第二十三條第一項ノ規定ハ外國人ニ對シ第十五條第十六條及第二十二條第三項ニ基キ追放
又ハ退去處分ヲ命シ得サル場合又ハ國家間ノ協定ニ基キ許サレサル場合又ハ言渡シタル追放又
ハ退去處分ヲ執行シ得サル場合ト雖モ外國人ノ在留カ公ノ安寧又ハ秩序ニ危險アルモノト認め
ラルル地域ヨリ少クトモ之ヲ退去セシメ得ルコトヲ定ムプロイセン邦域ノ一定地域ニ於ケル滞
在ヲ制限シ得ル旨定メタル第六條ノ規定ニ對シ第二十三條第一項ノ規定ハ重要ナル補充ヲ加ヘ
タルモノトス

(二) 市町村外追放又ハ縣外追放ノ言渡ニ際シテハ公ノ安寧又ハ秩序ヲ害スルヤ否ヤノ問題ハ單
ニ外國人ヲ退去セシムヘキ市町村又ハ縣ノ狀況ノミニ依ルコトナクプロイセン邦域全體ノ事情
ヲモ考慮シ判斷スヘシ

(三) 第二十三條ノ外内地人ニモ適用セラルル退去處分規定ハ刑法第三十九條第一號一八七一年
一月二十一日附内務司法大臣共同命令第十二條一八四二年十二月三十一日新移住者收容ニ關ス
ルプロイセン法律第二條ニ存ス

(四) (第十七條) 及 (第十八條) ハ之ヲ準用ス

通過輸送

第二十四條

外國又ハ獨逸ノ他邦官廳ニ依リ追放處分ニ付セラレタル外國人ニシテ國境追放ノ爲プロイセン邦域内
ヲ通過シテ輸送セラルルトキハ輸送ノ命令及執行ノ權限ヲ有スル警察官廳ハ追放處分ニ對シ何等事實審査ノ權限

ヲ有セス

國境追放ニ付テハプロイセン警察官廳ノ特別ナル手續ヲ要セス

(第二十四條) (一) プロイセン邦域ヲ通過シテ輸送セラルル場合ニ於テ外國人カ獨逸國籍ヲ有スルコトヲ主張スルトキハ追放處分ノ再審査ヲ爲スコトヲ得

(二) 第二十四條ノ場合ニ於ケル警察處分トハ輸送命令ヲ謂フモノトス從ツテ國境外追放ニ付テハプロイセン警察官廳ハ追放命令又ハ退去命令ヲ發スルコトヲ要セス

(三) 他ノ外國ニ依リ追放セラレタル外國人ハ本人カ目的國ニ對スル引渡ニ付必要ナル證書ヲ所持シ且追放國カ國境ニ到ル迄ノ輸送費用ヲ負擔スルトキニ限りプロイセン邦域ヲ通過シテ之ヲ輸送スルコトヲ得

(四) 獨逸ノ他邦ニ依リ追放處分ニ付セラレタル外國人ニシテ國境追放ノ爲プロイセン邦域内ヲ通過シテ輸送セラルルトキハ第二十四條ノ規定ハ國外追放タルト又ハ邦外追放タルトヲ問ハス之ヲ適用ス但シ輸送ノ執行ハプロイセン邦域ヲ通過シテ輸送セラルル外國人カ目的國ニ對スル引渡ニ付必要ナル證書ヲ所持スルヤ否ヤニ依リ之ヲ決ス

手續

第二十五條

(一) 滞在許可ヲ拒絕シ又ハ願出ニ對シ時間的若ハ地域的制限ヲ附シ又ハ條件若ハ負擔ノ下ニ許可シ又ハ取消シ若ハ後日制限ヲ附セントスルトキハ外國人ハ過例處分決定前聽取セラルルモノト

ス

(二) 外國人ニシテ追放處分退去處分市町村外又ハ縣外追放處分ニ付セラレタル場合亦同シ

(第二十五條) (一) 聽取ニ際シテハ外國人ニ對シ命スヘキ警察處分ノ理由及内容ヲ告知スヘシ外國人ニ對シテハ右ニ對シ辯明ノ機會ヲ與フヘシ

(二) 外國人ノ聽取ニ依リ著シキ警察上猶豫スヘカラサル處分ノ遲滯ヲ來タス虞アルトキ又ハ聽取ノ省略ニ依リ外國人ノ重大ナル利益ヲ侵ササルトキハ第二十五條ノ準則ハ之ヲ適用セス

第二十六條 (一) 滞在許可ノ許與拒絕取消並ニ後日ニ於ケル制限第十七條第一項第二十三條第二項ニ基ク歸還許可第十九條第三項ニ基ク滞在許可並ニ追放處分滞在禁止退去處分市町村外及縣外追放ノ命令及取消ハ文書ヲ以テ通知スヘシ退去處分市町村外追放及縣外追放ノ命令ハ亦宣告ニ依リ爲スコトヲ得

(二) 滞在許可ヲ拒絕シ又ハ願出ニ對シ時間的若ハ地域的制限ヲ附シ又ハ條件若ハ負擔ノ下ニ許可シ又ハ取消シ若ハ後日ニ至リ制限ヲ附ス場合並ニ追放又ハ滞在禁止ヲ命スル場合ハ何レモ其ノ決定書ヲ送達スヘシ

(第二十六條) (一) 第二十六條ニ於ケル文書通知ニシテ他ニ特別ノ定メナキトキハ外國人警察事務ニ付命スヘキ警察處分ハ警察行政法第四十四條ニ基キ口頭ニ依リ又ハ記號ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

(二) 滞在許可ノ許與及延期ニ際シテハ規定ノ文書通知ハ通例外國人ノ旅券面ニ滞在許可ノ檢印ヲ爲シ之ヲ行フ旅券ノ所持者ニ對シ新旅券ノ發給セラルル場合ハ許可ヲ與ヘタル警察官廳若ハ

新ナル滞在許可ヲ與フル權限ヲ有スル警察官廳ニ依リ滞在許可ノ檢印書換ヲ爲サシムル必要アル旨ヲ指示スヘシ右ノ場合旅券所持者ハ新旅券ヲ發給スヘキ權限ヲ有スル官廳ニ對シ滞在許可ニ關スル檢印ノ公正謄本又ハ右ニ關スル檢印ヲ新旅券ニ書換フル迄舊旅券ノ所持ヲ請求スヘシ右ノ規定ハ代用旅券ノ所持人ニ對シ之ヲ準用ス

外國人ニシテ單獨旅券又ハ單獨代用旅券ヲ所持セスシテ國內ニ滞在シ得ル者又ハ其ノ作成上登錄ノ餘白ナキ代用旅券ヲ所持セル者ニ對シテハ滞在許可ノ許與及延期ハ特別證明書ニ依リ之ヲ與フ玆ニ特ニ注意スヘキ者ハ團體旅券ニ依リ國內ニ滞在シ得ル外國人勞働者家族旅券ノ所持者竝ニ國內滞在ニ對シテ代用旅券ト認メラレタル國籍證明書ヲ所持スル者トス

(三) 第二十六條ニ基キ外國人警察事務ニ關シ文書ヲ以テ行フ警察處分ハ警察行政法第四十四條第二項ニ依リ其ノ言渡ニ際シテハ文書ヲ以テ理由ヲ説明スヘシ

(四) 滞在許可ヲ拒絶シ又ハ取消シ又ハ願出ニ對シ地域の制限ヲ附シ又ハ後日ニ至リ地域の制限ヲ附シタルトキハ外國人ニ對シプロイセン邦域又ハ拒絶ヲ命セラレタル地域若ハ許可ノ効力ノ消滅シタル地域ヲ退去スル爲適當ナル猶豫期間ヲ與フルコトヲ得

(五) 第二十六條第二項ニ掲ケタル決定ノ送達ハ配達證明附郵便送達受領證引換ニ依ル交付又ハ宣告ニ依リ之ヲ爲スモノトス

外國人ノ居所不明ナルトキハ追放處分退去處分又ハ滞在禁止ノ決定ハ獨逸刑事警察報ニ公告ス

外國人ニシテ自己ノ管轄地域ニアリタルトキハ市町村警察官廳ハ外國人ニ對シ直チニ其ノ旨言渡スヘシ

第二十七條 滞在許可ヲ拒絶シ又ハ願出ニ對シ時間的若ハ地域の制限ヲ附シ又ハ取消シ若ハ後日ニ至リ制限ヲ附シタル場合外國人ニシテ之カ決定ニ違反スルトキハ第十四條(チ)及第二十二條第一項(ロ)ヲ直チニ適用ス滞在許可ヲプロイセン邦域ノ一定地域ニ對シ拒絶シ又ハ願出ニ對シ地域の制限ヲ附シタル場合外國人ニシテ之カ決定ニ違反スルトキハ右ノ外第二十三條第一項ノ規定ヲ適用ス

(第二十七條) (一) 警察行政法第五十五條ニ定メラレタル強制手段特ニ直接強制ハ滞在許可ヲ拒絶シ又ハ願出ニ對シ時間的或ハ地域の制限ヲ附シ又ハ取消シ又ハ後日ニ至リ制限ヲ附スル警察處分ニアリテハ之ヲ用フルコトヲ得ス

(二) 條件若ハ負擔ノ下ニ許與セラレタル滞在許可ニ對シ違反アルトキハ第二十七條ヲ適用スル前第七條ニ基キ右ノ許可ヲ取消スヘシ

(三) 第二十三條第一項ニ基ク市町村外追放及縣外追放ハ(第二十三條)第一項ノ理由ニ依リ追放處分又ハ退去處分ヲ行ヒ得サル場合ニ始メテ之ヲ命スルモノトス

第二十八條 外國人ニ對シ追放處分退去處分市町村外追放縣外追放ヲ命シタルトキハ禁止地域ヨリ出發又ハ退去スルニ必要ナル猶豫期間ヲ與フヘシ

(第二十八條) 禁止地域ヨリ出發又ハ退去スルニ必要ナル期間ヲ在定スルニ當リテハ外國人ノ利益ト同時ニ外國

人ノ即時退去ヲ必要トスル警察利益ヲモ考慮スヘシ

三〇

第二十九條 (一) 追放處分並ニ退去處分ノ執行ニ際シ強制輸送ノ方法ニ依ル即時直接強制手段ヲ用フル必要アルトキハ警察處分執行ノ爲定メラレタル警察行政法第五十五條ノ過料ヲ決定スルコトヲ要セス強制輸送ハ之ヲ國境外迄行フヘシ強制輸送ヲ行フ爲必要アルトキハ本國決定手續ヲ請求スルコトヲ得

(二) 追放處分後許可ナクシテプロイセン邦域ニ歸還シタル外國人ニ對シテハ直チニ強制輸送ノ方法ニ依リ之ヲ國外ニ追放スヘシ第十七條ニ基キプロイセン邦域内ニ於ケル一時的滞在ノ許可ヲ得タル被追放外國人カ滞在許可ノ期間經過後其ノ土地ヲ去ラサル場合亦同シ

(第二十九條)

(一) 過料額ノ決定ニ際シテハ外國人ノ家族及經濟關係ヲ考慮スヘシ

(二) 過料ノ言渡ニ依ルモ何等ノ効果ナキ場合又ハ公共ノ安全ノ爲即時強制輸送ヲ必要トスルトキハ強制輸送ノ方法ニ依リ直接強制ヲ用フヘシ

(三) 外國人ニシテ引受義務國ノ引受ノ爲必要ナル書類ヲ所持セス又ハ適當ナル期間中ニ之ヲ調達スルコト能ハサル場合國籍不明ナル場合又ハ現在何レノ國ニモ屬セサルモ從前ノ國籍決定シ且從前ノ所屬國家カ引受義務ヲ有スル場合ハ本國決定手續ヲ採ルヘシ

(四) 第二十九條第二項ノ場合ハ新ナル追放命令ヲ必要トセス

最初ニプロイセン邦域ヨリ追放セラレタル外國人ニシテ許可ナクシテ歸還シ又ハ第十七條ニ基キ與ヘラレタル滞在許可期間ノ經過シタル後國外追放ヲ必要トスルニ至リタルトキハ右ノ處分

ヲ命シ且執行スヘシ

第三十條 (一) 第二十九條ニ依リ輸送セラレキ外國人ハ強制輸送ノ執行ヲ確保シ且公ノ安寧ヲ維持スル爲必要ト認メラルルトキハ警察行政法第十四條第十五條第三項ニ基キ出發ニ至ル迄警察ニ留置スルコトヲ得

(二) 警察留置ニ代ヘ第一項ノ條件ノ下ニ外國人ニ對シ其ノ出發ニ至ル迄一定ノ滞在地ヲ指定シ又ハ一定義務ノ履行ヲ課スルコトヲ得

(第三十條)

(一) 外國人ニシテ長期ノ刑ヲ終ヘタル後追放セララルトキ若ハ強制輸送ノ執行ヲ嘗テ免レタル者ナルトキ又ハ一定ノ住居ヲ有セサルトキハ第三十條ノ適用ヲ必要トス

(二) 第三十條ノ適用ハ追放處分又ハ退去處分ノ言渡前ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

(三) 第三十條ニ基キ警察拘留ニ付セラレタル外國人ニシテ本國ハ外交機關又ハ領事ニ對シ當人ノ留置及拘留地ヲ通知セントスルトキハ成ルヘク速カニ之ヲ許スヘシ

外國人ノ本國外交機關ニシテ被留置人ヲ訪問セント欲スルトキハ直チニ右ノ手續ヲ採ルヘシ各個ノ場合訪問ヲ拒否スヘキ特別ノ事情存セサルトキハ之ヲ許可スヘシ特別ノ事情存スルトキハ後日ニ至リ訪問ノ許可ヲ考慮スヘシ

個々ノ訪問ノ執行ニ付テハ能フル限り懇切ヲ旨トスヘシ外國語使用許可ノ程度並ニ獨逸人監視官吏及通譯人ノ立會拒絕ノ程度ハ各個ノ場合ニ應シ之ヲ定ム

三一

(四) 警察留置ハ保證ノ提供セラルト同時ニ第三十條第二項ニ定ムル處分ノ講セラルトキハ之ヲ解除スルコトヲ得保證ノ提供ハ現金又ハ有價證券ヲ所轄市町村警察官廳金庫ニ納付スル方法ニ依ルヘシ保證金額ハ警察官廳ノ自由裁量ニ依リ之ヲ定ム右ノ場合外國人ノ家族並ニ經濟事情ヲ斟酌スヘシ其ノ他刑事訴訟法第二百十條第二百一十一條第二百二十二條第一項ノ規定ヲ準用ス

(五) 第三十條第二項ニ基キ追放又ハ退去ヲ命シタル外國人ニ對シ一定ノ日及一定ノ時間ニ市町村警察官廳ニ出頭スヘキ旨ヲ定ムルコトヲ得追放又ハ退去ヲ命シタル外國人ニシテ強制輸送ヲ行フニ至ル迄指定シタル滞在在地ヲ離レ又ハ其ノ他課セラレタル義務ヲ履行セサルトキハ直チニ警察留置ヲ執行スヘシ

第三十一條 國籍ヲ有セス又ハ不明或ハ判明セサル外國人ノ追放及退去處分ハ追放又ハ退去受命外國人ノ引受ヲ承認シタル外國ニ對シテノミ強制輸送ノ方法ニ依リ之ヲ執行スルコトヲ得

(一) 第三十一條ノ規定ハ追放處分ノ言渡並ニ警察行政法第二十五條ニ定ムル過料ノ言渡及徵收ニ依ル右ノ警察處分ノ執行ヲ妨クルモノニアラス

(二) 國籍不明ナル外國人ノ追放又ハ退去處分ニ際シテハ本國決定手續ニ依リ外國ノ引受同意ヲ求ムヘシ無國籍外國人ノ追放又ハ退去處分ニ際シテハ外國人ノ前國籍判明シ且右ノ前國家カ引受義務ヲ有スルトキノミニ限リ右ノ手續ヲ採ルコトヲ得
外國官憲ニシテ入國査證ヲ與ヘタルトキハ右ノ外國ニ對スル強制輸送ニ必要ナル同意ヲ與ヘタルモノト看做スコトヲ得

ルモノト看做スコトヲ得

國籍ヲ有セス又ハ不明或ハ判明セサル外國人ノ追放又ハ退去處分ノ執行ニ際シ外國ノ引受同意ヲ得ラレサルトキ且又警察行政法第五十五條ニ定ムル過料ノ言渡及徵收ニ依ルモ効果ナキトキ又ハ此ノ種強制手段ノ適用ニシテ効果ナキトキハ右ノ追放並ニ退去處分ハ之ヲ執行シ得サルモノト認ムヘシ右ノ場合ハ第十八條第二項ニ基キ追放又ハ退去命令ハ取消ヲ考慮スヘシ

第三十二條 引渡ヲ請求セラレ居ル外國人ニ對シテハ引渡請求カ決定セラレサル間第二十九條ニ基ク強制手段ヲ用フルコトヲ得ス

(一) 第三十二條ノ規定ハ追放命令及退去命令ノ言渡ヲ妨クルモノニアラス却テ引渡請求ノアリタル後ニ於テ追放命令又ハ退去命令ヲ直チニ言渡スヘキヤ否ヤヲ審査スルコトヲ得但シ追放處分又ハ退去處分ノ執行ヲ目的トスル一切ノ手段即チ警察行政法第五十五條ニ定ムル過料ノ言渡又ハ徵收(又ハ強制拘留)ノ如キモ亦引渡手續ノ繫屬中ハ之ヲ行フコトヲ得ス右ハ追放處分ニシテ引渡請求國タル外國ニ向ケ強制輸送ニ依リ執行セラルヘキ場合ハ特ニ然リトス

(二) 引渡手續ノ決定セサル外國人ニ對シ追放命令又ハ退去命令ノ言渡アリタル後引渡處分ノ執行セラルトキハ右ノ引渡處分ノ執行ヲ以テ追放處分又ハ退去處分ノ執行ト看做ス

(三) 外國ノ引渡請求ハ存セサルモ外國ニ於テ刑法上訴追セラレ居ルコトノ判明セル外國人ノ追放處分又ハ退去處分ノ執行ニ當リテハ外國訴追官廳ニ依リ被追放人又ハ退去受命者カ直チニ逮

捕セラルルニ至ルヘキ一切ノ警察手段ヲ採ルコトヲ得ス從ツテ殊ニ外國官憲ノ照會ニ對シ強制輸送ノ場所及時間ハ之ヲ回答スルコトヲ得ス右ノ點ヲ除キ追放命令及退去命令ノ言渡及執行ハ當然之ヲ行フコトヲ得

第三十三條 (一) 引渡請求ヲ拒絶シ又ハ一九二九年十二月二十三日犯罪人引渡法ニ依リ拒絶セラルヘキ場合ハ強制輸送ニ依リ右請求國タル外國ニ向ケ追放及退去處分ヲ執行スルコトヲ得ス

(二) 第一項ノ規定ハ引渡請求ヲ拒絶シタル行爲ニ對シ外國ニ於テ尙刑ノ訴追又ハ執行カ有効ナル場合ニ於テノミ之ヲ適用ス

(第三十三條) (一) 第三十三條ノ規定ハ追放命令及退去命令ノ言渡ヲ妨クルモノニアラス又追放處分又ハ退去處分執行ノ爲警察行政法第五十五條ニ定ムル過料ノ言渡及徵收(又ハ強制拘留)ヲ爲シ又ハ被追放人又ハ退去受命者カ刑法上訴追セラレ居ラサル外國ニ向ケ強制輸送ヲ執行スルコトヲ妨クルモノニアラス

(二) 第三十三條ノ規定ハ犯罪人引渡法第三條ノ場合ノミナラス右法律ノ他ノ規定(例ヘハ第二條第四條第五條第六條及第七條)ニ基キ引渡請求カ拒絶セラレ又ハ拒絶セラルヘキトキハ之ヲ適用セス

(三) 追放又ハ退去處分ヲ行フヘキ外國人ニ對シ外國ニ於ケル刑事裁判未決定ノ爲第三十三條第一項ニ基キ當該外國ニ向ケ強制輸送ヲ行フコト能ハサリシ場合ニシテ後日引渡請求ナカリシト

キハ刑ノ訴追及刑ノ執行カ決定シタル後ハ第三十三條ノ規定ハ一切其ノ適用ヲ失フ外國人ハ直チニ一般規定ニ從ヒ之ヲ處分スヘシ

第三十四條 第二十九條第一項第三句同第二項並ニ第三十條乃至第三十三條ノ規定ハ滞在禁止ノ命令後プロイセン邦域ニ入りタル外國人ニ準用ス

(第三十四條) (一) 滞在禁止ノ命令アリタル後プロイセン邦域ニ入りタル外國人ニ對シテハ第十四條(チ)ニ基キ追放處分ヲ命スヘシ右ノ場合追放處分ノ執行ハ直チニ直接強制ヲ用フヘシ過料ノ言渡及徵收(又ハ強制拘留)ハ考慮スルヲ要セス

(二) (第二十九條) (三) 及(四) 並ニ(第三十條)乃至(第三十三條)ハ之ヲ準用ス

第三十五條 第三十條乃至第三十三條ノ規定ハ國境追放ニ準用ス
(第三十五條) (一) 國境追放ノ執行ハ直チニ直接強制ヲ用フヘシ過料ノ言渡又ハ徵收(強制拘留)ハ之ヲ考慮スルコトヲ要セス

(二) (第三十條)乃至(第三十三條)ハ之ヲ準用ス
第三十六條 追放處分ニ際シ後日追放命令ノ取消サルル見込ヲ以テ執行猶豫期間ヲ許與シタルトキハ第二十九條第一項ニ依ル強制手段ヲ用ヒサルコトヲ得

(第三十六條) (一) 外國人ニシテ刑事判決ニ基キ追放セラルル場合ニシテ刑ノ執行ニ關シ猶豫期間ノ與ヘラルルトキハ通例猶豫期間ヲ與ヘルヲ以テ適當トス右ノ場合第三十六條ニ基キ與ヘラルヘキ執行猶

豫期間ハナルヘク裁判所ノ定ムル猶豫期間ニ適合セシムヘシ

(二) 執行猶豫期間ノ許可ニ際シテハ外國人ニ對シ猶豫期間ノ經過後追放命令ノ取消サルル爲必要ナル履行スヘキ義務ヲ通知スヘシ

外國人ニシテ右ノ義務ヲ履行セサルトキハ猶豫期間ヲ取消シ追放處分ヲ執行スヘシ(一)ノ場合裁判所ノ猶豫期間取消サレタルトキ亦同シ

外國人ニシテ義務ヲ履行シタルトキハ猶豫期間ノ經過後追放命令ヲ取消スヘシ

第三十七條 本令ニ規定シタル場合ノ外外國人ハプロイセン邦域ヨリ強制追放ニ付セラルコトナシ

(第三十七條) (一) 第三十七條ノ規定ハ外國人國外追放處分竝ニ他邦ニ對スル邦外追放處分ニ關スルモノトス

(二) 第三十七條ノ規定ハ第二十七條ノ場合(第二十七條)(一)参照ニ於テモ亦適用ス

(三) 第十四條(ヘ)ノ場合外國人ニ對シ先ニ追放命令ノ言渡アリタルトキニ限り引受義務國ニ向ケ強制輸送ヲ執行スルコトヲ得

第三十八條 (一) 市町村外又ハ縣外追放ノ執行ニ際シ外國人ヲ禁止地域ヨリ退去セシムル爲即時直接強制手段ヲ用フル必要アルトキハ警察處分執行ノ爲定メラレタル警察行政法第五十五條ノ過料ヲ決定スルコトヲ要セス

(二) 市町村外追放處分又ハ縣外追放處分後許可ナクシテ禁止地域ニ歸還シタル外國人ニ對シテハ直接強制手段ニ依リ即時再ヒ市町村外又ハ縣外追放處分ヲ執行スヘシ第二十三條第二項ニ基キ禁止地

域ニ於ケル一時的滞在ノ許可ヲ得タル市町村外又ハ縣外被追放外國人ニシテ滞在許可期間經過後右ノ地域ヲ退去セサル場合亦同シ

(三) 第三十條ノ規定ハ之ヲ準用ス

(第三十八條) (一) (二十九條) (二) ヲ準用ス

(二) 第三十八條第二項ノ場合ニ於テ外國人カ市町村外追放處分又ハ縣外追放處分ニ對シ再ヒ違背スルトキハ外國人取扱警察令ノ規定ニ依リ許サルル限り追放處分ヲ執行スヘシ

(三) (第三十條) ハ之ヲ準用ス

外國人警察官廳

第三十九條 (一) 本令ノ執行ハ他ニ規定セサル限り市町村警察官廳ノ權限ニ屬ス縣警察官廳ハ本令ニ依リ市町村警察官廳ニ屬セシメラレタル權能ヲ郡警察官廳ニ委任スルコトヲ得

(二) 外國人ノ滞在シ又ハ滞在セントスル地域又ハ外國人ニ對シ警察處分ヲ必要トスルニ至リタル地域ノ警察官廳ハ之カ土地管轄權ヲ有ス

(第三十九條) (一) 縣警察官廳郡警察官廳市町村警察官廳ノ定義ハ警察行政法第三條及第四條ノ定ムルトコロニ依ル

(二) 外國人取扱警察令ニ關スル管轄ノ決定ハ緊急已ムヲ得サル場合ノ外警察行政法第十二條ノ規定ヲ適用ス

第四十條

(三) 外國人警察官廳ノ土地管轄ヲ定ムルニ當リテハ他ノ地ニ於テ直接警察處分ヲ必要トスルニ至ラサル限リ先ツ外國人ノ居所ヲ有シ又ハ有セントスル地ニ依リ判斷スヘシ

(一) 滞在許可ノ許與ハ外國人ノ滞在シ又ハ滞在セントスル郡警察官廳之ヲ決定ス滞在許可ノ取消又ハ後日制限ハ滞在許可ヲ與ヘタル郡警察官廳又ハ右許可官廳ノ同意ヲ經テ外國人ノ滞在スル地ノ郡警察官廳之ヲ決定ス

(二) 追放處分退去處分市町村外又ハ縣外追放處分ノ命令ハ外國人ニ對シ警察處分ノ必要ヲ生スルニ至リタル縣警察官廳之ヲ決定ス退去處分ノ命令ハ內務大臣ノ許可ヲ得郡警察官廳又ハ市町村警察官廳ノ名ニ於テ之ヲ發スルコトヲ得

(三) 滞在禁止ノ命令ニ付テハ伯林警視總監ハ縣警察官廳トシテ之ヲ決定ス

(四) 追放命令滞在禁止命令退去命令市町村外及縣外追放命令ノ取消ハ右處分ヲ命シタル縣警察官廳又ハ其ノ名ニ於テ命セラレタル縣警察官廳之ヲ決定ス

(五) 第十七條第一項第二十三條第二項ニ基ク歸還許可第十九條第三項ニ基ク滞在許可ハ追放命令滞在禁止命令市町村外又ハ縣外追放命令ヲ發シタル縣警察官廳又ハ右ノ同意ヲ得外國人ノ一時滞在セントスル地ノ縣警察官廳之ヲ決定ス第十七條第二項ニ基ク滞在許可ハ外國人ノ一時滞在セントスル地ノ縣警察官廳之ヲ決定ス執行猶豫期間ノ許可ハ追放命令ヲ發シタル縣警察官廳之ヲ決定ス

(六) 第十四條(二)ノ場合ニ於ケル追放命令ノ言渡及取消第十七條第一項ニ基ク歸還許可竝ニ執行猶

豫期間ノ許可ハ內務大臣ノ同意ヲ要ス

(七) 入國禁止ハ國境警察官廳之ヲ行フ

(八) 輸送命令ハ輸送ヲ開始スル地ノ縣警察官廳之ヲ發ス

(九) 外國人警察監視ノ命令ハ縣警察官廳之ヲ發ス

(第四十條) (一) 滞在許可ノ許與取消及後日制限決定ニ關スル郡警察官廳ノ管轄ヲ定ムルニ當リテハ(第三十九條) (三)ヲ準用スヘシ

外國人ニシテブロイセン邦域内ニ居所ヲ有セサルトキハ滞在許可ヲ必要トスルニ至リタル最初ノ地ノ郡警察官廳之カ管轄權ヲ有ス

外國人ノ所持スル旅券又ハ代用旅券ノ更新ニ依リ滞在許可ノ檢印書換ヲ必要トスルトキハ滞在許可ヲ許與シタル郡警察官廳又ハ新滞在許可ヲ許與スヘキモノトシテ指定セラレタル郡警察官廳之ヲ行フ(第二十六條) (二)參照

(二) 外國人ニシテ滞在許可ヲ許與シタル郡警察官廳ノ管轄地域外ニ居所ヲ移轉シタルトキハ右官廳ノ管轄權ハ消滅ス而シテ外國人ノ新ニ滞在スル地ノ郡警察官廳之カ管轄權ヲ有ス但シ滞在許可ヲ取消シ又ハ後日制限ヲ爲サントスルトキハ前郡警察官廳ノ同意ヲ受クヘシ一定ノ期限ヲ附シタル滞在許可ノ延期ニ際シテハ第四十條第一項第一句ヲ其ノ儘適用ス

(三) 第四十條第二項第三句ノ規定ハブロイセン邦域ノ一定地方ニ對シ郡警察官廳又ハ市町村警察

官廳カ縣警察官廳ノ名ニ於テ退去處分ヲ命シ得ルコトヲ定ム右ノ規定ハ個々ノ場合之ヲ準用スルコトヲ得ス

(四) 追放處分ヲ受ケタル外國人市町村外追放處分又ハ縣外追放處分ヲ受ケタル外國人又ハ滞在禁止ヲ命セラレタル外國人ニシテ右ノ處分ヲ爲シタル縣警察官廳ノ管轄地以外ニ於テ一時的滞在ヲ欲スルトキハ外國人ノ現在滞在セント欲スル地ノ縣警察官廳歸還許可又ハ滞在許可ヲ許與スル權能ヲ有ス但シ前縣警察官廳ノ同意ヲ受クルコトヲ要ス

(五) 國境警察ノ事務ハ縣警察事務ニ屬ス從ツテ國境警察官廳ハ入國禁止處分ノ執行ニ當リテハ縣警察官廳ノ機關トシテ行動スルモノトス

(六) 國境追放ニ付テハ第三十九條ノ一般管轄規則ニ從フモノトス

訴訟手續

第四十一條 自己ノ權利ヲ直接ニ侵害セラレタル外國人ニシテ外國人警察事務ニ關シ發セラレタル警察命令ニ不服ナルトキハ警察命令ノ送達到達又ハ了知シタル時ヨリ二週間以内ニ異議ノ申立ヲ爲スヘシ

(一) 外國人旅券若ハ代用旅券ノ發給又ハ査證ノ許與ニ關スル外國人ノ請求ニ對シ他ノ別段ノ規定ナキ限り現行旅券規則ニ基キ行フ決定處分ハ亦第四十一條乃至第四十四條訴訟手續規定ニ謂フ外國人警察事務ニ關スルモノトス

(二) 第四十一條乃至第四十四條ノ訴訟手續規定ハ警察處分ヲ受ケタル者ノ外國人タル身分カ明

瞭ナル場合ニノミ之ヲ適用ス右ノ處分ヲ受ケタル者カ全ク外國人ニシテ獨逸國民ニアラストナシ得ルヤ否ヤノ問題ニ關シテハ警察行政法第四十五條ノ規定ニ依ル訴訟手段ノ採用ヲ妨クルモノニアラス外國人警察處分ヲ受ケタル者ニシテ獨逸國民タルコトヲ主張スルトキハ警察行政法第四十九條ニ基キ右ノ理由ヲ以テ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

(三) 第四十一條乃至第四十四條ノ訴訟手續規定ハ外國人警察處分ニ關シ監督官廳ノ決定ヲ請求シ得ルヤ否ヤニ關係セス

(四) 外國人警察處分ハ外國人ノ權利ニノミ對シ直接侵害ヲ加フルモノトス從ツテ外國人ニ命セラレタル警察處分ノ取消ニ付利益ヲ有スル獨逸國民ニアラサル當該外國人ノミ異議ノ申立ヲ爲ス權利ヲ有ス

(五) 第四十一條ノ訴訟期間ヲ經過シ提起セラレタル異議ノ申立ハ監督官廳ノ決定ヲ請求シタルモノト看做ス

第四十二條 異議ノ決定ハ左ノ者之ヲ行フ

(イ) 市町村警察官廳又ハ郡警察官廳ノ處分ハ縣知事

(ロ) 縣知事及伯林警視總監ノ處分ハ州知事

(第四十二條) (一) 異議ノ決定ニ對シテハ更ニ訴訟手段ヲ認メス

(二) 國境警察官廳ノ處分ニ對スル異議ノ決定ハ州知事之ヲ行フ(第四十條) (四) 參照)

(三) 第四十條第二項第二句ニ基キ警察處分ニシテ縣知事ノ名ニ於テ行ハレタルトキハ右ノ外國人警察處分ニ對シ異議ノ申立アルトキハ亦州知事之ヲ決定ス

第四十三條 異議却下ノ決定ハ文書ヲ以テ理由ヲ明示シ且之ヲ送達スヘシ

(第四十三條) (第二十六條) (五) ヲ適用ス

第四十四條 警察行政法第四十五條第四十六條第四十七條第一項第四十八條第五十二條及第五十三條ハ外國人警察事務ニ關スル訴訟手續ニ之ヲ準用ス

(第四十四條) (一) 異議却下ノ決定書ニハ警察行政法第四十八條第二句ヲ準用シ更ニ訴訟手段ノ存セサルコトヲ附記スヘシ

(二) 外國人警察處分ニ對スル訴訟ノ提起ハ警察行政法第五十三條ニ基キ原則トシテ處分ヲ停止セシムル効果ヲ有ス但シ訴訟手段ニ依リ争ハルル處分ニシテ公共ノ安全維持ノ爲(第十一條) (二) 參照) 即時執行ヲ必要トスルトキハ右ノ効果ヲ有セス右ノ要件ハ入國禁止及國境追放ニアリテハ常ニ存スルモノトス追放處分ノ中第十四條(ハ)又ハ(ニ)ニ基キ長期自由刑ニ處セラレタル爲行ハルル追放處分ナルトキハ通例公共ノ安全ノ爲即時執行ヲ爲スヘキモノトス

手数料及費用

第四十五條 外國人警察事務ニ關シテハ現行法律規定ニ準シ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

(第四十五條) (一) 外國人警察事務ニ關スル費用ノ徵收ニ付準據スヘキ規定ハ一九二六年十二月三十日行政手数料規則トス

(二) 外國人警察事務ニ關シテハ行政手数料規則ニ依リ左ノ手数料ヲ徵收スヘシ

(イ) 滞在許可ノ許與及延期ニ對シテハ手数料表(八)ノ(ロ)ニ依ル

(ロ) 滞在許可ノ拒否及延期拒否ニ對シテハ行政手数料規則第九條ニ依ル

(ハ) 滞在許可ノ許與又ハ延期ノ願出ニ對シ與ヘタル決定ニ付争アリ之ニ對シ上級警察官廳ノ異議却下ノ決定アリタルトキハ行政手数料規則第八條ニ依ル

(三) 貧困又ハ物的若ハ人的ノ正當理由ニ基クトキハ行政手数料規則第四條又ハ手数料表(八)但書ニ依リ手数料ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

外國人ノ所持スル旅券又ハ代用旅券ノ更新ニ依リ滞在許可ニ關スル檢印ノ書換ヲ必要トスルトキハ(第二十六條) (二) 參照) 手数料ヲ徵收セス

同一世帯ニ屬スル家族ニ對シ同時ニ多數ノ滞在許可ヲ許與シタルトキハ前記ノ手数料ハ一人分徵收スヘシ

(四) (二) ニ掲ケタル事務ニ關シテハ左ノ者ニ付テハ手数料ヲ徵收セス

(イ) 内閣新聞班ノ發給スル紹介狀ヲ所持スル外國新聞記者及右ノ者ノ同一世帯ニ屬スル家族

(ロ) 左記ノ國民タルモノ

デンマーク、ダンチツヒ、エストニア、オランダ、スペイン

第四十六條 (一) 外國人警察事務ニ關シ生スル費用ハ自己ノ權限ニ依リ行フ場合又ハ他警察官廳ノ依頼ニ基ク場合タルヲ問ハス處分ヲ執行スル警察官廳之ヲ負擔ス

(二) 縣警察官廳ノ權限ニ屬スル外國人警察事務ヨリ生スル費用ノ中縣警察官廳ノ命シタル處分ヲ執行スル爲他警察官廳ニ於テ生スル費用ノ限度ニ於テ國家之ヲ負擔ス

(三) 追放處分滯在禁止處分國境追放處分退去處分市町村外又ハ縣外追放處分ノ執行ニ要スル費用ハ外國人ノ經濟的事情ヲ斟酌シ何等苛酷ニ亘ラサルトキハ當該外國人ヨリ徵收スヘシ

(第四十六條) (一) 追放ニ依ラス救護協會ノ行フ本國送還費用ハ警察費用ニアラス公共救護團體ハ右費用ノ外國通過輸送費ヲモ負擔スルモノトス

(二) 第四十六條ニ依リ當然警察官廳又ハ國家ノ負擔スヘキ費用ノ中特別ノ場合(旅券規則第四十三條補充規定(三)參照)ニ旅券規則第六十二條補充規定(五)第四號(六)第六十三條補充規定參照)ハ他ノ處ヨリ徵收スヘシ

(三) 外國農業勞働者ノ追放處分又ハ退去處分ニ際シ強制國外追放處分ヲ執行スル必要アルトキハ右ニ依リ生スル縣警察費ハ第四十六條第三項ニ基キ外國勞働者ヨリ徵收スルコト能ハサルトキニ限り邦之ヲ負擔ス

勞働者ニシテ雇主ニ對シ歸國旅費支拂請求權ヲ有スルトキハ右ノ請求權ハ勞働者ノ財產ト看做シ所要警察費支辨ニ充當スルコトヲ得從ツテ警察官廳ハ勞働者ヲシテ雇主ニ對スル請求權ヲ讓渡セシメ後日通常裁判手續ニ依リ雇主ニ對シ手段ヲ講シ得ル手續ヲ採ルヘシ送還費用求償ノ爲雇主ニ對シ警察處分ハ之ヲ行ハス

(四) 第四十六條第三項ニ掲ケタル處分ニシテ直接強制ヲ用ヒ強制輸送ノ方法ニ依ルトキハ強制輸送ヲ執行スル警察官廳ハ外國人ヨリ必要ナル金額ヲ徵收スヘシ第四十六條第三項ノ要件存スルトキハ警察官廳ハ輸送ノ終了シタル後所要經費ヲ徵收シタル金額ヨリ控除シ殘額ヲ外國人ニ又ハ外國人ニ支拂ハシムル爲本國領事ニ送金スヘシ

刑 罰

第四十七條 第十條ニ所謂權限ナクシテプロイセン邦城内ニ滯在スル外國人ハ他ノ規定ニ依リ更ニ重キ刑罰ヲ科セタレサル限り百五十馬克以下ノ罰金又ハ特ニ重キ場合ハ二週間以下ノ拘留ニ處ス

(第四十七條) (一) 第四十七條ニ基ク犯罪處罰ノ時期ノ判定ニ際シテハ(第十條)ヲ參酌スヘシ

(二) 第四十七條ニ定メタル處罰ハ警察官廳ニシテ即時刑事裁判手續ニ依ル必要ナシト認メタルトキハ刑事訴訟法第四百十三條ニ基キ警察處罰令ニ依リ之ヲ行フ右ノ警察處罰處分ノ言渡ニ際シテハ警察行政法第五十九條乃至第六十九條及同施行細則ヲ適用ス但シ同法第五十九條第一項第四句ハ之ヲ適用セス

(三) 第十條ニ示スカ如ク其ノ權限ナクシテプロイセン邦域ニ滞在スル外國人ニ對シテハ場合ニ依リ旅券規則第一條又ハ刑法第三百六十一條第二號ニ基キ第四十七條ニ定メタルヨリ重キ刑罰ヲ科スルコトヲ得

通則竝ニ末則

第四十八條

(一) 外國人警察事務ノ全般ニ亙リ外國人ハ所轄警察官廳ニ他人ヲ以テ代理セシメ又ハ他人ノ補助ノ下ニ出頭スルコトヲ得狀況ニ依リ代理人カ權限ヲ有スルコト明カナルトキハ特別ナル代理權ノ證明ヲ要セス代理權ノ追認ヲ妨ケス

(二) 警察官廳ハ外國人ノ自身出頭ヲ命スルコトヲ得

(第四十八條)

(一) 外國人警察事務ニ關シ警察官廳ニ對シ外國人ヲ代理スル者殊ニ辯護士及公務執行吏ハ書面ニ依リ代理權ノ存在ヲ證明スヘシ

(二) 代理人ニシテ外國人ノ近親者タルコトヲ證明シタルトキ又ハ外國人ニシテ警察官廳ニ代理人ヲ伴ヒテ出頭シ且代理人ニ權限ヲ與ヘタル旨ヲ明カニ證言シタルトキハ代理權授與ノ特別ナル證明ヲ要セス

其ノ他外國ノ外交機關領事國際逃亡人ナンセン事務所獨逸國會議員プロイセン邦議會議員外國人救護團體ニシテ外國人ヲ代理スルトキハ代理權授與ノ特別ナル證明ヲ要セス

第四十九條 外國人ノ滞在ハ其ノ中斷カ性質上一時的原因ニ基クトキハ本令ニ於ケル中斷ト看做サス

(第四十九條)

(一) 性質上一時的ナル滞在ノ中斷ハ特ニ各種學校ノ聽講ノ爲職業豫備教育竝ニ補習教育ノ爲助手若ハ志願者等トシテ一時の職業ニ從事スル爲用務研究保養漫遊見學旅行ノ爲又ハ軍務ニ服スル爲プロイセン邦域ヲ退去スル場合ニ生スルモノトス

(二) 住所又ハ居所ヲ他邦又ハ他國ニ移ス意思ノ認めラルル狀況ノ下ニ中斷アルトキハ常ニ滞在中斷セラレタルモノト看做ス

(三) 外國農業労働者ニアリテハ季節労働ノ終了後本國ニ歸還シタルトキハ常ニ滞在中斷アリタルモノト看做ス

第五十條

(一) 本令ニ謂フ外國人トハ獨逸聯邦ノ邦籍(間接國籍)又ハ直接國籍ヲ享有セサル者ヲ指ス

(二) 本令ハ左ノ外國人ニハ適用セス

(イ) 治外法權享有者

(ロ) 外國領事及領事館員ニシテ獨逸國內ニ駐在スル者

(ハ) 第二號ニ掲ケタル者ノ家族ニシテ右ノ者ト同一家屋ニ住居スル者

(ニ) 外國政府及國際聯盟ノ派遣員又ハ委員トシテ獨逸政府又ハプロイセン政府ノ同意ヲ得テ入國シタル者

(第五十條)

(一) 外國人取扱警察令ニ謂フ外國人トハ全然國籍ヲ有セサル者(無國籍人)ヲモ含ム

(二) 獨逸國籍ト共ニ外國國籍ヲ有スル國民ハ國內ニ於テハ外國人警察取扱ヲ受クルコトナシ

(三) 外國人ニシテ數國籍ヲ有スルトキハ外國人警察取扱ニ最モ好都合ナル國籍ニ從ヒ之ヲ取扱フ

(四) プロイセン邦域内ニ滯在中外國人ノ國籍變更シタルトキハ變更前爲シタル外國人警察處分ノ効力ハ何等ノ影響ヲ受クルモノニアラス但シ新國籍ニ依リタルトキハ他ノ警察命令ヲ取消若ハ拒否スヘキ場合又ハ獨逸國籍ヲ取得シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(五) 治外法權享有者トハ獨逸國ニ信任狀ヲ捧呈シタル外交機關ノ長及館員其ノ家族職員及獨逸人ナラサル使用人竝ニ一九二五年十月十二日獨逸經濟協定第四條ニ基ク社會主義ソウエイト聯邦共和國通商代表部代表代理二名組織員七名(伯林ニ住所ヲ有スル者)ヲ謂フ

(六) 外國領事竝ニ館員ニ對シテハ尙一九二四年二月六日內務大臣訓令ヲ適用ス

第五十一條 內務大臣ハ左ノ權利ヲ留保ス

一、第三條ノ期間ヲ一般ノニ又ハ特定ノ外國人團體ニ對シ又ハプロイセン邦域内ノ特定地域ニ對シ變更スルコト

二、一般的又ハ特定ノ外國人團體ニ對シ又ハプロイセン邦域内ノ特定地域ニ對シ又ハ個人ノ場合ニ於テ

(イ) 第五條第七條及第八條ノ規定ニ關セス滯在許可ヲ拒絕シ取消シ及後日制限ヲ加フ

(ロ) 第二十條ノ規定ニ關セス外國人ヲ入國禁止處分ニ付ス

(ハ) 第十四條及第十五條ニ關セス追放處分ニ付ス

(ニ) 第三十一條乃至第三十三條ニ關セス追放處分退去處分ヲ執行ス

(ホ) 第五十條第二項第二號第三號ニ關セス右ニ記載シタル外國人ニ適用スルコトヲ得

第五十二條 一九三二年十月一日外國人警察事務ニ關スル訴訟手續ニ關スル內務大臣命令ハ之ヲ廢止ス

第五十三條 本令ハ一九三二年七月一日ヨリ効力ヲ有ス從前ノ外國人警察法規ハ同時ニ効力ヲ失フ

國外追放ニ關スル法律

Gesetz ueber Reichsverweisungen. Vom 23. Maerz 1934.

一九三四年三月二十三日

國政府ハ左ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布ス

第一條

(一) 外國人ノ國領域外追放(國外追放)ハ國領域ヨリノ退去命令及國領域ヘノ歸還禁止ヲ含ム

(二) 邦外追放ハ之ヲ廢止ス

第二條 外國人ハ左ノ場合國外追放ニ付スルコトヲ得

一、國內ニ於テ犯罪若ハ違反ノ爲又ハ外國ニ於テ獨逸法ニ依リ犯罪又ハ違反ト認メラルル行爲ニ依リ刑ニ處セラ

レタルトキ

五〇

- 二、國內若ハ外國ニ於テ官廳ノ確定處分ニ依リ自由剝奪ノ手續ヲ以テスル保安處分及矯化處分又ハ救護機關收容又ハ去勢ヲ命セラレタルトキ
 - 三、國家ニ反スル行爲ヲ爲シ若ハ爲シタルトキ又ハ國內ニ於ケル其ノ滞在カ國ノ對內的若ハ對外的安全ヲ害スル虞アリト認メラルルトキ
 - 四、其ノ行爲ニシテ國家ノ對外關係ヲ危フカラシムト認メラルルトキ
 - 五、租税法(關税法ヲ含ム)專賣法若ハ外國爲替法ノ規定又ハ輸出入禁止ニ繰返シ違反シ又ハ違反ノ甚シキトキ
特ニ租税(關税)ノ納付義務又ハ外國爲替ノ申告義務ヲ繰返シ怠リ又ハ怠ルノ甚シキトキ
 - 六、一九二三年四月六日旅券規則違反行爲ノ處罰ニ關スル命令第一條ノ規定ニ違反シタルトキ
 - 七、外國人警察規定ニ依リ權利ナクシテ國內ニ滞在スルトキ
 - 八、警察局出規定ニ繰返シ違反シ又ハ違反スルノ甚シキトキ
 - 九、其ノ行爲ニシテ公共ノ衛生若ハ風紀ヲ害スルトキ
 - 十、所轄官廳ニ依リ公共救護ヲ必要トシ當然引受義務ノ存シ若ハ本國送還手續ニ依リ右引受義務ヲ承認スル外國ニ送還スヘキコトヲ要求セラレタルトキ又ハ右ノ要求ニ從ハサルトキ
 - 十一、國內ニ於テ生業トシテ若ハ常習的ニ乞丐ヲ爲シ又ハ浮浪者トシテ徘徊スルトキ
- 第三條 (一) 左ノ場合ハ原則トシテ國外追放ヲ許サス

一、外國人ニシテ滿十五歳ニ達セサルトキ

二、外國人ニシテ第二條第一號ノ違反ニ依ル刑ノ執行ヲ終ヘタル後五年間若ハ刑ノ執行ヲ受ケサリシトキハ刑ノ言渡後五年間引續キ國內ニ滞在シ及右期間中犯罪若ハ違反ニ依ル刑ノ言渡ヲ再ヒ受ケタルコトナキトキ

三、外國人ニシテ第二條第六號及第八號ニ掲ケタル規定ニ對スル最後ノ違反アリタルトキヨリ二年ヲ經過シ且爾後摘發セラルルコトナクシテ國內ニ滞在シタルトキ

(二) 第一項ノ規定ハ公安ノ維持カ國外追放ヲ要求スルトキハ之ヲ適用セス

第四條 邦警察官廳ノ所轄領域内ニ外國人ノ滞在スルトキ若ハ右外國人ニ對シ警察ノ處置ヲ必要トスルトキハ國外追放ハ邦警察官廳之ヲ命ス

第五條

(一) 國外追放ヲ受ケ若ハ本法施行前ニ邦法律ノ規定ニ基キ獨逸邦領域ヨリ追放セラレタル者ニシテ許可ナクシテ歸還シタルトキハ一年以下ノ禁錮若ハ罰金ニ處シ又ハ之ヲ併科ス

(二) 邦法律ノ規定ニ基キ邦ノ滞在禁止ヲ命セラレタル外國人ニシテ許可ナクシテ入邦シタル者ニ對シテ亦同シ

第六條 本法ニ謂フ外國人トハ國籍ヲ有セサル者ヲ指ス

第七條 刑罰典ヲ改正スルコト左ノ如シ

一、第三十九條中第二號削除

五一

- 三、第四十二條(ワ) 削除
- 四、第六十七條第五項中「又ハ許可スヘキ」ノ字句削除
- 五、第七十六條中「又ハ許可スト宣告シタル」ノ字句削除
- 六、第二百五十七條(イ) 中「又ハ許可シタル」ノ字句削除
- 七、第二百八十五條(イ) 中第二項削除
- 八、第三百六十一條中第二號削除

第八條 刑事訴訟法ヲ改正スルコト左ノ如シ

- 一、第五百五十四條(イ) 第三項及第四百五十六條(イ) 第一項中「刑ノ宣告ニ基キ」ノ字句削除
- 二、第六十條第三項第二百六十條第一項第二百六十三條第一項及第二百六十五條第二項中夫々「又ハ許可」ノ字句ヲ削除
- 三、第二百三十三條(イ) 第三百八十四條第一項第二句及第四百七條第三項中夫々「又ハ許可スト宣告シタル」ノ語句削除
- 四、第二百六十七條第六項中「又ハ許可スト宣告シタル」ノ字句及「又ハ許可スト宣告セサル」ノ字句削除
- 五、第四百六十五條第一項中「又ハ許可シタル」ノ字句及「又ハ許可セラレタル」ノ字句削除
- 六、第四百六十六條中「又ハ許可シタル」ノ字句削除

第九條 一九二〇年四月九日犯罪簿ニ關スル回答制限並ニ犯罪記號削除ニ關スル法律第六條第一項第一號及第七條

第一項第一號一九三三年十一月二十四日附同改正法第六節中ニ用ヒタル「又ハ許可スト宣告シタル」ノ字句ヲ削除ス

第十條 國內務大臣ハ本法ノ施行及補充ノ爲必要ナル法規命令並ニ行政命令ヲ制定ス

第十一條 本法ハ一九三四年六月一日ヨリ施行ス本法施行ニ依リ効力ヲ失フモノ左ノ如シ

- 一、一九二二年四月八日附競馬法及富籤法ノ第五條第一項第二句
- 二、一九二三年四月六日附旅券規則ノ違反行爲處罰ニ關スル命令第二條
- 三、一九二三年七月十三日貿易制限ニ關スル命令第三十三條
- 四、一九二九年十二月十日麻藥取引ニ關スル法律第十條第六項
- 五、一九三三年七月十四日附公開輸贏場ノ許可ニ關スル法律第三條第二項

國民教化宣傳省創設ニ關スル大統領令

Erlaß ueber Errichtung des Reichsministeriums fuer Volksaufklaerung und Propaganda. Vom 13. Maerz 1933.

一九三三年三月十三日

政府ノ政策及獨逸祖國ノ國民的復興ニ關シ國民ニ對シ啓發及宣傳ヲ行フ爲國民教化宣傳省ヲ創設ス右官廳ノ長官ハ

「國民教化宣傳大臣」ノ名稱ヲ用フ
國民教化宣傳省ノ事務ハ總理大臣之ヲ定ム總理大臣ハ關係大臣ト協議シ新設省ニ移管スヘキ事務ヲ決定シ且移管ニ依リ當該關係省ノ事務ニ變更ヲ來タス場合ニ於テモ亦之ヲ定ム

國民教化宣傳省ノ事務ニ關スル命令

Verordnung ueber die Aufgaben des Reichsministeriums
für Volksaufklärung und Propaganda. Vom 30. Juni 1933.

一九三三年六月三十日

一九三三年三月十三日附大統領令ニ基キ外務大臣内務大臣經濟大臣營養農業大臣逓信大臣交通大臣及國民教化宣傳大臣ト協議シ左ノ如ク定ム
國民教化宣傳大臣ノ主管ニ屬スル事務ハ國民思想ノ啓發國家文化經濟ニ關スル宣傳國內國外ノ輿論指導竝ニ右ノ目的遂行ニ必要ナル施設ノ管理トス
右ノ爲國民教化宣傳大臣ノ所管ニ移スヘキ事項左ノ如シ
一、外務省ヨリ

情報機關海外ニ於ケル宣傳究明海外ニ於ケル藝術藝術展覽會映畫及競技

二、内務省ヨリ

國內一般政治教育政治專門學校國民祭日國家儀式ノ舉行（内務大臣ト協同シ）

新聞（新聞學研究所モ含ム）

ラヂオ國歌ライヴチヒ國立圖書館

藝術（但シフロレンス美術史研究所文藝作品著作權保護國民的價值ヲ有スル藝術品目錄藝術品輸出ニ關スル獨壞

協定藝術品及記念碑ノ保護風景天然記念碑天然保護公園ノ保護及維持歴史的記念建築物ノ維持國民記念碑ノ維持

獨逸民俗學協會ハ之ヲ除ク）

音樂（フィルハーモニーオーケストラヲ含ム）

劇場映畫

卑猥文書圖畫ノ取締

三、經濟省及農務省ヨリ

經濟宣傳博覽會見本市廣告宣傳

四、逓信省及交通省ヨリ

外客誘致宣傳

逓信省ヨリ全國ラヂオ會社及各ラヂオ會社以外ニ於テ技術行政ニ關セサル限り總テ從來ノラヂオニ關スル事務ハ

之ヲ移ス國民教化宣傳大臣ハ技術行政ニ關スル場合ト雖モ所管事務ノ執行ニ必要ナル場合殊ニラヂオ器具ノ貸付條件及料金ノ決定ニ際シテハ之ニ參加ス全國ラヂオ會社及各ラヂオ會社ニ對スル代表權ハ總テ特ニ國民教化宣傳大臣ニ移ス

右ニ掲ケタル範圍ニ於テ國民教化宣傳大臣ハ總テノ事務竝ニ立法ニ關與シ他ノ大臣ハ一般的原则ニ從ヒ之ニ參加ス

出國查證ノ一時的復活ニ關スル告示

Bekanntmachung ueber die voruebergehende

Wiedereinfuehrung des Ausreisichvermerks. Vom 1. April 1933.

一九三三年四月一日內務大臣告示

- 一九一九年六月十日旅券規則第三條第六條第一項ニ基キ左ノ如ク規定ス
- 第一條 國民ハ當分ノ内國外旅行ニ際シ國境通過ノ爲查證ヲ必要トス
- 一九三二年六月七日旅券令第四十二條ハ右ニ關スル限り之ヲ適用セス
- 第二條 出國查證ハ左ノ雛形ニ依リ之ヲ與フヘシ

國境通過ノ爲查證ノ利用セラルル期間(利用期間)ハ左ノ如ク定ム

- (イ) 一回限ノ出國ニ對シテハ最高一月
- (ロ) 數次ノ出國ニ對シテハ最高六月
- 第三條 其ノ他ニ關シテハ一九三二年六月七日旅券令查證許可ニ關スル規定ヲ準用ス
- 第四條 本令ハ一九三三年四月四日ヨリ之ヲ施行ス

番 號	(無 料)
査 證	
所 持 者	氏 名
.....國境通過監視署.....ヲ經テ	
.....	
一回限 數 次	國外旅行ヲ許可ス
査證ハ.....年.....月.....日迄ノ國境	
通過ニ對シ利用セラルヘシ	
年	月 日
官 廳	名
官 署	名
檢 印	

(縦 横 八 釐)

(註)

一九一九年六月十日旅券規則

第一條 國境ヲ退出セントスル者又ハ外國ヨリ國內ニ入國セントスル者ハ旅券ニ依リ身分ヲ證明スヘシ

旅券ニハ國境通過前當該獨逸官憲ノ査證ヲ受クヘシ

第二條 國內ニ滞在スル外國人ハ旅券ニ依リ身分ヲ證明スヘシ

第三條 內務大臣ハ特別ノ場合國境通過又ハ國內滞在ノ爲他ノ官廳證明書(代用旅券)ヲ以テ十分ナル證明ト看做シ又ハ査證ノ要件ヲ免除スルコトヲ得

第六條 內務大臣ハ本令施行ニ必要ナル命令就中旅券及査證ノ形式内容旅券査證ノ交付要件及査證許可手續ヲ定ム尙査證免除ノ範圍ヲモ定ム

內務大臣ニシテ施行細則ヲ定メサルトキハ邦中央官廳之ヲ定ムルコトヲ得

一九三二年六月七日旅券令

第四十二條 獨逸國民ハ國境通過ノ爲査證ヲ必要トセス

出國査證ノ一時的復活ニ關スル訓令

Runderlass des preussischen Innenministers ueber die voruebergehende

Wiedereruehrung des Ausreisichvermerks. Vom 3. April 1933.

一九三三年四月三日 プロイセン內務大臣訓令

一九三三年四月一日出國査證ノ一時的復活ニ關スル國內務大臣告示ハ同月三日官報ニ公布セラレ之ニ依リ國民ノ

國外旅行ニ對シ一時出國査證義務ヲ復活スルコトナリタリ

一、一九三三年四月一日警察無線電行ニ依リ縣知事並ニ伯林警視總監ニ命シ置キタル通り査證許可官廳及國境監視署ハ直チニ必要ナル手續ヲ採ルヘシ

二、國內務大臣ノ命令ニ基キ本令施行ノ爲左ノ細則ヲ補足ス

(一) 内地人タル十五歳以下ノ兒童ハ出國査證ヲ必要トセス

(二) 住所又ハ居所ヲ外國ニ有スル内地人ハ入國前外國ニ於ケル所轄獨逸査證官廳ヨリ査證ヲ受クヘシ

(三) 國內務大臣告示第三條ニ依リ旅券令中適用スヘキ條項トシテ第五十四條第一號ヲ學クルコトヲ得第五十四條第一號(ロ)ニ基キ査證ノ拒絶ヲ爲スヘキ理由アリト認めラルル主ナル場合左ノ如シ

(イ) 外國ニ於テ獨逸國又ハ邦ニ對シ反國家的行動ヲ爲ス處アル場合

(ロ) 外國ニ於テ大統領中央政府若ハ邦政府員又ハ其ノ他國若ハ邦ノ機關施設若ハ官廳ヲ侮辱シ又ハ誹毀スル處アル場合

(ハ) 外國ニ於テ獨逸國又ハ邦ノ重大ナル利益ヲ害スト認めラルル不正ノ報道ヲ宣傳スル處アル場合

(ニ) 爲替取縮規則ニ違背スル處アル場合

(ホ) 國外旅行ニ依リ租稅義務ヲ免レントスル處アル場合

(四) 旅券令第六十二條ニ依リ團體査證ハ出國査證ニ之ヲ適用スルコトヲ得ス

(五) 査證免除ハ旅券令第六十三條ノ規定ニ依リ之ヲ行フヘシ

- (六) 特別査證(旅券令第六十五條)ハ出國査證ニ之ヲ適用スルコトヲ得ス
 - (七) 近接國境地方間ノ交通並ニ娛樂遠足取締ニ關スル規定ハ之ヲ變更セス但シ本令ノ無制限適用ニ依リ國內務大臣告示所期ノ目的ヲ達スルニ支障アリト思料スルトキハ適時本令ノ取扱ヲ變更スヘシ
一九二二年五月十五日オーバーシュレージエンニ關スル獨逸波蘭間取扱ニ對シテハ何等之ニ觸レズ
 - (八) 旅券令第六章三、(海路交通ニ於ケル旅券取扱) 四、(國境勤務官吏並ニ使用人ニ對スル旅券取扱) 五、(療養權利者ニ對スル旅券取扱) ニ定ムル特別規定ハ國內務大臣告示ニ依リ變更セララルコトナシ
 - (九) スウイネミュンデ、ダンツイヒ間ノ海路交通ニ必要ナル出國査證ハスウイネミュンデ郡長之ヲ許可ス
 - (十) ザール地方ニ旅行セントスル内地人ハ旅行ノ目的カザール地域内ニ存スルコトヲ證明シ又ハ信憑セシムルニ足ルトキハ出國査證ヲ必要トセス
 - (十一) 出國査證ノ許可ハ無料トス
 - 三、國境地方縣知事ハ二、第七號ニ從ヒ近接國境地方間ノ交通並ニ娛樂遠足ニ對シ内地人ノ出國ヲ制限スル必要ノ有無及限度ヲ調査報告スヘシ必要ナルトキハ適當ナル案ヲ具シテ答申スヘシ
 - 四、旅券検査細則第四號ヲ變更シ當分ノ内出國並ニ入國ニ際シ旅券検査ヲ爲スヘシ
- (註)
一九三二年六月七日旅券令第五十四條
査證ハ左ノ場合之ヲ拒絶スルコトヲ得

一、一般の場合

- (イ) 査證申請人ニシテ國又ハ邦ノ領域ヨリ追放セラレタル者ナルトキ但シ追放官廳及目的地所轄中央官廳カ査證許可ノ同意ヲ與ヘタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- (ロ) 旅行カ獨逸國又ハ邦ノ重大ナル利益ヲ害スト認メララル事實ノ存スルトキ
- (ハ) 査證申請人ニシテ關稅規則ニ違背シ又ハ回避センカ爲査證ヲ利用セントスル事實ノ認メララルトキ
- (ニ) 査證申請人ニシテ國內ニ於テ生計ヲ營ムニ足ル十分ナル資力ヲ有セスト認メララル事實ノ存スルトキ
- (ホ) 査證申請人國內ニ滞在スルニ於テハ公共ノ衛生又ハ風紀ニ害アリト認メララル事實ノ存スルトキ
- 二、入國ニ際シ目的地所轄警察官廳ノ許可ヲ必要トスルトキ之ヲ缺如スル場合
- 三、通過旅行ノ場合
- (イ) 目的ノ入國査證及本邦目的の國間ニ介在スル中間諸國ノ通過査證ヲ提示セサルトキ但シ査證申請人ニシテ右諸國ノ入國又ハ通過ニ際シ査證ヲ必要トセサルトキ又ハ右ノ諸國ニ必要ナル入國若ハ通過査證ヲ後日得ル旨ヲ保證シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- (ロ) 査證申請人ニシテ本邦内ニ滞在センカ爲通過査證ヲ利用セントスル事實ノ認メララルトキ

政治暴力行為取締法

Gesetz zur Abwehr politischer Gewalttaten. Vom 4. April 1933.

一九三三年四月四日

政府ハ左ノ法律ヲ定メ茲ニ之ヲ公布ス

第一條 左ニ該當スル者ハ從來輕キ刑ヲ科セニレタル限り死刑又ハ終身懲役又ハ十五年以下ノ懲役ニ處スルコトヲ得

一、一八八四年六月九日爆發物取締法第五條第一項第二項ニ違背スル罪ヲ犯シタル者

二、公共ノ用ニ供スル建築物ニ火ヲ放チ又ハ爆破シ（刑法第三百六條乃至第三百八條第三百十一條）タル者又ハ民衆ニ不安若ハ恐怖ヲ與フル目的ヲ以テ放火又ハ爆破ヲ犯シタル者

三、刑法第二百二十九條第二項第三百十二條第三百十五條第二項第三百二十四條（毒殺溢水鐵道破壞毒物使用ノ罪）ニ該ル罪ヲ犯シタル者

第二條 第一條ニ記載シタル罪竝ニ爆發物取締法第五條第三項第六條乃至第八條ニ該ル罪ハ一九三三年三月二十二日閣令ニ依リ設置セラレタル特別裁判所ノ管轄ニ屬ス但シ大審院又ハ高等地方裁判所ノ管轄ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

昭和十年二月

内務省警保局